

平成29年9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

平成29年第3回市議会定例会

会期日程	1
9月4日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第51号～議案第73号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第51号～議案第53号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	22
議案第54号～議案第56号（質疑，委員会付託省略，表決）	23
議案第57号～議案第64号（質疑，決算特別委員会付託）	24
議案第65号～議案第73号（質疑，委員会付託）	24
新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）	25
散会	25
9月19日	
議事日程	26
本日の会議に付した事件	26
出席議員	26
欠席議員	26
地方自治法第121条の規定による出席者	26
職務のため出席した事務局職員	27
開議	28
会議録署名議員の指名	28
一般質問	28
新宮領 進 議員	28
1. 財政状況について	
外 菌 幸 吉 議員	41
1. 指宿市内における水資源の保全等について	
前之園 正 和 議員	51

1. 国民健康保険制度について	
2. 人権としてのLGBT問題について	
3. ファミリーサポート事業について	
高田 ちよ子 議員	67
1. 指宿市の未来像について	
2. 人権問題について	
木原 繁昭 議員	79
1. 豊留市政2期目の総括について	
2. 観光行政について	
3. 市内業者の活用について	
延 会	91

9月20日

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第121条の規定による出席者	93
職務のため出席した事務局職員	94
開 議	95
会議録署名議員の指名	95
一般質問	95
吉村 重則 議員	95
1. 療育について	
2. サッカー場について	
3. ヘルシーランドについて	
4. 水路について	
白山 正志 議員	108
1. 各種検討委員会等の在り方について	
2. 合併特例債について	
3. 平成29年度望ましい学校づくり(素案)について	
新川床 金春 議員	122
1. 小・中学校の施設整備について	
2. 災害時の業務継続について	
3. 指宿市公共施設等総合計画について	
4. サッカー・多目的グラウンド整備事業について	
東 伸行 議員	137
1. 耐震化について	

2. 指宿港海岸整備について	
3. JR指宿枕崎線について	
4. クルーズ港整備について	
5. 学力テストについて	
西 森 三 義 議員	150
1. 農業振興策について	
2. 農村公園管理について	
3. 唐船峡事業の効率化について	
4. 安心・安全対策について	
議案第74号上程	164
提案理由説明	164
議案第74号（質疑，委員会付託）	165
延 会	165

9月21日

議事日程	167
本日の会議に付した事件	167
出席議員	167
欠席議員	167
地方自治法第121条の規定による出席者	167
職務のため出席した事務局職員	168
開 議	169
会議録署名議員の指名	169
一般質問	169
井 元 伸 明 議員	169
1. 新川河川改修について	
2. 市民会館について	
3. サッカー場建設計画について	
恒 吉 太 吾 議員	186
1. 魅力ある観光地づくりについて	
2. 体育施設等の活用について	
浜 田 藤 幸 議員	206
1. 産業振興について	
2. 教育行政について	
高 橋 三 樹 議員	219
1. 防災対策について	
2. 空き家対策について	
中 村 洋 幸 議員	226

1. 消防団活動の現状と設備等の整備について

散 会	235
9月29日	
議事日程	236
本日の会議に付した事件	236
出席議員	237
欠席議員	237
地方自治法第121条の規定による出席者	237
職務のため出席した事務局職員	237
開 議	238
会議録署名議員の指名	238
議案第65号及び議案第66号（委員長報告，質疑，討論，表決）	238
議案第67号（委員長報告，質疑，討論，表決）	239
議案第68号（委員長報告）	240
議案第68号（修正案説明）	247
議案第68号（質疑，討論，表決）	249
議案第69号（委員長報告，質疑，討論，表決）	253
議案第70号～議案第72号（委員長報告，質疑，討論，表決）	254
議案第73号及び議案第74号（委員長報告，質疑，討論，表決）	255
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	257
閉会中の継続審査について	262
報告第4号，報告第5号及び議案第75号一括上程	263
提案理由説明	263
報告第4号及び報告第5号（質疑）	266
議案第75号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	266
意見書案第3号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	267
閉議及び閉会	268
参考資料	
意見書第3号	269

第 3 回 定 例 会

平成 29 年 9 月議会

平成29年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 26日間（9月4日～9月29日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月4日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第51号～議案第73号一括上程（議案説明） ・議案第51号～議案第53号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第54号～議案第56号 （質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第57号～議案第64号（質疑，決算特別委員会付託） ・議案第65号～議案第73号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託）
5日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
6日	水	〃	
7日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
8日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
9日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
12日	火	〃	
13日	水	〃	
14日	木	〃	
15日	金	〃	
16日	土	〃	
17日	日	〃	
18日	月	〃	
19日	火	本会議	・一般質問
20日	水	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第74号上程（説明，質疑，委員会付託） 総務水道委員会（本会議終了後）
21日	木	〃	・一般質問
22日	金	休 会	
23日	土	〃	
24日	日	〃	

25日	月	休 会	
26日	火	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
27日	水	〃	
28日	木	〃	
29日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第65号～議案第67号， 議案第69号～議案第74号 （委員長報告， 質疑， 討論， 表決） ・ 議案第68号（委員長報告， 修正案説明， 質疑， 討論， 表決） ・ 審査を終了した陳情（委員長報告， 質疑， 討論， 表決） ・ 閉会中の継続審査 （議案第57号～議案第64号， 平成28年度陳情第4号， 陳情第5号） ・ 報告第4号～議案第75号一括上程（説明） ・ 報告第4号及び報告第5号（質疑） ・ 議案第75号（質疑， 委員会付託省略， 討論， 表決） ・ 意見書案第3号上程 （説明・質疑・委員会付託等省略， 表決）

第 3 回 定 例 会

平成 29 年 9 月 4 日

(第 1 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成29年9月4日 午前10時24分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第51号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第52号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第53号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 議案第57号 平成28年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第60号 平成28年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第63号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第64号 平成28年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第17 議案第65号 指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第66号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について

- 日程第19 議案第67号 指宿市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第20 議案第68号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第21 議案第69号 平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第70号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第71号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第72号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第73号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 新たに受理した陳情上程（陳情第10号～陳情第15号）

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14 番議員 | 前之園 正 和 | 15 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 16 番議員 | 中 村 洋 幸 | 17 番議員 | 新川床 金 春 |
| 18 番議員 | 下川床 泉   | 19 番議員 | 新宮領 進   |
| 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |        |         |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 市 長   | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長 | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市民生活部長  | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長  | 前 菌 千 秋 |
| 産業振興部長  | 上 田 薫   | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長 | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 中 村 俊 治 | 開聞支所長   | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与   | 廣 森 敏 幸 | 総務部参与   | 中 村 孝   |
| 総務課長    | 川 路 潔   | 財 政 課 長 | 坂 元 一 博 |
| 長寿介護課長  | 鶴 窪 誠 作 | 建 築 課 長 | 大久保 覚   |
| 水道課長    | 黒 岩 道 広 |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局長   | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 調査管理係長 | 嶺 元 和 仁 | 議事係主査   | 上 玉 利 享 |

### △ 開会及び開議

午前10時24分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成29年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び西森三義議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの26日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの26日間と決定いたしました。

### △ 議案第51号～議案第73号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第51号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第25、議案第73号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、までの23議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件3件、人事に関する案件3件、決算に関する案件8件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件6件の計23件であります。

まず、議案第51号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、議案第52号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第53号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、の3議案であります。

議案第51号は平成29年7月3日をもって、議案第52号は平成29年7月14日をもって、議案第

53号は平成29年8月10日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第54号、議案第55号及び議案第56号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

まず、議案第54号は、指宿地域の現委員であります中園伸宏氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には平成11年8月から、指宿地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第55号は、指宿地域の現委員であります福崎恭子氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には平成21年1月から、指宿地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第56号は、指宿地域の現委員であります井立田詠子氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には平成26年10月から、指宿地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次は、議案第57号、平成28年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第63号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

なお、決算附属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第64号、平成28年度指宿市水道事業会計の決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、平成28年度未処分利益剰余金4億5,548万6,727円のうち、3億7,213万7,415円を資本金に組み入れ、3,300万円を減債積立金へ、また、5,000万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議

決を求めるものであります。

次は、議案第65号、指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の交布に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第66号、指宿市図書購入基金条例の一部改正について、であります。

本案は、基金の設置目的である図書購入の充実を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第67号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、であります。

本案は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する法令の交布に伴い、公営住宅法施行令の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ3億5,534万6千円を追加し、予算の総額を255億7,412万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第69号、平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億5,437万円を追加し、予算の総額を47億9,169万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第70号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ718万6千円を減額し、予算の総額を5,038万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第71号、平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ32万5千円を追加し、予算の総額を2億5,222万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第72号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ359万1千円を減額し、予算の総額を12億246万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第73号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的支出から1,031万9千円を減額し、収益的支出額を6億2,811万9千円に、職員給与費から1,031万9千円を減額し、職員給与費額を1億422万2千円にしようとするものであります。

なお、議案第54号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、議案第63号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、までの10議案を除く13議案の詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第51号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成29年度指宿市一般会計補正予算書第4号の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,186万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を251億9,706万3千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,332万1千円の補正につきましては、農道19か所、水路14か所の法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

同じく項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,540万円の補正につきましては、市道20か所、里道3か所、河川2か所、水路3か所の路肩決壊や水路決壊等の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。

同じく項3その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費314万4千円の補正につきましては、ヘルシーランド施設落雷被害、魚見岳遊歩道崩壊の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、大雨被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金3,186万5千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の3ページをお開きください。

議案第52号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるこ

とについて、であります。

別冊の平成29年度指宿市一般会計補正予算書第5号の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ915万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億621万7千円にしたものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表地方債補正でお示しのとおり地方債の額を追加したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページをお開きください。

款10災害復旧費、項3その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費843万5千円の補正につきましては、ふれあいプラザなのはな館、指宿庁舎など市内施設6か所、防火水槽5か所、消火栓1か所が被害を受け、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

同じく項4教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費71万9千円の補正につきましては、利永小学校、山川中学校、指宿商業高等学校が被害を受け、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、地震被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金445万4千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債、項1市債、目9災害復旧債470万円の補正につきましては、その他公共施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の5ページをお開きください。

議案第53号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成29年度指宿市一般会計補正予算書第6号の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億1,877万5千円にしたものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、地方債の額を変更したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページをお開きください。

款10災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費390万円の補正につき

ましては、山川漁港海岸の被覆ブロックを破損する災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

同じく項3その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費537万2千円の補正につきましては、ふれあいプラザなのはな館、砂むし会館など5施設が被害を受け、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

同じく項4教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費328万6千円の補正につきましては、小学校4校、指宿校区公民館、山川学校給食センターが被害を受け、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風5号被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金835万8千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債、項1市債、目9災害復旧債420万円の補正につきましては、観光施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の25ページをお開きください。

議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,534万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を255億7,412万1千円にしようとするものであります。

第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を追加するものであります。

第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは8ページの第3表地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、特別職の共済費の増額、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による、予算の整理及び共済費の利率改定に伴う人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、33ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要12ページから14ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので、17ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節4共済費の説明欄にある社会保険料2万1千円の補正につきましては，月額臨時職員に係る共済費負担率の確定に伴う共済費を増額するものであります。

目6財産管理費，節4共済費から節13委託料までの337万9千円の補正につきましては，ふるさと納税の増額を図るため，ウェブサイトにおいて掲載されている返礼品の写真等の撮影を地元業者へ委託するための委託料及びその作業に伴う臨時職員を雇用するための賃金等を増額するものであります。

18ページをお開きください。

節25積立金，減債基金積立金3億円の補正につきましては，平成28年度一般会計決算剰余金を基金に積み立てるもので，今後の公債費償還の財源として減債基金に3億円を積み立てる積立金であります。

目7企画費，節8報償費3万円，節9旅費の市外旅費84万6千円のうち18万7千円及び需用費から使用料及び賃借料までの合計72万8千円の補正につきましては，空き家問題解決に向けた切り口として新たな視点で地域課題を見つめ，地域の人々と力を合わせて地域づくり活動に取り組むため，地域おこし協力隊制度を活用し，不動産，建築関係の知識，技能，資格等を持った人材を募集するための費用を増額するものであります。同じく節9旅費の市外旅費84万6千円のうち25万4千円の補正につきましては，企業版ふるさと納税の協力依頼に伴う市外旅費を増額するものであります。同じく節9旅費の費用弁償及び市外旅費84万6千円のうち40万5千円の合計59万7千円の補正につきましては，指宿市サッカー・多目的グラウンド基本計画が策定されたことにより，実施設計業務委託に伴う日本サッカー協会との打合せ及びグラウンド管理運営等の先進地視察の費用を増額するものであります。

21ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目1社会福祉総務費，節4共済費の説明欄にある社会保険料2万4千円の補正につきましては，月額臨時職員に係る共済費負担率の確定に伴う共済費を増額するものであります。

同じく目6国民健康保険総務費，節4共済費の説明欄にある社会保険料3万6千円の補正につきましては，月額臨時職員に係る共済費負担率の確定に伴う共済費を増額するものであります。

目8介護保険総務費，次のページの節28繰出金39万4千円の補正につきましては，介護保険特別会計の訪問調査委託料の補正に伴い，一般会計からの繰出金を増額するものであります。

項2児童福祉費，目4児童福祉施設費，節4共済費の説明欄にある社会保険料2万4千円の補

正につきましては、月額臨時職員に係る共済費負担率の確定に伴う共済費を増額するもの  
あります。

24ページをお開きください。

款5農林水産業費，項1農業費，目1農業委員会費，節19負担金補助及び交付金156万4千円  
の補正につきましては、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う再生作  
業，土壌改良，営農定着等を総合的に支援する荒廃農地等利活用促進交付事業に伴う交付金  
を計上するものであります。

同じく目5畜産業費，節19負担金補助及び交付金60万円の補正につきましては、平成34年  
度に本県で開催される，全国和牛能力共進会に向けた支援に伴う補助金を計上するものであ  
ります。

26ページをお開きください。

款6商工費，項1商工費，目4温泉施設費，節4共済費，社会保険料9万2千円のうち6万9千円  
の補正につきましては、月額臨時職員に係る共済費負担率の確定に伴う共済費を増額するも  
のであります。

同じく節4共済費，社会保険料9万2千円のうち2万3千円及び節7賃金163万8千円の合計166  
万1千円の補正につきましては、レジャーセンターのプール監視員の雇用に伴う費用を増額  
するものであります。

同じく節11需用費の説明欄にある燃料費から光熱水費及び修繕料641万2千円のうち533万2  
千円の合計635万2千円の補正につきましては、レジャーセンター温水ボイラーの修繕に伴う  
費用を増額するものであります。同じく節11需用費，修繕料641万2千円のうち108万円の補  
正につきましては、砂むし会館等の温泉施設に係る修繕料を増額するものであります。

同じく節22補償補填及び賠償金31万円の補正につきましては、元湯温泉屋根災害復旧工事  
に伴う，休業中の減収について管理人へ支払う補償金を増額するものであります。

目5公園管理費，節11需用費11万1千円の補正につきましては、オーストラリアの森に設置  
している遊具の破損に伴う修繕料を増額するものであります。

同じく節13委託料8万円の補正につきましては、かいもん山麓ふれあい公園内に案内看板  
を設置するための委託料を増額するものであります。

27ページを御覧ください。

款7土木費，項2道路橋りょう費，目2道路維持費，節4共済費及び節7賃金の合計77万5千円  
の補正につきましては、月額臨時職員の配置及び月額臨時職員に係る共済費負担率の確定に  
伴う共済費を増額するものであります。

目3道路新設改良費，節13委託料及び節15工事請負費の合計1,750万円の補正につきましては  
は、児ヶ水漁港線の災害防除工事に係る費用を増額するものであります。

28ページをお開きください。

項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金2,213万9千円の減額補正につきましては，公共下水道事業特別会計における平成28年度決算による繰越金の確定に伴い，一般会計からの繰出金を減額するものであります。

目2土地区画整理費，節13委託料のうち補助事業200万円の減額補正につきましては，社会资本整備総合交付金が減額されたことに伴い，投資的委託料を減額するものであります。同じく節13委託料のうち単独事業314万3千円の補正につきましては，湊土地区画整理事業の平成30年度事業終了に向けて実施計画を変更する必要があることから，委託料を増額するものであります。

同じく節22補償補填及び賠償金2,999万1千円の補正につきましては，湊土地区画整理事業及び十町土地区画整理事業の事業費確定等に伴う補償金を増額するものであります。

29ページを御覧ください。

款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費，節4共済費のうち社会保険料2万5千円の補正につきましては，月額臨時職員に係る共済費負担率の確定に伴う共済費を増額するものであります。

30ページをお開きください。

項2小学校費，目1学校管理費，節11需用費100万円の補正につきましては，小学校施設の修繕費用について増額するものであります。

目2教育振興費，節18備品購入費78万4千円の補正につきましては，理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから，備品購入に伴う備品購入費を増額するものであります。

項3中学校費，目1学校管理費，節11需用費50万円の補正につきましては，中学校施設の修繕費用を増額するものであります。

同じく節15工事請負費520万円の補正につきましては，山川中学校の給食荷降し室の廊下屋根改修工事費用を増額するものであります。

目2教育振興費，節18備品購入費107万5千円の補正につきましては，理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから，備品購入に伴う備品購入費を増額するものであります。

31ページを御覧ください。

項6社会教育費，目1社会教育総務費，節25積立金1,000万円の補正につきましては，三光機械株式会社より図書購入費として1,000万円の寄附を受けたことから，指宿市図書購入基金に積み立てるための基金積立金であります。

目3図書館費，節18備品購入費100万円の補正につきましては，指宿市図書購入基金の寄附者である松下清氏の名前を付けた松下清文庫コーナーを山川図書館に設けるための図書購入費として備品購入費を増額するものであります。

目7社会教育施設費，節4共済費及び節7賃金合計98万4千円の補正につきましては，いぶすき西郷どん館開館に伴うミュージアムティーチャーの雇用に係る費用を増額するものであります。

同じく節13委託料194万4千円の補正につきましては，いぶすき西郷どん館開館に伴う臨時駐車場整備に係る委託料を増額するものであります。

32ページをお開きください。

項7保健体育費，目1社会体育総務費，節13委託料35万8千円の補正につきましては，自治総合センター主催の社会貢献広報事業，宝くじスポーツフェアはつらつママさんバレーボールに伴う運營業務に係る委託料を増額するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，14ページをお開きください。

款13使用料及び手数料100万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る使用料であります。

款14国庫支出金の合計7,558万6千円の減額補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る交付金及び補助金であります。

款15県支出金216万4千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款17寄附金1,000万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する寄附金であります。

15ページを御覧ください。

款18繰入金金の合計3,966万6千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり，介護保険特別会計及び各基金からの繰入金であります。

款19繰越金4億970万2千円の補正につきましては，平成28年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴う純繰越金であります。

款20諸収入1万5千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの，その他雑入であります。

16ページをお開きください。

款21市債3,161万5千円の減額補正につきましては，節及び説明欄にお示しの，市債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（前園千秋）** それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の18ページをお開きください。

議案第65号，指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正について、であります。

本案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準の一部改正が行われたことから、及びこの条例において引用している介護保険法第115条46に基づき引用条項の整理を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、19ページをお開きください。

まず、第1条の改正では、引用している介護保険法の第115条の46第4項が第5項に繰り下がったことに伴い、引用条項を介護保険法第115条の46第4項から介護保険法第115条の46第5項に改正をしようとするものであります。

次に、第3条の改正では、介護保険法施行規則において規定されている主任介護支援専門員の定義が改正され、新たに主任介護支援専門員更新研修が導入されたことに伴い、改正後の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員の定義を引用する形で主任介護支援専門員の定義を改正しようとするものであります。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行することとしておりますが、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を終了した者については、最初の初任介護支援専門員更新研修を平成31年3月31日までに、平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を終了した者については、平成32年3月31日までに終了することで規定を満たしているものとみなすための経過措置を定めております。

次は、提出議案の26ページをお開きください。

議案第69号、平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の39ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,437万円を追加して、歳入歳出予算の総額を47億9,169万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、48ページをお開きください。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費39万4千円の補正につきましては、介護認定に係る訪問調査委託料に不足が見込まれることから、委託料を増額するものであります。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び還付加算金1億2,874万4千円の補正につきましては、平成28年度介護給付費等の確定に伴う国・県・社会保険診療報酬支払基金への返納金として、償還金利子及び割引料を増額するものであります。

款7繰出金、項1一般会計繰出金、目1一般会計繰出金2,523万2千円の補正につきまして

は、平成28年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への返納金として繰出金を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、47ページをお開きください。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目5その他一般会計繰入金39万4千円の補正につきましては，事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金3,995万5千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として繰入金を増額するものであります。

款8繰越金1億1,402万1千円の補正につきましては，平成28年度介護保険特別会計決算に伴う前年度繰越金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（上田薫）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の27ページをお開きください。

議案第70号，平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の51ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ718万6千円を減額し，歳入歳出予算の総額を5,038万2千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明させていただきますので，60ページをお開きください。

給料等の人件費の減額補正につきましては，4月1日の人事異動に伴う減が718万6千円であります。整理後の人件費につきましては，61ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に，歳入について御説明いたしますので，59ページをお開きください。

款3繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金718万6千円の減額補正につきましては，人件費の減に伴い財政調整基金からの繰入れを減額するものであります。

次は，提出議案の28ページをお開きください。

議案第71号，平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の67ページをお開きください。

補正予算の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5千円を追加して，歳入歳出予算の総額を2億5,222万5千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明させていただきますので，76ページをお開

きください。

人件費の増額補正につきましては、4月1日の人事異動に伴う給料等の減額及び共済費負担率の確定に伴い共済費が増額し、合計で32万5千円を増額するものであります。整理後の人件費につきましては、77ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次は、歳入について御説明いたしますので、75ページをお開きください。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し事業整備等基金繰入金32万5千円の補正につきましては、人件費の増に伴い唐船峡そうめん流し整備等基金から繰入れするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の22ページをお開きください。

議案第67号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、であります。

本案は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和に関し、必要な事項を定めることを目的とした公営住宅法施行令の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、家賃の算定方法について、国土交通省令で定める認知症患者等である市営住宅入居者が、収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該入居者の収入に基づき、毎月の家賃を定めることができるようにするものであります。また、収入超過者である認知症患者等の家賃算定方法についても、市営住宅一般に係る収入超過者の家賃算定方法と同様にするものであります。併せまして、引用する条項を改正しようとするものであります。

なお、附則においてこの条例は、平成29年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の29ページをお開きください。

議案第72号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の83ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から、それぞれ359万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億246万4千円にするものであります。第2条で債務負担行為を補正するものであります。

内容につきましては、87ページの第2表債務負担行為補正でお示しのとおり、指宿市浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場等維持管理業務委託、包括的民間委託及び産業廃棄物運搬処分事業について債務負担行為を追加するものであります。指宿市浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場等維持管理業務委託、包括的民間委託につきましては、指宿市浄水苑等の維持管理業務についての委託期間が本年度までとなっておりますので、平成30年度から平成32年度までの3年間の委託費について債務負担行為を追加するもので、産業廃棄物運搬処分業務につきましては、下水汚泥の運搬処分についての債務負担行為を追加するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、94ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしております。これにつきましては、4月1日に行われました人事異動等に伴う減が359万1千円であります。

なお、各目の人件費につきましては、96ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

95ページを御覧ください。

款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、人件費の補正に伴い財源の組替えを行うものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、93ページをお開きください。

款4繰入金2,213万9千円の減額補正は、今回の補正予算の財源であります一般会計からの繰入金を減額するものであります。

款5繰越金1,854万8千円の補正は、前年度繰越金が確定しておりますので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（長山君代）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の20ページをお開きください。

議案第66号、指宿市図書購入基金条例の一部改正について、でございます。

本案は、基金の設置目的である図書購入の充実を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次のページをお開きください。

改正の主な内容は、本年6月26日に三光機械株式会社から1,000万円の図書購入費寄附金があったことから、指宿市図書購入基金条例で管理できるようにするために、第2条に基金の種類として、松下清図書購入基金と三光機械図書購入基金を設け、寄附者の意思である図書購入費に充てようとするものでございます。併せて、条項の整理を行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成29年10月1日から施行することとし、経過措置として、この条例の施行の日までに改正前の指宿市図書購入基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、改正後の第3条の規定により改正後の第2条第1号の松下清図書購入基金に積み立てられた基金とみなすとしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（黒岩道広）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加して説明申し上げます。

提出議案の17ページをお開きください。

議案第64号、平成28年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

別冊の平成28年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の9ページをお開きください。

平成28年度指宿市水道事業報告書の概況の総括事項のうち業務量についてですが、年度末における給水人口は4万1,622人、給水件数は2万7,767件となりました。また、年間配水量は727万9,908 $\text{m}^3$ 、年間有収水量は631万3,273 $\text{m}^3$ で、有収率は86.72%となっております。

次に、建設改良事業ですが、建設工事については原水及び浄水施設整備費により、H28鰻池揚水管改修工事实施設計業務委託など3件、252万3,506円、配水施設整備費によりH28十町土地区画整理事業に伴う配水管新設1工区工事など9件、8,158万3千円を実施してまいりました。また、改良工事は原水及び浄水施設整備費により、H28小雁渡浄水場No1, 2, 急速ろ過機ろ材更新工事648万円、配水施設整備費によりH28都市計画2号線配水管布設替工事など9件、5,744万3,400円を実施してまいりました。

次は、平成28年度指宿市水道事業決算報告書について御説明いたしますので、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億5,807万6千円に対し、決算額は7億5,802万1,589円で、予算額に対し5万4,411円の減となりました。

なお、決算額には備考欄にお示しのとおり5,408万8,496円の借受消費税及び地方消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億6,925万4千円に対し、決算額は6億6,2773万7,197円で、不用額が647万6,803円となりました。不用額の主なものは、営業費用における委託料、修繕費、材料費及び予備費であります。

なお、決算額には備考欄にお示しのとおり1,177万9,454円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は予算額1億488万6千円に対し、決算額は1億478万8千円となりました。

支出の第1款資本的支出は、予算額3億1,812万2千円に対し、決算額は3億123万5,073円、翌年度繰越額を1,540万円とした結果、不用額が148万6,927円となりました。不用額の内訳は、建設改良事業における入札執行残及び予備費等であります。

なお、決算額には備考欄にお示しのとおり1,110万5,653円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり資本的収入が資本的支出額に不足する額1億9,644万7,073円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,106万4,859円と当年度分損益勘定留保資金1億8,538万2,214円で補填いたしました。

次は、平成28年度指宿市水道事業損益計算書について御説明いたしますので、3ページをお開きください。

損益計算書は一会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生した全ての収益とこれに対する全ての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書であります。

なお、損益計算書は消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほど説明いたしました決算報告書の数値とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金やその他の営業収益である手数料など、営業収益の計6億7,142万4,098円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億5,628万3,530円を控除した1億1,514万568円が営業利益となっております。営業利益に事業の経常的活動以外の原因から生じる営業外収益の計3,249万3,608円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の計5,108万2,879円を控除した9,655万1,297円が経常利益となります。経常利益に特別利益1万6,564円を加算した額から建物の法定耐用年数短縮に伴う是正及び過年度過誤納還付金などの特別損失1,326万4,703円を控除した8,330万3,158円が当年度純利益となります。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億7,218万3,569円を加算した4億5,548万6,727円が当年度未処分利益剰余金となります。

次は、平成28年度指宿市水道事業剰余金処分計算書について御説明いたしますので、4ページをお開きください。

ページの下段の表になりますが、未処分利益剰余金4億5,548万6,727円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を経て行うこととなっております。資本金に3億7,213万7,415円組入れを行い、減債積立金に3,300万円、建設改良積立金に5,000万円を積立て、残額の34万9,312円を翌年度へ繰越しするものであります。

次は、提出議案の30ページをお開きください。

議案第73号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,031万9千円減額し、水道事業費用を6億2,811万9千円に、営業費用を5億6,194万4千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行いました定期人事異動に伴う人件費の減額と標準報酬による財源率変更に伴う法定福利費の増額であります。

第3条におきまして当初予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を1,031万9千円減額し、1億422万2千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第51号～議案第53号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

まず、議案第51号から議案第53号までの3議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第53号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第53号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号から議案第53号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第53号までの3議案は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第54号～議案第56号（質疑、委員会付託省略、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次に、議案第54号から議案第56号までの3議案について、質疑に入ります。

御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第56号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第54号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第57号～議案第64号(質疑, 決算特別委員会付託)

○議長(松下喜久雄) 次に、議案第57号から議案第64号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号から議案第64号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第64号までの8議案は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において臼山正志議員、恒吉太吾議員、井元伸明議員、東伸行議員、高田チヨ子議員、森時徳議員、前之園正和議員、木原繁昭議員、中村洋幸議員、以上9人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 0時07分

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に臼山正志議員、副委員長に森時徳議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

△ 議案第65号～議案第73号(質疑, 委員会付託)

○議長(松下喜久雄) 次に、議案第65号から議案第73号までの9議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号を除く8議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第68号については各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第26、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情6件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

**○議長（松下喜久雄）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 吉 村 重 則

議 員 西 森 三 義

# 第 3 回 定 例 会

平成 29 年 9 月 19 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成29年9月19日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
14番議員	前之園 正 和	15番議員	木 原 繁 昭
16番議員	中 村 洋 幸	17番議員	新川床 金 春
18番議員	下川床 泉	19番議員	新宮領 進
21番議員	松 下 喜久雄		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	下 吉 一 宏	健康福祉部長	前 菌 千 秋
産業振興部長	上 田 薫	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	黒 木 六 海	教 育 部 長	長 山 君 代

山川支所長	中 村 俊 治	開聞支所長	川 畑 徳 廣
総務部参与	廣 森 敏 幸	総務部参与	中 村 孝
市長公室長	鶴 本 八 郎	総務課長	川 路 潔
財政課長	坂 元 一 博	市民協働課長	田 畑 喜 史
税務課長	有 馬 芳 文	環境政策課長	鳥 越 克 史
地域福祉課長	山 口 保	健康増進課長	西 浩 孝
商工水産課長	山 元 成 之	観光課長	大 迫 格 史
耕地林務課長	川 口 光 志	建設監理課長	東 恵 一
水道課長	黒 岩 道 広		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
調査管理係長	嶺 元 和 仁	議事係主査	上 玉 利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、浜田藤幸議員及び東伸行議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、新宮領進議員。

○19番議員（新宮領進） 皆さん、おはようございます。台風18号の影響で、楽しみにしておられた敬老のお祝いが、残念ながら中止になった所もあるようでございますけれども、お年寄りの皆様方がこれからも、お元気でられますことを願っております。それでは、通告をしておりますので質問をいたします。

近年、日本列島は想像を絶する自然災害が多発しております。国はこの災害の完全復興、復旧に50兆円もの財源が必要と試算をされております。国の借金も国債など、そのほか合わせると29年度末には1,100兆円を超すとされており、鹿児島県においても県債残高は28年度末見込みで臨時財政対策債を含めると1兆6,355億円と発表されました。国・県がこのような状況の下で、地方はどのような財政運営が望まれるのか危惧するところであり、本日はそのような観点から財政を中心に行財政全般にわたりお尋ねをさせていただきます。

まず、今後の財政運営をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。2番目に、財政健全化への取組はどうなっているのか。3番目に、歳入確保策の考えをお示してください。4番目に、歳出抑制策の考えをお示してください。人口減少の財政への影響をどのように考えているのかお答えください。

以上、お尋ねをして最初の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 本市の財政状況についてであります。合併直後は行政改革大綱や集中改革プランを策定し、組織の見直しや補助金、使用料の見直しなど、徹底した行財政改革を行い、また、有利な県・国の補助事業等を積極的に導入してまいりました。その結果、各財政指標の比率は年々改善するとともに、不測の災害にも一定の対応ができるとともに、将来の財政負担にも備えた基金造成にも取り組んできたことから、財政の健全化が図られてきているところでございます。また、一定の財政基盤を確立する一方で、本市の重要な懸案事項と

して、これまで先送りとなっていた広域組合のごみの管理型最終処分場や焼却施設、浸水対策の潟口雨水ポンプ場、消防組合の庁舎やデジタル無線、市内の防災行政無線、そして、小・中学校や指宿庁舎の耐震化、市民の安心・安全生活インフラ等の整備に努めてまいりました。さらに地場産業の活性化を目的とした地方創生事業にも取り組んできたところであり、今こそ人口減少社会に対応するための様々な事業を展開することが極めて重要であります。未来への投資、つまり、今後整備が必要となってくる事業等の将来を見越して、市民の健康増進と子供たちの夢と健全育成を図るとともに、交流人口の増大や地域振興等も図れるサッカー・多目的グラウンドの整備や老朽化が進んでいる市民会館建替え、山川庁舎、開聞庁舎の整備、指宿港海岸整備などを計画的に実施する必要があります。今後の財政状況の見通しを踏まえ、活用期限が平成32年度までとなっている有利な合併特例債を有効に活用していくことで、健全な財政運営が維持できると判断をしております。

次に、本市の財政健全化の取組につきましては、職員の定数の適正化、組織機能の見直し、指定管理者による事業の民間委託など、行財政改革の主要課題に対して積極的に取り組んできたことから改善が、財政の健全化が図られているものと思っております。今後、社会経済情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズへの対応、少子高齢化社会、生産年齢人口の減少等に伴い、既存の行政課題への取組や、第2次総合振興計画に掲げた将来都市像の実現に向けた新たな行政課題にも柔軟に対応していく必要があります。今後も歳入に見合った歳出に努め、起債の限度額を超えないよう、各事業における緊急度、優先度、市民ニーズ等を踏まえ、諸事業のバランスを考慮しながら事業の重点化を徹底し、更に健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

以下、いただきました質問につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

○総務部長（有留茂人） 歳入確保についてであります。合併算定替の終了に伴う交付税の減額や生産年齢人口の減少による市税の減少と地方の財政運営を取り巻く環境は大きく変化することが予測されるところです。このような財政状況を踏まえ、これまで市が保有している未利用地については、貸付けや売却、使用料及び手数料の見直しなどを行ってまいりたいと考えております。また、今後も市税の徴収率の向上、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の拡充や、国・県等の財政情報を的確に把握し、有利な補助金等を確保するなど、財源確保に更に取り組んでいきたいと考えております。

歳出の抑制の考え方でございます。歳出抑制につきましては、限りある財源を効率的、効果的に活用するため、事業のスクラップアンドビルドや事業内容の見直し、他の補助事業等の活用策などを各課において行い、また、財政シミュレーションによる起債の限度額設定を行い、事業の緊急度、優先度、市民ニーズ等を勘案し、それぞれの事業とのバランスも考慮しながら、財政負担等総合的に判断し、予算調整を図る必要があると考えているところであります。

続きまして、人口減少の財政への影響ということでございます。指宿市版地方人口ビジョンによりますと、合計特殊出生率の低下と社会減の継続により年少人口と生産年齢人口は減少を続け、一方で老年人口は増加を続けますが、平成32年以降は生産年齢人口の減少とともに老年人口も減少に転じると推測をされているところでございます。歳入につきましては、生産年齢人口の減少は産業の衰退に直結する懸念や、市税等の収入減が予想されるところであります。また、歳出におきましては、扶助費は老年人口の増加に伴い増加すると予想されておりますけれども、平成38年以降については人口減少とともに、この扶助費も減少すると予想されるところであります。

○19番議員（新宮領進） それでは、財政運営から2回目以降の質問をいたします。財政の健全化は図られている、健全な財政運営は維持できるという御答弁でございました。ちょうどこの時期、監査委員より健全化判断比率の意見書が報告をされていると思うんでありますけれども、28年度末の4指標はどのようになったんでしょうか、お答えください。

○総務部長（有留茂人） 平成28年度決算における健全化判断比率の四つの指標についてでございますが、実質公債費比率は8.3%と試算をしているところでございます。また、将来負担比率につきましては36.1%と試算をしております。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため数値はないところであります。いずれの指標も健全判断となる基準値内の数値となっております。

先ほど連結実質赤字比率ということでございまして、実質赤字比率と連結実質赤字比率については赤字でないということでございます。

○19番議員（新宮領進） この四つの指標はいずれも良好であるということです。合併の財政収入を申し上げますと、合併特例債、大変有利な起債でありますけれども、これまで76億円程度発行をしております。もう一つ大変大きなものでありますけれども、合併算定替え、現在は既に激減緩和期間に入っておりますけれども、これまでの地方交付税への上乗せ分は112億3,000万円ともなっておりますけれども、これまでの地方交付税への上乗せ分は112億3,000万円ともなっておりますけれども、特例債とこの算定替えの二つだけで190億円の財政支援を受けたことになっております。お陰様で健全化が図られているということは、大変結構なことではありますけれども、要するに32年以降、この支援が終わった後はどのようになるのか、やはり心配するところでございますけれども、持続可能な財政の運営が維持できるのか、その辺についてはどのような予想をされておりますか。

○総務部長（有留茂人） 平成33年度以降、合併特例債が終わった後の財政運営ですけれども、財政シミュレーションによる起債の限度額設定により、事業の緊急度、優先度、それから市民ニーズ等を勘案し、またそれぞれの事業のバランスを考慮しながら総合的に判断をして、事業の峻別を行うとともに、事業の見直しやスクラップアンドビルド、経常経費の年次的な削減などを行ってまいりたいと思っております。また、公債費については返済期間の変更や返済の据え置き期間の設定などを行って平準化を図っていくとしているところでござい

す。また、歳入につきましては国庫補助等の財源確保やふるさと納税、それから企業版ふるさと納税など、歳入確保を図りながら、今後も歳入に見合った歳出構造への転換を図り、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

○19番議員（新宮領進） この指標は審査期間が1年間でございますので、32年度以降はどうかという、やはり数字は出ないのかなというふうに思いますけれども、中でもですね、やっぱり心配なのはこの将来負担比率、標準財政規模に対する将来の負担額、これには当然市税も入りますし、職員の退職金、あるいは開発公社の分も入ります。これをお聞きしますとですね、28年度末で負担額は363億8,400万円ほどになるという試算がされておるようでございますけれども、ここらはある程度、御答弁はできるんじゃないですか。どうですか、総務部長。

○総務部長（有留茂人） 今後の将来負担比率の件でございますけれども、有利な合併特例債等を活用することによりまして、起債残高は平成32年度がピークとなります。また、平成33年度以降は整備すべき事業等も終息をしましてまいります。起債の限度額設定により徐々に減少をしていくと見込んでいるところであります。なお、平成28年度決算における将来負担比率も、先ほど申し上げましたけれども健全化の基準値以内となっているところでございます。

○19番議員（新宮領進） それと実質公債費比率、標準財政規模に対する公債費の割合でございますけれども、お聞きしますと8.3%というのは、昨年とほぼ一緒ですね。ここらについても御答弁をいただきたいんですけど。

○総務部長（有留茂人） 実質公債比率ですけれども、実質公債比率は平成28年度決算において、先ほど議員からも8.3%程度ということでございましたけれども、8.3%と試算をしております。今後、合併特例債の活用により、数値が上がる見込みではありますが、財政シミュレーションにおいては、ピーク時でも今のところ13.3%になるのではないかと考えております。早期健全化基準の25%を超えることはないと考えております。

○19番議員（新宮領進） 合併支援の財政に対する収入減というのは、大変大きいものがございましたけれども、その32年度以降、これに代わる、いろんな国からの支援というのは、どうなんですか、ないんですか、今のところは聞いておりませんか、どうですか。

○総務部長（有留茂人） 合併特例債の活用期限の終了後につきましては、歳入におきましては今後も市税の徴収率の向上、それからふるさと納税、又は企業版ふるさと納税の拡充を図っていきたく思っておりますし、国・県が今後示す様々な支援策の動向に注視しながら、財政情報を的確に把握しまして、有利な補助金等を確保するなど行ってまいりたいと思っております。それから、歳出におきましては、それぞれの事業とのバランス等も考慮しながら、今後は財政運営を行っていかねばならないと思っております。

○19番議員（新宮領進） 1点、数値をお聞きをしますけれども、やはり健全財政を見る上で重要な数値であります経常収支比率、経常的経費に経常的財源がどれだけ使われているかと

いうことでありますけれども、80%を超えると財政構造は弾力性に欠けるといふふうにいわれておりますけれども、現在は28年度末89.6%になっておりますけれども、ここらについてはどのように捉えていらっしゃるんですか。お答えください。

○総務部長（有留茂人） 経常収支比率ですけれども、経常収支比率は平成28年度決算では89.7%と、今のところ試算はしております。財政シミュレーションにおいては有利な合併特例債の活用により、平成32、33年度が92%台の経常収支比率となると想定をしているところでございますけれども、平成34年度以降はこの数値が徐々に下がっていくというふうに見込んでいますところでは。

○19番議員（新宮領進） 経常収支比率ですけれども、合併当初はですね、100を超えていたんです。これが本当に改善をされて、27年度は86.2%だったと思うんですけれども、本当にこれは努力をされているんだなというふうに思いますし、また一方では、財政支援があったからこのような数字になってきたのかなとも思います。是非ですね、ここはとっても大事なことですよ。維持していくように努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、市債でございますけれども、市債残高が28年度末一般会計で248億円、特別会計も含めると315億円の市債があるわけでございますけれども、一般会計だけでよろしいですけれども、248億円の市債残高をどのようにお考えですか。

○総務部長（有留茂人） 市債残高ですけれども、今、平成29年度末の地方債の現在高は、約268億円と見込んでいますところでございます。交付税算定における基準財政需要額の参入見込額としましては、交付税措置率がないものから100%措置があるものと、それぞれであります。交付税で措置される額としましては、合計で約196億円を見込んでいますところでは。市の負担としましては一般財源として約72億円を見込んでいますところでありまして、全体起債残高に対しましては、約70%が交付税として措置をされるということになるかと思いません。

○19番議員（新宮領進） お聞きしますとね、約250億円ですよ。利息を計算していただいたんですけれども、大抵現時点で10億5,000万円ぐらいあるんです、利息が。当然ながら、毎年元利償還という形で償還していくわけですけれども、直接それだけの数字は当てはまらないのかなと思いますけれども、これだけ利息があるというのは、やはり皆さん方も頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。

それから、248億円というのは、本年度の一般財源総額とほぼ同額なんですよ。ここらが多いのか少ないのか、私自身もよく分からないのでお聞きをさせていただきますが、どうなんですか。

○総務部長（有留茂人） 市債残高と一般会計の総額との比較ですけれども、県内19市のうち半数以上が市債残高と一般会計総額が同程度の額となっております。平均的な市債残高であると認識をしているところでは。今後も計画的な財政運営を図っていくことから、

この健全化判断比率の基準を超えることはないと考えております。そのようにしていかなければならないと思っているところです。

○19番議員（新宮領進） 市民の皆さんは自分たちが納めた税金がどのように使われているのか。あるいは250億円の借金があって、本当に大丈夫なのかよと。もう一つは、果たして預金はあるのかなど。そういうのがやっぱり心配なんです。市の財政が厳しくなるということが、我々議会議員にも一番責任があるんです。予算は全て、議会の議決によって決められますし、市民生活に直結する重要案件も議会の議決によって決せられるわけです。だから、議会と執行機関は両輪でなければならないと、こういうふうにいわれるんです。当然、その向こうには市民がおりますので。私はですね、執行機関は議会がスムーズに審査できるように、議決案件、あるいは重要案件は事前に、できるだけ早く説明や報告をしていただく。議会の説明や報告の前に外部に漏れないように、これは絶対守るべきだと思います。この守るべきことを守って、そして筋を通す、順序を間違わない。もう一つは判断を誤らない。こういうことはとっても大事なんだと思いますよ。これができますとですね、恐らく両輪の歯車はきっちりと噛み合うと思います。是非、4万600人の市民の皆さんは基よりですよ、こういうことができれば、至る所まで良い結果をもたらすんじゃないかなと、私は思っております。是非、このことは執行部の皆さん方も心得ておいていただきたいというふうに思います。

それから、合併特例債のことについてお尋ねをしますけれども、合併特例債は先ほども申しましたように、大変有利な起債でございます。しかし、借金にはかわりはないんです。私の記憶でございますけれども、合併当初、約170億円程度の発行額が予定をされておったと思うんでありますけれども、現在は76億円程度を活用しております。この76億円の元利償還もですね、もう既に25年度から始まっておりますし、特例債発行の起債残高約47億円ぐらいと試算をされているようでございます。今後ですね、32年度末まで3年間あります。合併特例債の発行の可能額は、この3年間でどのくらいあると試算をされておりますでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 合併特例債の発行可能額は約164億円であります。平成29年度末時点の借入額見込みを除きますと、残り約107億円程度見込んでいるところでございます。今後の活用額ですけれども、約70億円をそれぞれの事業で見込んでいるところでございます。

○19番議員（新宮領進） これから、サッカー場やら市民会館の改築、山川支所、開聞支所の改築等が予定をされておりますけれども、ほかの額が107億円あるということでございますし、その中の約70億円を発行しようという計画があるということでございますが、そうしますとね、本市全体の公債費、元利償還は何年度ぐらいがピークになって、額はどのくらいになるのか、その辺お分かりでしょうか。お聞かせください。

○総務部長（有留茂人） 元利償還額でございますけれども、償還のピークは平成32年で約29億

4,000万円を見込んでおられるところであります。平成29年度末の全体起債残高に対する交付税措置としましては、約70%を見込んでおりますので、元利償還額、約29億4,000万円のうち約20億6,000万円が交付税措置されるというふうに見込んでおられるところですので。

○19番議員（新宮領進） 実は私は今回のこの財政の質問をするに当たってですね、財政課の皆さん方と取材をさせていただきましたけれども、本当に細かい数字まで確認をさせていただきましたが、職員の皆さん方がさっと資料をめくって、その数字を答えてくれるんですよ。本当に大変嬉しかった。これだけ職員の皆さん方が財政の健全化に取り組んでいるなというところを垣間見た感じもありましたけれども、やはり、このような資料をですよ、職員同士で共有しながら、今後やはりその財政の健全化に取り組んでいくべきではないかなということ強く感じました。本当に財政課の皆さん方は頑張っております。ありがとうございました。

それからですね、少し私の考えを述べて質問させていただきますが、これは市長にお答えいただきたいんですが、特例債ももう少し活用枠があるようでございます。サッカー場のことでございますけれども、あそこにサッカー場がもしできたとして、後の周辺用地というのは、できた後はなかなか用地の取得はできないのではないかなという、大変心配しておりますし、当然のことながら増設する可能性もありますし、また、ほかの施設も必要となる可能性があるんですよ。その辺については市長はどのように思っているかということとですね。しかし、やはり用地を取得するにはですね、お金だけで取得をしようとしたら、やっぱり間違っている、それは駄目ですよ。やはり順序というのがありましてね、取得をするのであれば、まずは地権者の皆さん方に市の今後の考えや、だからこういうふうにしたいんだということをお話すればですよ、私は、それじゃ、市に寄贈しましょうよと、そういう方もいらっしゃるかもしれません。そしてまた、どこか換地があればよかよ、という人もおられるかもしれません。たくさん未利用地もありますのでね。そういうことを利用しながら事業を進めていくことで、協力してくれた方々はですよ、我々が協力してこの施設ができたんだよという、正に市民と一緒に参画した事業の展開ができるんじゃないかというふうに思います。そういうことをしながら、あそこの用地取得をしていただきたいと思うんですけども、私の考えですよ、これは。市長は、このことについてはどのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） ただいま、御質問をいただきました。あの地域は平成2年、つまり、その当時の市長があな地域を総合的な運動施設として整備をしたいということで、それぞれの地権者と協議しながら取得をしてまいりました。しかし、その取得状況というのは、いわゆる虫食い状況でありまして、なかなか活用が図れませんでした。そして、あの地域をそのままにするわけにいかないだろうと、当初の初期の目的を達成するために、私は自らのマニフェストに総合スポーツ施設の整備というのを掲げさせていただきました。今回のサッカー・多

目的グラウンドの整備に当たっては、市の管理職職員が全国に散らばる地権者の所に出向いて協議をし、ようやくこの整備予定が立ったところでございます。しかしまだ多くの土地があります。点在をしております。このままではいけないだろうというのは、議員と全く同じ思いでございます。平成25年11月に策定されました指宿市都市計画マスタープランにおいても、湯山運動公園、つまり陸上競技場、野球場を含めたあの界隈を健康の核として位置付けました。周辺施設とともにスポーツとレクリエーション機能の充実を図り、市民の健康づくりの拠点として整備を行うこととしているところでございます。このままではもちろん活用ができませんので、このゾーンを有効に活用していきたいと、私は考えております。そのため先ほどの財政状況についての御質問をいただきましたけれども、財政といういわゆる事業の裏付けになるその部分については、十分慎重に検討しながら、この活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○19番議員（新宮領進） はい、ありがとうございます。それでは、基金についてお尋ねしますけれども、やっぱり市民が心配している預貯金の問題でありますけれども、財政調整基金が26億円、一般財源に使える基金としては財調も合わせて53億3,000万円、28年度末であるとされておりますけれども、基金の状況をどのように見ているのでしょうか。お答えください。

○総務部長（有留茂人） 基金につきましては、第2次総合振興計画に掲げた将来都市像の実現に向けた財政負担に備えて確保をしております。基金それぞれの目的に応じ、必要な額を活用しているところでありますけれども、また近年、災害も発生をしております。そのような不測の災害等の事態にも対応できるよう基金の残高を保つように考えているところであります。

○19番議員（新宮領進） これもですね、合併当初は本当に6億円ぐらいしかなかったんじゃないかなと思うんですけれども、大分基金の積立ではできているんだなというふうに思いますけれども、多いのか少ないのか、県内の先般、新聞等で報道されますと、いや、そんなに多くないなというふうに私は感じるんでありますけれども、同規模自治体と比べたらどのようにあるのでしょうか。部長、お答えください。

○総務部長（有留茂人） 基金の現状でございますけれども、平成28年度決算における県内19市の状況を調査をいたしましたところ、積立残高につきましては19市のほぼ平均程度であるというふうに認識をしております。

○19番議員（新宮領進） 今でもですね、減債基金、この9月議会でも約3億円ぐらいの積立をされるということで上げられてきているんですけれども、3億円積立をすると19億円近く減債基金はあることとなりますけれども、今後、この減債基金はどのような活用をしていくのでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 減債基金は市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の

健全な運営に資するために設置された基金であります。今後、地方債の償還がピークである平成32年度に併せて、この公債費に充当をしていく予定としているところです。

○19番議員（新宮領進） 是非こころは上手に活用していただきたいなというふうに思います。

それから、自主財源30%、依存財源が70%ということでございますけれども、果たしてこういう割合でいいのかなというふうに、いつも感じるんでありますけれども、こころはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 自主財源の割合は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかというふうな尺度となると考えております。市税等の徴収率の向上、市が保有している未利用地の貸付けや売却、使用料及び手数料の見直し、それからふるさと納税の拡充など、より一層取り組み、自主的に行える財源を十分に今後も確保してまいりたいと考えています。

○19番議員（新宮領進） この依存財源の部分でありますけれども、総務省は先日でしたね、2018年度の概算要求の中で自治体に配分する地方交付税を約4,000億円少なくする、そういう方針を固めております。これは当然、財政の皆さん方も分かっていると思うんですけども、この辺の対策というか、取組というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 地方交付税の削減につきましてですが、合併算定替えの段階的な縮減が進むことでの減額であるというふうなもの一つだろうと思っております。本市においても平成32年度までの段階的な縮減が進んでいきます。しかし、財政シミュレーションによって、その起債の限度額を超えないよう設定を行って、それぞれの事業とのバランスも考慮しながら、今後の財政が健全な運営が図られるようにということで、総合的に事業の峻別とか、調整を行っていきたいと思っております。

○19番議員（新宮領進） 次に、財政健全化への取組でございますけれども、先ほど市長からも最初の答弁の中での御答弁をいただきました。ただ、25年4月から集中改革プランの改訂版を策定をして取り組んできたと思うんですけども、その辺のですね、取り組んでおられた成果みたいなのは、最初の答弁とほとんど変わらないと思うんですけども、どのようなところに取り組んで来られたのかだけをお尋ねをさせていただきたいと思いますが。

○総務部長（有留茂人） 集中改革プランの改訂版ということで、平成25年から3か年計画で行財政改革行動計画というふうな計画を策定してまいりました。その計画において重点的に取り組む項目として位置付けているものが25項目ございます。それで、その中で既にもう対応済みのものと、それから継続して対応しているというものがございます。対応済みのものとしましては、自治会組織の在り方の検討という項目においては、新たな地域コミュニティ組織体制の構築を含めまして、新たな仕組みづくりについての検討、検証を行うことを目的としまして、モデル事業を展開をしてきております。このほか、前年度を上回る市税等の徴

収率の確保の項目においては、コンビニ収納やゆうちょ収納の導入などにも取り組んできているところでございます。また、継続して対応しているものの一つとして、効率的な人員配置による人件費の抑制においては、引き続き事務事業の見直しや組織機構の見直しなどを図り、3年間で16名の削減を行い、平成26年度と平成28年度を比較した場合、約4億2,700万円の人件費の削減も行ってきているところでございます。

○19番議員（新宮領進） この集中改革プランはですね、職員の意識高揚にもつながるものと思っております。当然、改めて策定をして取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺についてはどうなんでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 合併後から集中改革プランなどによる全庁的な行政改革の実施によりまして事務を整理、それから改革取組のノウハウを蓄積し改善に取り組むことなどが図られてきております。近年、地方創生に関わる定住促進、それから雇用の場の創出など、政策推進の事業が積極的に行われてきているところでございます。基金についても財政調整活用可能な基金残高は、平成28年度末で約54億円となり、財政改革も進み安定してきているところではあります。これらのことから、今後の事業展開や財政状況を見ながら、大綱や行動計画等の見直しは検討をしていきたいと思っているところです。

○19番議員（新宮領進） それでは、歳入のことですけれども、やはり歳入をいかに確保するかということでもあります。歳入の根幹であります市税は、自主財源の約55%を占めております。その市税の不納欠損額、24年度から28年度までの5年間、1億9,000万円もあります。ちなみに国保については、2億円あるわけです。私はですね、滞納繰越も大変多い金額になっておりますけれども、この辺のことがある程度解決しないと、財政の健全化は図れないのかなというふうに思いますよ。この不納欠損額がこんだけあるという原因と、これからのそれに対する対策、これをどのようにお考えでしょうか。

○市民生活部長（下吉一宏） 不納欠損額や滞納繰越額の最近の状況を見ますと、平成24年度以降、不納欠損額や滞納繰越額は減少の傾向でございます。不納欠損額や滞納繰越額の発生する原因につきましては、生活困窮等によって担税力がなくなったことなどによるものでございますけれども、その背景につきましては経済情勢や自然災害などもあると考えております。しなしながら、税負担の公平性の確保という観点からいたしますと、不納欠損や滞納繰越をできるだけ出さずに徴収することが適正であると考えております。徹底した財産調査による滞納処分の強化及び時効中断を積極的に行い、不納欠損額及び滞納繰越額の縮減を図り、ひいては歳入確保につながるよう、今後も努力をしてまいりたいと考えております。過去5年間の徴収率を見ますと、市税及び国民健康保険税とも年々向上しているところでございます。しかしながら、市税等は歳入の根幹であること、また税負担の公平性の観点から、更なる徴収率の向上を図る必要があると考えております。今後の滞納繰越額の縮減対策につきましては、まず現年分に関しましては、納期限内に納付していただき、新規滞納額を

発生させないことがよりよい方法であります。その手段の一つとして、更なる口座振替の推進に努力をしてまいりたいと思っております。また、滞納繰越分に対しましては、納付のない滞納者や分割納付の相談を受けながらも、分割納付が止まった滞納者に対しては、徹底した財産調査と滞納処分を行い、現在行っている預貯金や生命保険、給与、国税還付金等の債券の差押えに加え、不動産の差押えを強化したいと考えております。また、財産調査で差押え可能な財産が発見できない滞納者には、昨年度、本年度も実施しております自宅等の捜索による動産の差押えを強化するなど、厳しく対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○19番議員（新宮領進） このことを聞きながら感じたんですけども、本当、収納対策室の方々は頑張っておられるなと思うんですけども、この不納欠損のところでもですね、27年度と24年度を比べると2,000万円ぐらい減額になっている。28年度もそうですね。本当に努力をされているということがよく伺えます。もう一つは、徴収率のことでもですね、24年度とこの28年度を比較すると、2.5%も徴収率も上がっているんです。2.5%というのは大変な数字だと思うんです。あと7%ですよ、現在は92.85%ですから。この7%というのを単純に計算すると2億8,000万円ぐらいある。こういうのが入って来ないんです。もちろんその中に不納欠損もあるし、こういうのはですね、本当にね、全庁的に再度取り組んでいただければというふうに、努力をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、これは市にとっても重要な収入源となるだろうと思うのが、ふるさと納税でございます。このふるさと寄附金というんですかね、ふるさとを離れた方々がふるさとに少しでも協力ができればというふうなことで始まった制度でございますけれども、今や各自治体の争奪戦の様相になってきております。地方にとっては正に画期的な財源確保のチャンスでもあろうというふうに思うんですけども、本市の取組は、本当に無制限で寄附をいただける大きな財源確保のチャンス、どのように今後取り組んでいかれようというふうに思いますか。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税の取組でございますけれども、平成27年度は約2億1,600万円、平成28年度は約5億6,300万円の寄附をいただいているところです。今後につきましては、御礼品の紹介内容の見直しを行い、また寄附者の利便性を図るため、新たな窓口でのクレジットカード決済を導入するなど、支払手続の簡素化についても取り組んでいく予定であります。併せまして、寄附金の使途について、寄附者から共感を得ていただけるような取組を行い、御礼品を新聞広告や都市部で開催される特産品等の商談会などにおいて、積極的にPRをし、情報発信を行うことで地場産業の振興や地域の活性化を図っていきたく考えているところです。

○19番議員（新宮領進） 各自治体の本当に競争ですね、知恵比べなんですよ。こんなすばらしい財源確保の制度というのは、恐らく利用しなきゃ損ですよ。100億円寄附を集めたとす

れば、約歩留り60億円ぐらいになるんです。市税よりずっと上になる。そういう感覚を持っていただきたいなというふうに思うんでありますけれども、そのためにはふるさと寄附金の推進室、そういう取組もいいのかと思いますけれども、是非そういうことも考えていただきたいと思います。先日、地元新聞にその使い方の共感を得ながら、用途の共感を得ながら寄附金を集めたいと思っている自治体が、約88%あるんだそうでございますけれども、指宿に寄附をしようと言ってもらえるような使い方をするべきではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（豊留悦男） 先日も開聞をふるさとに持つ人たちの集まりに行ってみりました。中には、もう御案内のように市長室に100万円ふるさと基金としてお持ちいただいた方もおりますし、子供たちの育成のためにということで1,000万円、図書購入基金として寄附をしていただいた方もおります。今回もその話を申し上げました。市長、全国に誇れるような指宿市とするために、オリンピック選手でも出てくれたら指宿は元気になりますよ。それは皆さん御案内の福元美穂選手のことを指して言ったわけであります。指宿はどんな市を目指すのか、正しく今、議員が質問していただいたようなことを多くの方々に声を掛けていただきました。つまり、これは正しく指宿頑張れという、その気持ちの現れだろうと思っております。様々な事業を展開しておりますけれども、やはり全国に指宿の応援団がたくさんいるということは深く認識をしながら、そしてこの指宿を応援してくださる基金というものの造成についても、私自ら積極的に取り組んでまいりたいと思っております。そして、その基金の使い道等については、また議会の皆さんの理解を得ながら、市民の理解も得ながら、有効に活用させていただきたいと思います。そのために、様々な場所で、このふるさと納税、いわゆる基金の願いを自ら、私自らやってみようと考えております。

○19番議員（新宮領進） 寄附をする皆さん方は、やはりこういうものに使ってほしいという気持はあるんだろうというふうに思いますね。それに対してしっかりと指宿市が応えていく、いただいた方に対してはこういうものに使いましたよという、サンキューレターというんですか、そのくらいのことまではしていく。そして、持続して寄附をしていただけるような、そういうような取組を是非していただきたいなというふうに思います。企業版のふるさと納税というのでも考えているようでございますけれども、1回きりじゃなくて、これも継続して寄附をいただけるような取組を、是非していただきたいと思います。これは答弁は要りません。

それから、先ほども申し上げましたけれども、未利用地の活用、売却、その他の土地との換地ですよ、これは再三言っていますけど、進んでおりませんね。私は先ほども申し上げましたけれども、新しい土地を取得するのであれば、まずこういうところを整理をして、そして取得すべきだと。そうすると、共感を憶える方もいっぱいいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、この未利用地の活用についても、開発公社を含めてです

けれども慎重に、なおかつ積極的に取り組んでいただきたいというふうをお願いをしておきます。

それから、歳出の抑制についてございますけれども、特に気になるのが建物資産の老朽化、維持費に大変お金が掛かるんじゃないかなというふうに危惧しておりますけれども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 本市が保有している全ての公共施設を更新、それから建替えることは難しいと考えております。また、施設の量や質をそのまま維持することは困難であると考えております。これらの現状を踏まえ、今後の公共施設の維持管理の在り方としましては、一つに公共施設等の適正配置と施設総量の縮減、それから二つ目に公共施設等の計画的な予防保全などの実施による長寿命化、それから三つ目に公共施設等の効率的な管理運営のこれらの三つの基本方針を立てて、今後進めていく必要があると思っております。これらのことから、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、財政状況に応じた計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに、各年度の財政的な負担の平準化も図っていかないといけないと考えているところでございます。

○19番議員（新宮領進） 建物以外にもですね、公共施設の評価の見直しをされていたと思うんでありますけれども、そっちの方はどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 建物以外の公共施設で道路や橋りょう、それから上下水道、河川、漁港などのいわゆるインフラ施設で、長寿命化計画やビジョンが策定されているものについては、それらの計画に基づき財政状況を勘案しながら対応していくというふうに考えております。建物がある施設の建物以外の公共施設の見直しにつきましては、建物と別に考えるのではなく、付随する施設全体として検討を行い、今後個別施設計画を策定をしていきます。その個別施設計画の策定の中で、検討を更に深めていきたいと思っております。

○19番議員（新宮領進） これからも集中改革プランに照らし合わせて抑制ができるように期待をしておきます。

それから、人口減少と財政への影響でございますけど、人口減少がもたらす影響というのは、本当に至る所まで波紋が広がるんじゃないかというふうに思っております。どのような状況になってもですよ、市民にはこれまでどおりの行政サービスができるように、しっかりとシミュレーションをして対応できるようにお願いをしておきます。これは答弁は要りません。

最後に市長にお尋ねをしようかと思ったんですけれども、同僚議員の方が通告をしておりますので、これは後もって同僚議員にお任せをして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外菌幸吉議員。

○1番議員（外菌幸吉） 1番、外菌幸吉でございます。一昨日は非常に心配しましてね、どうなるんだろうと思っていましたが、昨日はああいういい天気恵まれて、敬老会ができたところも何箇所もありました。本当、良かったと思っております。ただですね、テレビなんかで見ますと、離島をはじめ宮崎、大分、そして北海道まで、大変ですね。まあ、ここはあの程度で終わったから良かったなとは言う反面、台風さえ来なければいい所だなという人も結構います。台風がなければいいんですけども、一つだけですね、台風があつてといいですかね、台風のプラス面があると思うんです。これは水資源の問題です。まあ、この水資源の降雨量、雨が降る量なんかにしても、やっぱり限度というかですね、過ぎたるは及ばざるが如しですから、非常に問題があるわけですけども、日本の瑞穂の国とかいわれておりますし、私は月に1回ぐらいは必ず鰻池の水を見に行きます。水がすごく大事なわけです。そういうことで、本日は指宿市内における水資源の保全等についてお伺いしたいと思います。

まず1番に、水資源に関する市内の林野等の買収事案はないかということでございます。2番目に条例による対応について、3番目に鰻池水質保全について、4番目に開聞山崎ため池について、一緒に答えていただくと、私がよく分からなくなりますので、一つずつお願いしておきたいと思うんですが、水資源に関する市内の林野等の買収事案はないかということですが、いろいろな買収事案、太陽光とか、いろいろありますけれども、水資源だと言わなくても、そういう目的の方もいるかもしれない。そこで、市内においてですね、いろんなチェックの仕方があると思うんです。市としては情報量はいっぱいありますので、いろんなチェックの仕方があると思いますので、どのように把握されているか、まず最初をお願いいたします。

○市長（豊留悦男） 近年、世界各地で水不足、水質汚濁、地下水の枯渇等の水問題が深刻化しており、このことを背景に外国資本等による水資源を目的とした森林売買の動きが全国的な問題となっております。本市における状況につきましては、国土利用計画法第23条に基づく届出においては、平成24年度から28年度までの5年間で17件ありますが、この中で外資系による水資源を目的とした取引については確認をされておりません。また、法務局から送付される登記済通知書に基づく山林、原野の所有権移転においては、利用目的など詳細については不明でございますが、平成26年1月から今年7月までを調査したところ、外資系と思われる相手方への移転は確認されておりませんでした。いずれにいたしましても、中国をはじめとする外国資本による水資源を目的とした土地の買収については、市内において現時点では確認をされていないところであります。

以下、いただきました質問については、担当部長等に答弁をさせます。

○1 番議員（外園幸吉） 把握するという事は非常に難しいと思うんですが、ここにですね、指宿の市議会だよりというのがありまして、平成25年5月20日付けですから、3月議会ですね、25年の、ここですね、この議場にいる議員の一人の方が言っているんですが、本市においても水道水源保護区域が池田湖周辺の水に興味を示されている方々も存在しており、決して北海道とかの他人事ではない。外資や乱開発から水を守るため条例制定を急ぐべきではないかと、こういうのがあるわけですが、この把握がですね、やっぱり非常に難しいと思うんですね、私は。外資です。水資源のために買いますという人はあんまりおらんでしょうからね。そういうようなことですが、さっきもちょっと言いましたように、市役所という所は市長が言われた国土法の林野の、それから固定資産税のとか、いろいろ方法はあるのでですね、やっぱり早め早めにですね、これを把握していく必要があろうと思います。それは個人情報その他ありますのでね、慎重な点もあるんでしょうけれども、ある意味、水資源には恵まれているところですから、市内はですね。

そこでですね、2番目の条例による対応、結局、1番目のですね、水資源の把握をするために条例で対応できないかということです。今、参考にさせていただきました平成25年のこの一般質問の中で、条例整備はといわれましたが、市長の答弁の最後の方にですね、今後、本市としても国の動向を見据えながら水資源保護のための条例整備を検討していきたいと言われているんですが、この辺はどうですか。

○市民生活部長（下吉一宏） 25年3月にですね、水資源を保全するための条例制定についてという御質問がございました。それを踏まえまして市といたしましては、この議会の一般質問の内容を踏まえまして、まず、調査・研究を行うために平成26年7月に設立された水資源保全全国自治体連絡会に加入し、情報収集を図ってきたところでございます。この連絡会は、地域を越えて循環する地下水の保全と活用の取組を全国に広げ、全国の自治体等による水資源に関する情報ネットワークを構築することを目的として設立したものでございまして、こういった会に加入して、そういった情報収集を行ってきたところでございます。

○1 番議員（外園幸吉） ちょっと質問の趣旨が合わないんですがね、指宿市は具体的に、もうこれ、平成25年ですから、4年前ですかね、条例を検討すると。団体に加入してというのも、それ一つの方法でしょうけれども、条例整備を指宿市としてどう検討したかですね。ちょっと話は変えますが、以前、地熱の関係で条例制定をと一般質問をしたら、すぐ条例ができましたね。私、あちこちで褒めたんですが、その後の運用についてはちょっと感心しない点もありましたけれども、具体的にですね、もう4年も5年も経てばですね、こういう答弁もしたら、もうちょっと一歩進んだ答弁、出ませんかね。

○市民生活部長（下吉一宏） 25年3月に質問がございまして、そういった会に加入して、情報収集をしてまいりました。そのときの質問といたしましては、最終的には水の取水、その量を制限すべきではないかと、そういった趣旨の質問でございました。しかしながら、その条

例制定をする下、国の上位の法がその時点では制定をされておりました。その後、26年7月に国の水循環基本法が施行をされたところでございます。地下水を含む水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものと位置付けられたところでございます。森林等の土地につきましては、民法上、その権利は地下まで及ぶということで、非常にこの水の採取量による制限をかけるのは、なかなか厳しいと、そういった時代でもございましたが、この法律の制定によりまして、この水資源というものが公共性の高いものだと、そういう位置付けがされたところでございまして、このことから全国的にもこの水資源の保全を図るための条例制定が進んでいくだろうということが言われております。私どももそういったことから、国のそういった水循環基本法、そしてまたこの基本法に基づいて平成27年7月に国の水循環基本法に基づく5年間の計画が策定をされてございます。その中に水資源の保全のためのいろんな手法というか、考え方とか、そういったものが示されてきましたので、そういった内容を踏まえて、今後におきましては他自治体の条例等の制定等の内容を調査しまして、その本市の水資源保全に特化した条例の制定に向けて準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

○1番議員（外園幸吉） 私の議員の任期は12月、1月までなんですね。間に合いませんね。どうですか。条例を12月議会まで出す気がありますか、どうですか。

○市民生活部長（下吉一宏） 最終的にですね、この水資源、特に地下水の保全を図るためには、水の採取量、その地域の水の資源がどれだけあって、現在、どれだけ使われて、どれくらいまでは取れるという、そういった根拠を示す必要がございます。そういった意味で現在、この会においても国の方に水資源の収支、いわゆるどれだけ資源があって、どれだけ使っていていいと、そういった収支を国の調査方法の方針を出していただいて、また、その調査に係る財源についても支援をいただくようにですね、この会の方で要請をいたしております。究極的にはやはりこの水の採取量による制限をかけないと資源は守れないわけでございますので、最終形の条例というのは現時点ではなかなか厳しいのかなと。しかしながら、全国の条例を見てみますと、届出制であったり、許可制であったり、そういったものでまずは前段の水資源の保全を図るという動きがございますので、そういったところの条例等をしっかり調査して、できる限り早く、この条例制定の準備を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○1番議員（外園幸吉） まあ、間に合わないということで、それは諦めますが、次にですね、3番目の鰻池の水質保全等についてということでですね、チラシをですね、指宿市は配っているわけですね。そして、山川地域の皆さんということでしたかね、どこにチラシをやったかな、このチラシについてですね、内容を詳細に説明願います。

○水道課長（黒岩道広） まず、今回、山川地域におきまして水道水の異臭、かび臭なんです、それが混じっているという事態が発生しております。その部分につきましてはですね、ま

ず、この場を借りましてですね、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

今回の原因、かび臭でございますが、今回、鰻池、結局ここは閉鎖性水域なんですけど、梅雨時における晴天が多かったこと、またその後も晴天、高温が続いたことによりまして、鰻池の水温が上昇し、藻が大量に繁殖し、ジオスミンという臭気物質がですね、発生したことによって、それが水道水に紛れ込んでしまったというのが、今回のお知らせのですね、趣旨でございます。ジオスミンといいまして、植物が枯れるときにですね、発生する臭い物質でございます。水質検査におきましてかび臭についてはですね、特段健康上問題がないということからですね、9月1日付けでですね、利永区を除く山川地域約3,500世帯にですね、文書を配布させていただいたところでございます。以上でございます。

○1 番議員（外菌幸吉） 今、ここ、手元にありましたけれども、水道水の異臭についてという、ジオスミン、これがですね、ちょっと耳慣れないかびの種類なんですけど、先日、テレビを見ていましたらね、池の透明性を上げたら菌が発生したというのがありましたよね。意味はですね、確か諏訪湖だったと思うんですけど、表面のですね、藻の類を取り除いて、透明度を上げた。ところが水の表面に顔を出さないでですね、水中において生育する藻、菌の類があるんだそうですね。表面を取り除いてもらったもんだから、水中にあって生育する藻とか、菌とかですね、元気が出てですね、かえって大変なことになっていましたね。だから、いろいろまあ微妙だと思うんですけど、この原因をですね、研究されるのも非常に大事だと思います。かつその結果をどうするかということがあるわけです。まあ、過去において山川町の時代にもですね、いろいろありました。その際にですね、赤潮、一般に赤潮という表現は、このジオスミンからすると正しくないかもしれませんが、尾下放牧場のですね、放牧牛を鰻池の側には放牧しないように、つまり牧草だけにしたんです。それから、一つはですね、鰻地区に住んでいらっしゃる人の生活配水はですね、何とかせないかんというところで施設を造ったんですけど、残念ながらですね、その場所の隣のお金持ちの人がですね、30坪ぐらい土地を売ってくれなかったんです。あの山全部まで買うならという、忘れもしませんけどね。そこで、完全なのが出来なくてですね、ほかの場所にパイプを池の中に入れてしていますけれども、雨が降るたびに行って見たら用を成してないんですね。あふれているんです。それも一つの原因かもしれない。まあ、あの当時と思ってやったわけですけどね。それから、もう一つはですね、活性炭槽を作ったんですね。ところが、今、活性炭槽を利用していないですね。あの当時、私は5,000万円掛けて作ったと思うんですよ。それ以上にびっくりしたのはですね、緩速ろ過池が四つか五つ、あのプールみたいなのにスラーを入れて、ゆっくり緩速というのはゆっくりですね、水を流していくわけですね。三つか四つあったと思うんですけど、立入禁止になっていますからね、周囲のちょっと高い所から見たんですけど、緩速ろ過池に草が生えていますね。果たしてこれでいいのかと、あの当時、いいと思ってやって、結果的に良かったんですけど、緩速ろ過池とかですね、活性炭槽を利用しない。せっかく

金を掛けてあったのをですね、利用しないのはなぜなのか、その辺をお聞きします。

○水道課長（黒岩道広） まず、あの活性炭槽の部分ですが、活性炭槽につきましては昭和57年に2基建設されたということでございます。このときには急速ではなく緩速ろ過池を使ったろ過方法をしていたわけですが、それから平成25年度に急速ろ過機が導入されて現在につながっているという状況でございます。

まず、緩速ろ過槽につきましては、先ほど言いました57年に2基建設されていまして、緩速ろ過に対応する容量であったということが一つ。それとまた山川町時代に緩速ろ過等を設置してから、そういう異臭問題が発生していなかったということもありまして、平成25年度に供用開始しました急速ろ過施設のですね、設置以降、使われずにそのまま現在に至っているということで、これを仮に使うとした場合に、施設の改修というものも必要になりますし、急速ろ過施設の1日当たりの処理能力、これが現在1日5,700m³なんですけど、この活性炭槽につきましては、1日の処理能力が4,500m³しかないということで、1日当たりの最大給水量を賄うにはですね、この施設が適合しなくなってしまったということもありまして、現在に至っているというのがございます。

それと、緩速ろ過池に草が生えているという部分でございますが、ここにつきましては現在緩速ろ過池は全然使っていないということで、将来的に給水、配水施設の給水タンクの容量が不足したときの代替地というか、増設予定地ということも含めてですね、現在このままにしているわけですが、今後、そういう施設につきましては、草が生えているという状況も指摘されておりますので、適正にですね、草が生えないように管理をしていきたいというふうに思っております。

○1番議員（外園幸吉） 今、私は聞き間違えたんですかね。皆さんにも聞いてみたいと思うんですが、今の答弁の中でですね、山川町時代に緩速ろ過池を造ってから、そういう何と言いましたかね、いわゆる臭いとか、かびとか、そういう意味だったと思うんですが、起きていなかったのと言われたんですかね。緩速ろ過池を造って結果オーライだったのに、なぜ緩速ろ過池を止めるのと、止めたのと、私の聞き違いだったらおっしゃってください。

○水道課長（黒岩道広） 緩速ろ過池につきましては、平成22、3年ぐらいですかね、ウズベンモウソウ類というものが発生しまして、これが一般家庭の水道水に紛れ込んできて、特に浴槽に水を張った場合に底の方に青い粉のようなものが溜ってきたということがありまして、そういうものを完全に除去するために、急速ろ過施設の建設が急がれたということがありました。そういうことがありまして、現在急速ろ過施設でそういう藻についても薬剤処理をして、そういう藻類がですね、水道水に紛れないように処理をしているという状況でございます。確かにそういう藻の発生によって物質が水道水に紛れるということはあったんですが、今回みたいにかび臭とか、そういう臭いが発生することが今までの記録を見る限りですね、ないということがありまして、現在に至ったというふうに説明させていただきました。

○1 番議員（外園幸吉） ちょっと不思議な感じがしますね。まあ、工事費の予算等も出るでしょうから、そのときにまた詳しく聞きますが、私はどうもですね、この半年ぐらい水道の水がまずいと言ってきたんですが、あまり味覚に自信がある方でもないのですね、複数の飲食業の人に聞いてみたんです。どう、俺ばっかいかねと言ったら、いや、そんなことはありませんと、お客さんに言われました、両方とも言いました、複数の飲食店主がですね。この水はかび臭いねって。よく観光客に言われるのが、あそこのトイレはきれいだった、汚かった。違う意味でですね、あそこの水はまずかった、これは致命的だと思うんです。その一人にですね、どうしているのと聞いたら、みんな一回水道の水を煮沸しています、蒸気が出るまでしています。それから冷やして出すものは出します。それから、温めるのは温めません。私はある所で水と温かいお茶と、温かいコーヒーと、冷たいコーヒーと四つ出してもらいました。大丈夫だがねと言ったら、さっき言ったようなことをやっているから、面倒ですけどもやっていますと。ところがですね、もう1件の方で聞いたのでは、もう臭くて困っていますと。一番困っているのは製氷機、氷を作るやつにですね、そういう煮沸しても使えない、水道水からパイプから直接つないでいるもんだから、氷を作って出したときに、氷が溶け出したらふあんとかくると言うの。ちょっと方法がないと言うんですね。私はこれは非常に大きい問題だと思うんですが、それと、味覚というのはですね、味覚はさっき言ったように自信はありませんけれども、私たちは山川町水道はうまいと思っていました。20年ぐらい前ですけどね、子供議会というのがありましてね、小学生の子供が言いました。水をビンか何かに入れて売り出したらってですね、そのときの町長がうーんと言ってましたけどね。まだ今の、今日も自動販売機で水を買って来ましたがね、こういう時代じゃなかったんですよ。そのぐらいですね、山川町の鰻池の水はうまいと思っていたわけで、今、ガソリンより高い水を買っているとよくいわれますけどね。そういうようなことで、味覚というのもありますし、一つにはですね、水温もあるんじゃないかと思うんですね。今頃ですね、生温かい水を飲まされるのと、いろんな方法にしろ、冷たい水を飲むのとは、それは冷たい水はまずおいしいという感じがしますよね。鰻池の場合でもですね、いろんなことがありましてね、ある時点から水が、温度が下がったんです。そしたらですね、まあ、よかと、喫茶店なんかでもですね、氷を入れんで出せるといわれました。一方でですね、水が冷たくて茶碗を洗うとき手が冷たくて困ると、それからガス代、灯油代ですか、掛かると、怒られたこともありましたけどね、まず、冷たいというのも一つの要素だと思うんですね。だから、さっき言いました、この原因のほかにですね、そういう学術的な問題以外に、例えば今言いましたような飲食店関係の人たちにですね、お知恵を借りてどうかいなど、味覚ですね、そういう調査・研究という気はないですか。

○水道課長（黒岩道広） 味覚のそういう調査の関係ですが、一応今のところそういう調査をしようという予定は入っておりません。ただ、先ほど来、出ていますかび臭については、何と

か早く対応したいというふうに思っております、今、活性炭を槽に直接投入をしてやっております、また今後、先ほど説明を若干させていただきましたが、活性炭槽が使えないという状況と、また1日の処理能力が追いつかないという部分がありましたので、そこについて今後も起こり得る事態ということを想定しましてですね、補正でそういう設計業務委託をさせていただきたいという思いがありまして、作業を進めているところであります。

○1番議員（外園幸吉） 昨日敬老会もありましたがね、世の中で、焼酎とかビールがうまいと言って飲める。ご飯、食べ物をおいしいと言って食べられるというのは、何と幸せなことかというのちょっと出ましたけれども、焼酎、ビールは一部の人としても、水は皆なんですね。ですから、あなた方は管轄がうんぬんかもしれないけれども、産業振興の方なんかでは、観光と言うと、うまい水をとという考えは出ないですか。どうですか。

○産業振興部長（上田薫） 産業振興ということで、多分ホテル関係、飲食店ということだろうと思っております。その辺の水につきましては、その店主というか、その調理師というか、その方々のいろんな所での調査をして、その地域の料理に合った源泉を利用するなど、いろんな対策が取られているということでございますので、その辺も含めまして、今のところはホテル・旅館、それとお店等の対応にお任せというか、そういう状況でございます。

○1番議員（外園幸吉） それぞれの努力にお任せもいでしょうけれども、さっき言いましたようにですね、煮沸をしている所もあれば、氷を作るのがどうも設備上難しいという所もあります。これはですね、観光観光という指宿市ですから、指宿に行ったら水がうまかったと。私はね、東京に7年いましたけどね、その頃の東京の水はまずいなど、鹿児島の水が、山川の水がずっとうまいと思っていました。ところがですね、今、東京都の水道局でペットボトルで売っているんですよ。御存じですか。それなりの努力というかですね、私がいた頃は、今の東京都庁のある淀橋でしたかね、でっかい浄水場がありましたけどね。やっぱりやりようではですね、何とかならせんですか。

それではですね、4番目の開聞山崎ため池についてをお伺いいたします。何人かの議員に聞いてもですね、それはどこかというような話も出ました。私も10年ぐらい前、カブトムシやクワガタムシを獲りに行って見たから知っていたようなものなんです、指宿市のですね、ホームページにあります。タブレットをお持ちの方は指宿市のホームページにですね、ハザードマップのところ、山崎ため池ハザードマップというのがあります。これを見て、ある意味びっくりしました。決壊してから10分経ったら、逃げる所がないような場所もあるんですね。大変ですよ。そして、一般質問を通告するときですね、現場を見に行きました。あそこの池も、私が前見たときよりも減っていましたね、通告してから約10日前です。そして昨日行ってみました。雨がちょっと降ったかなと思って。そしたら、水位はですね、水の高さという意味ではなくて、水際といいますかね、1mぐらい後退していましたね。結局水は増えていると。でも、水の量が1m増えたという意味じゃないですよ。そういうようなこ

とですね、関係者の方に聞くとですね、管理が悪いうんぬんという話も出ました。それで、あのため池ができた経緯、それから所有の問題、管理の問題についてお聞きいたします。

○農政部長（宮崎英世） 開聞十町にある山崎ため池、これに関しましては、開聞郷土史をひも解いてみますと、江戸時代に築造されまして、開聞十町の馬水田地区にある水田、約5町歩の農業用水として活用されておりました。その後、大正11年、昭和52年と改修が行われまして、現在、約12町歩の水田に農業用水を供給をして水田農業が営まれているという状況でございます。

通常の維持管理の件につきましては、指宿市開聞土地改良区が行っておりまして、池周辺の草刈りを年2回以上、池の泥はき等を数年に1回、実施をしております。なお、泥はき作業につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、水位が今下がっている状態なんです、今ちょうどため池の泥はき作業を実施中でございまして、抜き終わった後、議員が見られた時には、もう泥はき作業を終わって、栓をしてですね、もう水を溜めている状況ということでございます。

○1番議員（外園幸吉） 私は所有者を聞いたと思うんですが、どこになりますか。

○農政部長（宮崎英世） 所有者はですね、公有地ということで、郷土史を見ますと入野物袋地区の所有ということで記載があるところでございます。

○1番議員（外園幸吉） 入野物袋地区ということは、指宿市の公有財産ではないということですかね。

○農政部長（宮崎英世） 現在、公共的なものとして維持管理もですけど、土地改良区にお願いをし、行なっているところでございます。

○1番議員（外園幸吉） お願いをしということは、指宿市のものなんですか。その管理をお願いして、管理費とか、その辺はどうなっていますか。

○農政部長（宮崎英世） ため池自体の施設は、土地改良区の所有となっております。基本的に維持管理に関しましては、土地改良区の方で行っていただいているということでございます。

○1番議員（外園幸吉） 所有は土地改良区、管理は土地改良区ということは、指宿市の物ではないんですね。公有地ではないんですね。そこを確認しておきます。

○農政部長（宮崎英世） 議員がおっしゃるのは、恐らく登記の関係であろうとは思いますが、ちょっと失礼ながら登記に関しては確認をしていないところでございます。

○1番議員（外園幸吉） 登記のことを聞いているんじゃないのね。どこのものか。一般的に言うて、指宿市のものであれば、固定資産税は掛かりませんよね。入野地区のものであれば一般的な例外はありますけれども、固定資産税が入りますよね、指宿市に。そして、指宿市のものであれば管理費を、金を払うのが一般的ですね。でも、今のお話からすると、所有は土地

改良区という話も出たけど、何かよく分からないんですが、その辺は明確に出ませんかね。
地方自治法でいう238条の公有財産かどうかということを知りたいんです。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○農政部長（宮崎英世） 山崎ため池の所有の関係でございます。底地が官有地ということで国
ということで判断をいたしております。先ほど私の方で答弁いたしました入野物袋の關係に
関しましては、地籍調査時に確認をされたのが入野物袋地区という記載でございましたの
で、そのような方向で答弁をさせていただきました。しかしながら、所有地としては官有地
ということになっております。

○1番議員（外園幸吉） さっき赤線青線の話も出ましたけれども、赤線青線についても所有の
ない所だから、いわゆる里道とかですね、指宿もなのはな館のあの辺とか、たくさんあつた
はずですが、あれはみんな今指宿市のものになっているんでしょう。いわゆる赤線青線の所
有は、国有地だったですね、前はね。その辺どうなのか。あれは官有地だという問題とそ
の、こういう立派なハザードマップを作ってますね、もしということがあつたら、誰が責任
を持つかということもあるわけですよ。あのね、管理が悪いうんぬんと言われるのを見て
ね、思ったんですよ。タブレットに写真も撮ってますけれども、流木、立木じゃなくて
流れた木とか、倒木とか、倒れた木とか、10本ぐらいありますよね。と
ころが、向かって左側の所はなくなっていますね。さっき言われた、泥とか草の話をされま
したが、あの正面の所の草が焦げていますね。前、なかったですね。そういうふうにして
いるんだろうけれども、人によってはですね、あの流木、倒木がですね、問題だと。あれが
流れてくればですね、草も引っ掛かってですね、溢れる可能性が大きいんだよと言った人も
いました。台風とか、大風の場合にですね、林道とか、山に行けば分かると思うんで
す。小さい枝とか葉っぱがいっぱいあります。その後、雨が降ると側溝その他に流れてきま
す。それを危惧するわけですが、この10日間ぐらいでもですね、奥の方の流木、倒木がで
すね、中に入りませんから分かりませんが、10本ぐらいあるのにですね、水を減らして片付
けてないんですよ。ああいう所を心配する人は管理が悪いと言うわけです。せっかく水中
になくなった状態で木が見えているわけだから、あの時点でですね、水を減らした時点で、
なぜしないのか。なぜ管理をしないのか。その辺をお伺いします。

○農政部長（宮崎英世） 維持管理、私も現地には足を運んで水を抜いている状況を確認をさせて
いただきました。今、議員がおっしゃるように、底の方に倒木らしきものというのも確認を
いたしました。今回の維持管理に関しましては、27年度に行なわれました耐震診断、それを
基にしまして、当然、そのため池自体の耐震性があるのか。あるいは異常がないのかという

のを含めまして、今度水を抜いて確認をさせていただいたということでございます。議員がおっしゃるように倒木自体も見られましたが、それ自体は直接的に被害を及ぼすものではないということで、そのままになっているということでございます。それと、ため池に関しましては河川による流入ということではなくて、あの上部側にある湧水を活用をして、あそこに溜めてあるということですので、今、全国各地豪雨により河川に流木等が流下しまして被害を及ぼしているという状況がございしますが、山崎ため池に関しましては、その可能性は低いのではないかとこのように判断をしております。

それと、あともう一つ、申し訳ないです、訂正をさせていただきたいと思います。先ほど私が所有権の問題のところで土地改良区の所有ということも答弁をさせていただきましたが、これは先ほどお答えしましたように官有地ということで国であるということで訂正をさせていただきたいと思います。お詫びいたします。

○議長（松下喜久雄） ただいまの答弁の訂正、先ほどの訂正、これにつきましては議長において許可いたします。

○1番議員（外園幸吉） 九州北部のですね、水害の中で出てきたと思うんですが、ため池の決壊が28だったか、ありましたね、テレビです、これは。ため池というんですね、ある意味調整池だと思うんですね。ところが決壊すると。大変なことになっているわけです。今、ちょっと見解の相違だなと思いましたが、あの流・倒木は原因にならないと言われましたけれども、心配した人もそう言いましたし、私もそう思いました。あれが流れてくればですね、あの水を出すところにはまったらですね、どうしようもないと思うんです。小枝とか草とかですね。だから、それは見解が違うでは、今後済まないと思うので、流・倒木も、もう枯れたやつをですね、あそこに置いておく価値はないと思うんです。芸術のオブジェじゃあるまいしですね、これは著作権は要らないでしょうけど。ああいうのを、水が少ないときに速やかに撤去するとですね、私は先週の火曜日でしたかね、9日の日だったと思うんですが、現場に行ったときにですね、関係者の人が複数いらっしゃいましたよ、名前は言いませんけど、軽トラ2台で。ああ、やるんだなと思ったら、残っているわけですよ、昨日でも。だから、責任うんぬんを言ったらいかんけれども、一番はですね、市民の安全・安心ですから、できるだけそれを除くようにですね、せめてあの流・倒木は水の少ないうちに排除してくださいよ。いかがですか。

○農政部長（宮崎英世） はい、議員のおっしゃるように、市民の安心・安全、このためには当然、議員がおっしゃるようなことも必要かと思えます。今の段階で、先ほど議員がおっしゃいましたハザードマップを作成をして、地域の方々にまず状況を知っていただくということ。それと避難の体制を取っていただくこと。ここ辺りを今回重点的にやらせていただいております。しかしながら、今後の耐震に関する増改築の工事ですね、これも今後取り組んでいかなければいけない課題ということは認識しておりまして、県の方と調整を進めている

と。そのうちソフト面の住民の方々の防災意識の向上、それと本体の改造、改築、ここを一体的に総合的に進めてまいりたいと。その中でおっしゃるような維持管理の部分で、例えば浮遊物の除去とかということも検討はさせていただきたいと考えております。

○1番議員（外園幸吉） さっきもちよつと言いましたが、ハザードマップを作ったのは感心、いいことだと思います。ほかの点では納得できない点もありますが、今日のところはこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 外園議員、お座りいただければですね。

○建設部長（黒木六海） 先ほど答弁がございました土地の所有地の件なんですけど、今、地籍の方を調査しまして、これまでは官有地ということだったんですが、その部分について開聞町時代に譲与を受けていたということで、法定外公共物ということの取扱いになっています。訂正してお詫び申し上げたいと思います。

○議長（松下喜久雄） 今の答弁、農政部長の答弁の関係性もございます。訂正につきましては議長において許可いたしたいと思います。

○1番議員（外園幸吉） 終わったと言ったんですけどね、話が変わるもんだから、公有財産ということですね。地方自治法の238条だったと思いますが、行政財産ですか、普通財産の位置付けですか。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 0時11分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○農政部長（宮崎英世） 先ほど建設部長の方から答弁いたしましたように、財産としては譲渡を受けているということでございます。後、財産の種類といたしましては、行政財産ということになっております。

○1番議員（外園幸吉） 行政財産だと、いろいろ制約もありますので、今日のところは今度こそ終わります。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時08分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 私は日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、国民健康保険制度についてであります。国民健康保険は、言うまでもなく公的医療保険の一つであり、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合の被用者保険、それに国保

組合を加えた職域保険，更に75歳以上の後期高齢者医療制度，そして以上に加入していない人は生活保護等の例外を除いて加入することが義務付けられている。それが国民健康保険です。正に国民皆保険制度を下支えする制度です。加入者構成は2015年の厚生労働省の調査によれば無職者が44.1%，被用者が34.1%，自営業が14.5%，農林水産業などが2.5%などとなっています。以前と比べれば被用者の率が増えています，後期高齢者医療で75歳以上が別になったことが影響したものと思われま。また，被用者といっても被用者保険の対象とならない派遣やパートなど，非正規雇用の人々が多くを占めています。つまり国保は無職，そして非正規雇用の方々が多く加入しています。すなわち，仕組みの上から経済基盤の弱い人たちが構成されているとも言えます。また，国保には事業主負担に該当するものがないために，加入者の負担が重いという特徴があります。このようなことから，最も平均所得の低い国保加入者が最も高い国保税，国保料を支払っているのが現状です。また，国保は他の公的医療保険より74歳までではありませんが，高齢者が多く，必要とする医療費も高くなります。他の公的医療保険に比べて仕組み的に医療費は掛かり，負担能力が低いというのが国保です。必要経費を保険料だけに割り崩していたのでは，ますます高くなります。それに加えて国の負担は，医療費ベースで見ると45%あったものが，1984年より38.5%になりました。それ以来，国保財政が苦しくなったといわれ，国庫負担の割合は減る一方で，地方負担の割合は増え続けています。

そこで伺いますが，まず国民健康保険法によって国民健康保険は社会保障であると位置付けられています。確認してよろしいでしょうか。

次に，1984年からの国庫負担割合の削減によって，国保会計は苦しくなり，国保税が高くなる大きな要因になっていると思いますが，国庫負担削減の現状と影響はどのようになっているか伺います。

来年度から，国保は都道府県管理下になります。都道府県が市町村とともに保険者となり，財政運営の主体になります。これに伴って国保の運営に係るお金の流れが変わります。

そこで伺います。県単位化によって仕組みがどのように変わるのか。納付金標準保険料率が示されるのはいつか。実際の保険税率の計算はどのようになっているか伺います。

次に，人権としてのLGBT問題についてであります。性的マイノリティLGBT問題についてです。いわゆる性的マイノリティを自分とは違う別の人たちの問題として切り離して捉えるのではなく，そもそも性は多様なものですから，SOGI，ソギ，セクシュアル・オペレーション・アンド・ジェンダー・アイデンティティ，つまり性的志向と性自認として捉えるべきだと思いますが，当事者も含めてLGBTの呼称が一般化していますので，LGBT問題として質問を行います。

LGBT問題は6月議会で初めて提起させていただきました。私の質問を機に各方面において認知が広がるきっかけになったとすれば嬉しいことでもあります。議会答弁においても

性の多様性を尊重することは極めて大切なことだとし、当事者に寄り添ってできるものは改めたいとお答えをいただきました。6月議会では、具体的なものとして研修会等の開催、市の求める文書における性別記入問題、トイレ問題等を提起させていただきました。また、そのほかの施策があれば、それも含めてどのような検討や具体化が行われているのか伺います。研修会等については、教育長からも答弁をいただきたいと思います。

ファミリーサポート事業について、私は子育て支援について繰り返し、そして幅広くこの議会でも提案、要求してきました。その中の一つがファミリーサポート事業です。会員の募集をしながら9月頃には事業を開始したいということでしたが、改めてどのような事業で取り組み、準備状況はどのようになっている、実際の事業開始の時期はどうなっているのか伺って、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 社会保障制度につきましては、日本国憲法第25条において生存権の保障について定めるとともに、生存権を保障することが国の責務だと規定をしております。この第25条に基づき、国は社会保障制度の整備を進め、社会全体の責任として国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障しております。すなわち、国民健康保険制度はそういう意味からも社会保険に該当し、国民健康保険法第1条において、国民健康保険事業の健全な運営を確保しつつ、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると規定しており、国民健康保険制度は、社会保障制度の一つとして認識をしております。

次に、LGBT問題についての研修会等についての御質問でございます。LGBTについては人権問題として捉え、指宿市人権教育啓発基本計画において、性的少数者が地域で安心して暮らしていけるよう、正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めることとしております。これまで実施してきた研修会といたしましては、7月21日に副市長、教育長及び部長等からなる男女共同参画推進会議において、レインボービュー宮崎の代表を講師に招いて、「LGBT求められる理解や支援の形とは」と題して講演をさせていただきました。今後の研修会につきましては、市の職員が正しい知識を身に付け、理解と認識を深めることを目的に、LGBT問題に関する講演会を10月13日に全職員を対象に実施する予定でございます。

次に、ファミリーサポートセンターについての御質問でございます。やはりこのファミリーサポートセンターとは、育児の援助を受けたい方、依頼会員と育児の援助を行いたい方、提供会員がセンターの会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織で、有償のボランティア活動を行うものでございます。本市におきましては、本年6月にファミリーサポートセンター指宿を開設したところでございます。センターにはアドバイザーを配置し、活動に関する連絡や調整及び会員募集や会員向けの講習等を行っているところでございます。活動内容といたしましては、主に保育所等への子供の送迎や保育時間終了後の子供の預かり、冠婚葬祭又は学校行事等の際の子供の預かりなどであり、対象となる子供は生後3

か月から小学6年生までとしているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

○教育長（西森廣幸） L G B Tに関する教職員の研修についてでございますが、市立の小・中・高等学校において、大方の学校が職員研修等の中でL G B T性同一性障害についても研修を行っております。教育委員会はL G B T、いわゆる性的少数者の人権を守るためには、まずは教職員の正しい知識と理解が必要だと考えておりますので、今後も管理職研修会や担当者研修会、又は養護教諭部会等で県教委が作成した人権教育研修資料や、文部科学省の作成した教職員向けのリーフレット等を活用した校内研修を実施したり、学校外で開催される研修会等への参加を奨励するよう指導してまいりたいと考えております。

○健康福祉部長（前園千秋） 国民健康保険制度について、国庫負担削減による国保税減額の影響についての御質問でございます。過去の国保財政における国庫負担の主な経緯につきましては、制度開始以降補助率の見直しが何度となく行われ、その都度、都道府県の公費拡充措置、各種制度の創設等により国保財政悪化への緩和策が講じられてきたところでございます。これらのことを踏まえ、本市の国民健康保険特別会計の過去の決算状況の推移につきましては、後期高齢者医療制度が施行された平成20年度以降の国庫負担額の推移を見ますと、平成21、23、24年度において、それぞれ対前年度より国庫負担額は減少しているところでございますが、減少相当部分について社会保険診療支払基金から前期高齢者交付金が交付されているところでございます。したがって、国民健康保険税に及ぼす影響につきましては、国庫負担、県負担、その他の交付金というより、医療給付費の増加分が大きく影響しているものと考えているところでございます。

次に、県単位化による影響について、どのような仕組みに変わるのかとの御質問でございます。これまで、県内市町村がそれぞれに国民健康保険税を賦課し、国庫補助金や県補助金等を受け入れて、医療費や国保事業等に充てておりましたが、改革後は県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、国民健康保険制度の安定化を図ることになっているところでございます。具体的には市町村で受け入れていました国庫補助金や県補助金等につきまして、県が一部受入れを行い、この分を差し引いた額を市町村が納付金として県へ納めることとなります。また、県は補助金や納付金を基に市町村が必要とすべき費用について、全額市町村に交付することとなります。

次に、納付金標準保険料率が示されるのはいつかの御質問でございます。平成30年度の制度改正に向けた納付金及び標準保険料率の提示を含めた今後のスケジュールにつきましては、来月10月中旬に、国が納付金及び標準保険料率の算定に必要な仮係数を提示し、県はこの仮係数を基に平成30年度の納付金及び標準保険料率の試算を行い、11月に市町村へ提示する予定となっております。本市はこの試算結果を基に、平成30年度当初予算案及び保険税率案を策定することとなります。その後、12月下旬には国が確定計数を提示し、県はこの確定

計数を基に納付金及び標準保険料率の確定を行い、来年1月に市町村へ通知をする予定でございます。本市はこの通知を受け、仮係数を基にした当初予算案及び保険料率の改正があれば3月議会に上程する予定でございます。

次に、実際の保険料率の試算はどうなっているのかとの御質問でございます。平成30年度の制度改正に伴う国民健康保険税の税率試算につきましては、先ほどのスケジュールの中でも答弁いたしました。納付金及び標準保険料率が示されておりませんので、現時点では試算を行っていないところでございます。

次に、ファミリーサポート事業について、取組、準備はどのようになっているのかとの御質問でございます。ファミリーサポートセンター指宿では、本年6月から会員募集や会員向けの講習会等を実施しているところでございます。また、広報活動といたしまして、広報誌やホームページでの周知、地域福祉課や保健センター窓口等でのチラシ等の配布を行っております。ファミリーサポートセンター指宿におきましても、市内の事業所等へのチラシ等の配布を進めているところでございます。現在、会員登録等の事務手続や様式等の準備を終了し、活動を行う体制が整っているところでございます。

次に、実際に事業開始されるのは、いつからかという御質問でございます。ファミリーサポートセンター指宿におきましては、9月から利用できる体制を整えたところでございます。依頼会員と提供会員は、依頼内容や日程等につきまして事前打合せを行い、調整がついた場合は、子育ての援助活動が実施されるところです。本年度からの新規事業ということもありまして、利用者の意見を十分取り入れながら、利便性の高い事業にしていきたいと思いますところでございます。

○市民生活部長（下吉一宏） それでは、LGBT問題についての答弁をさせていただきます。

まず、研修会等につきまして、先ほど市長の方から答弁をさせていただきましたが、追加して答弁をさせていただきますが、今後の研修会の予定といたしまして、10月13日に全職員を対象とする研修会を実施する予定でございますが、加えまして10月22日に開聞総合体育館で人権啓発活動の一環といたしまして、地域人権フェスティバルをふれあいフェスタと同時に開催し、その中で「LGBTの言葉の内容の中へ」と題してトランスジェンダー、いわゆる性同一障害当事者による人権啓発講演会を開催する予定としているところでございます。

続きまして、性別記入欄の関係でございますが、これにつきましては8月28日に副市長を委員長とする部長等による指宿市人権教育啓発事業推進委員会を開催したところでございます。この委員会におきまして、市が取り扱う各種申請書等の性別記載欄の表記については、法令等で義務付けられているものを除き、削除する方向で取り組むこととしたところでございます。現在、各課において性別記載欄について、削除できるものはないか調査を行っております。その結果を踏まえまして、10月中に第2回の委員会を開催し、可能なものについては各課足並みを揃えて、新年度から性別記載欄は削除したいと考えております。

続きまして、トイレの問題でございます。トイレの問題につきましても、8月28日に開催した指宿市人権教育啓発事業推進委員会において、多目的トイレの表記について検討を行ったところでございます。委員会の検討を踏まえ、現在、各課が所管する多目的トイレについても、表記の内容やトイレ内部の状況等を調査をいたしております。LGBT当事者の御意見を伺い、性別記載欄の問題と同じく可能な限り新年度から表記の内容を改められるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、今後トイレの新設及び改修を計画している施設については、性的少数者に配慮したトイレの表記にしたいと考えているところでございます。

続きまして、性別記入問題やトイレ問題以外に取り組んだものとしたしましては、LGBTを含む様々な人権問題に関する相談に対応できる窓口を、それぞれ市のホームページに掲載し、紹介をしたところでございます。また、本市でしか体験できない天然砂むし温泉を、LGBTなど性的少数者や高齢者、障害者等、誰でも体験でき、楽しんでいただけるよう28年度に砂むし会館砂楽にバリアフリー対応のシャワー個室等を整備し、本年10月から本格運用を開始することにいたしましたところでございます。以上でございます。

○14番議員（前之園正和） 国民健康保険制度についてですが、国民健康保険が社会保障制度であることは答弁にもいただきましたし、法律の上からも明確であります。そもそも1983年までだったと思いますが、70歳以上の老人医療費は無料でした。ところが老人保健制度の導入によって84年から有料化され、それに伴い国保に対する国庫負担の仕組みも変わり、当時医療費ベースで45%だった国庫負担は38.5%に切り下げられました。国保の総収入に対する国保支出金の割合は、1980年代の50%だったものがその半分以下になっています。国保財政の困難さの根本原因は国庫負担の引下げにあり、国が進める国保広域化では解決しないとの声も多くあります。2011年11月29日に全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長、当時岡崎誠也高知市長であったようですが、政権与党の医療介護ワーキングチームに対して公費負担を50%以上にする必要があると文書で主張したという経緯もあります。先ほどの答弁で、21年、23年、24年度は国からの分はマイナスだけれども、その他県からとか、その他がプラスになっているので、大体確保できているのではないかとといったような答弁でしたが、国からの分が減っているということは明らか、そしてまた国からの負担が減ったことにより、まあ言えば国保会計に傷が付いた。その傷の手当をするという意味で県が努力をしたりということだと思っんですね。そういう意味では、国の大元の部分が減ったということが、国保会計が苦しくなった大きな要因だろうと思っんですが、そのことについて市長はどのように考えるか。また、国に対して国庫負担割合を元に戻せということも言われている地方自治体、あるいはそういう関係の部署もあるということも踏まえて、国庫支出金を増やすよう国に対して要請すべきではないかと思っんですが、市長にその考えがあるかないか伺います。

○健康福祉部長（前園千秋） 国庫負担金につきましては、療養給付費と調整交付金、高額医療費、共同事業負担金、財政安定化事業費、保険基盤安定事業費等がございます。それらを合計しますと、平成20年度は約22億4,500万円、1人当たりでは約14万円、平成28年度は約23億円、1人当たりでは約16万7千円となり、比較をしますと約5,500万円、1人当たりでは約2万7千円増加しているところがございます。県負担金につきましては、調整交付金、高額医療費、共同事業負担金、保険基盤安定事業費等がございますが、それらを合計しますと平成20年度は約4億4,400万円、1人当たりでは約2万8千円、平成28年度は約6億200万円、1人当たりでは約4万4千円となり、比較をしますと約1億5,800万円、1人当たりでは約1万6千円増加しているところがございます。議員御指摘の件につきましては、確かにこれまでも全国市長会とか、いろんな国に対しての要請等しているところでもありますけれども、私どもの答弁といたしましては、20年度以降につきましては現状ではこういうふうになっているところがございます。

○14番議員（前之園正和） 市長の考えを聞いたんですが、答弁はありませんでした。国の国庫支出分に対する割合を見てもですね、減っているというのが全国的な平均でもあります。今言われた数字だけではですね、なかなか分からない問題があると。医療費が高騰しているというわけですので、その反映としても当然医療費ベースで考えれば黙っていても増えるという傾向にあるわけですので、それが国庫の医療費が上がったがために上がったということも含まれるわけですので、簡単に比べられないというふうに思います。ただ言えることは、国の大元が減ったことにより、県も何らかの手立てをせざるを得なくなってきたということとは言えると思います。

それではですね、国保は社会保障でありながら、実態としては負担が大きくなり、家計を苦しめる大きな要因となっていると思うんですが、一つ示していただきたいんですが、所得が200万円なり、300万円で、子供が二人で4人家族の場合、国保税は一体どれぐらいになるのかと、資産はないという、財産の資産ですけど、はないということによろしいかと思うんですが、試しの計算、試算があったら示していただきたいと思います。

○健康福祉部長（前園千秋） 標準的な世帯といたしまして、親子4人世帯、うち2号被保険者の介護保険料該当者が2名、所得は世帯主のみの300万円で、給与収入としましては約443万円、固定資産税はないものと仮定した場合、国民健康保険税の課税額は48万5,400円となります。参考までに所得が200万円、給与収入で約312万円の場合は2割軽減となりまして33万3,300円となります。以上です。

○14番議員（前之園正和） 試算が示されましたが、所得に対する割合から見ても大きな負担と言えると思うんです。そのことを大きな負担というふうに考えるかどうか、市長、これは先ほど市長の答弁いただけなかったもので、今度は市長の答弁をいただきたいと思うんです。

○市長（豊留悦男） いろいろ御質問をいただいておりますけれども、全国のほとんどの自治体

が被保険者の年齢が高く、医療水準が高いという、そのことも一つであるし、低所得者が多いこと、小規模保険者が多いことなどにより、国保財政がひっ迫している状況でございます。この状況を健全化するために、いろんな制度改革がなされております。今、担当部長が答弁いたしましたように、所得の割に国保税の率が高いと、それは、これまでも議員から質問をいただいているその場面においても、やはり国保税というのは高い傾向にあるだろうという、私なりの見解は申し上げておりますので、今回もそのとおりの見解でもございます。

○14番議員（前之園正和） 時間がありませんので、次にいきますが、県単位化によって変わることは説明をいただいたんですが、県が財政の大元になるということですが、県から示されたものを納めなきゃならないとか、いろいろありますけど、これまで市町村が担ってきた国保事務、資格管理や保険税率の決定、保険税の賦課決定、保険税の徴収、保険給付、保険事業など、引き続き市町村が行うことになります。このことは確認してよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） そのとおりでございます。

○14番議員（前之園正和） 納付金は示されたものを全部納めなきゃならないということですが、それをどのようにして集めるか、どのように割り振るかは市町村の意思で決まるものであります。そういう意味でいえば、一般会計からの繰入れも、これまでどおり市町村の意思でできる仕組み、仕組み的にはですね、ということになると思うんですが、そういうことは確認してよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 現段階では納付金の額が示されていないところでございます。法定外繰入れの是非についても議論はされておらず、方法は決まっていないところでございます。しかしながら、県が示した標準保険料率を基に、本市の税率を試算した際、被保険者の負担が余りにも大きくなる場合につきましては、法定外繰入れも一つの選択肢であるかと考えているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 制度としては、一般会計からの法定外繰入れも可能だという仕組みだということは確認していただきました。納付金が示されなければ、具体的な計算はできないという答弁であります。被保険者の保険税をできるだけ抑え、負担を軽くするための最大限の努力をするということにおいて、市長にその考えがあるかどうか伺います。

○市長（豊留悦男） この国民健康保険制度の改正、つまり県がその主体を担っていただくことについては、県の市長会、九州市長会、全国市長会を通して、この負担額が大きくならないように、つまり税率に大きな変動がないようにということで申入れもしてございます。やはり、この制度というのは生活に直結する制度でもありますので、今後、他の市町、そして県の動向等を慎重に見極めながら、本市の国保税の在り方、つまり負担税率の在り方等を含めて検討させていただきたいと思っております。

○14番議員（前之園正和） 市長の今任期中4年間、限度額は別にして保険税率は据え置いて

きました。一般会計からの法定外繰入れをしたり、必要なときには充用という手続を取って据え置いてきた。そのことは評価をしたいと思うわけですが、先ほど部長の答弁でも額が示されていないのははっきりとは言えないがということで、場合によっては法定外繰入れも選択肢の中にはあるというようなことでした。そこで具体的に伺いますが、県単位になった下でも国保税を据え置き、あるいは下げるために法定外繰入れをすると、据え置きあるいは下げるためにですね、少なくとも上げないために法定外繰入れをするという考えでよろしいんでしょうか、市長。

○市長（豊留悦男） 本市の大きな行政課題と申しますのは、いかにして健康で長生きをするか、すなわち医療というものに頼らず、自ら健康な生活を送るための施策、それをどう展開するかどうかだと思っています。そういう意味で、医療費を下げることによってこの税率を下げるという、それが本市の行政の方向性の一つであるということは御理解をいただきたいと思えます。税率が著しく変動し、つまり高くなる場合には、それぞれの市民の生活というものに重視した保険税率の在り方というのを総合的に考えていかなければならないと思っております。

○14番議員（前之園正和） 国保税を、とにかく高いという認識はお持ちということにははっきりしたわけですので、これを極力被保険者の立場に立って税率も考えていくという意味では、法定外繰入れもですね、額について今示すことは不可能だとは思いますが、上げないために、場合によっては下げる。例えばこれまでですよ、大体2億円ぐらい入れていたとしますね。ところが県が示す額がどのくらいになるか分からんけど、場合によっては1億円入れればいいという計算に、仮になったとします。そうすれば、これまでは2億円入れていたのであれば、あと1億円浮くわけですので、これまでのように2億入れて、1億円分は引下げに回すと、そういうこともあってもいいんじゃないかと思うんですよ。そういうことを含めて、被保険者の暮らしを守るという点で法定外繰入れをですね、どのように認識しているのか、極力ここを増やして税率を抑えるという考えがあるのかないのか、重ねてになりますが伺います。

○市長（豊留悦男） やはり何回も申し上げますけれども、健全な本市の国保税、その制度になるように努力をしてまいりたいと思えます。つまり法定外繰入れ、そのことについても、やはり議員、市民の理解がなければできません。どのような形でこの法定外繰入れをするのかということについては、そのときどきで判断をさせていただきたいと思えます。

○14番議員（前之園正和） 先ほどどなたかの質問の中で、いわゆる財政に関連してですね、滞納があったり欠損になったりするものがあるという話が出ましたが、そこで、欠損等にならないようにですね、最大限の努力をするというようなことがあったんですが、その中で、例えば財産の調査、不動産がなければ動産はないのかということまでですね、立ち入って、場合によっては差押えというような話も出ました。その根底にはですね、やはり国保は大変

高いと、払にくい、あるいは払えない人も出てくるというような額になっているということをお忘れにはいけないというふうに思うんですね。いわゆる取締りと言いましょか、取立てと言いましょか、そこだけが先行していったら困ると思うんですが、その点はどうなんでしょうか。本当に支払い能力が、担税力がないのであれば、例えば生活保護を紹介するとか、減免の制度があるよということも併せてやるべきじゃないかと思うんです。ところが、取立てともいうべきですね、ことだけが強調されていくのは問題だと思うんですが、どうでしょう。

○市民生活部長（下吉一宏） 午前中の中で滞納処分のことを答弁させていただきましたが、要は滞納処分を行うのは、最終的に真に担税力がない場合においては不納欠損にすると。しかしながら担税力があるのに、徴収を猶予したりとかするわけじゃなくて、この担税力が最終的にあるかないか、そこを見極めて処分を行っていくと、ここに尽きるとっております。

○14番議員（前之園正和） 関連をしますので、若干話をちょっと広げますが、例えば、憲法第25条に関連をして生活保護という制度があります。生活保護が受給されれば、国保は免除ということになるわけですね。ところが実際には生活保護というのは一定の基準があり、そこに対して収入が多いのか少ないのかで決められる、簡単に言えばですね、ほかにも条件がいろいろあるでしょうけど。そういう下で、その基準からいけば生活保護以下の生活をしながら、申請主義ですので、申請がなければ生活保護は受給されないということになります。そういう意味で言えば、国保世帯の中には生活保護基準以下で生活している人もいるというのが現状だと思うんですね。そういう意味で、例えば生活保護基準に比べて低い人は担税力がないという判断になるのかなと思うんですが、その辺はどのように考えますか。

○市民生活部長（下吉一宏） 先ほど申し上げましたように、真に担税力がないかどうか、いろんな財産調査、動産の調査、そういったもろもろの調査をした上で真に担税力がないという場合によっては、最終的には不納欠損処分と、そういった手続を踏んでいくわけですので、とにかく財産調査、そういったものを正確に、公正に行いまして、担税力のあるなしを判断をして処理してまいりたいと、このように考えております。

○14番議員（前之園正和） 国民健康保険制度ということで通告をしてありますので伺いますが、国保税の滞納があったり、滞ったりすると、正規の保険証じゃなくて短期だったり、資格証明書になったりというケースがあると思うんですが、以前は窓口で相談に来てですね、悩みを訴えれば少しでも払えないかということなどがあった上で、短期保険証ということで、資格証明書の発行というのはなかなかなかったのかなというふうに思っているんですが、このところあるんじゃないかというふうに思うんですね。やはり、その保険証がなければ病院に行けない。資格証明書だと後で返ってくるとは言え、そのときなければなかなか行けないということになるわけです。そのことが国保税が高いことで払えない、担税力があるかないかだということなんですけど、払えない。そうすると病院にも行けないという悪循環に陥

っていく。そうすると早く行けば治るものも治らない。重病化している。そうすると医療費が上がるということにもなりかねないと思うんですが、その点はどのように考えますでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） ここに資料等持ち合わせておりませんので、明確なことは言えませんが、その滞納者につきまして、窓口に来られた方々のいろいろな理由を聞きまして、あるいは千円でも納めるというような状況になりますれば、短期保険証を発行するか、確かに今のところでは資格証明書の発行についても、やっている事例がございます。

○14番議員（前之園正和） 国保は社会保障でありながら、所得水準の低い人たちに高い国保税を課し、ますます被保険者の苦しみは増しているということで、改めて国保税の引下げを求めて次に入ります。

LGBTの問題ですが、答弁がありました。市幹部を対象として7月21日、また全職員を対象にして10月13日とか、いろいろ計画も出されました。これについてはですね、答弁にもあったかと思うんですが、1回やっておしまいというものではなくて、継続することが必要なんじゃないか。また教育委員会でいえば、先生方は異動もあるわけですので、こちらの方も継続していく必要があると思うんですが、その継続性については市長部局、教育委員会、それぞれどう考えていますでしょうか。

○市民生活部長（下吉一宏） 研修の関係でございますが、単に今年やればよいというものではなくて、これもやっぱり継続的にですね、2年に1回、若しくは1年に1回、2年に1回、そういった形でですね、継続的に研修を行うことによって、このLGBTに関する認識というものがちゃんと理解ができると思っていますので、これは継続して研修会等は開催してまいりたいと考えております。

○教育長（西森廣幸） 学校においても、県の教育委員会の施策として、人権教育は全ての教育の基本であるという観点から、学校においては全教育活動を通して発達段階に応じた人権教育を実施するようになってきているところでございます。人権教育につきましては、それぞれの学校において全体計画を立て、それぞれ学校の実情に応じて実施していることから、継続的な研修が行われるものと思っております。

○14番議員（前之園正和） それから、性別記入問題についてですが、現在、内部をですね、どれぐらいあるのか調査中だということですが、法律で記載が必要とされているもの以外は削除の方向だということ、間に合えば新年度からでも是非やりたいということでした。ということになれば、条例改正が必要になるものも出てきますので、条例改正が必要なもの、必要でないもの、それも含めて調査中だと思うんですが、少なくとも条例改正の分については、12月議会に提出の方向ということでしょうか。そうしないと新年度には間に合わないということになるんじゃないかと思うんですが、3月議会ぎりぎり間に合うといえ間に合うわけですけど、どのような方向でしょうか。

○**市民生活部長（下吉一宏）** 条例の改正，規則の改正が必要かと思っておりますので，そういった今検討を行っておりますが，12月というのはなかなか厳しい状況なのかなということで考えております。できれば3月の議会にですね，条例につきましては，提出できればというふうに考えております。

○**14番議員（前之園正和）** 3月の議会ということで，4月に間に合うといえれば間に合うわけですが，提起を受けてですね，できるだけ早くやりたいということだけは，私も正面から受け止めさせていただきたいというふうに思います。

それからですね，条例で必要なものは条例を変える，条例が必要でないものはそれはそれでできるということになります。例えば，国民健康保険証ですけども，国保の国民健康保険証ですね，あれは男女の別を記載しなければならないようになっているようです。ただし，表面に書くことを求めているわけではなくて，場合によっては性別については裏面参照ということで，裏の方に男性なり女性なり，書いている所もあります。普通，病院などでコピーを取らせてもらいますというのは表だけ取るんですよ。ですから，そこからいうと男女の記載が見えないということで，それを採用している所もあります。何を言いたいかというと，条例で変えるべきところ，条例に関わるどころ，条例には関わらないところの中には，いろいろなものがあるということを言いたいわけです。ですから，そういうところまで含めて調査・研究もしていただきたいと思うんですが，どうでしょうか。

○**市民生活部長（下吉一宏）** ただいま議員がおっしゃいました，そういった内容もございますので，委員会においてですね，いろんな事例を研究してまいりたいと，このように考えております。

○**14番議員（前之園正和）** そのようなものが条例に関わるものが何件あり，条例以外のものが何件あるかを調査中ということですが，これは10月中に第2回の人権推進委員会ですか，これを開くということでしたので，そこまでは調査を終えるということなのかなというふうに思うんですが，そういう段取りでしょうか。

○**市民生活部長（下吉一宏）** 9月の上旬にですね，各所属長宛てに市で取り扱う申請書等の性別欄表記の見直しについてということで調査依頼をしております。提出期限が10月6日までになっておりますので，この10月6日の提出を受けて，その後，担当課の方でいろいろ調整をいたしまして，委員会に提出をして，そこで議論をしてまいりたいと考えております。

○**14番議員（前之園正和）** ちょっと古い資料ですが，一昨年5月23日の日本経済新聞によれば，その時点で印鑑登録証明から性別欄をなくしている自治体が183自治体あると報道されています。その後もどんどん増えているようです。また，埼玉県の日高市においては，性別記載のある264の帳票等のうち116について，例規改正等の手続を経て29年度末までに順次性別記載を廃止するというふうにしています。日高市の場合で264のうち116については，市の判断でできるという，それぐらいの割合かなというふうに見えます。これがまたどこも同じ

ということではないでしょうけれども、相当、半分程度は削除できるのかなという数字を示しているのではないかと思うんですが。議会に出すとすれば、12月に間に合わないので3月の議会になるのではないかということでしたが、そこではもう3月となれば3月の議会がいつ終わるか分かりませんが、月末というふうにすれば、スタートはもう4月、1週間あるかないかぐらいになると思うんです。となれば、ただ条例だけではなくて、中身も全部揃っていないやいけないということになるんですが、条例提出は3月でも、実際の運用は4月からということで間に合わせる段取りというのは確保できるのでしょうか。

○市民生活部長（下吉一宏） そういったことも含めまして、10月に開催する委員会で様々な方向性についてですね、検討してまいりたいと、しかしながら可能な限り4月1日から、そういった削除できるものについては削除した申請書等でスタートしていきたいと、そういった考え方でございます。

○14番議員（前之園正和） それから、トイレの問題についてですが、既存のトイレに係る問題と、これから建設する建物等についてどうするかという問題があります。これも可能な限り新年度からやりたいということでした。これはトイレの表記とか、いわゆる入り口ですね、表記を変えるという問題もあるでしょうし、場合によっては中身を変えるという問題も出てくると思うんですが、既存のものについてはそう、新たに建設しようとするものが、例えば今で言ったらサッカー場がどうなるか分かりませんが、サッカー場、市民会館等がですね、あるいは建替え、改修の予定に入っている所がありますが、こういったものも設計段階でこのLGBT問題も含めた設計にですね、見直していくということで、先ほどそうなかと思われるような答弁があったんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○市民生活部長（下吉一宏） 先ほども答弁をさせていただきましたが、今後、トイレが新設されるもの、また改修されるもの、そういったトイレにつきましては、性的少数者に配慮した表記にするようにですね、やっていきたいと、このように委員会でも申合せをしてございます。

○14番議員（前之園正和） それから、渋谷区など、全国に6か所ぐらいだったと思いますが、パートナーシップ制度をですね、敷いている所があります。正式な婚姻をしていないために、例えば同性の方がですね、例えば片方が不幸にしてICUにでも入ろうかというときに、身内ではないのでICUにも入れないという問題とかあります。それから、市営住宅の夫婦ということについても、夫婦じゃないとかいうようなことで、いろいろあるんですが、そこをパートナーシップ制度ということで、市で判断してできるものはするということになるかと思うんですが、このパートナーシップ制度について、市長はどのように考えますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 現在、議員から質問をいただいておりますLGBT問題、つまり人権問題というのは人を人として尊重する社会を実現するための制度であろうと思います。その人に

とって、性別記入を含めてどういう行政として対応を望んでいるのか、そこを大切にしなければなりません。いわゆる今、同性による結婚、その他生活というものについて、いろいろな自治体が検討を加え、今ありましたように、渋谷区にはそのような取組をしているところでもあります。指宿市でも、そういうことが現実的なものとして上がってくるとすれば、そういう先進的な自治体、基礎自治体の例を踏まえて、先ほど申し上げましたように、その人を尊重するという観点に立って、行政的な事務処理は行っていかなければならない、そのように考えております。

○14番議員（前之園正和） そういう必要性とか、事例とか、そういうときになればというようなことだったかと思うんですが、例えば、今言ったICUの問題にしてみれば、ICUに入って、病院としては身内じゃないから駄目ですよとなったときにですよ、それはもう入れないんですよ。事前にパートナーシップの制度があれば、それを周知してもらって病院側も対応してもらおうということが可能だと思うんです。ですから、あらかじめ制度を作ることが大事なんじゃないか。そのときになって対応できるものもあるかもしれませんが、そのときになって対応するということができないかもしれない。そういう意味では、あらかじめ制度を作っておく必要があると思うんです。そういうことで伺っているんですが、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） パートナーシップ制度、このことにつきましては、新聞報道等でも特集として報道されている問題でもあります。そして、現実的な人権問題として、いろんな場面で現在、この問題というのは研修を含めて取組が展開をされております。パートナーシップ制度、本市においてこの制度を作っていくという、そういう形を議員としては希望している、そういう捉え方で申しますと、このパートナーシップ制度、これについても先ほど申し上げましたように、人権問題、人を尊重するという社会を実現するためには必要な制度であろうと、そう思っております。

○14番議員（前之園正和） 教育長に伺いますが、学校の子供たちはですね、そういうLGBTの一員だということを、とにかくTについてはですよ、自分自身が感じないという場合もあると思うんですね。そういうときに悩んでいる。例えば、水泳のときの更衣室とか、身体測定がどうなってるか分かりませんが、そういった場合に更衣室やその他のことでも困っていることがあるのではないかと。そこでは、ちょっとしたことを先生方が見過ごさないということが大事だと思うんですね。そういったことでは、管理職であったり、養護教員であったりすると思うんですけど、ちょっとした子供のしぐさなり、言葉を見逃さないということが大事だと思うんです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 学校の教職員につきましても、研修をしていく中で、そういう子供たちがいないかどうかという視点で、常に接しているところであろうかと思えます。先ほど紹介しました文部科学省の教職員向けのリーフレットには、その学校の支援の在り方について、

服装についてはこう、髪型についてはこう、呼称の工夫、水泳とか、そういうような細かいところまで紹介をして、現場での指導に役立てるような情報提供もいただいているところで。ですから、子供たちの教育相談等を真摯に受け止めて、対応が後手に回らないような対応をしていく、そういうようなことも含めて研修はしていただきたいと思っております。

○14番議員（前之園正和） 指宿市内にはLGBTの当事者や理解者らが集まり、語り合うレインボーポートひまわりがあります。私もオープンの場合に何回か参加をさせてもらっていますが、レインボーポートひまわりは温泉祭には踊り連を出し、今年で3回目になります。そのような環境も指宿にはあるわけですし、指宿市はLGBT問題の先進地といわれるよう取り組んでいこうではないかというふうに思います。執行部においても大きな方向性としてはその必要性を認めていると思いますので、市長にも期待をしたいと思っております。

それから、ファミリーサポート事業についてですが、現在、会員の募集が終わった段階で、9月から利用できる体制になっているということでしたが、実際に利用は始まっているのでしょうか。利用した方がいらっしゃるのでしょうか、9月に入ってスタートしてから。

○健康福祉部長（前園千秋） 議員おっしゃるとおり、9月に体制を整えてスタートをしているところですけれども、今の状況では利用者はまだいないところでございます。

○14番議員（前之園正和） 周知についてもいろいろ努力をしているということではありましたが、まだ周知の方法がですね、足りないということが一面では言えるのかなというふうに思ったりします。現時点において、会員は常時受付でしょうから、現時点において依頼会員、提供会員、あるいは両方会員もいらっしゃると思うんですが、それぞれ何人ぐらい登録されているのでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 9月7日現在の状況ですけれども、提供会員が6名、依頼会員が18名の24名の登録がございます。

○14番議員（前之園正和） 両方会員というのはいらっしゃるんですか。

○健康福祉部長（前園千秋） ゼロでございます。

○14番議員（前之園正和） 多くの場合、依頼会員でもあり提供会員でもあるというのがですね、多くの自治体の例なんですね。また、必要性からいってもそうだと思うんですよ。時間が取れるときは世話もできるけれども、自分をお願いするときもあるというのが常だと思うので、その18人、6人、両方会員はゼロということからしてもですね、募集が終わったというにはですね、あまりにも、ただ期日を切っただけで、実際上運営をしていくには全く不十分な人員体制だと思うんですが、どのように思われますか。

○健康福祉部長（前園千秋） 先ほど申しました人数につきましては、9月7日時点での会員数でございますので、引き続き窓口等でそういう周知を図っていただいているところでございます。したがって、今後につきましてもこの会員数につきましては、どんどん受入れをしていこうと思っているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 9月7日時点だとは言ってもですね、今日は10日ぐらい過ぎているわけですが、増えたんですか。だから、運営するには不十分な人員体制じゃないかということを行っているんです。

○健康福祉部長（前園千秋） 提供会員につきましては、一人原則3名となっておりますので、今のところ依頼者がいないところですが、順次広げていきたいと思っております。また、6名の依頼とは別に2名の方が、まだ講習を受けていない方もおりますので、その方々がまた講習を受ければ増えるというような状況でもございます。

○14番議員（前之園正和） じゃ、どちらにしても依頼会員、提供会員とも少ないと思うんですが、何名ぐらいまでは確保したいという目標はあるんでしょうか。それとも全くないんですか。

○健康福祉部長（前園千秋） 私どもといたしましては、50名ぐらいは確保したいと思っております。

○14番議員（前之園正和） 50名が妥当かどうかはともかくとして、50人としてもですね、まだ4割いったかいかないかということだと思えますよ。それで事業がスタートするのはですね、何とスタートダッシュの悪いことかというふうに思えますね。本制度は鹿児島県内でも指宿市は遅れてスタートする分野だと思えます。ほかの自治体においては、よき先例もあろうかと思えますが、どのように学び、どのように取り入れていくのか、その点にお考えがあれば伺います。

○健康福祉部長（前園千秋） 議員おっしゃるとおり、県内では16市2町が本年度実施しているところでございます。先進地の所がございましたら、そこら辺のまた調査研究もしてまいりたいと思っております。

○14番議員（前之園正和） 先ほどLGBTのことで、一つだけ追加してお聞きしたいんですが、いろいろ前向きに取り組んでいただくという答弁はいただいたんですが、その中で講習会とか、研修会とか、いろいろ開いていただく、そこでですね、私なんかは頭で考えていることと、当事者が本当に悩んでいることとはですね、必ずしも一致しない、新たな発見というのが日々あるわけですが、そういう意味では当事者の思い、考え、提案を聴くということも非常に大事なことじゃないかというふうに思えますね。ですから、それが研修会の一つだと言ってしまうばそうなんですけど、今日は講習会というようなことじゃなくて、当事者としてのですね、そっちのやつを聴きたいというような場も設けていいのではないかと。制度的に提案もしていただくということもあっていいんじゃないか、その点についてはどうでしょうか。

○市民生活部長（下吉一宏） 今、議員がおっしゃいましたように、そういった場も今後は検討してまいりたいと考えております。

○14番議員（前之園正和） それでは、ファミリーサポート事業も含めてあらゆる子育て支援

を強力に進める指宿市を願い、そして行政に求めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時24分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。去年に続いて大型台風18号が指宿を通過しました。楽しみにしていた相撲大会や地域によっては敬老会など、中止になったり、また延期になった所もあるようです。指宿市は去年ほどひどくなくてよかったと安堵しているところですが、大分や北海道など、被害の大きかった所の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。また、最近の北朝鮮の暴挙に対しては、なぜと皆さんも首をかきげているのではないのでしょうか。だからこそ、命の尊さ、平和のすばらしさを訴えていく必要があるのではないのでしょうか。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

まず初めに、指宿市の未来像についてお伺いいたします。1点目に指宿市の将来像についてということで、市長におかれましては市長就任以来、指宿市の目指す将来像、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現のために、いろいろな事業に取り組み、着実に成果が表れているものと思っています。そこで、これまでの実績を踏まえ、今後、指宿市をどういうふうにしたいのか、そして、どのような将来像を描いて行かれるおつもりなのかをお伺いいたします。

2点目に人権問題についてお伺いいたします。同僚議員が6月議会に引き続き、今回も質問をされましたが、私からも質問をさせていただきたいと思います。重なる部分もあるかとは思いますが、よろしくお伺いいたします。今年8月、福岡での講演会に参加いたしました。そこで聴いた講演は、性同一性障害についての講演でした。当事者からの発表でとても衝撃的な話でした。初めて耳にする性的少数者の話、最近ではテレビ等ではよく見聞きするようになってきていますが、実際に本人からの話を聴くと、涙なしでは聴けませんでした。外見と心が違う。どういうことなんだろう。私には考えられない現実に戸惑うばかりでした。でも、現実にこのことで差別や偏見、理解されていないことなど、しかも13人に1人いるといわれているとのこと。そして、その中でいろいろな人権問題があることを感じました。そこでお伺いいたします。LGBTの人権問題に対する本市の取組の現状についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 本市では、平成18年1月に新指宿市としてスタートして以来、目指すべき

まちの姿として、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある食や健康を様々な分野に生かしていくことが重要と考え、将来都市像として豊かな自然が織りなす食と健幸のまちを掲げ、その実現のため行政、市民一体となって各種施策に積極的に取り組んでまいりました。このような中、第一次指宿市総合振興計画に基づき、本市の特色を生かしたまちづくりや、観光、地場産業における指宿ブランドの強化、教育環境の整備など、着実な推進に努めてまいりました。また、昨年度はこれらの10年間の成果を検証し、これらのまちづくりに対する課題の整理、検討を行い、健幸、幸という字は幸せと書きますけれども、健幸をキーワードとして第二次指宿市総合振興計画を策定し、全ての市民が健康でふるさとに愛と誇りを持ち、住んで良かったと思えるまちづくりに取り組んでおります。一方、平成27年度に策定いたしました本市の人口ビジョンによりますと、平成32年には4万人を割り、平成40年には3万人を割る人口が予想されております。やはりこの人口減少の問題については喫緊の課題でもあり、人口減少の幅を抑制していくためには、今後の取組が極めて重要になります。そのため、第二次指宿市総合振興計画や各種地方創生事業を着実に推進することに加え、ここ数年で新たな事業展開が予想される指宿港海岸保全整備事業や、NHK大河ドラマ西郷どんの放映、かごしま国体の開催などを含めた観光振興事業や、地方創生による農水産物の高付加価値事業、農水産業の基盤整備、また、医療福祉分野では子供から高齢者まで、切れ目のない支援のための地域包括ケアシステムの構築、教育の充実では望ましい学校づくりと9年間の連続した学びの中で、系統性や継続性のある小中一貫教育の推進など、本市の将来を左右する極めて重要な時期であると考えております。今後も本市の目指す将来都市像実現のため、また指宿を元気にする、そして未来への投資という考え方で市民、行政、民間など、あらゆる機関と連携し、課題を克服するとともに、指宿の魅力ある豊かな資源という強みを生かした取組を展開しなければならないと考えております。

以下、いただきました質問は、部長等が答弁いたします。

○市民生活部長（下吉一宏） L G B T性的少数者の問題に対する取組の現状でございますが、L G B Tについては人権問題として捉え、指宿市人権教育啓発基本計画において、性的少数者が地域で安心して暮らしていけるよう、正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めることとしております。現状といたしましては、性の多様性については十分に理解されておらず、人権問題が社会生活の様々な場面で発生しており、L G B Tの人権について正しい理解と認識を広げていくことが大切だと考えております。まず、職員自ら正しい理解と認識を深めるため、7月21日に副市長、教育長及び部長等からなる男女共同参画推進会議において、レインボービュー宮崎の代表を講師に招いて、「L G B T（性的少数者）求められる理解や支援のカタチとは」と題して講演をしていただきました。L G B T当事者の声といたしまして、窓口での各種申請書等の性別欄を記入すること自体が苦痛に感じることや、障害者等の利用を想定しているトイレや、男女別トイレを使うのに抵抗を感じる方が多いよう

でございます。このようなことから、LGBTに対する人権問題について、8月28日に指宿市人権教育啓発事業推進委員会を開催し、市が取り扱う申請書等の性別記載欄については、法令等で義務付けられているものを除き削除することや、障害者等の多目的トイレを誰もが気兼ねなく利用できるよう表記するなど、取組可能なものについては、新年度から実施してまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） それでは、2回目の質問に入りたいと思います。指宿市の将来像についてからお伺いいたします。御答弁ありがとうございました。この2期8年間、いろいろと頑張ってきたんだと思います。これからもよろしくお伺いいたします。それでは、市長にお伺いいたします。今後の指宿市の活性化についてお伺いいたします。

まず初めに、山川地域の活性化についてお伺いいたします。昨年、地熱発電の凍結を発表しましたが、ヘルシーランド周辺の活性化については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。ヘルシーランドは築20年以上が過ぎて、全面的な改修が必要ではないかとも思っています。水着で入れるプールなど、とてもいいアイデアだと思っていました。また、泉熱を利用した農業振興についても、農家の方は熱望しているともお聞きしていますが、それらを含め山川地域の活性化についてはどう思っているのかお伺いいたします。

○市長（豊留悦男） やはり山川地域には指宿市が自慢できる景、すなわち資源と言ってもいいのかもしれませんが、ございます。その一つが、いわゆるヘルシーランド、たまた箱温泉でもあり、鰻池でもあり、その他、あの豊穡な大地で作られる農作物であろうかと思っております。今ここの指宿の有する資源を活用した事業に取り組まなければならないと思っております。特に地熱につきましては、市民の理解、そして温泉業者、旅館業者の心配もありまして、十分その処置について理解をいただけませんでした。しかしながら、今後、その理解が図られ、この事業として推進することができる、それはつまり市民への説明であり、議会の皆さん方の賛同が得られるとすれば、この事業は、現在凍結しておりますけれども、やるべき事業の一つであろうと思っております。先ほども申し上げましたように、やはりこれは大きな事業でございます。するべき時期、タイミングを間違えますと、大きな市民への不安も、かもし出すことになりまして、補助事業でもございますので、その補助金額についても年々削減される方向というのは間違いはありません。いつ、どこで、どのような形でやるのかを含めて、市民の理解を得る必要があるかと思っております。人口減少社会であるからこそ、これらの資源を生かして指宿らしい地方創生の事業、特色のある事業というのを取り入れなくてはならないと思っております。特に山川、それはたまた箱温泉は全国に誇れる温泉でもあります。そして、ここから生産される農産物、これは全国に誇れる農産物でもございます。つまり、これらを生かした事業をやらないと、今後、指宿の将来、それは発展という観点から様々な課題が起こるだろうと、そういう認識で、この山川地域においては基本的には市民の理解、そして議会の理解を得ながら、大胆な事業を展開しなければな

らないと、そう思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 市民の理解，議会の理解をもらうということが大事である。今，市長がそのようにおっしゃいました。本当にそうだなと思います。みんなが理解して，そしてこの山川地域の活性化が進んで行けば，本当に指宿市の発展につながっていく，そういうふうに思っております。何とか皆さんの理解を進めていけるように頑張ってもらいたい，そういうふうに思います。

それでは次に，開聞地域について伺います。レジャーセンターかいもん付近の今後の活性化や，開聞岳一周道路の見通しはどうなっているのでしょうか，伺います。

○市長（豊留悦男） 特に開聞地域，川尻地区の方々には大変心配をお掛けしております。つまり，国民宿舎跡地の有効活用であり，そして開聞一周道路を含めた開聞地域の新たな観光の創造という面からも，この問題については可能な限り早く解決をし，事業化してまいりたいと思います。幸いなことに，この地域の大部分の土地をお持ちの岩崎産業さんとも協議を進めてまいりました。つまり，この岩崎産業さんも2019年，このときに日本プロゴルフの有数のメジャーの大会があります。これに間に合わせるように，かいもん荘跡地，そしてこの一周道路に向けては，工事を進めたいというようなことをございました。具体的な計画は間もなく上がって来るだろうと思います。この一周道路につきましても，念願の道路でもありません。開聞一周道路の果たす観光への影響というものも大変大きいだろうと思います。議員の皆さんには，間もなくその工程を含めて御説明をする機会をいただきたいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 開聞岳の一周道路が出来たら，本当にあの開聞岳をぐるっと回って行ける。何か夢がありますよね。今のままであのトンネルを通って行くのがどうしても怖いかなという感じがあって，なかなか行かない。そういう状況ではないかと思っております。本当にこの開聞岳も，本当に開聞地域の発展のために何とか，この開聞のレジャーセンター並びに一周道路，解決して，本当に皆さんが望んでいるものができるようにしてほしいと思います。

次に，指宿市の観光の目玉の一つになっている唐船峡そうめん流しの開発基本計画もこの前示されましたが，いつから，どのような取組を始めるのか，伺います。

○産業振興部長（上田薫） 今，唐船峡について御質問がございました。唐船峡の整備計画というのを策定をしているところでございます。これにつきましては，観光の線ということで，池田湖を含めましてですね，唐船峡まであの一帯を整備するという計画でございまして，そのために今，県と協議をしながら進めているわけですけれども，当面は池田湖を整備するところで考えているところでございます。池田湖につきましては，20億円から30億円掛けて県の魅力ある観光地づくり整備事業や，県の地域振興整備事業を活用しながらですね，

池田湖を整備する計画でございます。その後、唐船峡の整備について取り掛かるということで考えているところでございますけれども、一部につきましてはですね、取り掛かるというところもございますので、一概にどこというところではございませんが、それを含めまして、また今後検討していきたいということでしております。

○9番議員（高田チヨ子） はい、ありがとうございます。池田湖も聞くつもりでいました。もう今、答えていただきましたので、ありがとうございます。

それでは、サッカー場については、私としましては是非進めてほしいと思っているところです。市民の皆様からよく、サッカー場はどうなっているのねって、尋ねられることが多いわけですが、この後、何人かの議員が質問するようですので、私からは進めてほしいなという要望にしておきたいと思えます。

さて、今までお聞きしました将来像を描かれるに当たっては、来年実施されます次期市長選への出馬が必要であると思われれます。6月議会の定例会で同僚議員が質問いたしました。広く市民の皆さんの意見をお伺いして、いずれかの時期に態度を明らかにしたいというような答弁をされました。次期市長選の出馬について、どのようにお考えになられているのか、態度を明確にすべきではないかと思えますが、市長、どうでしょうか、お伺いいたします。

○市長（豊留悦男） 6月議会でもその件については質問をいただきました。これまでの市政を謙虚に反省をしながら、今後4年間の将来像を描いて判断をしたいという趣旨の答弁をさせていただきました。これまでの4年間、そして1期目の4年間を通して多くの事業をやってきましたと思っております。特に、生活インフラの整備においては、管理型の最終処分場整備、これは30数億円掛かりました。お金は掛かったけれども、この整備をしたおかげで、いわゆる産業廃棄物、産業の灰を圏外に持ち出すことがなくなりました。すなわち数億円の経済的な効果、プラスの効果があったわけであります。そのほかごみ処理場、消防署、潟口ポンプ場、この潟口ポンプ場におきましては、平成10年代から、この議会で常に一般質問をされてきた事業であります。様々な課題につきましては、そのときどきにおいて大胆な事業であったかもしれませんが、事業を推進をしてまいりました。その事業の推進の時期を間違えますと、どんだんどんだん、いわゆるごみ処理場においては修繕代を含め、いろいろな形で経費が重なってきたから、タイミングを逸しないような事業としてやってまいりました。やはり、これらのことを鑑みるに、自分としては2期8年、それなりに全力を投球してきたと思っております。2期目の任期も残すところ5か月余りとなりました。私は市長就任以来、市役所は市民に役立つ所、読んで字のごとく市役所であります。それを市政運営の基本理念に持てる力を最大限に発揮し、職員一丸となって各種施策を積極的に推進してきたと思っております。また、市政を進めるに当たっては、本市の目指すべき将来像を明確に掲げた総合振興計画や、指宿市版まち・ひと・しごと総合戦略を踏まえて、市民の皆様の声

を謙虚に伺いながら、各施策に取り組み、市政を一步一步着実に進展させてきたと思っております。幸い、気力、体力、健康面においても全く問題がないと思っております。市民の皆様方の御支援、御協力をいただきながら、世界に誇れる指宿を創るために、これまでの市政を継続し、様々な課題にも全力を尽くして取り組むことが、現職、いわゆる私の務めであると思っております。指宿の将来を大きく左右する重要な局面を担わせていただきたい。そういう強い思いから次期市長選へ出馬することを決意したいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 今、市長から次期市長選への出馬の決意をお聴きしました。頑張ってもらいたいと思っております。

それと今、潟口ポンプ場の話が出ました。実は、この潟口ポンプ場が出来てから、八間道路とか税務署の前とか、もうこれで雨で悩むことはないだろうなと思っていたんです。ところが、潟口ポンプ場が出来たその後に降った大雨の影響で、あそこがやっぱし水に浸かってしまったんですね。そこを通っていた方が、そこに行けなくて怖い思いをしたという方がいらっしやいました。そのときに、市の方に問合せたら、急なことだったのでという御返事だったんですけれども、でも雨はいつ降るか分かりません。予報を見ていても、どれぐらいの雨量かは分からないですよ。だから、そのときに本当に急な大雨でも対応できるような、そういうシステムというか、潟口ポンプ場の整備というか、操作というか、そういうのをする必要があるのではないかな、そういうふうに思うんですけれども、このことについてはどうでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 前回の大雨のときに、幾らか冠水をしたということは認識しているところでございます。一般的にはドライ方式とあって、完全にゼロの浸水というのを目指すべきなんですけれども、以前もお答えしていますように、時間雨量が大きくなる、10分間の雨量ですね、10分間の雨量が強いと、やはりこれまでと同じような冠水の仕方をする。ただ、ドライではございませんので、降って冠水した後はポンプの機能がありますので引くのが早いということになります。今回の場合も、すぐ職員はポンプ場の方に待機をして、一応対応はしていたんですが、周りの方からはこれまでよりも水の引きが早かったということの言葉はいただいております。それから、あとまだ残りの弥次ヶ湯ポンプ場の方がまだ完成していませんので、そちらが出来ると、また水のはけ具合というのは変わってこようかと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 何とか皆さんの心配がなくなるように頑張っていたいただきたい、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今後の指宿市の観光、そして農業、未来の子供たちのため、全ての市民のために、市長、是非頑張っていたいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、交通体系についてお伺いいたします。初めに、イッシーバスについてお伺いいたします。現在、市内を走っているイッシーバスをよく見掛けますが、乗車している人がとても

少ないと感じます。そこで、イッシーバスの現状をお伺いいたします。

○産業振興部長（上田薫） 本市は市内を循環するコミュニティバスとしまして、平成14年度から指宿地域におきましてイッシーバスの運行を開始いたしました。市町合併に伴い平成19年1月からは山川・開聞地域においても運行し、交通空白地帯の解消や高齢者等の交通手段の確保などを目的に、それらの地域住民の交通手段といたしまして運行を続けてまいりました。現在は市内4路線を1週間に3日、1日2往復を鹿児島交通株式会社に運行委託いたしております。最近の利用状況といたしましては、平成27年度は2万3,681人が乗車し、1便当たり9.4人が乗車しております。また、平成28年度は2万2,278人が乗車し、1便当たり8.9人が乗車しております。市といたしましては、これまでも路線の変更や見直しをしながら運行しておりますけれども、乗車率としては年々減少してきているのが現状でございます。このような状況を改善するため、より効率的で将来にわたって持続可能な新たな公共交通体系の構築を目指すこととしておりますので、今年度はその調査、分析の業務委託を行っているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今お聞きしました現在の運行状況では、まだまだ交通困難区域の解消にはつながっていないのではないかと、そういうふうに思います。実は先日、日置市に同僚議員と一緒に乗合タクシーについてお話を聴きに行ってきた。日置市では公共交通に影響しないように、交通困難区域の方々のため、1回300円で乗合タクシーを利用できるようになっていました。今までタクシーを使って千円以上掛かっていたところを300円で行くことができる。とても喜ばれているとのことでした。もちろん、普通のタクシーにも影響しないように、時間を設定するなど工夫をしているとのことでした。この乗合タクシーについてどのようにお考えでしょうか。そして市の担当課の皆さん、日置市に聴いてみるとか、実際に行ってみるとか、そういうふうにしてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） 新たな公共交通体系の構築に当たりまして、昨年来、南九州市のひまわりバスや熊本県菊池市のきくちべんりカー・あいのりタクシー、それから山鹿市のあいのりタクシー、議員から紹介いただきました日置市の乗合タクシー、岐阜県多治見市のききょうバス地域相乗タクシーを視察に行っていました。それぞれの自治体の取組を学ばせていただきますと、それぞれの交通事情や地域の特性があるようでございます。時間をかけて検討、意見交換、説明会などを通じまして、住民の方々と共に作り上げておられるようでございました。日置市の乗合タクシーにつきましては、郊外と、それから決められた市街地を結ぶ貴重な交通手段としまして運行されておりました。利用は事前予約制で、運行日は運行時間、それから運行路線が決められておまして、1便につき1人300円でどなたでも利用できることから、利用者も年々増加傾向にあるとでございます。また、事前予約制であることから、近隣住民が乗り合わせるることによって、財政的にも軽減がなされた運行に期

待できるのではないかと、そういう印象を持ったところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今、視察に行ってきたというお話を聞きました。本当にすごいですね。いろいろ学んで来て、それを指宿市にどう生かそうかと考えている、すごいと思います。

それでは、今後、本市でもこの乗合タクシーを実際に運行させるお気持ちはないでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） 新たな公共交通体系の構築に当たりまして、調査、分析の業務委託を実施しており、地域特性や住民のニーズ、交通事業者の事情などを考慮した上で、地域住民が利用しやすく、将来にわたって持続可能な公共交通体系が実現するよう、検討してまいりたいと考えております。乗合タクシーにつきましても、その中で検討されるものと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 是非皆さんが利用しやすい、そういう運行状況を作っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目に、さつき園についてお伺いいたします。このさつき園については、今まで私も、それから同僚議員も何人も質問してきていますが、あえてここで伺いいたします。

初めに、さつき園の現在の登録児童数や療育等の現状について伺いいたします。

○健康福祉部長（前園千秋） さつき園の定員は20名で、平成29年8月末での登録利用者数は37名、内訳としましては指宿市28名、南九州市9名の園児が通園をしているところでございます。さつき園では、年齢や発達状況等に応じて午前から午後までの療育を受けるグループや、午後からのグループ、親子グループ等に分かれて活動しておりまして、子供に応じた療育を行っているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 指宿市のメンバーが28名、南九州市が9名、37名いるということでした。それでは前回から問題になっている給食のことが一番皆さんの悩んでいることではないのかな、そういうふうに思いますので、給食について、ここでも伺いたいと思います。以前も言ったと思いますが、給食は子供たちにとって、とても大事なことだということは、皆さんが認識していることだと思っております。さつき園の給食についての署名運動がありました。私も署名をお母さん方に書いてもらいました。皆さん、大事なことだよねと喜んで書いてくださいました。そこで伺いいたします。さつき園で毎日給食を提供することは難しいということですが、それではどうすれば提供できるのでしょうか。何とかして提供できるようにすることはできないのでしょうか。伺いいたします。

○健康福祉部長（前園千秋） 子供の成長の中で食の大切さにつきましては、生命の維持、発育、発達に欠かせないものでございます。食は生きる力の基礎を育む上で、非常に大切なものと認識しているところでございます。しかしながら、毎日の給食提供となりますと、曜日によっては人数が異なったり、アレルギー対策等個別の対応のための提供体制等の整備が必

要になってまいります。保育所，幼稚園，小・中学校における給食提供につきましては，人員体制，施設設備等，当初の段階で対応可能な施設となっておりますが，さつき園につきましては，開聞保健センター内に設置されておまして，一般市民の方々が健康診断等に利用する施設でもあるところですので。開聞保健センター内の調理室で給食を提供することは，現状では困難であると認識しているところでございます。また，6月議会終了後，南九州市福祉課の係長以上レベルでの協議を2回行っておりますけれども，さつき園の療育に関わる職員の確保に苦慮する中，給食提供を新たに行うことは人材の確保や事業運営経費の増等，多くの問題が想定される場所です。更には，南九州市内に3か所ある児童発達支援事業所は，事業収入内での運営がなされている一方で，さつき園における児童発達支援給付費の超過額を本市と南九州市の利用園児数等により案分し，それぞれ負担している状況であることから，ほかの民間事業所との不公平感を危惧するとの意見を再度いただいているところでございます。保護者の自主運営による食事提供につきましては，平成24年度から実施されていることから，今後も本市及び南九州市社会福祉協会，親の会と十分協議しながら協力してまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） なかなかさつき園で給食を毎日提供するというのは，南九州市との関連もあり難しいということですね。何とか，それでもどうにか，お母さんたちの気持ちを分かってあげられるような，何とかできないもんなんだろうか。確かに子供たちが，さつき園に来る子供たちは療育をする子がほとんどですので，普通の小学校，中学校みたいに給食を提供することは難しいかもしれません。だけれども，やっぱし命を育む給食です。ですので，一番大切な授業になると思います。ですので，何とか市でこのことに取り組んで，給食を出せるようにならないものか，そういうふうにも思うわけです。わかばがありますね，わかばの方は給食があるというのをお聞きしています。もちろん，体制が違う，仕組みが違う，だからわかばの方は給食が出せるけれども，さつき園は出せない。そういうふうになっているわけですがけれども，同じ子供を育てるのであれば，同じように給食もどうにかできないのかな，そういうふうにも思うわけですね。だから，何とか考えてあげられないのか，もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 議員がおっしゃられましたわかばにつきましては，児童発達支援センターということでの機能で給食提供が行われておまして，さつき園につきましては児童発達支援事業所ということでの給食提供が現時点でできないところでございます。今後，いろいろな方法を見出しながら，できれば意に沿うような形でもですね，できればと思っておりますけれども，とにかく今，いろいろな問題が輻湊しておりますので，この点につきまして，丁寧にですね，片付けていかなければ，なかなか次の段階に進んで行けないだろうと思っておりますので，もうしばらく時間がかかるのかなと思っているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 何とか前向きに検討していただきたいと思っております。

それでは4点目に、保育園についてお伺いいたします。何で今頃保育園って思っているかもしれません。実は、6月に市内のホテル・旅館関係のオーナー等の集会に参加いたしました。その中で、ホテルや旅館は従業員不足で、求人をしてもなかなか応募がない。理由は早朝や夜間に子供を預けられるところがないということでした。そこで、現在の市内保育所等の設置現状や保育時間をお伺いいたします。

○健康福祉部長（前園千秋） 本市における教育保育施設地域型保育事業の設置状況につきましては、平成29年4月1日現在で認可保育所11園、公立保育所1園、認定こども園4事業所5園、小規模保育事業所1園、新制度移行幼稚園2園、未移行幼稚園2園、計21事業所22園でございます。市内保育所等の保育時間につきましては、施設によって異なりますが、おおむね午前7時から午後6時までとなっております。延長保育を実施している事業所につきましては、おおむね午後7時までとなっておりますのでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今、延長保育をおおむね午後7時までとお聞きしました。それだとすね、ホテルとか、旅館業を含めて、夜間に勤務する従業員がいる職場では、預けることができないんですよね。朝、メイドさんたちは朝6時には出勤します。そして、お昼11時ぐらいまで仕事をして帰ります。そして夕方また3時か4時ぐらいから出勤して夜11時まで、そういう勤務体制になっているわけです。そうすると、今現在、普通に預けている保育園だと、ちょうどお母さんたちが働いている時間というのは、子供たちは誰もいない中でお家で留守番をする。もちろんおじいちゃんやおばあちゃんがいる、そういう見る人がいる家族はいいですけども、今、核家庭で本当に子供を見る人がいない。そういう中でホテルで働きたいけど子供を見てくれる人がいない。だから、ホテルとか旅館で働くことはできないという結論になっているようでございます。一番いいのはホテルや旅館で、自分たちの働いている場所で保育ができるといい、そういうふうに思うわけですよね。現在、自分の所で保育所がある所は1か所だけだと思います。ほかは自分の所で保育所を立ち上げるのは難しいといわれていました。そこで何とかできないかとの要望があったところです。本市として、この早朝保育及び夜間保育についてどうお考えになるか。温泉組合の皆様のたつての願いを何とかしてあげられないものかと思っておりますので、今後の取組についてお伺いいたします。

○市長（豊留悦男） 非常にホテル関係者にとっては働く人がいないという、深刻な状況であります。その一つが子供たちを預ける所がないと、安心して働ける環境にないとなれば、やはり行政として何とかその解決の方策を練る必要がございます。私の方にもいろいろ声が届いております。この件については、今、議員からの質問、そして議員からの御提言がありましたように、市としても真剣に考えてまいります。

○9番議員（高田チヨ子） 今、市長から本当にありがたいお言葉をいただきました。本当に何とかホテルや旅館で働く方たちが、安心して子供を育てられるように、そして働けるように、そういう環境にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

5点目に、学童保育についてお伺いいたします。この学童保育についても、何回も今までお伺いしてきました。改めてではありますが、再度、学童保育の現状についてお伺いいたします。学童保育を学校で行ってほしいという声を保育園の先生方からもお聴きしているところですので。そこで現在実施している学童保育の現状をお伺いいたします。

○健康福祉部長（前園千秋） 放課後児童クラブにつきましては、労働などの事情により保護者が昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に保護者に代わって行う保育のことで、放課後児童健全育成事業を実施しているところがございます。本市では、保育所4事業所、認定こども園3事業所で4か所、幼稚園1事業所の合計8事業所9か所で実施しているところがございます。本年7月1日現在で登録している人員につきましては、9か所の平均で約34名、全体で311名となっているところがございます。また、補助基準に満たない3か所の保育所が市独自の保育所地域活動といたしまして67名の放課後児童クラブを実施しているところがございます。したがって、放課後児童クラブにつきましては、11事業所12か所378名の登録となっているところがございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今現状をお聞きしましたが、今まで聞いてきたことと変わってはいないんだなと思いました。この学童保育については、今後、ますます子供たちを育成する上で必要なことになってくるのではないかと、そういうふうに思います。学校は空き教室はないと言います。確かにいろんな教室に利用しているとは思いますが、そこを何とか工夫してできないかと思うのです。指導者の問題とか、いろいろあるかもしれません。でも、地域の方にも参加してもらうとか、元保育士をしていた方とか、教師をされていた方とか、方法はいろいろあるのではないかと思います。この学童保育についても、何とか前向きに考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 学校での放課後児童健全育成事業をすることにつきましては、児童が校外に移動せず、安全に利用できるなど、いろいろな面でメリットがあることは認識しているところがございます。しかしながら、学校の余裕教室で実施する場合、在校児童との動線の確保や専用区画の設置、トイレ等共用部分の管理、安全の確保等、教室の選定につきましても一定の条件が必要であると考えているところがございます。今後、保護者や地域の方々から要望があった場合は、地域の実情や支援体制、放課後児童クラブとして利用できる余裕教室の有無等、関係部署と協議しながら取り組んでまいりたいと考えているところがございます。また、余裕教室等学校施設を活用し、実施するに当たりましては、現在、放課後児童クラブを実施している保育所等の理解が必要不可欠でございますので、具体的な運営方法などについて、十分な協議を行ってまいりたいと考えているところがございます。

○9番議員（高田チヨ子） 薩摩川内市の方では、ほとんどの学校でこの学童保育を学校で行っている。そういうふうにも聞いて、私も視察に行ったことがありました、去年でしたかね。本当にそれぞれの学校でこの学童保育も行っていて、本当にお母さんたちも安心して任せら

れる、そういう状況にあったところです。ですので、できている所があるわけですから、何とか指宿でもこの学童保育も学校でできるように取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、人権問題についてお伺いたします。今、現状をお聞きしました。先ほどの同僚議員の話聞いていても、本当に今、指宿市も真剣に取り組んでいるんだなということを、すごく感じさせられました。講演会を実施したこと、各種申請書の性別欄やトイレの表記の件について検討しているとのこと、とてもありがたいことだと思いました。それでは、LGBTで悩んでいる方の少しでも助けになれるように、本市の今後の取組についてお伺いたします。

○市民生活部長（下吉一宏） 今後の取組につきましては、性的少数者の人権に対する正しい知識と理解を身に付けることを目的に、10月13日に当事者を招いてLGBT問題に関する講演会を全職員を対象にして計画をいたしております。また、10月22日に開聞総合体育館において人権啓発活動といたしまして、地域人権フェスティバルをふれあいフェスタと同時に開催し、その中で「LGBTの言葉のない世の中へ」と題してトランスジェンダー、いわゆる性同一障害の当事者による人権啓発講演会を実施いたします。LGBTなど性的少数者は、一般的には20人に1人、調査によっては13人に1人存在するといわれておりますが、性的少数者に対する偏見や差別などの人権問題については、まだ正しい理解がなされていないと思われるので、積極的に啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えております。加えまして、行政の窓口対応につきましても、他自治体の取組を参考にマニュアル等を作成するなど、性的少数者に寄り添った対応ができるよう、今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 20人に1人、又は13人に1人、そういうふうにこのLGBTで悩んでいる方がいるということですが、ということは、この中にいる、もしかして3人か4人ぐらいいるのではないかと計算になります。福岡での講演を聴き、私たち一人ひとりがどのように接していくかということが大事なことだとなって、痛切に感じたところです。そしてその一つの例が言葉です。今まで私は当たり前のように言ってきた言葉ですけど、女は女らしく、男は男らしく、ずっと結婚したときから、子供の頃からそんなふうに言われてきました。又は女は愛嬌、男は度胸だよという言葉も言われてきました。でも、実際はこの言葉もどうなのかなと思うところでもあります。女とか男という言葉で縛るのではなく、一人の人間として認めていく、あなたらしく生きていけばいいんだよということではないかなと思ったんです。それぞれの人格を認めてあげることの大切さを学んで来ました。私たちの周りにも多くの方が悩んでいるかもしれないと思います。これまで普通と思われてきたことを改めて見直す必要があるのではないかと、そういうふうに思います。みんなが温かい気持ちで接していくようにすることが大事ではないでしょうか。最後に、このことについて、市長、どう

お考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） 指宿市では誰もが人として尊重される、そういうまちである。そう言われるようなまちづくりを目指さなければなりません。男だから女だからじゃなくて、人として尊重する、そういう気風の醸成に努めてまいります。

○9番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。全ての人が桜梅桃梨の人生、そしてありのままの自分で、いきいきと生活が送れたら、こんなすばらしいことはないのではないかな、そういうふうに思います。終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時34分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

○15番議員（木原繁昭） 皆さん、こんにちは。15番、木原繁昭です。台風18号におきましては、職員の皆様、避難所開設等御苦勞様でございました。備えあれば憂いなしという言葉もございますが、自然災害はなかなか難しいものがございます。幸いに今回は思ったより被害も少なかったような気もいたします。安堵いたしております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、豊留市政2期目の総括についてということでお伺いいたします。2期目は後4か月ほどあるわけではありますが、豊留市長におかれましては市民の幸せのため、世界に誇れる指宿を創るための基本姿勢に立ちながら、住んでよかったと思えるまちづくりに努力して来られたかと思えます。また、市政運営に当たっては、本市の目指すべきまちの姿を掲げた第一次、第二次指宿市総合振興計画や人口減少に向けた様々な施策を掲げた指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略等を踏まえ、各種の施策を展開し、市政を一步一步着実に前進すべく、今も職員共々力を合わせて日々取り組んでいるかと思えます。その実績を振り返り、2期目現在までの市政運営についての感想等をお伺いいたします。

豊留市長の次期市長選への出馬については、先ほど同僚議員より質問もありましたが、通告書で通告した関係もあり、それに併せて傍聴やライブ中継等を御覧になっていただいている方もあるかと思えますので、改めてお伺いいたします。次期市長選への出馬への覚悟と、どのような市政運営をする思いがあるのか、お答え願います。

2番目の観光行政について。昨年は熊本地震等のため、それなりに影響があったと思うが、その後の回復具合等の実績や傾向をお伺いいたします。

次に、指宿駅での改札の電子カード等の利用について伺います。8月に高校の同窓会をしたときの話ですが、JR九州の自動改札機で通過できる便利なICカード乗車券で鹿児島中央駅より乗車して指宿駅で改札を出る際に使用できず、後ろから他の乗客も来る中、大変手

間取り不自由な思いをしたそうです。指宿駅の観光案内所でも、その件について聞きましたが、使えなかったお客さんより苦情の声も多いということでした。喜入駅までは使えるようですが、観光客の多い指宿駅でも、是非早急に使えるようにすべきではないかと思えます。働き掛けを行っているのか、その辺についてお伺いいたします。

3番目の市内業者の活用については、1番目の指宿市の工事発注形態について、一般競争入札など数種の形態があると思いますが、どのような形があるのかお伺いし、以上、壇上からの質問とさせていただきます、以下は順を追って質問させていただきます。また、私少し難聴気味ですので、聞き洩らしのないよう、自席ではイヤホンを使わせていただきます。

○市長（豊留悦男） 私は平成22年2月市長就任以来、行財政改革、地域経済の活性化、医療・福祉・教育の充実などを重要課題と考え、市役所は市民に役立つ所を市政運営の基本理念に、職員と一丸となって各種施策に取り組んでまいりました。また、市民が健康で幸せに暮らせるまちづくりを中核に据え、健康寿命を伸ばし、いわゆる健幸のまちづくりの推進につきましても努力を続けております。この間、喫緊の課題でありました財政改革につきましても、組織機構や補助金、使用料金の見直しを行い、基金残高も増加するなど、健全財政の確立、堅持が図られたと思っております。

地域経済の活性化では、農林水産業の振興において、いぶすき農業支援センターを開設し、JAなど農業関係機関の連携を強化し、各種補助金事業の導入、新規就農者対策、6次産業化の推進、またトップセールスを実施し、一方、観光振興においては外国人観光客誘致への対策強化や、平成30年1月放映のNHK大河ドラマ西郷どん、平成32年に開催されますかごしま国体を見据えた観光拠点の整備や、広域連携によるメニューの開発などを実施してまいりました。

医療・福祉・教育の分野では、乳幼児医療費助成の拡充、不妊治療費助成事業などに取り組み、また長年の懸案でございました新ごみ処理施設、新潟口雨水ポンプ場、指宿港海岸整備事業、市内教育施設の大規模改修、耐震化など、市民の生活基盤となる社会資本整備にも積極的に取り組みました。

このように全身全霊で市政運営に取り組み、着実な成果が上げられたと思っております。しかし、懸案事項も多く、更に今後数年間は本市の将来を展望する上で大事な時期であると捉えております。本市の目指す将来都市像、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現のため、未来志向型の行政を確立していくべく、市民の方々の声を謙虚に受け止め、市民本位の市政運営に取り組んでまいり決意であります。どうぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

3期目の決意という意味での質問もいただきました。この2期8年余り、市民の皆様、関係各位の御指導・御協力をいただきながら市政運営に取り組んでまいりました。この間、感じましたことは、目指すべきまちづくりのために、様々な施策に取り組まなければならないと

いう強い決意でありましたけれども、まだまだ道半ばといったのものもあり、これらの事業を確かな形で進め、住んでよかったという指宿市にしたいと思っております。これまでの2期の経験とこれまで培ってきたネットワークも生かしながら、3期目もふるさと指宿のために全身全霊で頑張りたいと思っております。先ほども申し上げましたけれども、気力、体力も充実しております。今後も誠心誠意全力で頑張る覚悟でありますので、議員各位、市民の皆様への御指導・御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

○産業振興部長（上田薫） 指宿市の観光の現状と傾向ということでございます。平成28年4月に発生いたしました熊本地震の影響が大きいと考えているところでございます。熊本地震発生後は国の九州ふっこう割や鹿児島県のお得旅、本市の九州を元気に、熊本地震復興応援商品券付き宿泊プラン等が実施されたことにより、九州が注目されまして、本市にも観光客が戻って来たところでございます。その実績といたしまして、平成28年度宿泊観光客数は64万5千人で、前年に比べると3万8千人、3.5%の減となっております。このうち国内の宿泊客数は約58万人で、前年度と比べると4万1千人、6.6%の減となっております。また、平成29年の宿泊数につきましては、前年度と比較いたしまして増加しているところでございます。今後は来年1月からNHK大河ドラマ西郷どんも放映されます。観光客の増加が見込めるところでございますので、受入れ体制をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

それから、指宿駅での改札等電子カードの利用についての質問でございますが、現在、指宿枕崎線で電子カードが利用できるのは、鹿児島中央駅から喜入駅までのエリアとなっております。これまで指宿枕崎線輸送強化促進期成会でも電子カード利用に関してましての要望を行っておりますが、観光客の利用しやすい環境を整えるためにも、引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

○総務部長（有留茂人） 本市における建設工事等の発注形態についてでございますが、本市では入札契約の透明性、公正性、競争性、コスト削減を図るため、建設工事につきましては条件付一般競争入札制度を導入をしております。条件付一般競争入札とは、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その資格を有し、あらかじめ設定された参加資格を満たしたのものによって行う一般競争入札のことです。

○15番議員（木原繁昭） それでは、2回目からの質問をさせていただきます。豊留市政2期目の総括等について、目に見える形では新ごみ処理施設、新潟口ポンプ場、指宿港海岸整備事業、市内教育施設の耐震化等、実績が目に見えつつなってきましたが、1年ほど前の話ではありますが、今の市長はないしたとけ、なんじゃせつじょらんじゃねけという声もありました。ということは、それなりの不満の声と考えられると思います。不満の声は大前提の市民の幸せのために逆行するものがございます。大部分の市民は市政の全てが見えるわけではあり

ません。先ほどみたいなハード的なものは、今見えるものも増えてはきたかと思いますが、ソフト的なものは普通目に見えませんし、その辺もございまして、いろいろな形で伝えていっていると思いますが、市民の満足度を上げるためにも、市長や市役所への不満を減らすためにも、市民にとって市役所のやっていることについて知ってもらう努力が必要かと思いますが、その辺についてはどう思われますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 正しく、今、議員のおっしゃった言葉、ないをしちよっとけという、そういう言葉も私の所に届いているのは事実でございまして。やっぱい、学校ん先生やなど、政治家になりきってないなど、そういう声もお聞きをいたします。やはり事業については、もっと市民に分かってもらう努力をしろという意味であろうかと思えます。しかし、私の性分でありましょうか、いろんな挨拶の中で、こういう事業をやった、こういう事業をやったというのを言う、またはPRする、そういう性格でもないのではないか。つまり私は様々な事業は皆さんのお陰で、主語を私から皆さんのお陰という、そういう言葉でこれまでもいろいろ説明をしまいいりました。一例を申し上げますと、山川の漁協の、いわゆる冷凍庫が出来ました。この冷凍庫は3・11後で大変厳しい時期で、国の予算をいただいた事業でもございました。国から採用されたという連絡が私にあったときに、私でなくて漁協長に連絡をしてくださいと、漁協長から私の方に、こういうふう採用されましたと、初めてそういう形で事業が完遂しますと、私は漁協の皆さんに、皆さんが頑張ってくれたお陰です、皆さんの力で、そういうふうにお返しをいたしました。そのとき国は、なぜ市長から言わないのかと、それはあなたの実績だろうというようなことを言いましたけれども、私はそれでいいのだと、みんなが自分が頑張ったからという、事業としてその方がいいだろうと判断したからであります。やっぱり学校の教員だからと言われることが、最も私にとっては嫌な言葉であります。つまり、私は北京の学校を含めて、鹿児島県内の市・町・村・県という行政を経験をいたしました。議会对応もしてまいりました。その中で、主役は市民である。それは偽らざる私の気持でもございました。そういう意味で事業のPRというのが甚だ不十分であったことは否めません。しかし、このような中で、より多くの市民の皆さんに行政を知っていただくために、関心を持っていただくために、広報いぶすきやホームページ等を活用し、積極的に事業等の内容は広報をしてきたつもりであります。しかし、やはりこの事業等については、いつ、何のために、どのような事業をしたのかということについては、今後、市民に理解をいただくために努力をしなければならないと思っております。市民対話集会や各種団体との意見交換会、総会等でも市政運営の現状等について、積極的に周知広報をしなければならないと思っております。また、その広報の仕方についても工夫が必要だろうと思えます。今後とも市民の各種施策の参画を促すためにも、市民へ市政運営がより理解されますよう、あらゆる機会を通して施策・事業等についての情報を発信してまいりたいと思っております。

○15番議員（木原繁昭） しっかりと市民に伝えることは、本当に大事だと思います。市長だけのことではございません。遠慮しておっては市役所職員も何しているんだということになりますので、是非しっかりと市民にお伝えいただきまして、指宿はこんなによくなっているんだということを実感して、幸せを感じていただきたいと思います。心の問題といいますか、満足度といいますか、それが一番大きなことではないかと思っておりますので、しっかりと伝えていただきたいと思っております。基金も増やし、先ほどの冷凍庫の話もございましたが、いろいろな形で予算も増えています。私はできれば副市長も二人制で、いろいろな形で国からの予算も持ってきていただきたいと思っているところではございます。3期目も頑張りたいということでございましたが、2月の初めの投票、選挙に勝たなければ3期目はございません。しっかりと市民にも実績も伝える必要もあろうかと思っております。その辺については、選挙の時期もあろうかとは思いますが、これから市民の満足度を考えて、しっかりとこんなことをやっているということ伝えていただきたいと思っております。

それでは、観光行政についてお伺いいたします。先ほど働き掛けをやっているというようなことでもございましたが、喜入まではJR九州ののはSUGOCAというのだそうですけれども、そういうカードだそうですけれども、使えるんだそうです。是非ですね、いろいろ観光協会、商工会、旅館協会と力を合わせて、JR九州本社にできるだけ早くこのカードが使えるように働き掛けをやるような計画はないのか。また、そのように努力していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） 指宿枕崎線輸送強化促進期成会でJR九州へ要望を行う際は、観光協会や商工会議所、商工会、また山川高校や指宿商業高校など、JRを利用する南薩地区の高校からも要望事項を取りまとめて要望をしております。今後も観光協会や商工会議所など、関係機関から意見を伺い、継続して要望してまいりたいと考えております。

○15番議員（木原繁昭） 要望書を取りまとめてということでしたけれども、直接JR九州本社に行かれたということ等はございませんか。

○産業振興部長（上田薫） 直接JR九州の九州本社に出向いて、要望を出しているところがございます。

○15番議員（木原繁昭） 要望を取りまとめて、直接持って行っているということですね。例えば、観光協会長とか、連れ立って行っているという意味でしょうか。

○産業振興部長（上田薫） 要望につきましては、市の市長公室が担当しております指宿枕崎線輸送強化促進協議会で行っているところでございます。詳しくは市長公室の方で答弁されると思っております。

○総務部参与（中村孝） 指宿枕崎線輸送強化促進協議会なんですけれども、鹿児島市、指宿市、南九州市、枕崎市の4市で協議会を結成しております、その首長さん、議長さんがですね、鹿児島支社、あるいは九州支社の方に直接要望書を持って行って要望をしているとこ

ろでございます。

○15番議員（木原繁昭） 簡単に枕崎までというわけにはいかないでしょうから、例えば指宿市まででも、指宿、観光客が多いわけですので、指宿市までというところも一緒にというわけにはいかなかったりするんじゃないかと思えます。是非市長も含め、観光協会長、商工会、しっかりした形で是非話し合ってください、できるだけ早くこのカード利用といいますか、できるようにして、働き掛けていただきたいと思います、その決意をいただければと思います。

○市長（豊留悦男） 正しくその会の会長が私でございます。枕崎線、指宿から枕崎、鹿児島から指宿、その存続に向けてもいろいろお願いをしております。株式に上場されてから、経営という観点からも、いわゆるJR九州支社、本社の意向も聴きながら、お互いがいい方向で、つまりウインウインの関係を保ちながら、その電子決済、それもお願いをしております。ただ、お願いするだけではなくて、お願いする以上は利用促進という観点から各自治体も努力をしますからお願いしますという言い方で、毎年お願いに伺っているところでございます。ありがたいことに指宿、それは観光地でもありますし、指宿のたまて箱という観光特急列車が、全国に誇れる観光特急列車であり、大切にしたいというJR九州の強い思いもあります。そういうこと等を勘案しながら、今後議員からいただいた、その便利で、そして乗りやすいJRのその施設の整備、それ等についてはおいおいお願いをしたいと思っております。余りに強くそれを表面に出すわけにもいきません、本当のところ。やはり最初は、この存続というものに、今力を入れております。そして次は指宿商業、指宿高校、山川高校、顛娃高校の生徒が通学に便利なような時刻運行をお願いする。そして、その次が恐らくそのいわゆるSUGOCA、Suica、そういうものの導入に対してのお願いになろうかと思えます。順番を考えながら、そしてその順番に基づいてお願いをしていきたい。毎年行っておりますので、今日いただいた議員のその件についても、鹿児島支社、そして九州本社に出向いてお願いをしたいと思っております。

○15番議員（木原繁昭） 赤字路線で立場の弱いところもあるのではないかとありますが、やっぱり旅行者の便利というものを考えて、経費も掛かることではありますが、できるだけやっていただきたいということをしつかりと伝えていただきたいと思います。

それでは、一般競争入札や指名競争入札等におきましての入札等の要件等に、どんなものが、要件があるということでしたが、経営の規模とか、今、ふわっとした形ででしたけれども、いろんな形で、例えば、普通の指名競争入札という形、特別な形もあろうかと思えます。もう少し詳しく御説明いただければと思います。

○総務部長（有留茂人） 発注形態につきましては、先ほどお答えした条件付一般競争入札、それから指名競争入札、少額指名競争入札、随意契約というふうなことでございます。先ほどお答えさせていただいたのは、設計価格が130万円を超える建設工事条件付一般競争入札

の対象となるものについて、その条件付きの一般競争入札制度というのを導入してやっているというところでございます。その条件付一般競争入札は市が行う建設工事を発注する能力及び意欲のある建設業者に十分な発注機会を与えることにより、公平性、競争性の確保及びコストの削減を図る目的で実施をしているというふうなことでございます。

○15番議員（木原繁昭） 130万円以下が随意契約等でやられるんですかね。この場合、選定方法はどのような形でやっていらっしゃるのでしょうか。小さいもの場合は。

○総務部長（有留茂人） 選定方法ですけれども、先ほど言いました一般競争入札、それから随意契約というふうなものがあるんですけれども、特定の相手を選定して行う契約でありまして、一定金額以下の少額の案件や、競争入札により難しいものや、目的や性質の案件、緊急を要する案件等については、その法律に基づいて随意契約というものも行っております。その案件ごとにそれぞれの競争入札の参加資格者名簿に登録されている方々を選考をして、入札を実施しているというふうなことでございます。

○15番議員（木原繁昭） この一般競争入札、これは例えば、何か、評価と、先に規模やら、その技術力やらで分けてあるようなことを言われましたんですけれども、例えば、これは南さつま市の分ですが、総合評価方式とか、指宿市もそういう点数制みたいな、これは点数制なのかどうか分かりませんが、市内業者を下請けに使ったら、それなりのポイントをあげるとか、そういうことは全然やってはおられないんですか。

○建設部長（黒木六海） 本市においては、総合評価方式はまだ現在行っていないところです。

○15番議員（木原繁昭） それでは、通告書にですね、入札率についてと書きましたが、落札率についてに訂正させていただきます。近々の落札率やその変化等をお伺いしたいと思います。上限があり下限があるようですが、その上限に対しての落札率といいますか、どのような形で推移しているのか。いろいろあるんでしょうけれども、傾向等がございましたら。

○総務部長（有留茂人） 落札率についてでございますが、本市が発注しました平成28年度における入札件数は252件であります。落札率は工事が94.04%、業務委託が72.84%、設計委託が92.32%、物品購入が85.02%となっているところであります。

○15番議員（木原繁昭） いろいろなものでぎりぎりのものやら、そうでないものやらあるんだと思いますけれども、この数字については別に普通といいますか、いろいろな形で動くんでしょうけれども、どういう感想を持っておられますでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格での落札であれば、落札率が高くても特に問題はないと考えております。

○15番議員（木原繁昭） 結局、業者として仕事がたくさんある場合は落札率が高くなり、ない場合は低くなるという、そういう傾向は当然あるんじゃないかと思いますが、今、近々どのような状況にあるんでしょうか。建設関係に就く従業員もなかなか集まらないということもございまして、その辺も影響することもあるんじゃないかと思いますが、その辺について

はいかがでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 入札価格については、資材等の高騰により高くなる場合、それから入札参加者がどれだけの利潤を確保しようとするか等による差が生じてくるものと思っております。また、1回目の入札で落札されず、再度入札、又は再々度入札になると、一般的に落札率が高くなる傾向にあるところです。それとまた、最近では積算ソフトの発達によりまして、建設業者における見積り額の積算能力の向上が図られたことから、落札率も高くなる傾向のようであります。

○15番議員（木原繁昭） 市内業者の活用についての3番目でございますが、市内業者の不満の声についてです。私は平成18年、指宿市が合併したときより議員をさせていただいておりますが、議員と建設業者と語る場を設定いただき、市内業者の利活用を訴えられ、市内の経済発展のためにも、できるだけ市内業者の活用を議員一同、市当局にもお願いしたわけでありまして。それなりに建設業の元請けに地元業者が多くのことに関係できたのではと思っております。建設関係の業者においては、仕事の内容においては下請けに出す場合もあろうかと思っておりますが、そのような場合、市内業者を極力使うように指導しているのか、お伺いいたします。

○建設部長（黒木六海） 建築関係のですね、下請けについて、地元業者を極力使っているかということですが、市の公共工事の発注につきましては、地元発注を基本とし、優先的に入札等を実施しているところであります。また、元請け業者が下請け業者を選定する場合は、市内業者を優先して選定するよう特記証書に記載するとともに、市外の業者を選定する場合は不使用等状況報告書を提出させているところです。また、工事の事前打合せの場においても、地元業者を利用するよう要請しているところでございます。

○15番議員（木原繁昭） 地元業者を基本的に利用していただくようにということで指導しているということですが、ものによってはあまり地元業者を使ってくれないという不満の声も聞いているんですが、これは元々この建築関係において下請け業種と申しますか、どのようなものがあるんでしょうか。たくさんものがあるかと思っております。

○建設部長（黒木六海） 建設工事の建設業法で定められた業種の区分は、29業種あり、そのうち専門業種は27業種あります。本市における建築工事の下請けの業種として主なものは、大工工事、左官工事、とび・土工工事、電気工事、塗装工事、防水工事等があるところでございます。

○15番議員（木原繁昭） 29業種あるということですが、元請け業者におきましては、自分の所で十分やれるものもたくさんあろうかと思っております。いろいろな業種がありますので、場合によっては下請けに出す場合もあろうかと思っておりますが、指宿市の下請け業者からは、地元業者利用の不十分さに対する不満等は、私は聞いているんですが、そちらの方には届いていますでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 不満の声につきましてですが、建設工事等の発注につきましては、市内業者の育成や受注の機会を確保するために、可能な限り市内業者へ発注するところがございます。これまで直接的にそのようなことは聞いてないところがございます。また、意見交換会等も建設業組合とか、そういう所でも行っておりますが、私の所では直接聞いてないということでございます。

○15番議員（木原繁昭） 直接的には聞いてない。なぜかちょっと私は分からないんですが、議長、副議長に業者が訪ねて、我々の所に訪ねて来まして、建築、財政、来ていただいて、話を聞いてもらったこともあります。そういう、結局不満の声として我々に相談が来たわけでございますけれども、聞いてないというのは、ちょっと感じ方が違ったのかなと、その辺に非常に私としては不満な感じがします。ちゃんと受け取ってくれなかったことに対してですね。私にはどうしても不満に聞こえて、そして我々では簡単に何ともならないから、一応財政、建築課長、財政の、部長も今、産業振興部長も財政課長のときだったと思いますが、来てもらって聞いていただいたと思います。

地元業者を使わない理由というのが、特記事項に書かれるようでございますが、28年分としてはどのようなことがあり、それぞれの件数はどれくらいあるのかお伺いいたします。

○建設部長（黒木六海） 平成28年度の建設工事における下請け工事の発注件数は237件あります。うち市外業者が受注している件数は130件となっております。下請けを市内業者に発注しない理由としましては、施工能力又は実績を有する業者が存在しないが77件、施工時期が合致しないことが40件、契約金額で合意できる業者がいないことが11件、その他2件となっております。

○15番議員（木原繁昭） 今、その他2件のほかに、大きなものが技術的なもの77件、施工時期が合致しない40件、契約金額で合意ができる業者がいないところで11件ということございました。これは絶対的なものなのか、例えば、技術的な特殊な工法、どういうものなのか。特にこの前来てもらったのなんかは、塗装、防水関係に話であれしたんですけども、その場合、それに限ってでもいいですけども、特殊な工法、指宿市ではできない。又は何とかやって、努力してもできないのか。それとも、どんどん何もやらさなければ、どんどんできなくなる可能性もあるかとは思いますが、どのようなことなのでしょう。絶対できないことなのでしょう。

○建設部長（黒木六海） 施工能力につきましては、下請けに付する工事は大規模改修とか、耐震改修など、規模が大きい場合が多く、一般住宅に比べて各業種の技術者の保有数が規模の大きい工事の場合ですが、工期の制約や工事進捗に与える影響が大きいことから、工期内に完了することが難しくなること。それから、実績につきましては、はつり工やアンカー工などのとび土工コンクリート、ビル用サッシ、軽量鉄骨下地などの内装建具、電気通信、消防施設などの市内での施工実績を有する業者が存在しない、又は実績が少ない場合ということ

になろうかと思えます。

○15番議員（木原繁昭） 大きなのであってもですね、本当にできないのか。又はそこがまた鹿児島なのは、確かに鹿児島辺りから来る業者は大きいだろうし、また場合によってはそこを頼んだところ、孫請けも一緒に来たりとか、同じ仲間同士、そういう形で来る場合も多いんじゃないかと思えますが、その辺は指宿の業者ではやれないのか。その辺は元請け建設業者等と話し合ったりしたことはございますか。ただ、特殊な工法だからと、こう特記事項に書いてあって、それだけで通している形なのか。

○建設部長（黒木六海） 特殊な工事だけという理由でしているところではなくて、一番の問題は、技術者の保有数がやはり少ないところがあるのかなというふうに思います。また、特に夏場等であれば学校等の事業等があったり、地元業者についてもですね、先ほども申しましたけれども、地元業者優先に発注しているところがあって、地元業者もまた自分の元請けという仕事も持っております。そうしながら、去年の台風みたいに、台風の後の工事も追いつかないというような状況もございましたし、もろもろの条件があって、元請け者さんにその下請けとして、完成してもらいたい時期までに施工できるのがなかなか難しいというようなこともあろうかと思っております。技術的に、じゃあ、できないのかというと、技術的なものは市内の業者さんも持っているでしょうけれども、一番の問題は、やはりそれぞれが保有している技術職員の数等ではないかというふうに思っています。

○15番議員（木原繁昭） 今言われたことなのですが、どんどんそうして市内の業者を利用しないと、それなり仕事がいっぱいあるとは聞いてなかったんですけども、どんどんどんどん、そこに働く従業員数も減っていく形になるんじゃないかと思えます。するとますます請けられないといえますか。市役所側としても何が何でもできるだけ地元業者にやってもらんだという覚悟を持って、地元の元請け業者に接していただきたいと思うんですが、その辺はどう思えますか。全てがというわけではございませんけれども、できるだけですね。

○建設部長（黒木六海） 先ほども申し上げましたけれども、下請けの活用につきましては、これまで強く要請はしているところでございます。今後はですね、これまでは特記仕様書に記載しているということでもしてございましたけれども、今後はホームページや、また元請けの業者さんが契約に来られますので、リーフレットの配布とか、そういうことで地元の下請け業者の活用についてはですね、今後また啓発は図っていきたいというふうには考えております。また、地元業者はですね、元請けになった場合も市外業者の利用が見られることから、特殊な工事を除いて市内業者の活用について相互の理解をしていただくよう、今後お願いしてまいりたいというふうには考えております。

○15番議員（木原繁昭） 是非、発注側の市役所側は、ある意味発注する方で強いかと思えますので、そこはしっかりと指導していかなければ、地元業者に仕事が落ちにくいというので、できるだけそういう雰囲気といえますか、できるだけ地元業者を使うんだよという、使

っていただきたいということをしっかり伝えていただきたいと思います。

次は、市内の建築設計業者関係について伺います。市発注建築設計業務で市内業者の受注はどうか伺います。

○建設部長（黒木六海） 市内の建築設計業者の受注につきましては、平成28年度で申し上げますと、設計等の業務委託24件のうち市内業者を含めた発注は22件あり、市内業者が落札した件数は15件で受注率は62.5%となっているところです。

○15番議員（木原繁昭） 建築の設計業務について、28年度分で22件中15件が市内業者、62%ほどだったということですが、これが高いのか低いのか分かりませんが、当然、建築の設計では鹿児島市だったら、もう90%は優に超えるのではと思うんですが、指宿の場合、この件数では62%ほどですが、金額ベースではどのようになっているのか、お伺いいたします。

○建設部長（黒木六海） 金額ベースで申し上げますと、市内の建築設計業者の受注につきましては、平成28年度が50%程度となっております。

○15番議員（木原繁昭） 大きな工事等で、例えば一級建築士が3名とか、そういう条件があるようなことを聞いたんですけれども、指宿市の業者ともよく話し合っていたら、条件の緩和や指宿の事業者間のJVや指宿市業者で難しい場合も、必ず指宿の業者とのJVでとの条件を付けることはできないのか、お伺いします。

○総務部長（有留茂人） 条件の緩和や指宿の事業者間のJVや、指宿市業者で難しい場合も必ず指宿の業者とのJVでとの条件を付けることはできないかというふうな御質問だったかと思いますが。これまでの建設工事における入札案件につきましては、JVに関する入札参加条件を付する場合、指宿市建設工事請負業者格付け名簿に登載されているものを構成員とする旨の項目を条件付けております。JVとして入札に参加する際は、市内業者が含まれているということになります。

○15番議員（木原繁昭） JVとして入札に参加するときは市内業者が、そうですけれども、例えば、結構指宿市の業者は全然加わらないで、単独で他の業者といますか、他市町村、鹿児島市等が多いんでしょうけども、その辺のは結構多いですか。

○総務部長（有留茂人） これまでの建設工事につきましては、JVとして入札参加する場合は、必ず市内業者が含まれるというふうなことで発注を条件付けているところであります。

○15番議員（木原繁昭） いや、JVとしてするときはですけれども、単独ですのものもあるわけですね。市外の設計業者がおられるときは、指宿とJVでするようになっているんですか。そういうわけではないでしょう。JVでするときは指宿うんぬんというわけですね。単独で鹿児島市内の業者が設計業務、請け負う形もあるんじゃないかと言っているんです。それをできるだけ条件として指宿の業者とJVを組む形はできないかと聞いているんですけれども。

○総務部長（有留茂人） 設計業務について、JVを組んでの発注というのは今までないところ

です。

○15番議員（木原繁昭） だから、指宿市の設計業者と一緒にJ Vを組めないかと言っている、組む形を条件に付けられないかと聞いているんです。ないから、特になければなおのこと、そういうことは考えられないのかと。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時36分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） 入札参加条件は、入札案件によって様々なケースが考えられますので、そのときの条件によって判断することになるかと思えますけれども、その設計業務のJ Vについても今後検討をし、市内の業者の発注ができるような形での検討をしていきたいと考えております。

○15番議員（木原繁昭） 建築設計業務の業者と語る会するとき、ものによっては一級建築士が3人とかございまして、他の市町村はそういうのがあるのかといえば、3人、そんなのはない所もあったようでございます。是非その条件の緩和等もやっていただき、できるだけ地元の設計業者が取りやすくするような努力、また場合によっては、地元の設計業者が組んで、市の設計を受けるというような指導をしていただければ、地元に着ちるんじゃないかと思っておりますので、その辺は一緒に考えていただけたらと思っております。指宿市の業者を、市内業者を使うことが技術の向上や育成につながり、市民の働く場の創生、創出、ひいては市内の経済発展につながると思っています。

指宿市役所は指宿市の中で最大の金の出所であります。表現が悪いかもしれませんが、少々の横車を押してでも地元で金が回るよう、最大限の努力をすべきだと思うが、ふるさと納税等もございまして。ある意味あれは、所によっては不公平だという言い方もございしますが、地方創生という意味では、いろいろな形で地元業者を利用する形を考えていただきたいと思いますが、それについてはどう思いますか。

○市長（豊留悦男） 議員から地元業者の声を届けていただきました。今後、それぞれの職種の方々と語る会、そういうものを設けながら、やはり市民が公共事業という面で恩恵を受ける、つまり市の業者がという意味でございまして。そういう方向性というのは大切にしていきたいと思っております。

○15番議員（木原繁昭） 是非市の業者をしっかりと使っていただき、地元で金が回るように、それが指宿の経済を発展させ、働く場所、いろいろなことを、若者の住める定住とか考えますけれども、一番のあれは働く場所だと思います。できるだけ指宿に一番金の出所の大きい市役所が、指宿の業者に発注していただく努力を、もっともっとやっていただきたいと思っております。

先ほども言いましたけれども、元請けの建設業においても、市としても口先だけでなく、形ごとでなくですね、下請けに地元業者の利用に点数制等を導入し、地元業者の活用を是非考えていただきたいと思います。南さつま市では総合評価方式を採っている、地元業者を利用したらそれなりの点数を付けてくれるということでございます。指宿の方ではやっていないということでございますが、是非検討していただきたいと思います。建設部長、その辺をもう一回よろしく願いいたします。

○総務部長（有留茂人） 議員から、そういうやっている所もあるというふうなことでございますので、その状況を調査しながら、その方向性を見定めて検討してまいりたいと思います。

○15番議員（木原繁昭） 繰り返しになりますが、最も大きな金の出所である市役所の地元企業の利活用で、地元で金が回ることは当然市民の働く場の確保につながると思うが、改めて市民の働く場の確保についての施策について伺います。

○産業振興部長（上田薫） 市におきましては、ハローワーク指宿と平成28年2月に指宿市雇用対策協定を締結し、産業人材の育成、それから確保や若者の地元就職を促進するために相互に、そして密に連携する雇用対策に取り組んでいるところでございます。その一環といたしまして、若者が地元で就職する機会を増やす目的で、高校生向け地元企業ガイダンスを開催し、若者と地元企業をマッチングする場を設けたり、U・I・Jターン希望者等に地元企業を紹介する定住促進事業に取り組んでいるところでもございます。また、そのほかに指宿建設業協同組合からの要望等もあり、平成25年度から住宅リフォーム助成制度、平成28年度から店舗等リフォーム助成制度を実施しており、市内事業者を利用したリフォーム工事を促進させることで、市内の塗装業など、中小企業、中小事業者の雇用創出や維持、事業育成などに努めているところでもございます。

○15番議員（木原繁昭） 是非、地元業者優先ということ、市役所職員もいろんな形で考え、また業者とも話し合っ、どういう形でしたら地元業者を利用する形になるか、勉強会をしたりして、地元業者利用を考えていただきたいと思います。これで質問を終わります。

△ 延 会

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 松下 喜久雄

議員 浜田 藤 幸

議員 東 伸 行

第 3 回 定 例 会

平成 29 年 9 月 20 日

(第 3 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成29年9月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第74号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 ちよ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14番議員 | 前之園 正 和 | 15番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 16番議員 | 中 村 洋 幸 | 17番議員 | 新川床 金 春 |
| 18番議員 | 下川床 泉   | 19番議員 | 新宮領 進   |
| 21番議員 | 松 下 喜久雄 |       |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長  | 前 菌 千 秋 |
| 産業振興部長 | 上 田 薫   | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |

|            |      |              |      |
|------------|------|--------------|------|
| 建設部長       | 黒木六海 | 教育部長         | 長山君代 |
| 山川支所長      | 中村俊治 | 開聞支所長        | 川畑徳廣 |
| 総務部参与      | 廣森敏幸 | 総務部参与        | 中村孝  |
| 市長公室長      | 鶴本八郎 | 総務課長         | 川路潔  |
| 危機管理課長     | 園田猛志 | 財政課長         | 坂元一博 |
| 環境政策課長     | 鳥越克史 | 長寿介護課長       | 鶴窪誠作 |
| 地域福祉課長     | 山口保  | 商工水産課長       | 山元成之 |
| 観光課長       | 大迫格史 | 唐船峽そうめん流し支配人 | 井手久成 |
| 農政課長       | 松澤敏秀 | 耕地林務課長       | 川口光志 |
| 建設監理課長     | 東恵一  | 土木課長         | 西田栄一 |
| 建築課長       | 大久保覚 | 山川支所地域振興課長   | 野元伸浩 |
| 開聞支所地域振興課長 | 坂上次喜 | 水道課長         | 黒岩道広 |

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 岩下勝美 | 次長兼議事係長 | 鮎川富男 |
| 調査管理係長 | 嶺元和仁 | 議事係主査   | 上玉利享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び森時徳議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） おはようございます。私は日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らし、平和を守る立場から質問いたします。

北朝鮮は国際社会が強く自制を求めている下で、再び太平洋上に向けて日本列島の上空を飛び越える弾道ミサイルを強行しました。これは、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、類似の国連安保理決議に違反した暴挙であり、日本共産党は厳しく糾弾し抗議する。世界と地域の平和と安定を破壊し、おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は絶対に回避しなければならない。9月11日に全会一致で採択された国連安保理決議は、経済制裁強化の措置を決定するとともに、対話を通じた平和的、包括的な解決を呼び掛けています。取り分け、米・朝両国の直接対話はいよいよ緊急で切実な課題となっています。危機打開と問題解決を図るため、可能なあらゆる手立てを取ることを願うものであります。

それでは、療育について質問いたします。さつき園を平成12年に設立してから、180名以上が卒園し、子供も含めて親も救われております。親の願いと運動からできたさつき園ですが、もう一つ、親の願いと地域の皆さんの理解と協力につながり、障害者の働く場、ワークショップみんなの家があります。障害を持つある親の体験談ですが、何もなかった指宿の地に療育の場、働く場、さらに暮らしの場と子を思う親の願いが形になり、子を思う力ってすごいな、再確認しています。さつき園で療育を受け、養護学校を卒業し、みんなの家で働いています。子供の障害を受け止めるのに精いっぱい、卒業後を想像する余裕など全くありませんでした。暗くて苦しくて、泣いてばかりだった頃を思うとき、それは先の見えないことへの不安だったんだなと振り返っています。見通しの持てる子育ては、障害のある子供にとって特に必要なことは、療育に参加し我が子の可能性を発見する積み重ねが見通しにつながり、療育での体験の力は卒園後、一人ひとりの大切な命の中に必ず生きていますと今は子

供を通して確信して言うことができますと語っています。正に、さつき園での療育が大きな力を発揮しております。さつき園での取組の成果をどのように捉えているのか、質問いたします。

次に、サッカー場について質問いたします。陸上競技場のサッカー場とヘルシーランドの多目的広場の整備内容、費用、利用状況について質問いたします。

次に、ヘルシーランドについては建設してから20年以上経ち、老朽化が進んでおります。トレーニングルームでは空調設備も壊れ、真夏の暑い中、送風機を回しながらトレーニングをしているのが現状であります。このような状況をどのように捉えているのか、質問いたします。

次に、水路について質問いたします。国道226号の成川トンネルからの流末排水路の水路が整備されていないため、3mぐらいの個人所有の石垣の底が洗われひび割れており、田んぼの土が流出している状態です。水路の維持管理はどのようになるのか質問し、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 乳幼児健診や親子教室等において、保育士への相談等により自分の子供の障害を発見したり、あるいは発達に遅れが見られることが分かったりした段階から、さつき園の療育支援につながるまでに、かなりの悩みや御苦勞が保護者にはあったとお聞きをしております。しかしながら、さつき園へ入園したことで、保護者が療育を通じて子供の発達障害を理解し、同じ悩みを持つ保護者との交流で子育てを楽しめるようになったというような、その療育の成果についてはお聞きをしているところでございます。

次に、御指摘のありました山川成川地区の水路、下原川の支流であり近隣山林流域の水や国道からの排水等の流入が確認されているところではございます。原則として、いわゆる青線と呼ばれる水路の維持管理につきましては、地域の受益者をお願いしていることから、本水路の維持管理についても同様に地域の受益者をお願いして、維持管理を行っていただいているところでございます。しかしながら、地域や集落協定での維持管理の範囲を超える場合や災害等が発生した場合は、管理者でございます市で対応をしているところでございます。

以下、いただきました質問につきましては、関係担当部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（長山君代）** 陸上競技場の整備の内容についてでございますが、市営陸上競技場のフィールド内の芝生部分につきましては、平成23年度に大規模改修工事を行う際、サッカー等での利用をしやすいようにするため、砲丸投げと走り高跳び部分を残し、ハンマー投げとやり投げ等の利用される見込みのない設備を撤去して、あくまでも陸上競技場の改修の一部として整備をしたところでございます。改修費用につきましては、全体事業費で4億225万円でございます。利用状況につきましては、平成28年度が1,017件、延べ5万6,900人でございます。

**○産業振興部長（上田薫）** ヘルシーランドについては、老朽化をどのように捉えているかとの質問でございますが、ヘルシーランドは平成10年度に完成をし、またヘルシーランド露天風呂

は平成15年3月に完成ということをごさいます、いずれの施設も老朽化が進んでいることは認識してるところをごさいます。その中で、トレーニングルームのクーラーにつきまして、年々冷却能力が低下しておりますので、今年度部分的な修繕を行っているところをごさいます。業務用のパッケージエアコンのため、容易に取り換えることができないということではあります、現在行っている部分的な修繕で改善されない場合には、全体的な改修について検討していきたいと考えているところをごさいます。

ヘルシーランド多目的広場につきましては、平成10年に整備しておりますが、その工事費用としては9,513万円掛かっているところをごさいます。多目的広場の利用状況につきましては、平成28年度実績でグラウンドゴルフが19件3,788人、ゲートボールが1件で150人、サッカーが73件で3,662人、その他が1件で20人、合計106件の7,620人の利用となっているところをごさいます。

**○5番議員（吉村重則）** 療育についてから質問いたします。さつき園では年間を通して、毎月いろいろな行事がされてきているわけですが、そういう中でこれまで180人も卒園児を出し、多くの成果を得てきているわけですが、毎年いろいろな課題は出てくると思うんですけど、そういう課題について、その辺はどのように捉えているのか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** いろいろな課題が出てきているということは認識しているところをごさいます。療育の問題、食育の問題等々ありますけれども、できるだけそういうものに対応できるような打合せ、協議、あるいはそれぞれの研修会等を通じまして対応していこうと考えているところをごさいます。

**○5番議員（吉村重則）** 食育の件でも、今話されたわけですが、平成24年度から親の会で月2回の給食を開いてますよね。これは、どういう理由で平成24年度から導入されたものなのか、そのときの状況はどうだったのか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 申し訳ありませんけど、ここに資料は持って来ておりませんが、経緯につきましては、平成24年度から保護者の方々が始められたということは認識しております。その1年後に行政の方がその給食、食事提供ということで言わせてもらいますけれども、保護者の方々が食事提供をしているというのが1年後に分かったところをごさいます。食育につきましては非常に大切ということは認識をしているところをごさいますので、その月1回ということにつきましては、行政としては後手後手に回ったわけですが、サポートをしていこうということで、当時そういうふうの流れ的にはなったところをごさいます。現在に至りましては月3回というところまでなっております、それにつきましても保護者の方と協議をしながら進めてきたところをごさいます。

**○5番議員（吉村重則）** 24年度から月1回って言われましたけど、2回ですよ。1回なんですか、最初は。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 当初は月1回だったと認識しております。

- 5番議員（吉村重則） 行政の方では、24年度から親の責任で食事を提供したことについて、全然知らなかったということなんですか。
- 健康福祉部長（前園千秋） 私どもとしましては、そういう認識を持っております。書類が回ってきたのが25年度でしたので、そのときに予算上の中で、その人件費に充てたいというようなことで伺いが回って来て、これは何だろうかということで、それを調べましたところ、給食の食事提供の関係だということで、そのとき初めて分かったところでございます。
- 5番議員（吉村重則） 行政の許可なしで一応親の会で取り組んだということ。平成12年度からさつき園は設立されて、多くの子供の療育がされてきているわけですね。そういう中で、多くの子供が成長し巣立ってるわけですよ。その中で、発達障害を持っている子供たちは過敏症だと、食事を何でも食べられないと。子供たちが一緒に食べることによって、そこを乗り越えていってると。ここは、行政としてはどうなんですか、ここは理解されるんですか。
- 健康福祉部長（前園千秋） その面につきましても、十分私どもは認識しているところでございます。確かに、保護者の方からそういう声を聞きました。以前は何も食べられなかったというようなことを聞いておりますけれども、月に1回、保護者の食事提供が始まった以降に対しまして、やっぱり食べられるようになったとか、そういう声を伺っております。ということは、2回、現在3回までなっておりますけど、8回までは何とか自分たちでできるということも含めてやっていいですよということで協議をしておりますので、その中で食育というのは満たされるのはあるだろうと認識しているところでございます。
- 5番議員（吉村重則） 障害者にとって、一つのことを乗り越えていく。これは非常に大事なことであり、障害は一生背負っていくわけなんですよ。子供のときに、もう年少のときほど、こういう療育を受けることによって、社会に出てきて障害者が本当に自立していく力を補うわけなんですよ。そこは認めますか。
- 健康福祉部長（前園千秋） 食育というのは、成長の過程として重要なものだと認識をしているところでございます。
- 5番議員（吉村重則） 食育については認めました。あと、法律の中で規制されてるから、これができないということなんですか。
- 健康福祉部長（前園千秋） 議員おっしゃられました法律の中でも一つでございます。ほかに、開聞の保健センターを利用しているということ、あるいは衛生面上の問題、あるいは南九州市との共同運営というようなこと等がありますので、それを一つ一つ潰していかなければいけないと思っておりますけれども、最大の縛りが法律上で発達支援事業所ということでの位置付けがありますので、今後そこを含めて、今できませんけれども、できるとすればどういうふうにしていけばいいのかということを探索中でございます。
- 5番議員（吉村重則） 法律でと、今答弁があったわけですけど、児童発達支援事業の指定基

準ではないんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** この件につきましては、これまでも答弁させてもらっておりますけれども、児童福祉法の中で児童発達支援事業所、それと児童発達支援センターということでの位置付けが二つに分かれております。児童発達支援センターの場合は給食、送迎ということで最初から含まれておりまして、中核的な位置付けがありまして、それがわかばでございます。さつき園につきましては発達支援事業所ということで、設備基準とか人員基準とかそういうものが当初から、なかったところでありまして、想定をされていないということでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 想定をされていないという答弁だったわけですけど、指定基準の中で、基準としての立場として、これは乗り越えようと思えば乗り越えられる問題じゃないんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** すぐに乗り越えられるものであれば、もう今は対応できていると思いますけれども、いろんなその基準もですし、ほかの問題もありますので、例えば開聞保健センターは一般の方々も金曜日とか土日、祝日辺りは、さつき園が開園していないときは利用しております。そこら辺も含めて、いろんな諸問題がありますので、一つ一つを潰していかなければならないと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 私が聞いたのは指定基準なのかどうかを聞いてたわけで、保健センターの問題とか、そういう点で濁してますけど、障害者が一つ一つを乗り越えている、子供が一つ一つ乗り越えることが親にとっては育児をしていく、育てる、希望を持っていくわけですよ。一つ乗り越えて、次を乗り越えていくことによって、障害者を育てる自信が付いてくる。また障害者は社会に出て、本当に自分で自立していく。作業所なんかで働きながら、家にこもるんじゃなくして人間として生きていく、人格を付けていくわけですよ。そういうことを考えれば、保健センターの問題で言うんだったら、基金が53億円もあるじゃないですか。そういう支援センター、さつき園のセンター造れば簡単できるんですよ。人間の命はすごく大事なんですよ。本当にさつき園が設立されて、平成12年から17年なってますよ。いつまで待ったらこれはできるんですか。つまり、やらないということを表明してるんじゃないですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 私どもはやらないということじゃなくて、とにかく今、問題があるものについては正面から向き合っているところですけども、当初平成12年2月からさつき園はスタートしているわけですけども、その1月の旧開聞町、開聞社会福祉協議会の中で食事提供はしないというところから始まっておりますので、その2月から始まったのが児童発達支援事業所ということで今までできているところでございます。支援センターは、わかばが中核として設置されておりますので、そちらの方は給食提供までできているところでございます。支援センター的なものは10万人以上の規模に対して1か所あればいいという基準

等もございますので、それも絡み合わせながらですね、検討しながら取り組んでいるところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園のこれまでの成果の中で、どんなに障害があっても療育を受けて丁寧な援助を受けていくことで、本物の生きる力を獲得し、着実な成長を遂げていることをさつき園の多くの卒園児の姿が証明しており、給食が療育に非常に大切であるからこそ署名にも取り組んでいるんじゃないですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** そのことは24年度ぐらいから食事提供を保護者の方がされていることから、そういう署名運動までなっているというのは私どももそういうことかなということ認識はしているところです。確かに食育っていうのは非常に大事なところなんですけれども、先ほど申しましたように想定されていないということ等から我々も一つ一つをまた洗い出して、できる方向があればですね、その方向に向かってということで取り組んでいっている状況でございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園を設立するときに想定されてないということでの答弁だと思うんですけど、この17年間でさつき園はすごい実績を上げているじゃないですか。そういう実績そのものは勘案されないんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、このさつき園の療育っていうのは私どもも、すばらしいということで認識をしております。卒園児の保護者からも、入園時はパパ、ママしか言えなかった子供が今では思いを言葉にして伝えられるようになり、喜怒哀楽を体いっぱい表現してくれるようになったなどの喜びの声がいっぱいあると伺っております。療育につきまして、本当、職員はじめ一生懸命取り組んでくれておりまして、こういう成果につながっているとは認識しているところです。食育につきましては、今のところ、今後も検討していきますけれども、当然していきますけれども、今のところこういう答弁しかできないというところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 農業の話をしていきますけど、山川の農家は同じ畑に10年、20年同じ作物を作ってますよ。同じ肥料で同じように作ったってできないんですよ。農家は一生懸命農地の環境を整えて、いい物を作るために一生懸命なってますよ。人間も一緒ですよ。そういう環境を作ってくれる。これは行政の仕事じゃないんですか。今まで17年間の中で、こんだけ実績を上げて、親は本当大変ですよ。仕事しながら給食に取り組む、その体制も組めない、だから4か5回までできるものであっても3回しか体制が組めない、そういう状況なんですよ。だから、行政の力っていうのはそういう実績があるんだったら、ちゃんとすべきじゃないんですか。

**○市長（豊留悦男）** 議員の思いはよく分かります。しかし、前回もでしたけれども、現状では難しいということを私は答弁させていただきました。その一つが物であり、人であり、金であり、制度であると。今、部長が答弁いたしましたように、乗り越えろとすれば、その制度

等どういう方法があるのかっていうのは協議をしているということは御理解をいただきたいと思えます。それは、南九州市との協議でも今やっております。あと一つは、物でありませぬ。建物、これが保健センターにおいて、今学校給食センターで行われているような給食の提供は難しいと、そういう判断を私もいたしました。実際、見にも行きました。食というのは極めて大切であります。給食を提供する、その目的は達せられても、その給食により様々な、食中毒を含めているような問題が起きたときには大変なことになります。ですから、現在地ではできない。そして、あと一つは人であります。栄養士を含めて、給食を提供するとなると、それなりの人員確保が必要でもあります。なかったら造ればいいのか、それは私どももできたらそうしたいという思いもありますけれども、これは制度上、そしてまた南九州市との協議もありますので、このハードルも乗り越えなければならないということです。ですから、現在においては難しいですよ、という答弁に終始しているわけであります。その答弁が非常に議員にとっては不満でしょうけれども、現在においてはできないと。そしてもし、公的なそういう場所を造ったとすれば、民間でやっているほかの企業等との関連であります。民間で行っている事業、それに影響がないかということもござります。例えば、さつき園に入っている人には、全て公的なあれで給食も提供していると。じゃあ民間の子供はどうなるのか、障害のある子供たちはどうするのか。様々な課題を解決することが必要であると。しかし、本来このさつき園の目指す目的、療育を含めて、この大切さはよく私どもは理解をしておりますし、いろいろな団体の機関紙等でも読ませていただいて、なるほどと納得をしているのは事実であります。ですから、今後この食育に絡む給食の提供、その他子供たちのいわゆる食の大切さを、いろいろ新聞等でありますこども食堂を含めて、様々な問題を総合的に解決しなければ、この問題は議員がおっしゃってます、じゃあやりましょうということにはつながらない。幾つかハードルがありますので、その乗り越えようとするその問題点を明らかにしながら、今、担当課としても努力をしているということだけは御理解をいただきたいと思えます。

**○5番議員（吉村重則）** 月に2回の、今3回の給食が提供されたとしても、子供1人にしてみれば月に1回も給食を食べられないときもあるんですよ。小学校に上がったときに、毎日給食ですよ。対応できないのが現実なんですよ、このままでいけば。だから、保育園と並行通園しているんだったら、まだ保育園での対応があるのかもしれないんだけど、さつき園単独で行っていた場合は、小学校に上がった付いていけないですよ。こんだけの実績があるにも関わらず、しかも17年も経っているのに、事業所を開設するときに給食については考えてませんでした。これでいいんですか。本当にこういう実績が上がって、さつき園で療育を受けた子供、卒園して働いているお子さんもいますよ。障害を持ちながら一生懸命働いてますよ。1人の人間として、人格として、社会に出たときにするためには本当に今が大事なんですよ。17年間っていう期間をどのように考えてるんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 12年度にスタートをしたときの状況としましては、療育施設がないということで、現在は児童福祉法ですけれども、児童発達支援事業所ということでスタートしたということで私は説明をさせていただきました。そこで、給食をしないということではなくて、そういう事業をスタートさせたということでございます。それと、月のうちに1回も食事を取れない子供もいるということでございますけれども、私どもとしましては子供たちができるだけ取れるようにということで、そういう何かやっている所はないかということであちこち調べまして、ある所につきましては弁当を毎日取っているということで、それの提示もさせていただきましたけれども、保護者の方とは今日に至ってないというか、それは取り組んでもらっていないところですけども、そういうものも含めて、また今後もいろいろと検討していきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 弁当の話も出たわけですけど、そこまで過敏症なんですよ。弁当では対応できないから、親としてはそういう判断をしているわけですよ。そういうところまで、やっぱり行政の方は認識すべきじゃないですか。もう、時間の関係もありますので、時間が残ってたらまたしますけど、あとさつき園、わかばも含めて、療育の中でいろんな成果を上げてきてるんだけど、小学校に上がった場合には、本当にそれは連携されていないんじゃないかと、その辺はどのように考えますか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校との連携でございますが、本年度7名の子供さんが五つの小学校に入学しました。入学に当たっては、さつき園の職員が入学する全ての学校を訪問し、療育の経過を示した個別の教育支援計画等を説明するなど、引継ぎを行っております。また、小学校においては引き継いだ情報を活用しながら、保護者との連携を図り、子供の実態に配慮した指導を行っているところです。教育委員会では、さつき園が開催する就学を考える会等にも指導主事等が参加させていただき、実情の把握に努めたり、また専門の医師や大学教授、養護学校の先生等で組織する就学相談会や教育支援委員会を開いたりして、子供と保護者が安心して小学校に入学できるように支援をしているところです。

**○5番議員（吉村重則）** 小学校の連携をさつき園の職員も含めて連携がされてるという答弁だったわけですけど、最初子供の異常が分かるのは保健師さんですよ。保健師さんは保健師さんなりのデータを持ってると思うんですよ。そういうデータ、個人のファイル、そういうものについて、今後考えることはないのかどうか。

**○教育長（西森廣幸）** 子供の実態を詳しく把握して支援に当たることは、とても大切なことであらうと思います。保健師の方々が持っておられる情報をどのように保管し、活用しているか、今把握しておりませんが、今後そのような連携も図りながら、子供さんたちをよく理解し、学校の教育活動に生かしていくことは大事であらうと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 今後、保健師さんのそういうデータも活用していくということが答弁されたわけですけど、個人ファイルとしていろんな支援員、さつき園だけでなくしていろん

な方々が親の相談に乗ったりとか、いろんなことを取り組んできてるわけですよ。そういうものを1枚のファイルに残していったら、中学校まで連携がされていけば、より障害を持っている方々が教育に取り組めるんじゃないかと思います。そういう意味では、そういう個人ファイルそのものは考えていないのかどうか。

**○教育長（西森廣幸）** 療育の経過等については、子供さんたちの個人情報でもございますが、さつき園で取り組んでいただいた療育の経過等をまとめた教育支援計画等がございます。それを、小学校入学に当たって小学校に提供していただいて、そのことを生かしながら学校ではさらに支援教育の計画を立てて取り組んでおりますが、その後、中学校までそのファイルが引き継がれているものと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 今、障害を持っている方が特別でないと、この前、就学を考える会がさつき園で行われた中でそういう話もありました。今、小・中学校で何らかの支援の必要な児童・生徒は何人ぐらいいるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 申し訳ございません。今、確かな数字を手元に持っていないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 児童・生徒の約7%が何らかの支援が必要だと言われております。つまり、小学校に上がる前の子供たちにも、約7%ぐらいのそういう障害を持っている方がおられるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように捉えているんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校関係で申し上げますと、これから来年度小学校に入学する子供さんたちを対象にした就学時健康診断が始まっていきます。その健康診断等を通して、それぞれの子供さんの持つておられる障害等についても診断や相談がなされて、今後どの学校に入学するか、そこ辺りも相談しながら進めていく作業がございます。そういう面では、障害を持つておられる子供さんは先ほど議員がおっしゃいましたように、そのような割合ではないかと予想はしているところです。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、療育を受けてないって言ったらいいんでしょうか、受けられない子供たちが、かなりいるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように捉えてますか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 保健師から療育支援が必要と判断され、療育を受けていない子供は約20名いるようでございます。

**○5番議員（吉村重則）** その20名への支援の在り方、親御さんに対する支援の状況はどのような状況になってるんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 保健センターにおきまして、乳児健診、6か月から8か月児健診、1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診の健診時に発達障害の疑いのある子供の保護者へ育児相談、親子教室などの案内を行っているところでございます。療育を受けていない理由としましては、子供の健康状態、親子教室、保育所、集団遊びでの経過観察、保護者の療育拒否

等様々な理由があるとのことでございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園においては毎月とか、年に何度かそういう講習会、研修会、指導なんかがあって、親にとってものすごく助かっているわけですね。そういう20名の方においては、そういう健診のときが主なんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 現在、療育支援を受ける際には相談支援事業所が中心となりまして、保護者、保健師、療育支援事業所、保育所や幼稚園の先生等を交えて利用計画を作成し、それに沿って子供に対する支援を行っているところでございます。また、保育所、幼稚園等で保育士が発達障害の疑いのある園児に気付いた際には、総合支援センターわかばの保育所等訪問支援や生活支援センターなんさつの保育巡回相談により、療育指導や各関係機関への連携を行っているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 共育ちって言ったらいいのかな、この中である親が投書しているわけですけど、読んで紹介いたします。夕食時の兄弟のちょっとしたかわいい様子、長男と次男、ありがとう、あまい、笑い合う笑顔、幸せを感じる瞬間です。1年前、育児が分からなくなり、子供と一緒に死にたい、山に連れて行ったあの日からこんな日が来るなんて想像もできませんでした。生きることを諦めた自分が怖くて誰にも話せずにいましたが、ようやく保健師と面談の場で話すことができました。今回は、それを紹介しますと。生まれたときから寝ない、飲まない、不機嫌、いわゆる育てにくい子でした。ときには不機嫌に大人3人が苦戦することも、次女の妊娠中も切迫早産で入院したとき、夫からもう限界だ、息子を殺そう、毎日どうやって育てたのと異常ではない様子に急いで母親を夫の元へ向かわせたことを覚えています。次男が生まれてからは、さらに育児がしんどいもので、朝仕事で夫が行ってきます、ドアが閉まると3人の生活が恐怖でたまりませんでした。ただただ、必死な日々でした。次男、1歳6か月を過ぎた頃から長男の奇声、こだわりが強くなり、いつしか長男の大変を上回り、次男に手が掛かるようになりました。2人を公園に連れて行っても、海に連れて行っても不機嫌で泣き騒ぎが始まるので、すぐに家に帰ることになり、遊び足りなく泣くというのが恒例でした。その頃、いったい何が嫌で泣くの、何でばっかりが巡っていました。でも、今なら分かってあげられます。体を思うように動かせないのが不安だったから、感覚が過敏で押し寄せる波の音が怖かったのかも。手や足に付く砂が痛かったのかも。次男を抱きしめ、寄り添えたと思えます。海の遊びの帰り道、揺られた車の中で2人ともそれぞれ泣き疲れ寝ていました。自分もほとんど疲れ切り、いつしか夫がもう限界と言っていたあの気持ちが分かりました。このまま3人で生きるのを諦めようと思ったとき、悔しくて悔しくてたまらなく、涙があふれ出ました。何が死を思い止めたのか、それは私は幸せだったでした。自慢できる生き方はしていません。ただ、悔いはなく笑い、大きい、楽しい人生でした。私を必死で守り、大切なことは何かを教えてくれた両親、姉思いの優しい妹、悲しいときに一緒に泣いてくれた友人、そしていつまでも私の味方でいてくれる心強い夫。生きるこ

とはこんなにも素敵な出会いがある，そしてこの小さな2人にも家族っていいな，兄弟っていいな，友達っていいな，自分以上に感じてもらいたい。成長した2人を見たい。何としても生きなければと勇気が湧いてきた感覚でした。保健師さんにお話できたとき，あなたと同じように孤独で思い詰めている母親は多い。虐待，ネグレスト，無理心中，身近で起きています。自分を見失わないように，その思いを整理しておいてねとのことでした。自分は生きることによって子供が療育に劇的に良い方向へ変わり，家族は救われました。でも，世の中にはSOSを発信できない人，SOSが適切な所に届かない人がいる。それはとっても悔しい。殺したくて生む母親，殺したくて育てる母親なんて一部を除きいないと思います。どんな親からどのような子供が生まれても安心して子育てができるようにと訴え続け，変わっていかねければ負の連鎖は止まらないと思いましたと。

本当に保健師さんに自分の実態を話をして，生きることへの希望を見付けてるわけですよ。指宿市にも療育を受けられない子供，20名はいるわけですよ。本当にSOSを発信しているかもしれない。こういう子供たちへの対応は，今後どのように取り組んでいくのか。

**○市長（豊留悦男）** 感動的な，心の叫びと言っていいような文章を紹介していただきました。市としても思いは議員と同じであるということは，是非御理解をいただきたいと思います。食育，それは療育の場でも教育の場でも，そして最も大切なのは家庭の中での食育，それが基本になるわけであります。いろんな方々，その障害の種類もいろいろありますけれども，市としても，このいわゆる子供たち，家庭に対しては支援の方法を考えてまいります。

**○5番議員（吉村重則）** もう，時間の関係で，次に入っていきます。

サッカー場について，ヘルシーランドの多目的広場については9,513万円掛けて整備をしてきて，当初整備をしたときには芝もちゃんと管理がされて，鹿児島実業が成川区民センターに合宿を張って練習をかなり，数年間続いていました。そういう中で，今の芝の管理としてどのぐらい管理費が掛かっているんですか。

**○産業振興部長（上田薫）** 今の管理ですけれども，金額にしまして287万円が掛かっているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 陸上競技場の芝管理は，どのぐらい掛かっているんですか。

**○教育部長（長山君代）** 陸上競技場の芝生だけではございませんで，市営陸上競技場の維持管理費につきましては，これまでの実績から概算で申し上げますと，年間580万円程度を要しているものと試算をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 芝管理だけでなくして，維持管理としてヘルシーランドが280万円，陸上競技場が580万円と。今回のサッカー整備のチラシの中で，陸上競技場を整備したことによりサッカーで利用する人が40%も増えたという文章も出てるわけですけど，40%増えたということはかなり経済効果もあると思うんですけど，その辺はどのように掴んでいるんですか。出なけりゃいいです。

**○教育部長（長山君代）** 確かに陸上競技場を整備，改修いたしましたしてから使用，利用者の状況というのは増えている傾向にございますが，経済効果の数値は，今こちらの方には持ち合わせてございません。

**○5番議員（吉村重則）** 陸上競技場のサッカー場整備，芝生を整備したことにより，40%利用が増えたということが言われてますけど，Jリーグが練習とかそういうのに来ればかなり経済効果，そういうものはあると思うんですが，どのぐらい，Jリーグに対して誘致活動，そのようなことはされているのかどうか。

**○市長（豊留悦男）** やはり，東京オリンピック・パラリンピックを含めて，本市での事前キャンプを含めて，Jリーグにも積極的にトップセールスをしてまいりました。しかし，Jリーグ等のキャンプは陸上競技場ではできません。技術的な練習はできますけれども，戦術的な練習というのは，正しく公開しないでやるのがいわゆるプロのスポーツであります。そして，この陸上競技場につきましては，ちょうど4年前だったと思いますけれども，いろいろ市民に話題を提供いたしました。多額なお金を掛けて，いわゆる4億何百万円というのは先行いたしました。次の年に，日本全国のゲートボール大会をいたしました。そのときの経済効果っていうのは数千万円であります。これは，鹿児島県のゲートボール協会長が指宿の観光にとってもきっと役立つだろうということで，ここはt o t oの補助金をいただいて芝の整備はいたしました。様々な経済効果を考えた上で，ここは整備をいたしました。そういう意味で，私は良かったなと今思っております。そして，御案内のようにあの暴雪雨のときの菜の花マラソン，これが整備されていたからできたのではないかと，多くの関係者も喜んでいただきました。是非，今回の日曜日，次の日曜日もそういうスポーツの合宿を含めた競技がなされておりますので，是非御覧になっていただきたいと思います。今回もサッカーの試合もありました。そして，駅伝等の合宿もありました。恐らく，この様子を見て，なぜこの陸上競技場を整備したのかという，そういう気持ちには恐らくならないだろうと思います。このスポーツ施設の整備を含めたことについては整備した費用よりも，その後の効果っていうのも是非見ていただきたい。その効果というものも是非理解をしていただきたいと，そう思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 陸上競技場を整備したからどうのこうの言ってるのではありません。陸上競技場のサッカー場の芝，夏芝だけですよね。これにJリーガーが来ますか。Jリーガーは練習で怪我したら終わりですよ，選手生命は。怪我しないためには，ちゃんとした管理がされてなければできないんですよ。ヘルシーランドにしても280万円，陸上競技場にしても4億円から掛けて，ちゃんとサッカーできますよというグラウンドを造っているながら，芝管理はされてないんじゃないですか。なぜ，そこまで4億円掛け，ヘルシーランドは約1億円ですよ。農家にとっては大変ですよ。1億円で造った，あとは芝管理に対しては280万円ぐらい，陸上競技場にして580万円ぐらい，芝管理ははてげてげしかしない。これでいいんです

か。

**○市長（豊留悦男）** 言葉は是非訂正をしていただきたい。てげてげという言葉は、私たちにとっては非常にその言葉は受入れ難い言葉であります。年間の利用計画を見たときに、冬芝が現在植えられるかということです。市民体育大会、そして菜の花マラソン、そういうものが陸上競技場の利用の場、ときとして非常に厳しい場合があります。そういう意味で、陸上競技場プラス総合的なスポーツ施設の整備、それが多目的グラウンドでありサッカー場であるわけであります。そういうものと共存して初めて利用の価値、多様性というものが高まる。それゆえに今回も様々なお願いを議員の皆さんにはお願いをしているわけでございます。

**○産業振興部長（上田薫）** ヘルシーランドの芝の管理のことについて質問がございましたので。多目的広場につきましては、昨年は夏場の高温、少雨と日差しの影響で所々芝生が枯れ、土が剥き出しになる状態となっておりますけれども、4月から7月までを芝の養生期間として状態の悪い芝の除去、黒土入れ、堆肥入れ、芝植え、施肥、散水を行ったところ現在は大分回復しております、通常どおりグラウンドゴルフやサッカー等に利用されているところでございます。

**○教育部長（長山君代）** 先ほど、議員の方から経済効果についてのお尋ねをいただいております。平成28年度に市外から来られて市営陸上競技場を利用した人数は合宿、大会、一般利用の合計で7,039人、延べ滞在日数は1万2,366日でございます。合計で6,294万円の経済効果があったものと、あくまでも試算ではございますが算出をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 市長から指摘された、てげてげということについては取り消します。

あと、沖縄が今Jリーグのキャンプ地になってますよね。2000年頃は2チームぐらいしか来てなかったものが、今20何チームが沖縄の方にキャンプを張ってますよね。沖縄はまだ指宿市より暑いですよ。そういう中で、芝管理はちゃんとされているんですよ。だから、指宿でヘルシーランドにしてもそう、あんだけの多目的広場として使われている、鹿実がいいサッカー場だということで練習にも来てたんですよ。それを、280万円ぐらいの管理費でできないですよ。ちゃんとした土を入れて、ちゃんと管理をしない限り、できないのが現実ですよ。この辺では、本当に今後、陸上競技場も含めて、ヘルシーランドの多目的広場も含めて整備をするのかどうか。

**○市長（豊留悦男）** 議員の思い、是非あるから整備をして使うようにということだろうと思います。鹿屋体育大学の井上監督、そして鹿児島実業の亡くなりましたけれども、松澤監督、そして鹿大の坂元監督。私はよく知っております。一緒にサッカーをしたこともあります。しかし、この監督の皆さんはヘルシーランドで一時期キャンプを張っておりました。私もそこにまいりました。そのときの学生、いわゆるプレーヤーの言葉と監督の言葉、どういう言葉であったか。ここは確かに整備していただいてありがたいけれども、できたら魚見岳周辺、つまり指宿の陸上競技場等のあの周りに出来たら、毎年でもやって来るということでは

した。そして、残念ながら次の年から、鹿児島実業も鹿大も体大もキャンプに来ることはありませんでした。

やはり、こういうことを考えたときに、経済効果も含めて新たな施設を造ることによって、地域が元気になるだろうという意味で今回も出しました。そして、決してヘルシーランドのこのグラウンドをいい加減にしようという考えはありません。芝生の管理の専門家を育てて、総合的に今後ここらが利用できるように考えているのが今回の総合的なスポーツ施設の整備の一つでもあります。

**○5番議員（吉村重則）** 最後に、水路の関係を質問いたします。この水路について整備がされてないということで、底を洗ってしまって個人の持ち物である3mぐらいある石垣がひび割れがして、土が流出してる状態なんですよ。この整備についてどう考えているのか。

**○農政部長（宮崎英世）** 国道からの流末排水の水路の件でございますが、これに関しましては御指摘のこの水路に隣接している擁壁、これは私も見せていただきました。個人の財産としての擁壁でございます。しかしながら、議員がおっしゃるように崩壊しそうな状況にあるということでございますので、農地保全の観点からも国道の流末水路としての整備ができないのか、管理者である県と協議を行いながら要望をしてまいりたいと考えております。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど、特別支援学級の在籍児童・生徒数をお尋ねでしたが、本年度は特別支援学級に75名在籍しており、通常学級で支援の必要な児童・生徒数が244人となっているところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 皆さん、こんにちは。議席番号2番、指宿大好きの白山でございます。通告に従い、一般質問を行います。

今回は3項目について質問させていただきます。

まず1点目、各種委員会等の在り方についてであります。行政運営において様々な場面で市民の意見を伺う場として、市民を中心とした検討委員会があるようではありますが、本当に市民の声を吸い上げるためのものになっているのか、行政にとって都合のよいものになっているのではないかと危惧するところではありますが、そこで伺います。現在、進行中の検討委員会等はどのようなものがあるのでしょうか。

2点目、合併特例債についてであります。合併特例債については活用期限が平成32年度までであるということで、いろいろな場面で32年度までに完成させないといけない、急がないといけないといった内容の説明が聞かれておりますが、本当にこのような形で進めていって

いいのか。合併特例債でないと本当にできない事業なのかどうかと疑問に思うことが多々あります。そこで、伺います。今後、合併特例債を活用して建設等を予定している公共事業はどのようなものがあるのでしょうか。

3点目、平成29年度望ましい学校づくり素案についてであります。先日の9月15日に市内小・中学校の代表者を集めて、この素案についてと今後の住民説明会についての事前説明会が開催されました。今後の子供たちの教育環境を大きく変える可能性のある非常に重要なことでもありますので、素案の内容はどのようなものか伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** まず、各種委員会等の在り方でございます。都合のいい委員会、決してそうではございません。多様な意見を出して反映されるような委員会になるように指示はしてございます。そのいい例がサッカー場建設に関する委員会、一般公募は3名でしたけれども、6名を入れました。その理由は明らかに反対意見をお持ちであろう方々も入れて、総合的に判断をしたいという私の強い思いがあったからであります。現在、進行中の委員会、これにつきましては山川庁舎建替え等検討委員会、開聞庁舎のあり方検討委員会、望ましい学校づくり推進委員会などが設置されているところでございます。この委員会の意見というのを謙虚にお聴きしながら、様々な施策に生かしてまいりたいと思っております。

合併特例債の件でございます。本年度は指宿庁舎大規模改修事業や指宿総合体育館大規模改修事業等に合併特例債を充当しております。今後の予定といたしましては、合併処理浄化槽設置整備補助や十町土地区画整理事業をはじめ、サッカー・多目的グラウンド整備事業、市民会館建設事業、開聞総合グラウンド改修事業等の工事、そして山川・開聞庁舎整備事業等を予定をしております。

以下、いただきました質問につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（長山君代）** 平成29年度望ましい学校づくり素案についてのお尋ねでございました。望ましい学校づくりににつきましては、平成28年度に設置いたしました市望ましい学校づくり推進委員会からの御意見をいただきながら、教育委員会が望ましいと考える学校の在り方を市望ましい学校づくり基本方針素案としてまとめましたので、その概要を説明させていただきます。基本方針素案では最初に学校規模の現状と課題について、少子化の影響で学校規模が今後も縮小していくことが懸念されることから、学校規模の適正化は重要な課題であるとしているところであります。次に、小中一貫教育の導入については、義務教育の9年間を通した教育課程を編成し、小・中学校が一緒になって様々な教育的課題を解決することができることから、全市的に推進することにしていただいております。次に、学校規模の適正化につきましては、開聞地域では2小学校を既存校1校に、山川地域では4小学校を既存校1校に再編して、それぞれの地域の中学校と施設分離型小中一貫教育を推進することにしていただいております。指宿地域におきましては、過少規模校の解消と効果的、効率的

な小中一貫教育の実現，中学校進学に関する通学区域の変更など，今後関係機関と協議しながら検討を進めることにしているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** それでは，各種検討委員会等の在り方についての2回目の質問に入りたいと思います。

現在，進行中の検討委員会ということで挙げていただきました。恐らく，これ市長の答弁以外にもたくさん，これまでもあったのかなと思います。少し絞らせていただいての質問とさせていただきます。やはり，山川地域，開聞地域の皆さんにとっては，非常に関心の高いところであろうかと思いますが，まず山川庁舎建替え等検討委員会ではありますが，具体的に委員の構成，どのようになっているのでしょうか。

**○山川支所長（中村俊治）** 山川庁舎建替え等検討委員会の委員構成は，山川地域の各区及び公共的団体等から推薦された16人の委員により構成しております。

**○2番議員（臼山正志）** 16名からということですが，どのような委員の選定，先ほど市長の答弁にありました公募ということもありましたが，今回この山川庁舎建替え等検討委員会は，公募での委員を選出というのはあったのでしょうか。

**○山川支所長（中村俊治）** 今回の委員の構成につきまして，委員の公募ということも検討をいたしましたけれども，この検討委員会では庁舎の建替えについて位置も検討しなければなりませんので，そのような中，公募をした結果，偏った地区からの委員や利害関係のある組織からの委員による構成となった場合には，傾いた意見になる可能性も否定できませんでしたので，今回は公募委員については見送ったところでございます。委員の選定に当たってはそれぞれのまちに限らず各区，各団体からの推薦により委員を委嘱しております。

**○2番議員（臼山正志）** 非常に難しい位置の選定だろうかと思います。その中での委員の選定ということでもありますので，なかなか難しい作業だったと思うところではありますが，まず，そもそもこの検討委員会の目的というのはどういうものなのでしょうか。

**○山川支所長（中村俊治）** 検討委員会の目的でございますけれども，基本方針に関することや庁舎の位置，規模や構造等に関することを検討，協議することです。今までに5回の会議を開いて，順調にその協議を進めているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 位置，規模等をこの検討委員会の中で話し合いがされているということですが，今後新たな委員を公募したりとか，いろいろな段階があるかと思います。先ほどあったように位置等を選定する中では公募という形では偏りが考えられるということでの今の委員構成になっているという説明だったかと思いますが，段階によっては公募をかけての委員も入れるということも必要ではないかなと私は思うんですが，そのようなお考えはあるのでしょうか。

**○山川支所長（中村俊治）** 現在，5回の委員会を開催しまして，ある程度の方向性は見えてきつつあるんですけれども，まだまだ今後も行政も含めまして検討，協議を進めていかなければ

ばならないなというふうに思っております。その中で、検討委員会の中でもどうしてもほかの人もまた御意見等を伺いたいなというふうなことでありましたら、公募も含めましてまた検討してみたいと思います。

**○2番議員（臼山正志）** 是非、いろいろな団体等のそういう役職等に就いていない方も市内にはたくさんおられます。そういう方でも、やはり自分の住んでいるまちの庁舎等に関心は当然ある方もいらっしゃると思いますので、是非公募という形での委員の選定をですね、していただきたいと思うところです。お願いします。

この委員の中に、やはりその庁舎という特殊なことについて意見を伺うときに、専門家の意見というのは当然必要かと思いますが、この16名の委員の中にはそのような専門家等が入っているのでしょうか。

**○山川支所長（中村俊治）** 今回、この検討委員会の中には、専門的な方を推薦をしていただいております。というのは、この庁舎につきましては耐震補強ができないということでありましたので、まずもって今の場所に建て替えるのか、新たな場所に新築するのか、若しくは既存施設を活用するのかといった様々な考えがあると思いますが、その方向性、建設位置を決める必要があると考えられたため、地域を代表する方や公共的団体の方に委員になってもらったところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 位置とか、その耐震がないということでの建替えをどうするかというような、何て言いますかそのアウトラインとか、大きな枠組みでの説明を今いただいているのかなど、今答弁を聞いて思ったんですが、この後、今後その建替えの位置、それからどのようなものがある程度造るかというようになった段階では当然有識者、専門家の意見というのは非常に大事になってくるかと思いますが、先ほどと、委員の公募という話にも関連しますけど、今後その有識者という方も委員会の中に入っていくお考えはありますでしょうか。

**○山川支所長（中村俊治）** 建替え等のやり方によるかと思うんですけども、現在の位置、あるいはほかの地区の所に新築するというふうになれば、その建物内をどういう形に造り上げていくか、需要に応じていかなければならない、そういう部分になりましたら専門的な御意見も聴かないといけない場合もあろうかと思いますが、例えば既存の施設を改修すると、内部改修だけで済むようであれば、実施設計の段階でいろいろと協議していく、そういうことになっていくんだろうと思います。

**○2番議員（臼山正志）** 次に、開聞庁舎のあり方検討委員会ですかね。こちらの方の委員構成はどうなっていますか。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** 開聞庁舎のあり方検討委員会の委員構成は、開聞地域の各区及び公共的団体等から推薦された17名の委員により構成されております。

**○2番議員（臼山正志）** この17名の中に有識者、学識経験者はいらっしゃいますでしょうか。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** 開聞庁舎のあり方検討委員会の委員構成にあっては、開聞地域の各

種団体や専門職等を委員としてお願いをいたしました。それぞれの委員の方々には幾つかの団体に属されていらっしゃる方もいらっしゃいますが、1級建築士をはじめ教育、福祉、農業、漁業、商工業、観光、建築、土木、地域代表、行政など幅広い分野から選出をしておるところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 各種団体等から幅広くということでありました。それから、専門家として1級建築士が入っていらっしゃると。この1級建築士は民間からなのか、行政からなのか、どのような方なんでしょうか。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** 以前、役場に勤められた方でございますけれども、今は民間で働いている1級建築士でございます。

**○2番議員（臼山正志）** この開聞庁舎のあり方については少し市民からですね、ちょっと話を聞いたことがあるんですが、現在基本設計だったかと思えます、設計事務所が入りながらの進め方をされているということではありますが、それは間違いないでしょうか。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** 検討委員会につきましては、各委員で検討会をしたんですけれども、その中で庁舎の有効利用という、含めた形での意見がいろいろ出てきておりますけれども、その中で基本設計を行う業者の方にオブザーバーとして入っていただいて、いろんな意見を吸い上げた中でこの基本設計の部分でデザインとして設計の中に入れていただきたいということもありまして、オブザーバーとして中に入っているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 委員のメンバーではなくて、委員ではなくてオブザーバーということですが、結局、基本設計はそこにもう委託をされていると。結局、いろいろ検討委員会で話をされたものを基に基本設計をその方がするということなんですかね。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** 基本設計の業者につきましては、入札において落札された業者になっております。

**○2番議員（臼山正志）** 入札でということでありましたので、少しその点も気になりましたので、入札の内容を調べさせてもらいました。と言いますが、やはり昨日の一般質問の中でもあったと思うんですが、やはり地元業者をやはり活用というか、の方に仕事をしてもらいたいというのはもう基本的な考えで、執行部の皆さんも議会も市民の皆さんもそれは同じ考えだろうと思えます。そういう観点から考えますと、特に庁舎のようなシンボリック的な建物を基本設計をするに当たって、やはり地元の方がいいのではないかなという思いがありまして、今回その今オブザーバーで入っていらっしゃる設計事務所さんがいいとか悪いとかっていうわけではないんですが、やはり地元ではないというふうなことでありますので、できれば地元優先で入ってもらえればなという思いがありました。中身を見ますと、やはり入札状況を見ますと30社近く、25、26社ぐらいのやはり入札がある中での落札だったかと思えます。これは、すみません通告していませんので、私が独り言と言いますか、答弁は求めませ

ん。ただ、要望として聞いていただければと思います。昨日のその一般質問でもあったようにですね、その設計事務所の業務については、なかなかその地元優先というところが全くされてないわけではありませんが、少ないような気がいたしております。近隣自治体もちょっと調べていただいたんですが、やはり地元にとんだけの設計事務所があるか、どれだけの仕事の能力があるかということでのやはり発注の内容が、地元優先にできるのかできないのかというところが多々あると思いますけれども、南九州市に至っては地元で7社あるということで、基本市内でできることは市内業者でもらうと。耐震から、それから体育館や庁舎のものについてもということでした。南さつま市については地元業者はもちろん、市外もということでありましたが、1回の入札では12から13ということになっています。枕崎市についてはですね、やはり地元業者が2社しかないということで、ここも30社近くの指宿と同じような入札形態になっていました。できれば、今後その設計事務所を育てるといって、育成するという意味でも地元優先の配慮、特に庁舎のような市を代表するような建物の設計等についてはですね、していただきたいなと思います。

それから、今後ですね、やはりその検討委員会で十分な市民の声を今後の計画に反映できるかどうかということの方が大事になってくるかと思っています。その中で、私が考える中で、やはり先ほどもずっと言っていますけど専門家が少ないなというのを感じてまして、一般の市民に当然入ってもらうのは当たり前のことです。やはり、だけど市民の方というのは庁舎の建設、設計、在り方については、やはり素人の方が大半だろうと思っています。これは、山川・開聞にお聞きしたいんですが、今後この検討委員会の中で出た意見等を基にですね、プロポーザルでの設計、それから公開プレゼンテーション、やはり広く市民に知ってもらう場を作るお考えはないか、お伺いします。

**○山川支所長（中村俊治）** 山川庁舎の方につきましては、まだ検討会が継続されてる段階でありまして、先ほども申しましたとおり他地区に新築するというふうなことになるれば、やはりそういうことも考えていかないといけないと思いますが、既存の施設の内部改修等であれば、そこまでせずに実施設計の中で協議していけばいいんじゃないかというふうに思っております。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** 開聞庁舎につきましては、庁舎の有効利用をするという方向で、この庁舎の老朽化、耐震化を図る修繕等を含めた検討委員会ということになっております。その中で、開聞庁舎につきましては、開聞地域の市民へのアンケート調査を実施することをまず行いました。その中で、住民総会が行われる全区、全集落に説明を行った上で開聞庁舎の利活用アンケート調査を全戸に実施しております。アンケートで得られた意見は分析して、検討委員会で報告し、協議、検討を重ねているわけでございますけれども、そういうものですね、含めた形での市民への声として、まとめていきたいと思っております。新たにプロポーザル等のものについては、今回基本設計ができますので、実施設計の中でその意見が集

約できればありがたいんですけども、今のところはそこまでは考えてないところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今後、公共施設の在り方、どのように活用していくかというのは非常に大事で非常に難しいと思っております。ですので、今後末永く使われるように、また親しまれるようにするには、全国のいろんな所で今同じ問題抱えている所がありますので、成功事例等も提示していただいて、それから何度も言いますが、やはり専門家のその知識を生かした中での提案をしてもらおう。それから、広くみんなに知ってもらう機会をですね、是非作っていただきたいと思っております。

次の質問に入りたいと思っております。合併特例債についての二つ目の質問に入ります。様々、今後ですね、公共事業、合併特例債を予定しているということでした。昨日の一般質問の中でも、今後70億円程度を予定してるといような答弁がありました。まず、一つ疑問に思うのがですね、合併特例債、当初合併後10年ということでしたが、東日本大震災後、5年延長されたわけですね。そもそも、延長される前、大きな事業、市民会館の建替え、今出てます山川庁舎、開聞庁舎、それからサッカー場の大きな事業についての財源の計画っていうのはどうなっていたんでしょうか。延長される前ですね、どういう計画だったのか伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 新市建設計画を合併するときに作成しております。その新市建設計画を作る中で財政計画というふうなものを10年間の計画を作って、その新市建設計画の中に入れた部分についての予算を勘案して財政計画というふうなものは作られているということでございます。

**○2番議員（臼山正志）** その10年計画の中で、やはりその合併特例債を活用するということで、そこは決まっていたんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今後、庁舎の在り方については、その検討をするというふうなことで、新市計画の中にもうたわれていますので、その合併特例債の活用というふうなものも念頭に置いて計画を作成されていると思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 合併特例債の活用期限が平成32年ということで、やはり期間があんまりない中で、十分な検討や十分な計画が本当、果たしてできるのかなと心配しているところですが、その点については問題はないのでしょうか。どう考えていますでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 合併特例債の活用期限が32年というふうなことでございます。合併特例債と同様に、有利な地方債としましては過疎対策事業債というのがございます。この過疎対策事業債は、過疎地域自立促進計画に記載されてる事業を対象とした地方債でありまして、充当率は100%、それから交付税措置率は70%ということでございます。そのため、市道や農道の整備、小・中学校、高等学校の施設整備、各種のソフト事業など、必要な事業に対しまして他の地方債よりも優先的に借りているところであります。この平成29年度の本市の過疎対策事業債の借入額は約11億円を見込んでおりますが、地方債は国の地方債計画で総

額が決められるため、借りられる額に制限があることから、県では過疎対策事業債を活用する市町村に対し、減額調整を行っているというところでございます。

平成28年度もこの調整が行われたところでございます。また、過疎対策事業債の活用期限につきましても時限立法ということで延長されてきておりますけれども、これも32年度までとされているところです。それ以外の地方債に関しましては目的が決められていたり、交付税措置率がないものや若しくは低いものもあることから、起債の活用に関しましては、事業が計画された際には有利な地方債を選択することにより、後年度の負担が減ることになります。また、財政の健全化が図られることにつながるということで、その計画がされた時点において、有利な地方債を活用するというような考えでいるところです。

**○2番議員（臼山正志）** 過疎対策事業債、充当率100%、それから返済額の7割を国が負担してくれると。数字だけで見ると合併特例債よりも有利な起債だろうなと。ただ、限度額の設定があったり、使用内容についての制限があったりするようであります。今回、この質問をさせていただいたのは、やはり私も含めてこの財政的にはすごく分からないという、知らない部分があるんですが、この合併特例債があるから今のうちだということで、どんどん進めていくことがすごくどうなんだろうかと。市民の皆さんも合併特例債はすごく有利なんだよ、今のうちにしないといけないんだよということで聞けばですね、ああそうなんだと、それは今のうちに造らないといけないよと思うのが普通だと思うわけです。

そこで、今回質問で確認をしたかったのは、合併特例債でないといけないのか。先ほどありました過疎対策債、いろいろな制限が掛かるかとは思いますが、期間等が長くなるかもしれないませんが、ほかの地方債等で先ほどありました市民会館の建替え、山川庁舎の建替え、それから開聞庁舎の改修、サッカー場建設等について、合併特例債以外での地方債でもできるかどうか、お願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 今後、今年度以降計画している事業につきましては、その合併特例債を活用できるものもありますし、その目的によって有利な地方債というようなものを考えていくということでございます。ですので、その事業にとって有利なものを選定をしていきますし、後、その地方債を借りることによって後年度負担というふうなことも出てきますので、その借入期間、又はその今、先ほどありました交付税の措置率等も勘案しながら平準化した予算が組めるような形での検討というふうなものが大事だろうと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** もちろん、その後年度に関しての試算と、それから平準化するということは当然必要かと思えます。もう一度聞きますね。合併特例債でなくてもほかの過疎債等の地方債でも建設等は、もちろん検討は必要ですが、可能であるかどうか、お願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 細かな事業内容になりますので、しばらくお時間をいただきたいと思えます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） 合併特例債以外のほかの事業で活用ができるかということですが、ほかの過疎債であったりとか、後、一般債であったりとかという活用はできることになっておりますけれども、先ほど言いました有利な交付税措置というふうなものを考えた場合ですね、やはりこの合併特例債が活用できる間に活用することで後年度の負担というふうなものも減ってくる、平準化されてくるというふうなことを考えながら発行をしてるというふうなことでございます。

○2番議員（臼山正志） はい、ありがとうございます。できないことはない、ただ合併特例債を活用できるのであれば、それを有利なものであるから使っていきたいということだろうかと思えます。

なぜ、こういうあえてしつこく聞くかと言いますと、やはり今後、その公共施設の在り方等の維持管理費等も数十億円掛かる。それから、市民会館の建替えもある、先ほど山川・開聞庁舎、サッカー場もある。その優先順位ですね。いろいろ多分順位は付けられていると思いますが、一つ一つ見てもなかなかまだ、確固たるものにはなっていないような気がいたします。一つ例を挙げますと市民会館もそうですよね。昨日も懇談会の中でいろいろありましたが、計画自体がですね、すごく不安定な状態。がらっと変わる可能性もある。全てにおいてと言いますか、何かそういうことが今多いような気がしています。もっとじっくり全市的にバランスを考えながらやってほしいなど。その中で、合併特例債っていうのが独り歩きをしてしまって、何か無理やりゴールに向かっていくような感じがあります。

やはり、箱物行政がこれまでよくなかったっていうのは、もうそれは皆さんいろんな所で聞いています。だから、よっぽどたくさんの費用を掛けて造るときには慎重にならないといけないと思っています。そこを、市民の方にも合併特例債だけではない、これまでも合併特例債がないときでもいろいろなその地方債等を使って、うまくやり繰りをしながらやってきたんだと。これからも、だからその可能性があるということですね、知っていただきかけたというのが一番の今回のこの合併特例債についての質問の趣旨であります。

次に、望ましい学校づくりの素案についての2回目の質問に入りたいと思います。先ほど、素案の概要については説明をいただきました。まず、今回の素案の中身を見させていただいて、やはり大きな点としましては、開聞地域の2小学校を一つにする。それから、山川地域の4小学校を一つにするというところがやはり大きなところかと思えます。今回はその過少規模校の解消というところが大きなテーマだったかと思えますが、どのような課題解決に向けての2小学校を一つ、4小学校を一つにするというような素案に至ったのでしょうか。課題をですね、出していただきたいと思えます。

**○教育部長（長山君代）** 市望ましい学校づくり基本方針素案では、現在の学校教育が抱える様々な課題につきまして、小中一貫教育の導入と学校規模の適正化の二つの柱で解決を図るところにしているところでございます。例えば、小学生が中学校に進学する際にギャップを感じて不登校になったり、問題行動を起こすといった課題につきましては、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の導入が、課題解決の一つの方法であると考えているところでございます。

また、小規模校や過少規模校における集団の中で自己主張する機会が少ない、協働的な学びの実現が困難になるといった課題や、過少規模校における複式学級では、2学年の児童に対して1人の教員が授業を行いますので、児童は授業の半分の時間が自学や総合学習となるなどの課題があるところでありますが、このような課題に対しましては、学校規模の適正化を図ることが課題解決の方法の一つであると考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** そもそも、この学校の在り方については、当初、一番最初ですね、この小中一貫教育というのは入っていなかったと思います。その中で、今現在、小中一貫教育とその統廃合を含んだ学校再編ということが、今二つ大きな柱で議論されているかと思いません。なかなか内容がですね、分かりづらいと感じてます。できれば、小中一貫教育、今連携教育をされているということですので、それをどんどん進めていただいて、それから小中一貫教育、それをある程度実績、その中での課題等が見付かった中での、また今現在考えられなかったことも多々出てくるのかなと思います。その中で、またもう1回再編をするということで、段階的に話をしてもらえれば、考えていただければと思うんですが、今現在はそうはなっておりませんので、ちょっとこの質問の内容も分けてさせていただきます。

先ほど、過少規模校の解消ということが喫緊の課題ということでありましたので、その意味で山川地域と開聞地域の小学校を一つにするということも出てきたのかなと思いますが、過少規模校における課題として、児童にとっての授業の半分が自学になると、自習の時間になるということですが、これについての課題解決が、本当にその統廃合という意味での再編しかないのか。ほかに策がないのかなと。いつも思うんですけど、課題があつての課題の解決策が何か1本しかないような感じがして、ほかにもあるんですけど、中学校での教科担任制が、中学校では少ない学校の小規模校においては、教科専門の先生が配置されていないということがあるようです。

それについても、望ましい学校づくり推進委員会の中でも質問も出てます。市のお金で雇用できないのか、採用できないのかということについては、現在考えておりませんという回答です。この過少規模校についても、全国の事例を見ると、複式学級ですね、複式学級についても支援員を配置したりとかしてるんですよ。なので、教育長、伺います。この過少規模校、複式学級の解消と言いますか、改善ですね、これは統廃合みたいな形でしかできないんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど質問の中に、小中一貫教育が突然出てきたような話がございました。そのことについて説明をさせていただきたいと思いますが、私どもは平成20年度に望ましい学校環境整備計画を考える会を、委員会を設置して、22年度に整備計画を策定しています。その整備計画の学校規模の適正化、学校再編における検討指針という中に小中一貫校についての検討をするということも盛り込まれておまして、その計画を継続しているところでございます。

複式学級を解消するために支援員を配置できないのかという御質問であろうかと思いますが、授業を進める中で私どもは適正規模の学級集団、人数を確保して、その人数の中でお互いに豊かな発想で考えを出し合ったり、又は集団活動の中でゲーム活動をしたりとかそういうことをしていくことが教育の効果を上げることにつながるであろうと思います。支援員を配置しても学級の人数が多くなるわけではございませんので、過少規模校の解消っていうんですかね、そういうところには直接的につながらない面もあるのではないかなと思っています。

**○2番議員（臼山正志）** なかなか解消にはつながらないということではありますが、今、学校運営協議会っていうのを各学校に置いてあります。コミュニティスクールかと思っています。そういう中でも、いろいろ複式学級で子供たちが困っているようであればテーマに上げていただいて、もしかすれば、私の所には先生、OBの方がですね、私もお手伝いしたいんだよという方は実際いらっしゃいます。だから、そういう方をどんどん引き込んでですね、そうすることで本当に学校、それから家庭、地域、行政も含めて課題をですね、共有していくんじゃないかなと。やっぱりそういうものが醸成されて以降、本当の再編という話に移るんじゃないかなと思っています。私としては今、その段階ではないと思っていますので、今現在できることをですね、出させていただきたいと思います。

次に、平成29年度中ですか、指宿市望ましい学校づくり基本方針を策定するというのですが、これが策定された後はどのような流れになっていくんでしょうか。やはり、心配するのが市民の声がどこに反映されて、どういう形で盛り込まれて、それがどういう形で反映されていくのかっていうことをすごい心配されていると思いますので、その辺をお願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 望ましい学校づくりにつきましては、先ほどありましたように平成20年度から様々な委員会、検討委員会等を通して市民の皆さん方の意見を伺ってまいりました。28年度・29年度は教育委員会として望ましい学校の在り方の基本方針を市民の皆さん方にお示しして、その基本方針について市民の皆様方から様々な意見を伺ってまいりたいということを考えているところです。そういうことで、素案という形で現在まとめてございます。この素案を市民の皆さん方に説明をさせていただいて、必要があれば、その素案の内容を見直したり、精査して成案に仕上げていくことになろうかと思っています。

私どもが基本方針を示したからといって、それがそのとおりに進むのかというのは別の問題であろうかと思えます。基本方針に対しまして早く進めていただきたいという声もこれまで聴いておりますし、もう少しゆっくり時間をかけて説明がほしいという意見も聴いております。そういう両方の意見等も勘案しながら、このことについては取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今回の素案ということで、案ではないということですね。案のまた、その前段階かと思えますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** はい、今議員がおっしゃったとおり、素案は素案でございます。また案として、又は成案として本年度中にはお示しできて、そして市民の皆さん方の御意見等も伺いたいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 今後、住民説明会を行う中でいろいろ、様々な市民の声が聞かれるかと思えますが、これは市長にお願いいたします。この学校再編ですね、今、教育委員会で素案を作りましたが、この内容について反対意見等が多いようであれば見直す、あるいはやらないということもあり得るのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** この素案については教育的な見地から、そして子供の教育の面からどうあるべきか、それは大切にしなければなりません。2面ありまして、案に対して、私はそれに対して駄目だとかいいとか言うことはできません。案が上がってきた段階で学校の設置者として、今後どのような行程に基づいてこの案、いわゆる素案を実現していくかということになったら、それに対する賛否というのは当然あるだろうと思えます。そのときに、議員を含めて地域の方々と意見を交わさなければならないと思っております。

少々時間をいただいて、この学校の再編というのは19年度、私が学校教育課長をしているときに教育政策課という課ができました。そのときに、既に17校維持する体制があるのか、いわゆる児童数を含めて、その時から協議が始まりました。それは前提としたら、学校教育、再編をどうするかということであったのは事実であります。そして、職員を3人、加配をしていただきました。私はそのときに成功事例に学ぶべきだろうという話をしました。その事例が佐多小であり、根占中であります。根占中は統廃合したその年には、県の中学校野球大会で優勝いたしました。佐多小は大中尾、大泊、その他たくさんありました。辺塚、それが統一されてあの木造校舎で学ぶようになったときの親の気持ち、もちろん大変な反対でした。私はその当時、肝付の事務所におりましたのでよく分かっております。

しかし、その成果というものが今にどうつながっているか、それで子供たちがどのような成長を遂げたのか、そういうことまでみんなで検討して、それがすなわち指宿につながるという前提ではございません。私たちはこの統廃合についてはみんなの考え、みんなの意見としてどのように集約するかというのは極めて大切であろうと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 教育長にお伺いします。この素案、住民説明会の中でいろいろな意見

が出た中で、反対等がもしあれば素案の内容は変わるということによろしいでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 説明をさせていただいた後には、様々な御意見等があるかと思いません。もちろん、賛成もあれば反対の意見もあるかと思いますが、その意見が子供たちの望ましい教育環境であるとするれば、それは改善していかなければならないだろうと思います。その内容等について、先ほど申しましたけれども、精査し、見直すべきは見直して、願わくは子供たちにとって望ましい教育環境を作るということが大事なことです、そのことは大事にしたいと思えますし、基本的に保護者や地域の方々の理解が得られたらという大きな考え、基本的な考え方もございますので、そのまま進むということはないのではないかなと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** やはり、子供たちに望ましいということですね。本当に子供たちが困ってて、再編するしかないということであれば誰も反対しないと思います。なかなかその辺が見えてこないというか、共通理解になってないのかなど。地域の在り方についても、学校と地域ですね、今後どうなるんだろうかっていう、やっぱり心配しかないんですよ。ですので、やはりその辺も今いろいろ地域の方々と議論をしていって作り上げていって、最近私は考えるんですけど、学校の先生たち忙しい、それから教育課程が増えたりとか、英語とか、いろいろ今後入ってきますよね。それから、ふるさと塾。今でも多忙なのにもっと多忙になるだろうと。学校の中にも地域のことだと、いろんなことも入れすぎてパンクしそうじゃないかなと。そういう中で、基本的な教育は学校です。地域の校区公民館だったり、公民館等で地域の行事を継承するような、あるいは学校の教育を補填するような学習の場をつくる。そこで、地域と学校が結び付いていく。何かそういうものを確立していきながら、これだったらいいよねっていう、その中で住民の皆さんの理解、それから、基本やっぱり子供たちが健やかに学習できる、それから郷土愛を持って、また指宿に住んでもらえるということが一番大事かと思えますので、ただ今そのようになっているかと思ったらまだないような気がします。というのが、子供たちのためと言いながら、子供の声、一切入ってないんですよ。アンケートの中で僕は推進委員会にいますので、子供にもアンケートを採ってくださいとお願いしました。この推進委員会の中の議事録にもあります。回答は大人の責任ですからということで、なっております。そこで、少し調べたんですけど、子どもの権利条約というのがあるんですよ。これは、日本は1994年に締約国として批准し、もう20年経っております。この内容と言いますのが、子供には保護されなければならない権利があると同時に自分に関わる意思、決定に参加する権利、聴いてもらう権利があると。こういうのは日本は賛同してるんです、やりましょうということで。そういう意味においても、子供たちにも意見を出させる、聴く、それがせめて大人の務めじゃないかなと。今、よかろうと思っていることが意外と大人の目線で、行政の目線で、それが本当に子供のいいものなのかどうかっていうのはどうかなと思います。アンケートについてお伺いします。どのような内容でア

ンケートをする、採っていくんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 住民説明会をした後のアンケートということでよろしいでしょうか。住民説明会を通して、その基本方針、素案に対する様々な御意見を伺うアンケートでございます。そういう面で今、具体的にアンケートの調査項目を決めているところではございません。説明会を前提にしながら、今後アンケートの項目については設定してまいりたいと思います。子供たちの声につきましては、それぞれ学校の校長先生方を通して声が届く場合もございますし、場面によっては望ましい学校をどのようにしてほしいという、子供の希望とか夢とか、そういうものもあろうかと思えます。そういう場面になったら、子供たちの声は聴かなければいけない、聴いて学校づくりを進めた方がいいと思っております。今の時点で子供にどういう意見を聴いた方がいいのか、聴くのか、そういうことも検討していきたいと思えます。

**○2番議員（臼山正志）** 是非、子供の声、それが主役ですから、子供たちのためにやっていることですから、是非お願いします。また、住民説明会が今後開催されるということですが、その中でアンケートは採るんですよね、どうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほども申し上げましたが、説明をさせていただいて、多くの意見をいただきたいわけですが、時間にも限りがございますし、また大勢の人前で自分の考えを述べるのが得意でない方もおられるかもしれません。そういう面で、参加した皆さん方にはアンケート調査ということで是非お願いしたいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** このアンケートですが、非常に今回重要になってくるかと思えます。開聞地域、山川地域が再編を望んでいると、今なっているものの大元はアンケートです。是非、お願いしたいのはそのアンケートの内容、それから取りまとめについても外部と言いますか、それこそ推進委員会の方に投げるとかですね、やはりそこがベールに包まれてはいけなかなど。アンケート項目についてもですね、非常に私は偏っていると。幅広く、いろんな視点からの内容にしてもらいたいと思えます。アンケートについて、第三者的な推進委員会等があるかと思えますが、そこをお願いをする考えはないでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校づくり推進委員会は年4回計画しておりまして、今3回が終わったところです。この住民説明会が終わりまして、その結果等について第4回目の推進委員会を開催し、そこで御意見等を伺い、最終的に方針を決めていくことになると思えます。

**○2番議員（臼山正志）** 再度、お聞きします。アンケートの内容について、推進委員会の方々に諮るおつもりはないでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど申し上げましたが、4回の会を予定しておりまして、もう既に3回終わっております。4回目を最後の御意見を聴く機会にしたいと考えております。もし、必要があれば集まっただいて、推進委員の皆さん方の御意見を伺うという方法もありますし、または資料等を配布して御意見を聴くこともあろうかと思えます。このことについては

検討してみたいと思います。

**○2番議員（臼山正志）** やはり、この山川地域、開聞地域がなぜこのような再編をすることになったかということに関しては、すごくやっぱり市民の方々からいろいろ疑義に感じているという声が聞かれております。ですので、2度とこのようなことがないようにですね、透明性のあるアンケート等図っていただいて、子供たちにとってより良い教育環境を作っていたきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時08分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○17番議員（新川床金春）** 皆さん、こんにちは。17番、新川床。通告に従い、一般質問を行います。

1番目に、小・中学校の施設整備について。学校のエアコン設置状況についてですが、市内の12小学校、5中学校の普通教室も含め、エアコンの設置状況について、教育長に答弁を求めます。

市内の小・中学校のトイレの洋式化についてですが、現在市では小・中学校のトイレの洋式化に取り組んでいますが、現在の進捗状況と今後の整備計画について答弁を求めます。

災害時の業務継続について。災害対応課題について。災害はいつ起きるか分かりません。地域防災計画にやるべきことは書いてあるが、多くの被災地で災害時に誰がどのようにやるか決まっておらず、災害時、計画どおり実行できなかつたと伺ってきました。指宿の現状について、市長に答弁を求めます。

業務継続計画自治体BCPについて。災害等の資源制約下において、最低限の必要な優先業務を継続するために策定する計画ですが、市としてどのような対策が取られているのか、市長に答弁を求めます。

災害における議会の役割について。議員各自は災害対策活動として、地域で救助活動なりいろいろなことをしますが、その仕事をしながら情報を収集しています。議長、議会事務局長は防災対策本部でどのような立場になるのか、答弁を求めます。

3番目の指宿市公共施設等総合計画について。指宿市の公共施設を取り巻く環境について、市民にも概要版が回りました。それを見ますと、その中でですね、国立社会保障人口問題研究所の予測によると、本市の将来人口は平成52年に2万9,635人、平成70年には2万1,379人になるとなっています。市としては指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略で40年間で約4千人の人口抑止を掲げています。どのような対策がこれまで実施されているのか、また

結果としてどうなっているのか、市長に答弁を求めます。

施設の更新と大規模改修計画における財源について。公共施設の全てを更新すると1,613億円の多額の費用が掛かりますが、どれだけの財源が確保できる見通しなのか、市長に答弁を求めます。

公共施設の計画的管理計画について。公共施設の計画的管理で、今後40年間に30%削減することを目標にしております。市民生活に支障を及ぼさない対策が講じられていると思いますが、10年間の整備計画について。まずは10年間ですね、について市長の答弁を求めます。

4番目の、サッカー・多目的グラウンド整備事業について。1番目の地元説明会ということで、今年の2月か3月に五郎ヶ岡地区で住民説明会がされたと伺いました。その中で、市道魚見校グラウンド線と新田地区からの道路接続について質疑があったと伺いましたが、市長はこの問題をどのように捉えたのか答弁を求めます。

基本計画策定について。議会の判断は財政状況が大変厳しい指宿で、予算額の約1割に相当する20億円掛けるサッカー・多目的グラウンド整備を止めて、広大な芝生広場を整備し、子供から高齢者まで全ての市民が憩える健康増進施設整備、そしてスポーツ少年団やクラブ活動、社会人チームによるソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ大会等が開催できる規模の整備に対しての陳情を採択しております。基本構想策定に対し、市議会の議決をどのように判断し、今回の基本構想に盛り込んだのか、市長に答弁を求めます。

以上で、1回目を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 本市においての、いわゆる人口ビジョン等についてでございます。まず初めに、この人口ビジョンにおいては戦略に基づく施策を展開することで、今から約43年後の2060年には2万1,379人まで減少するとされている本市の人口に対し、2万5千人超を維持するという将来人口目標を掲げております。将来人口目標を達成するための戦略につきましても、これまで議会の皆様にも説明してきてまいりましたけれども、ここで改めて基本目標1として地方における安定した雇用を創出する。基本目標の2として地方への新しいひとの流れを作る。同じく、目標3として若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。そして、基本目標の4として時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域が連携する、の四つを基本目標に掲げております。その中で、市の人口減少につながる施策の展開につきましても、特に基本目標の2に掲げております定住・移住施策と基本目標3の施策が関連すると思われまます。総合戦略に基づきまして、これまでに実施してきている具体的な施策事業としましては、移住お試し滞在補助などの定住促進対策事業、地域おこし協力隊を活用したWelcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業、産科医確保のための地域医療支援講座設置寄附事業、不妊治療助成事業、産後ケア事業、子ども医療費助成費、出会いの創出を支援する出愛のキューピッド事業などを実施しているところでございます。

次に、サッカー場の件でございます。今回の基本計画の策定につきましても、財政的な面

も考慮しつつ、各施設の機能の確保と効率性の検討を行い、コスト削減等にも努めながら整備費を積み上げ、これらが達成できる施設の在り方を十分考慮して策定したものでございます。また、土地開発公社の課題解決にもつながりますし、整備予定地につきましては、いずれは市が買い戻す必要があった土地でございます。今回、合併特例債を活用して3分の1の負担で土地を購入することができますので、その分の後年度負担の軽減にもつながると思っこの計画を進めているところでございます。

以下、いただきました質問は、担当部長等が答えます。

**○教育部長（長山君代）** 小・中学校のエアコンの設置状況についてでございますが、全ての小・中学校の保健室、パソコン室、図書室、職員室、校長室及び事務室に設置をしているところでございます。また、全小・中学校の普通教室数は148室あり、そのうち丹波小学校の特別支援教室の2室にエアコンが設置されているところでございます。

小・中学校のトイレの洋式化の現状についてでございますが、市内の小・中学校のトイレは平成26年度以降、学校の要望や現状を踏まえた上で洋式化率が低い学校を優先して、年次的、段階的にトイレ改修を実施しているところでございます。トイレ洋式化率は平成28年度末で22.7%であり、本年度は2校のトイレ改修工事を実施しており、工事完了後26.5%になる見込みでございます。今後も洋式化率の低い学校を順次整備していく方針でございます。

**○総務部長（有留茂人）** 災害時の件について答弁をさせていただきます。災害の対応ですけれども、地域防災計画を策定をいたしております。その地域防災計画に基づき、先日だったですけれども訓練も実施をしております。そういう訓練を通じながら、災害の対応というふうなものについて迅速に、また的確に対応ができるように今後も準備を進めていきたいと思っております。

それから、BCPの件です。業務継続計画についてでございますが、これについては本年度策定をするということで、現在準備を進めているところであります。

それから、災害時における議会の役割ということでございます。議員の皆さんは地域に精通されており、地域のリーダーとしての活動も担っていただいていることと思います。災害発生時にあつては、自主防災組織としての地域での活動、また地域の現状についての情報提供の活動と、多岐にわたる活動をお願いすることになるのではないかと考えているところであります。それから、議会事務局長は災害対策本部の総務対策部員となっておりますので、議会事務局長を通じて、議員の皆様からの情報が災害対策本部にて共有されると考えております。

それから、財源、指宿市公共施設等総合計画についての財源についてのことですけれども、公共施設整備に伴う財源につきましては、一般財源のほか、公共施設等整備基金等の基金の充当も考慮しながら、交付税措置率の高い過疎対策事業債や公共施設等適正管理推進事業債等の活用も図りながら、準備をしていかなければならないと考えております。公共施設

等総合管理計画に記載されております。40年間で1,613億円という更新費用につきましては、現在ある公共施設が標準的な耐用年数を迎えたときに、全ての建物について同規模で更新するのに必要な金額となっております。今後の財政を見通しますと全ての公共施設の量や質をそのまま更新、建替えることは現実的ではないと考えております。これらのことを踏まえまして、公共施設マネジメントの基本方針としまして、既存施設の見直し、それから複合化、縮減等の検討、予防、保全に伴う長寿命化を図ること等を掲げておりますので、施設の利用状況や優先度等を踏まえた上で計画的な改修を行い、除却等の検討やそれから用途廃止ができない施設は機能の維持を図りながら規模の適正化の検討をし、除却を行う場合は跡地における売却を含めた歳入確保を推進するなど、財源の確保も図ってまいりたいと考えております。

それから、公共施設の今後、策定が終わったが10年間の計画はということですが、本年の3月に指宿市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。今後は本計画を基本に公共施設等の長寿命化、複合化、それから集約化及び用途廃止の検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要があると思っております。また、公共施設の長寿命化、将来的な修繕予測の想定を行うため、今後10年間ですけれども、それにおける個々の施設については個別の施設計画を策定した上で、今後は検討をしていきたいと思っておりますが、まずは管理計画の中で示されました対応方針の中で用途廃止というのが10施設出ております。まずはこの施設についての検討も急ぐというふうなことで考えているところです。

**○建設部長（黒木六海）** 本年3月に行われました都市計画事業住民説明会の中で、市民から道路計画について質問があったことについて、どのように考えるかとの御質問でした。迫五郎ヶ岡線から魚見校グランド線に接続する道路についての整備計画がないかというような趣旨の御質問がございました。市道の整備につきましては、地域の道路整備に対する熟度を考慮し整備を進めているところでございます。御質問の道路につきましては、新設道路となりますが、周辺には太陽光発電やハウスなど多くの施設があり、敷地の高さも低い状況になっていることから、排水の問題など解決しなければならない課題も多くあるようでございます。道路整備をするとすると地権者の同意など、地域の方々の協力なしでは進めていけませんので、まずは地域の合意形成を図っていただき、今後、市としましても検討してまいりたいと考えております。

**○17番議員（新川床金春）** 小学校、中学校の施設整備についてですが、ただいま答弁いただきましたが、中・高のエアコン設置の全国平均は中学校が60%、高校は80%となっておりますが、指宿の中学校は何%あるんですか、答弁を求めます。

**○教育部長（長山君代）** 中学校での指宿市の設置率でございますが、普通教室ではございません。今、設置をしているのは校長室、事務室、職員室と、あと、図書室、パソコン室、保健室、こちらについては100%でございます。

○17番議員（新川床金春） 何%っていうことでこちらは聞いているんですけど、お願いします。

○教育部長（長山君代） 中学校の普通教室への設置率は0%でございます。

○17番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。エアコン設置の状況を調べる中で、インターネットの中で全国平均は中学校60%、これは高校受験があるからなのかなと思ったりするんですけど、高校は80%あるんです。県内の小・中学校の普通教室を含めたエアコン設置は31%なんですけど、教育委員会としてですよ、これまでどのような協議をされたのか、小学校にエアコンを設置しようという協議はされたのかどうか、答弁を求めます。

○教育部長（長山君代） 学校施設へのエアコンの設置につきましては、これまでも議会からの御質問や学校、保護者などからの設置要望もございまして、また、教室の気温の推移などについても調査をしてきたところでございます。また、昨年は西指宿中学校の生徒から提出された税の使い方の提言書におきまして、教室へのエアコン設置についての要望が出されるなど、地球温暖化の影響による学校教育環境充実のためのエアコンの設置についても必要性が高まっていると考えているところでございます。このようなことから、現在、最優先して実施しております体育館の非構造部材の耐震化向上、耐震化工事等も取り組みながら、今後エアコンを設置するとなった場合、どのような整備方法が望ましいのか、実施に向けて検討をしていきたいと考えているところでございます。

○17番議員（新川床金春） 市内の12小学校、5中学校の普通教室にエアコンを設置したとすれば、どのぐらいの予算が必要なのか、お願いします。

○教育部長（長山君代） 工事費用の算定に当たりましては詳細な設計が必要となりますが、これまでに設置してきたエアコンの費用などから推定をいたしますと、現在ある全ての普通教室のみにエアコンを設置する場合、おおむね17校で4億円程度の工事費が掛かると見込まれているところでございます。学校全体としてのエアコン設置工事を実施するといたしますと、中学校の特別教室や少人数教室等への設置、新たに発生する高圧受変電設備の増設費が掛かるものと考えられているところでございます。

○17番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。今、小・中学校の全ての普通教室、それと特別教室にエアコンを設置した場合は4億円程度ということでした。合併特例債を活用した際の一般財源の持ち出しは幾らになるのか、お願いします。

○教育部長（長山君代） 合併特例債を利用する場合は、事業年度時に5%に当たる2,000万円は一般財源からの持ち出しとなり、70%の交付税措置、元利償還を勘案すると約34%に当たる1億3,600万円が一般財源からの持ち出しになろうかと思われまます。

○17番議員（新川床金春） ただいま、合併特例債を活用すると一般財源は1億3,600万円ということで分かりましたけれども、教育施設環境整備にですよ、エアコン設置の補助金というのはないんですか。

- 教育部長（長山君代）** エアコン設置の補助につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金の対象でございます。1建物当たりの事業費が400万円を超えた場合、3分の1が交付金の対象になるところでございます。
- 17番議員（新川床金春）** 補助金があるということが分かって安心しました。先ほど、部長も答弁しましたが、児童・生徒の教育環境は地球温暖化の影響で教室は蒸し暑くですね、授業を受ける環境にないと子供たちから聞いています。学校によってはですね、午後から西日が当たり大変な学校があるやに聞いております。西日が当たって、教育を受ける環境にない小・中学校がどれだけあるのか、お願いします。
- 教育部長（長山君代）** 西日が当たりっていう形では調査はしておりませんが、各学校の室温を調査をいたしましたところ、場所によりましては30度を超える教室もあるところがございます。
- 17番議員（新川床金春）** 小・中学校の普通教室をはじめ、全ての教室でですね、児童・生徒の健康管理上、室温を管理し水分補給等ですね、マニュアル化されてると思うんですけど。あえて確認させていただきますが、熱中症、脱水症状はですね、1回なると体が癖になり、大変な負担が掛かると聞いています。学校長に夏場の体調管理について、どのような指示を教育委員会としているのか、答弁を求めます。
- 教育長（西森廣幸）** 昨年度から学校の教室の室温については、議会でも御質問いただきましたし、学校によっては気分不良の子供も出たという報告もございます。そういうことに備えて、今年度は年度初めから、それぞれの教室での室温に十分気を付けて温度を測ったり、また随時水分補給をしたり、環境面では窓を開けたり、特に丹波小学校においては天窓を必ず開閉すると、そういうようなところまで指示をして指導をしてきたところです。
- 17番議員（新川床金春）** ある学校ではですね、特別指導の先生が体調を崩し、保健室で休養したとの情報を受けています。教育現場の現状は教育委員会として、今言ったことを把握されてますか。答弁を求めます。
- 教育長（西森廣幸）** 特に報告を求めてはおりませんが、そういう保健室での事案等が発生したら学校からは、事故報告っていう形で必ず報告をするようになっております。そういう範囲の中では、今議員がおっしゃいましたことは上がってきておりません。
- 17番議員（新川床金春）** 実際、あります。上がってないということですね。その学校ではですね、先生が慌ててですね、普通教室に扇風機を2台持って来てですね、換気をしたと伺っています。聞いてないので、聞きようがないんですけど、本当に暑くてどうもできない。その周りの環境があつて風が抜けない状況だということを聞いてますけれども、学校の室温が何度まで上がったらどうしなさいとなってるんですか、答弁を求めます。
- 教育長（西森廣幸）** 一律に部屋の温度が何度上がったらどうしなさいという指示は出しておりませんが、教室の位置によっては風通しがあつたり、熱がこもったり、いろいろ

あろうかと思えます。学校参観等をしたときに、それぞれの学校、又は特定の教室等には、学校の方で扇風機等を準備して対応している場面は目にしているところがございます。

○17番議員（新川床金春） 学校からの報告はないということですが、先ほどですね、部長の方から補助金は3分の1あるということでも分かりました。補助金と合併特例債を合わせて活用した場合の一般財源の持ち出し額について答弁を求めます。

○教育部長（長山君代） 仮に、エアコン設置費用を約4億円とした場合、補助事業の学校施設環境改善交付金より3分の1に当たる約1億3,300万円の交付金を受けられます。残りの約2億6,700万円につきまして、合併特例債を充当した場合、約34%に当たる9,078万円が一般財源からの持ち出しになることとなります。

○17番議員（新川床金春） 一般財源の持ち出しが9,078万円ということで、分かりましたけれども、教育委員会ですね、子供たちの教育施設の環境整備ということで、子供のための最重要事項として位置付けた場合はですよ、合併特例債じゃなくて過疎債とかというのが使えると思うんですけど、過疎債をですよ、指宿の未来を担う子供たちのために充当する考えはないのか、教育長に答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） それぞれの事業等のことですが、教育委員会をはじめ市のそれぞれの施策の中で、それぞれの事業の計画が立った段階において、どういう財源を充てていくかというふうなものは、その当初予算の調製の中で考えていきたいというふうに思います。過疎債についても100%で交付税が70%交付されるわけですが、非常に有利な地方債ですので、そういうものをできるだけ活用して財源の確保を図っていきたいというふうに考えているところです。

○17番議員（新川床金春） 過疎債、使えば最高なんだなと思っていましたけれども、今の答弁を聞いて、使う気はないんだと。やっぱり、指宿の子供たち、全てがエアコンの恩恵を受けて、教育の学力アップ、健康管理とかいろいろできるんですよ。いろんな事業があるけれども、この事業はですよ、大事な事業じゃないのかなと思うんですけど、総務部長、どう思いますか。

○総務部長（有留茂人） それぞれの事業の推進については、先ほど言いました過疎債のことですけれども、過疎債を充てようとすると、別な事業に過疎債を充てるとなると今まで考えていた道路とか、そういうふうなものの全体枠があるわけですので、その中で調整をしていくというふうなことです。過疎債についてもこちらの方で申請をして、申請額が全て認められるというふうな状況では今のところありません。そういう状況を踏まえながらですね、その合併特例債なり有利な財源を使っていきたいと思っております。その事業の優先度、貢献度について総合的に判断をして、対応していきたいと思っております。

○17番議員（新川床金春） この指宿市の公共施設等総合管理計画の概要版にもですね、載ってるんですよ。こちら、実際指宿市は人口が減少していくということで、人口減少をどうす

るか。それを抑制するためにもですね、指宿市は他市と違って子供たちの子育てがしやすいまちであり、子供たちの教育環境もいいよねというふうになればですよ、子育て世帯の方が定住してくるんじゃないかなと思うんですよ。指宿のこの概要版の改善策にもつながると思うんですよ。だから、重要な事業があるかもしれません。だけど、人口減少対策の一環となると思えばですよ、過疎債でも使ってやる考えはないですか、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** 将来人口目標、達成するための戦略ということでございます。それには、それぞれその基本目標というものを4点ほど掲げてございます。その中の基本目標の若い世代の結婚、それから出産、子育ての希望をかなえるというふうなことも一つうたっているところです。そういうふうにして、教育、その子育ての希望をかなえる、そういう目的が達成するというのも一つの方策として、人口減少の抑制を図るというふうなことにしております。

先ほど、市長の方からもその対策について事業をやる説明をしていただきましたけれども、そういう事業等を総合的に考えてやっていきたいと思っております。定住促進対策とか、あと、地域おこし協力隊の活用とか、子ども医療費の助成、出会いの場の創出とか、そういうふうないろいろな施策を講じながら、その人口減少の抑制を図っていきたいと思っております。

**○17番議員（新川床金春）** 部長の考えは分かりました。実際ですね、子供たちの教育環境は大変なんですよ。教育長、部長、現場に行ったことがありますか。子供たちの教室にその2時とか3時頃行ってみてくださいよ。大変だと。うちの子供も水筒を持って行きますけど、足りなかったというぐらい言っております。ですから、子供たちの教育環境は、もう20年前と全然違うんですよ。もう、年々地球温暖化で異常気象ですね、大変だということを保護者からも聞いております。先ほど、部長がですね、保護者の方からもエアコンの設置の要望が出ていると。出ている所があるんですよ。そして、私にも来てるんですよ。ですから、実際9,078万円ということで、先ほど答弁いただきましたけれども、来年度、実施する計画、考えはないか、教育長に答弁を求めます。

**○教育長（西森廣幸）** 今、御指摘がありましたように、学校の教室環境等は大変地球の温暖化等もあり、蒸し暑い状況も何回か学校を訪問したときに体感しているところでございます。部長の方から答弁をさせていただきましたけれども、これまで体育館、校舎等の耐震工事、非構部材の工事、又はトイレの洋式化、いろいろ取り組んでいるところでございますが、そのような学校の環境等を考えて、今後エアコン設置についてできないものか、できるとしたら一律にどの教室も一斉にやるのか、そういうところも含めて検討をしていきたいと考えているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 教育長、サッカー・多目的グラウンドはですよ、24億円掛けて、当初は25億円ですよ。今度は24億円掛けて造るんですよ。指宿の将来担う子供たちの9,078

万円も出せないんですか。答弁を求めます。

○**教育長（西森廣幸）** いろいろ考え方はあろうかと思いますが、教育環境の整備につきましては全体的な視点に立って、必要なものを整備していくことも必要かと思えます。そういうことで、すぐ来年から取り掛かる、そういう計画は今のところ教育委員会として持っていないところでございます。

○**17番議員（新川床金春）** 県内のある市がですね、もう今後、エアコン設置をしようかなという動きをしております。それは、指宿の環境と同じ環境だと思いますよ。やっぱり、元教育者としてですよ、子供たちの環境が劣悪になっているなと思ったらですよ、まず最初にそこから手を付けるべきじゃないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。答弁を求めます。

○**教育長（西森廣幸）** 先ほど来、答弁をさせていただいておりますが、部長の方からもエアコンの設置について、実施に向けて今後検討していきたいということでございますので、今後設置ができるように検討してまいりたいと思っております。

○**17番議員（新川床金春）** 今後と言ったらですね、2年後なのか、10年後なのか分かりません。いつまでにというのをお示しできれば、答弁求めます。

○**教育長（西森廣幸）** 教育委員会として具体的に計画を立てておりませんので、この場で期限をいつまでにやるということを申し上げる段階ではないと思えます。そういうことで、御理解を賜りたいと思えます。

○**17番議員（新川床金春）** 今後、1日でも早くエアコン設置事業がされるように要望しておきます。

次に、小・中学校のトイレの洋式化について現状を伺い、今年度で26.5%ということが分かりましたけど、今家庭ではですね、洋式化が進んで、洋式便器がない所の子供たちはですね、トイレを我慢している方もいると伺ってるんですけど、いつまでにこの洋式化が目標どおり進むのか、答弁を求めます。

○**教育部長（長山君代）** 平成28年度、文科省が調査いたしました全国の公立小学校のトイレ状況によりますと、全国では洋式化率は43.4%、鹿児島県では30.5%となっているところでございます。本市におきましても、年次的、段階的にトイレ改修を実施し、平成33年度までに洋式化率30%以上を目指しているところでございます。

○**17番議員（新川床金春）** 先ほども言いました、トイレを我慢しないといけない子供もいるということですので、今日の午前中の一般質問の中でも子供の権利ということがありました。やっぱり、子供にそのような、トイレ環境はどうかということでアンケートを採る考えはないのか、答弁を求めます。

○**教育部長（長山君代）** 現在のところ、計画はしてございませんが、また必要であれば検討してまいりたいと考えております。

○17番議員（新川床金春） 子供の教育環境をですね、整備することで、先ほども言いました、少子化対策とか学力アップとかいろんなのにつながります。エアコンとかトイレの水洗浄とかですね、早急に取り組んでいただきたいということを要望して、次に入ります。

災害時の業務継続についてですが、災害対策課題について、市役所が災害対策本部になりますが、実働職員の安否確認はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 職員及び職員の家族の安否確認につきましては、総務対策部人事班というのがございまして、そこにて行き、安否状況を確認した上で災害対策本部にて職員配置を決定するというようにしております。

○17番議員（新川床金春） はい、分かりました。庁舎設備の被害対策ですが、庁舎の非常用発電装置はこれまで地下に非常用発電機を設置し、屋上に太陽光発電を整備したと伺っておりますが、地震、津波のときの対応は万全なのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 災害時により指宿庁舎において停電が発生した場合は、地下に軽油で作動する非常電源設備とそれから屋上に太陽光発電設備が備えられ、いつでも電気が供給できるようになっております。災害も台風、それから豪雨、又は地震等がありますので、いずれの停電にも対応できるように、地下と地上にタイプの違う非常電源設備を備えているものであります。

○17番議員（新川床金春） 庁舎の耐震工事をしてますけれども、地下室の入り口はですよ、今回の耐震工事で補強されているのか。実際、地震で入り口が壊れたら、非常用発電機は作動しませんがどうなっているのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 庁舎の耐震化ということで、今回行っておりますので、庁舎が耐震に耐え得るということでその入り口等については、その入り口に限った補強というものは行っておりません。

○17番議員（新川床金春） 全国ではですね、地下にあって大変なことになったと、水没したり、地震で崩壊し活用できなかったということを聞いておるんで聞いてるんですけど、耐震工事の中にはその項目は入ってなかったんですか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 今回の耐震工事につきましては、庁舎全体の耐震の補強をするというふうなことで行っております。地下に入る入り口は外からと屋内から、2か所を確保しております。全体の補強ということから、その個々の補強、その地下室に行く補強は行っていないところです。

○17番議員（新川床金春） 非常用電源設備のですね、燃料確保とか、エンジンの点検等はですよ、年間何回ほど点検、整備されているのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 地下の非常用電源としまして軽油が300ℓ、満タンにすると必要であります。この300ℓの点検の確保、それから非常用電源の点検というふうなものは定期的に毎年行っているところです。

○17番議員（新川床金春） なぜ、これを聞くかというのですね、消防の訓練でエンジンがかからなくて放水ができないということもあるんですよ。それと一緒に、電源が来ないと庁舎は一切機能しないんです。ですから、定期的にとということでエンジンを、ディーゼルですけど、エンジンを始動させて問題ないかとか、そういうことはされてないのか、もう1回答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 非常に大事なことでありますので、その定期点検の中でそのエンジンの状況というふうなものは点検をしっかりとやっております、そのまた点検の報告書というのもいただいているところです。

○17番議員（新川床金春） 点検をしてるとということで安心しました。やっぱり、電源が来ないと市民の保護もできない、そして業務もできなくて市民は路頭に迷うということになるので、その部分はですね、しっかりとやっていただきたいと思います。

この前、東京で講演を受けたときに、いろいろな対策を講じてみてもですね、災害は一度発生するとやり過ぎたということはないということをおっしゃいました。あれをやっておけば良かったとか、後で後悔してもですね、何にもならないと被災自治体の関係者が言っていたということです。指宿市はですね、担当者をその会議に行かせていると聞いたんですけど、市の防災計画でですよ、この防災計画の中の予算ですよ、そのどのような施策をしてるか。防災対策、そしてどのようなことをしてるか、答弁を求めます。

○危機管理課長（園田猛志） 市では29年の3月に地域防災計画の大きな見直しをかけたところでございます。さらに、先ほど議員御質問のBCPの計画につきましては、本年度これを策定することといたしております。今後また避難計画、様々な計画等も順次策定していかねばならないということで考えているところでございます。

○17番議員（新川床金春） 災害が発生したときですね、市民の食料備蓄、救護体制とか取らないといけないとなってるんですけど、この前の講演会の中で一番の問題はですね、市民のために働いてる職員の食糧備蓄ができてなくて大変だったということをお伺いしました。指宿市の職員の食糧備蓄とか健康管理はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 現在、備蓄をしている食料、飲料水等については、職員分として区分をしての備蓄は行っていません。市民の皆様をお願いしている自助努力としての3日分程度の食料、飲料水等の個人備蓄を職員にも要請を今後していきたいと思っております。また、姉妹都市との災害時相互応援協定の有効活用も図っていききたいと思っております。さらに、今後はホテル、旅館等との災害時の支援協定の締結も検討をしていきたいと思っております。市として、職員の食料等の確保について今後進めていきたいと思っております。

○17番議員（新川床金春） 分かりました。災害対応、災害復興はですね、リタイアできないマラソンですよということをお伺いして来ました。しっかりと予算措置していただきたいという

ことを要望しておきます。

次に入ります。指宿市の公共施設等の総合計画についてですが、先ほど答弁をもらいました。実際、年40億円の仕事をしていけばですよ、指宿の財政はどうなるのかなと心配して、今回東京まで行っていろいろと勉強して来ました。その中でですね、国の予算もなく、29年度予算を作るのに、どうにか決算の剰余金を充てたということ言われてました。今後、地方の交付税は減っていくんですよ。昨日の同僚議員の質問の中でも、4,000億円の地方交付税が削減された。これはですね、地方に国が国民のために使えということで交付したお金を、地方自治体が自分たちの解釈で勝手に積立てた金額であるということ、実際地方財政審議会の会長である神野先生と内閣総理大臣補佐官の和泉先生が言っていました。国は、その基金の21兆円に手を付けないと、30年度の予算編成はできない状況にある。ですから、年次的に交付税を削減していくということになってますけど、この計画どおり推進できるのかどうなのか。交付税が仮に3億円ずつ減った場合はどうなるのか、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** 今回、指宿市公共施設等総合管理計画というものを策定をさせていただきました。この策定の計画の基本方針というふうなものが三つ掲げてございます。この基本方針によりまして、今後個別の計画というふうなものを作って、40年間で30%削減をしていくというふうなことにいたしております。地方交付税が削減をされるということで、一つはその合併に伴う措置というふうなものが大きいのかなと思っておりますし、本市も32年度まで段階的にその交付税が削減をされていくわけです。その32年度までに今の見通しでは、おおむねその大型の工事と建設というふうなものは終息をするだろうと考えております。その予算規模もその段階である程度落ちてくるのではないかと考えているところです。そのような状況の中で、歳入の確保、それから歳出の抑制というふうなものを図りながら、この施設の維持管理、その後のその予防というふうなものには取り組んでいきたいというふうに思います。

**○17番議員（新川床金春）** タブレットに書類が入ってまして、68ページ、69ページを見ますと、現状の予算規模が将来的にもそのまま維持できたと仮定したとなってるんですよ。そして、その次の段にはですね、年平均40億円に対して、11億円の不足が見込まれるとなってるんです。ですから、30%削減しないといけないんでしょうけれども、これはこの金額の30%じゃないんですか。人口が減っていったり交付税が減ると、予算規模はどんどん減っていくんじゃないでしょうか、どうでしょうか、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** 今の私どもが計画している財政計画の中では、その32年を境にですね、当初予算の規模というふうなものは210億円程度になろうというふうに考えております。その予算規模の中でこの公共施設というものを今後維持管理をしていかないとはいけませんけれども、その既存施設の見直し、それから二つあるものは一つに複合化、違うものも一

緒にやるというふうな複合化，それから二つあるものを一つにというのが縮減，そういうもの，それから古くなった，非常にもう活用が見込めないというふうなものの除却というふうなものを考えながら，その今後はこの施設の在り方というのをやっていかないといけないと思っているところであります。ですので，そういう取組をしながら，財源の確保というふうなものはやっていきたいと思っております。

○17番議員（新川床金春） 複合化とか除却とか，今説明を受けました。解体費は起債があるけど，補助事業はないと伺っています。すなわち，全て借金になるということですか。間違いないか答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 除却をする際の財源ですけれども，公共施設等適正管理推進事業債という起債がございます。これは充当率90%なんですけれども，交付税措置がないというふうなことでございます。あと，財源としましては過疎対策事業債が活用できるかと思っております。

○17番議員（新川床金春） 施設更新をこれだけするとですね，財政計画上，公債比率が上がっていくと思うんです。10年間単位でいいですから，答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 公債費比率ですけれども，実質公債費比率で答えさせていただきますけれども，今後の指宿市の推移ですが，おおむね健全化の判断をする早期健全化基準の25%以内で推移をするというふうに見込んでおります。

○17番議員（新川床金春） 25%じゃなくて，確実な，だから20%なのか，25%以下と云えばですよ，18%なのか分かりません。しっかりした数字をお願いします。

○総務部長（有留茂人） 数値につきましては，今後のその予算の規模，予算措置の状況，それから起債の借入れの状況等で変動いたします。ですので，その数値というのは非常にこの確実というふうなものは示せないわけですけれども，今私どもがやっている数値の中では，平成40年度では12.3%程度に落ち着くというふうなことで，その健全化基準の25%を超えることはないと予想しているところです。

○17番議員（新川床金春） ちょっと聞き漏らしたので，もう1回答弁求めます。

○総務部長（有留茂人） 平成40年度で12.3%ということ予想しております。

○17番議員（新川床金春） 平成40年でですけど，平成50年，70年と，段階的に10年間隔でって言いましたんで，答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 私どもが今やっているその健全化判断比率の推移につきましては，平成40年度までを今計算をしているところで，それまでもなだらかにその程度の推移でいきますし，また今後もその起債の限度額等を設けてやっていきますので，おおむねこの12%台で推移をするというふうに見込んでおります。

○17番議員（新川床金春） 公債比率の制限に掛からない，使える財源額の計画はどのようになっているのか，答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） ただいまの質問について、質問の趣旨、内容等をもう少し詳しくお聞きしたいので、反問権を行使させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○17番議員（新川床金春） 公債比率の制限に掛からない財源があると聞いたものですから、どうなっているのかということで確認を。私も、この件についていろいろ調査する中でこういうものもあるよっていう、聞いたものですから、あるのかないのかでも構いませんけれども、どうなのかっていうことです。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時16分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） 公債比率に掛からないその財源というふうなものは、ふるさと納税のその寄附をいただいたそういうものの活用とかということで、一般財源に掛かる分についてはその公債比率に該当しないと、関係しないというふうなことになります。

○17番議員（新川床金春） 財源の計画はどうなってるかと聞いてますので、計画がありましたらお願いします。

○総務部長（有留茂人） もう1回、反問権を行使させていただきたいと思いますが、その財源、計画というふうなものの、どう、計画なのか、その説明をお願いいたします。

○17番議員（新川床金春） 今、ふるさと納税ということでありましたけれども、その納税の金額をどのように使っていくのかとか、計画はあるんですかということで聞いているところです。

○総務部長（有留茂人） 財政計画ですけれども、平成30年度から平成40年度までの財政運営の状況のシミュレーションを行っております。その歳入については、本市の自主財源である市税の歳入見通しや地方交付税についても、段階的に見込んでいる国の地方財政計画に基づく見込額、また各種の交付金や国庫支出金、分担金、使用料及び使用料等のその他の歳入についても実績と実施事業に応じた算定を行って、その財政計画を立てているところでございます。

○17番議員（新川床金春） 昨日の答弁で経常収支比率は現在89.7%、財政シミュレーションで32年度は92%と答弁してましたけれども、その40年後、されていないと思いますけど、10年後、20年後、もしどうなるとシミュレーションしてたら答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 経常収支比率につきましても、今、予算の規模等に応じて推測をしております、平成40年度は91.4%を見込んでいるところです。

○17番議員（新川床金春） 要するに、これから人口が減って、収入は減っていくんですよ。だけど、する仕事は増え、扶助費も昨日の話では段階的に減ってくるということですけど、税収から交付税も減ってくるんですよ。ですから、これが100を超えていくんじゃないかな

と心配するものですから、どうなのかと聞いてるんですけど、これはこの、今後40年間、40億円のこのシミュレーションがありますよ。その3割をカットした場合のシミュレーションなんですか、どうなんですか、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** 今回、示したその公共施設等の総合管理計画の30%の目標です。これにつきましては、今後のその個別計画を策定する中において、この30%削減というふうなものを見込んでおります。ですので、今後の維持管理費、施設の維持管理費等の歳出も見込んでこの財政の計画ということでございます。

**○17番議員（新川床金春）** なぜこんなことを聞くかということ、市民が知らない、議員も知らないときにいろんな事業が、議会に出てくる前に数名かの市民が知ってるようなことが起きてますので、やっぱり市民からお前たちは財政は大丈夫かと、俺たちをどこに連れて行くのと言われるんですよ。ですから、いろいろ聞いたんですけど、市長、40年後の指宿をどのように持って行く予定なのか、市長の描いたシミュレーションを伺います。

**○市長（豊留悦男）** 40年後というのは、非常にその姿というのは描くのは大変難しいのではないかと思います。少なくとも、指宿市の将来像としては、この指宿に住んで良かったという、そういうまちになるだろう、しかし、しなければならぬだろうと思っております。

**○17番議員（新川床金春）** はい、ありがとうございます。指宿に住んで良かったなと思うようにしていただきたいと思っております。

今回ですね、サッカー場のことに今から入りますけれども、実際、地元住民説明会がありました。そのときに出たことをですね、聞いて、私はびっくりしました。平成23年11月18日、魚見校区で行われたみんなで語る会の中で、実際この市道の問題は、市道魚見校グラウンド線の排水と古賀道路が道路冠水で子供たちが危ないので、迂回路として整備なんかできないのかということが出ていました。そして、私は当初、議事録を見たんですけども、今タブレットで見るとそのような記事はどこにもないんですよ。ですから、びっくりしてるんですけど、この前市長公室長に聞いたら要約してるということですけど、市民が望んだものは記載されてない。この前も魚見校区のみんなで語る会で言いました。あのときは、魚見岳の階段の登山口の話もしましたよねって。実際、そういう記事が消えてるんですよ。ですから、担当者が知ることじゃないのかなと思うんですよ。ですから、市長にお願いするんですけど、語る会であった重要なことはですよ、実際書類に残して10年、20年後にもですよ、整備されてなければそれをするような体制を取っていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** 語る会の中で10年前、20年前できなかったことを、今もやろうとしております。すなわち、今語られたことが10年後、20年後できないとしたら、それは行政の責任だろうと思っております。様々な事業があります。その前提としてクリアしなければならない課題があります。それらを一つ一つ丁寧に解決を図りながら、様々な事業がなされるものだ

と考えております。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時36分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

**○8番議員（東伸行）** 8番、東伸行です。通告に従いまして、質問いたします。

まず、1問目に耐震化について伺います。先般、新聞等で大規模建築物の耐震診断結果が公表され、また公立保育所等の耐震化率が小・中学校と比較してその差が大きいとの報道もありました。そこで、本市において公共施設、不特定多数の人が利用するホテルや病院等の耐震化はどうなっているのか、伺います。

次に、2問目の指宿港海岸整備についてであります。平成26年度から事業が始まっているわけですが、海岸保全整備の進捗状況はどうなっているのか、伺います。

次に、3問目のJR指宿枕崎線についてであります。利用客減少にどう対処していくのか。路線維持へ地元自治体の負担をというJR九州側の考えもあるようだが、本市としてはどう対処していくのか伺います。

次に、4問目のクルーズ港整備についてであります。国交省よりターミナル新設の優遇措置が発表され、国としてはクルーズ客を大幅に増やしていく方針だが、市長も語る会等で山川港の利活用の考えを言われておりますが、山川港の多目的岸壁整備を進める気はないか伺います。

次に、5問目の学力テストについてであります。先日、文部科学省が行った全国学力テストにおいて、鹿児島県中学校全教科平均割れという報道がなされました。小学校6年生と中学校3年生が対象でありましたが、指宿市はどういう状況だったのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 市の所管しております利永保育所は、現在耐震診断を実施中であり、今後診断された結果を踏まえて、耐震化等の方針を検討してまいりたいと思います。ホテル、旅館におきましては平成27年度までに7棟全ての対象建築物について、耐震診断を完了しております。現在、2棟が改修工事を進めており、残り5棟が耐震改修、又は建替え等の耐震化を計画しているところであります。

指宿港海岸についてでございます。現在の進捗状況につきましては、沖合に設置予定の3基の離岸堤のうち、中央の離岸堤から整備が進められており、本離岸堤220mのうち80mが海上に姿を現しているところでございます。

以下、いただきました質問は、担当部長等に答弁をさせます。

**○教育長（西森廣幸）** 学力テストの本市の状況についてのお尋ねでございました。全国学力学

習状況調査は小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語と算数、数学について毎年4月に実施しております。調査には主に知識を問うA問題と主に活用を問うB問題があります。結果についてでございますが、小学6年生のA問題は国語が2ポイント程度全国を下回っており、算数は全国平均と同程度でございました。また、B問題は国語、算数とも全国を4ポイント程度下回っております。次に、中学3年生のA問題は国語が5ポイント程度、数学が8ポイント程度全国を下回っており、B問題は国語、数学ともに5ポイント程度全国を下回っている状況でございました。

**○総務部参与（中村孝）** JR指宿枕崎線についてでございますが、本年7月31日にJR九州は1km当たりの1日平均利用者数を示す輸送密度の路線別データを発表するとともに、8月8日には日本記者クラブでの会見後の質疑応答で、ローカル路線維持のための地元負担の在り方を今後地元自治体と話し合う方針を明らかにしました。公表された輸送密度によると、30年前と比較して喜入・指宿間が32%減の2,477人、指宿枕崎線が68%減の301人に減少しており、指宿枕崎線については肥薩線の人吉・吉松間の108人、日南線の油津・志布志間の222人に次いで3番目に低い数値となっているところでございます。本市としましては、これまでも沿線である鹿児島市や南九州市、枕崎市で構成する指宿枕崎線輸送強化促進期成会を通じて、路線存続を要望しております。昨年10月に上場したJR九州にとっては、株主から経営健全化を求められますので、私どもといたしましては引き続き他市と連携を取りながら、現体制を維持した路線存続に向け要望を続けていきたいと考えてるところであります。

**○産業振興部長（上田薫）** クルーズ港整備につきましての御質問でございますが、国において2020年に訪日クルーズ旅客数500万人の目標実現に向けまして、官・民連携による外航クルーズ船の受入れに必要な港湾施設の整備や民間事業者に対する税制の優遇措置などの事業を展開しているところでございます。これらの事業につきましては、港湾を対象とした事業となっていることから、市内にある指宿港、宮ヶ浜港、魚見港、瀬崎港の四つの港湾が対象となるところでございますが、施設の規模や水の深さなどの自然条件を考えますと、市内の港湾においてクルーズ船を受け入れることは厳しい状況であります。市内の港でクルーズ船の受入れが考えられる港は山川漁港がありますが、山川漁港の管理者である県に問い合わせましたところ、今回の国土交通省の事業は港湾を対象としたものであることから、山川漁港は対象にならないとの回答でございましたので、事業の導入については厳しいものがあるというふうに考えております。

**○8番議員（東伸行）** それでは、順次質問してまいります。

まず、1問目の耐震化について伺いますが、本市唯一の公立である利永保育所は先ほど答弁いただいたように、現在耐震診断を実施中のことということでありましたが、その結果はいつ頃出る予定でしょうか。

**○建設部長（黒木六海）** 12月頃に出る予定となっております。

○8番議員（東伸行） 12月頃出る予定というようなことでありますが、その結果、耐震化工事をしなければならないというようなことになったら、速やかに工事に着手するということがよろしいのでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 耐震診断が終わりましてから、耐震補強の設計をまずしないといけませんので、それから実施に入るといふふうに考えております。

○8番議員（東伸行） 耐震設計に入っているということは、結果によってはもうすぐそれに着手するというふうに理解したいと思えます。よろしく願いいたします。

公表された大規模建物等については、先ほど答弁があったように改修、あるいは建替え等が計画されているようですが、資金的にかなり厳しい状況もあるようです。そのためですね、他県の例ではありますが、規模を縮小したり、最悪廃業するというホテル、旅館等も出ている例があるようであります。指宿市の場合、耐震化に対する補助制度はどうなっておりますか。

○建設部長（黒木六海） 観光産業におけるホテル等の重要性は、十分認識しているところでございます。耐震改修等に対する市の補助制度は全国の制度を考慮し、国・県・市合わせて補助率23%となっております。これに加え、国から直接行われる補助金として21.8%が上乗せされ、合計は44.8%の補助率となっております。耐震改修等の補助率の上乗せについては、県の補助制度との整合性や、さらに改修工事に着手している事業者に対して配慮する必要があり、市単独では難しい面もあると考えられますので、県や他市とも連携を図り、国の更なる補助率の上乗せを働き掛けていきたいと考えております。

○8番議員（東伸行） 今、答弁いただいた補助率は、もうほぼ全国一律のものであります。今、答弁のとおり、後は国・県にお願いするしかないというような状況の答弁だったと思いますが、今回のこの大規模建物については1981年、昭和56年6月1日以前に建てられた5階建て以上、床面積5千㎡以上という条件の施設が対象だったわけですが、今後他のホテル等についてもそれ以前に建てられた建物が多い本市としては、耐震化の問題が出てくると思われれます。本市に来ていただく観光客の方々の安全ということで言えば、一番に考えなければならないことだと思えます。財政的に厳しいことは分かりますが、また国・県にお願いすることはもちろんですが、観光指宿の一端を担っているのもホテル・旅館であります。指宿市としての補助率アップは考えられないという先ほどの答弁ではありましたが、再度になりますが、市長、この点についてはどう思われますか。

○市長（豊留悦男） 先ほど、建設部長の答弁のとおりであります。

○8番議員（東伸行） 私は、この質問をするときにですね、市長から財政的にも厳しいが当地区の観光の需要を考えると数%でも何とか市独自の補助率アップをしたいというような答えがいただけるかなという思いもして、この質問をいたしました。言われたとおりですということで、残念な気持ちであります。

御存じのとおり、和歌山県をはじめ幾つかの自治体では独自の補助を導入をしております。報道でありましたように、和歌山県では国と県で73%です。これには、災害時避難所等防災拠点となることという条件等が付いているわけではありますが、伺います、指宿市としてですね、県内外を問わず他の自治体の補助率状況というのを調査をされたことがありますか、伺います。

**○建設部長（黒木六海）** 他県の補助率の状況の調査については行ったことがあります。今、議員からもありましたように、県によっては73.3%の補助であったり、最高では80%の補助を高知県においてはしているようでございます。また、その他でも66.6%というような補助をしている所もあるようでございます。

**○8番議員（東伸行）** 今、建設部長が言われましたように、かなり高い補助率を上げているという所もあるようです。地域を見ますと南海トラフ地震等の防災対策も含めた中で、先ほど申し上げましたように、避難対策の防災拠点ということも含めた国・県の補助率ということも考えられるようではありますが、昨今この地域でもかなり大きな地震がありました。桜島という活火山が控えている当指宿としてもですね、いついかなるときに災害が起きるか分からないという状況もありますので、是非その辺のところは考えてもらいたいなという思いではありますが。国としては地方自治体が独自の補助制度を作れば、最大、国だけで40%まで支援を引き上げるといようなことを発表しております。

本市は平成29年1月1日現在での数字であります、宿泊施設48軒、客室1,849室、収容人員5,976人を有し、年間70万人弱の宿泊客を誇っております。昨日の質問でもありましたように、ホテル業界の深刻な人手不足、そしてこの耐震化による資金不足等により施設の減少、宿泊客、受入客数の減少等も加速する恐れも考えられます。私有財産である民間の建物に税金で補助することはなじまないとか、既に自費で改修した事業者があるため、不公平になるなどの意見もあるようですが、昨日からの市長の答弁でも観光のより一層の推進のためには、第1番目の施設であります。再度、お聞きします。この件について、ホテル、旅館業界の方々と意見交換等の場を設ける気はありませんか。

**○市長（豊留悦男）** この和歌山県のことについても、ホテルのオーナーさんとも話をいたしました。例えば、この負担割合、補助率を避難場所と指定した場合に、Aというホテルが7億円、指宿の補助が上がるとすれば、県もそれ相当に上げなければなりません。市議会がAというホテルの耐震改修、そこを避難場所と指定することによって7億円の一般財源からの補助というのを認めることはできるか、それは難しいだろうということで、私はその社長さんには話を申し上げました。としますと、他のホテルも、うちも指定をしてくれ、うちも指定してくれとなりますと、それこそ私有財産に避難場所として指定することは大切ですけれども、相当額の市の負担になります。ですから、その方々には和歌山県の例を基に、建設部にも調べてみてくれという話をしているところでございます。先ほど、今は建設部長の答弁

のとおりですと言ったのは、そういういろいろの課題がありましたので、私の思いというのは本当は避難場所としたいけれども、全ての、多くのホテルがそういうことになったら大変なことになるなという、そういう思いがありましたので、先ほどの建設部長の答弁のとおりですと申し上げたわけであります。

私としても何とかできないかなと、ホテル、観光のことを考えるとそういう思いがありましたので、建設部長を含めて関係者とは話をいたしました。県ともその件については話をしました。もし、指宿のホテルをそうしますと、霧島、鹿児島、ホテル関係は全てそうしなければならない。県の持ち出し額というのは莫大な金額になります。そういう意味で、慎重にならざるを得ないのが実情でございます。ホテル側に立ってみますと、やはり何とかしてやりたいと、特に観光地である指宿はというそういう思いはあるけれども、現在ではそういう判断はできかねるということで、今答弁をさせていただきます。

**○8番議員（東伸行）** 市長の思いは十分理解いたしました。できるだけですね、いろんな思いの中で、最悪ホテルを閉鎖するというようなことがですね、出てこないような、何らかの対策をですね、ホテル業界とも一緒になって取っていただきたいなという思いであります。

この質問に関して、最後にもう1点お尋ねしたいことがあります。先ほどはそういう大規模建物の件でありましたが、ほかの市内の私立保育園、幼稚園、それから小規模なホテル、旅館、病院等についての耐震診断も含めて、耐震化の状況っていうのを担当部署として把握をしておりますか。

**○建設部長（黒木六海）** 他の私立の保育所、幼稚園等の建物についての耐震化の状況につきましては、一部調査しておりますが、軒数、名称等については控えさせていただきたいと考えています。

**○8番議員（東伸行）** それぞれの施設、耐震をされている所もあれば、まだ未調査、未耐震化という所もあるようです。市としては公共施設はもちろん市の公共施設でありますので、対策を早急にとっていく必要があると思うんですが、今申し上げたような施設についても、特に保育園、幼稚園等はですね、この市の子供たちが通う施設であります。ですから、未診断、まだ全然手を付けられてない所についてはですね、担当部署とも連携を取りながらですね、しっかりと指導をしていく必要があるのではないかなと、そういうふうに思われます。その辺はまたお願いしておきたいと思います。

次の質問にいきます。2問目の指宿港海岸について、進捗状況は分かりました。この事業について、市民の方々の中には120億円とよくこの事業をもう以前から言われておりました。その事業費で背後地でありますその遊歩道とか松林等とかですね、そういうものの整備、市道の道路の整備も含めてですが、それまでこの120億円で全部できるというふうに思っておられる市民の方がかなりいらっしゃいます。いや、そうではないんです、これは防災事業なんですって私も聞かれたときは説明をするんですが、その辺のところをですね、防災

事業である国の直轄事業の範囲をですね、明確に説明をしていただきたいと思います。それと、その背後地の整備内容と財政的な規模はどうなっているのか、その辺も含めてお伺いいたします。

**○建設部長（黒木六海）** 今回の海岸整備事業でございますが、この海岸整備事業により再生され砂浜と背後地を含めた空間を市民や指宿を訪れる観光客に憩いと安らぎを提供する交流拠点、地域活性化の核となる魅力ある海浜空間として整備していきたいというふうに考えているところです。指宿港海岸整備につきましては、防災事業であることから、現在整備を検討している背後地の緑地、市道改良等につきましては、直轄事業費とは別の財政負担が必要となります。背後地の整備内容及び事業費等につきましては、現在ワークショップの意見を参考にしながら、緑地の施設整備、海岸の環境利用や景観などについて検討を進めているところでございます。今後、国・県など関係機関と協議を進め、計画の概要が決定した段階でお示しできるものと考えているところでございます。

**○8番議員（東伸行）** 今、答弁いただいたように、あくまでも国の直轄事業では防災事業の範囲であるということ。背後地の整備については別であり、国・県との協議の上で市でやるということだということの答弁をいただきました。その分、事業費は別に掛かるということがあります。今、協議中ということでありましたが、離岸堤の部分は今進んでいるようですが、その後の件については、山王川の突堤の部分から南側って言いますかね、その部分がまだ工事が、その計画が未定であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○建設部長（黒木六海）** 山王川から南側につきましては、砂むしの関係等もございまして、その部分については現在、検討委員会等で今検討を進めているということでございます。

**○8番議員（東伸行）** 背後地の市道等が1km強ぐらいありますし、そのほか松林等、緑地公園、それから砂浜の利活用の整備ということになれば、かなりの事業費になると思われませんが、その計画の概要が決定するのはいつ頃になりますか。

**○建設部長（黒木六海）** 現在、先ほども申しましたとおり、県・国とその辺の事業について協議しておりますので、早い段階であれば年度内ぐらいにはお示しできるかなというふうに思います。ただ、県と国との協議次第ということになりますので、予定とすれば年度内ぐらいにはお示しできるかなというふうに考えております。

**○8番議員（東伸行）** その中でですね、今の砂むし会館の部分ですが、状況によってはかなり今の様相と変わるようなことも考えられると思うんですが、その辺のところはまだ全然、計画もその予定も立っていないということではよろしいんですか。

**○建設部長（黒木六海）** 砂むしの部分については、非常にデリケートな部分ですので、国の方もかなり念入りに今調査をしながら、また今後どういう方策がいいのかということで検討されているようでございます。そういう観点から、まだ工法等や今後の進め方については決定されてないということでございます。

○8番議員（東伸行） その、砂むし会館の砂むし場も含めてですが、ワークショップ等では市民の方々の要望とかそういうものは出てないんでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 現在、先ほども申しましたように、要望と申しますか、一応その地質の状況、またその辺がはっきりしないと、どういうふうに進めていかってところまで行きませんので、今後そこが進んだ段階で、どういうふうにするかっていうことになろうかというふうに思います。

○8番議員（東伸行） もう1点、ちょっと砂むしでお聞きしたいんですが、今のところ砂むし会館を出てから砂むし場に行くまで、浴衣を着たままでかなりの距離を歩くということで、例えば女性の方なんか浴衣であの距離を歩くのがなかなかと、風でも吹いてたら大変だという部分もありますが、決定した後にはですね、その辺のところも考慮されるというふうに考えていますけど、そのようなことでよろしいんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 正しく、議員の御心配のとおり、砂むしは本市の宝であります。全国の港湾大会が砂防会館でございました。ありがたいことに、九州の代表として私に発表していただく機会をいただきました。開口一番、指宿の砂むしを助けてほしい、これで始まりました。会場はどっといたしましたけれども、世界に誇れる砂むし、指宿観光だけじゃなくて、日本観光の目玉である、それが危機にさらされているのです。ですから、私は今この壇上から皆さんにお願いをしたいという、そういう趣旨の発表をさせていただきました。大変な反響をいただきまして、観光庁を含めてやはりこの事業というのは、国の威信をかけても成功させるという、強い言葉をいただきました。そういう意味で、先日も九地整の副局長さんもまいりました。いろいろな方々が指宿の砂むしにおいでいただいて、これだけは責任を持ってやろうという強い強い思いをいただいたところでもあります。

背後地を含めて、単なる防災事業としては指宿はいけないのだと。背後地を含めて何とかしようという、そういう気風も醸成しつつあるのは事実であります。それも、市民の方々の思いが伝わっているからこそだろうと思います。国交省にもう何回もまいりますけれども、その市民の熱意というのを受け止めてくれているのは事実であります。国会議員の先生方もそうでありますし、この事業についてはやはり慎重に、しかし大胆な事業としてやらないと砂むし会館を含めたこの海浜事業、港湾事業というのはできないと思っておりますので、私ども担当部局と共に県の協力をいただきながら、全精力をかけてここは成功させていきたいという思いであります。

○8番議員（東伸行） かなり力強いお言葉を今いただきました。ただ、先ほどから申しますように、あくまでも国は防災事業ということで、やはり市が責任を持ってということも出てくるやもしれません。ですから、いろいろ市としても思いもあるでしょうが、先ほど申しましたように決定をし次第、概要が決定し概算予算等が大体が出た時点でですね、市民、議会への報告をお願いしておきたいと思えます。

次の質問に移ります。ＪＲ指宿枕崎線について伺います。先ほど答弁いただきましたが、輸送密度っていう、先ほどの答弁でも出ましたけれども、これ1km当たりの1日平均の利用者数ということで、30年前からすると随時減ってきているのはもう当然です。そういう中でですね、この先ほど指宿枕崎線は2016年度で3,207人です。この輸送密度っていうのはですね、4千人未満は鉄道輸送には不向きというふうにされております。それも、最近のことではなくて、国鉄の分割民営化の時点でそういうふうなことであったと言われております。このほかにもいろいろの数値が挙げられて、利用者の激減を出しております。もちろん、この数値については承知しておられると思いますが、先ほど随時要望はしていきたいということをおっしゃったけれども、具体的にですね、どのようなことを考えておられるのか、再度伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 利用促進についてでございますけれども、人口減少が進む中で利用者を増やしていくことについては厳しい面もございますが、市としましては、これまでも利用促進に向けた取組を行っているところでございます。沿線住民に対しましては市の広報誌等で利用促進の普及、啓発に努めるとともに、観光客についてはおもてなしの心で観光特急指宿のたまたま箱への旗振りを行い、リピートにつながる取組を行っております。また、西大山駅周辺を整備したことで、多くの観光客が訪れる観光名所の一つになるとともに、民間団体においてはイベント列車の運行を実施しており、利用者が減少していく指宿枕崎線の魅力を発信する取組を官・民一体となって行っているところであります。

さらに、ＪＲ九州への協力の一環として、日本最南端の有人駅山川駅が昨年3月26日から無人駅となっておりますが、昨年10月から同社からの委託を受け乗車券類の簡易販売、改札及び駅舎等の清掃等の業務を行っております。運行存続に向けては、鉄道利用者が増えることが重要でございますので、市の観光資源を生かしたイベント等との連携など、様々な運行存続に向けた方策を沿線住民やＪＲ利用者など多くの方々の御意見を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○8番議員（東伸行）** 今、るる対策をお聞きしたわけですが、先日ＪＲ九州社長の新聞報道等の談として、廃止のためにデータを出したわけではないと。運営維持のために効率化などの努力を続けると。それから、地元からの声を上げてもらいたいというようなことでありました。そこで、先ほどから話が出ておりますが、輸送強化促進期成会で路線存続を要請したと、これは例年恒例のことだろうと思いますが、そのときの内容の中で、お互いの方から提案とか、ＪＲ側からの要請等々はなかったのか、伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 毎年、期成会の方で要望を行っておりますけれども、今回の期成会で行ってる要望については、観光特急いぶたまの魅力拡充についてということで、イベント列車の運行、それと谷山駅への停車であるとか、ダイヤ編成及び輸送力の強化についても沿線住民、観光客等の利用しやすいダイヤ編成とか、山川駅以南の輸送力の強化、乗り心地の改

善、それと鉄道利用環境の整備、指宿枕崎線の安心・安全な運行の継続等について要望を行っているところでございます。JR九州としましては随時局部の改良であるとか、指宿枕崎線の部分については運行の存続、それと安全の部分については、できるところは対応していきたいというような回答をいただいているところでございます。

**○8番議員（東伸行）** 期成会等でそのようなことが話し合われたということの中ですが、これはちょっと市長にお伺いしたいんですが、期成会等の中でですね、先ほどちょっと申し上げましたけど地元負担と、これは要は金銭的な部分が大いのかないかと思いますが、指宿枕崎線沿線では株主には鹿児島市はなってるんですかね、他はなっていないように思えるんですが、その辺のところも含めて地元負担っていうことをこの期成会の中で話をされたってというようなことはありませんか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、この指宿枕崎線の存続のために地元がある程度負担するとか、そういうことはこれまでも一切ございません。ただ、要望だけを幾つもするのじゃなくて、要望するその裏には自治体の責任も伴いますと。利用促進にやはり本気度、いわゆる各自自治体がどれぐらい本気度を示すかということも大きな要素であろうと、存続のための。私は常にそのことを申しております。本社に行っても、私どもも頑張ります、努力をします。ですから、この指宿枕崎線は是非存続をさせていただきたい。特に高校、生徒の通学の足でもあると。ですから、そういう意味から私たちはこの指宿枕崎線、大切にしてほしいと、そういうお願いはしております。

**○8番議員（東伸行）** このJRの路線存続っていうことに関しては、合併以前からそれぞれの自治体でいろいろな対策を取り、議論をされてきたわけです。旧山川町時代も、我々もそうですが、できるだけ切符は山川駅で買ひましようとか、いろんなことをやってですね、どこに行くのにも山川駅で定期券、切符を買ひましようというようなこともやってきた経緯もあります。ただ、いろいろやってきましたが、なかなか改善はされていないと。先ほどるる申し上げられてきたようなことは、全て当時の、もちろん旧指宿市もそうですが、旧開聞町・山川町・顛娃町も含めてですね、ずっと同じように取り組んできたわけですが、なかなか利用の増加には至らなかったという経緯があります。それは、少子化等人口減が大きな原因であると思いますが、我々も含めてそうですが、車に依存する生活で鉄道利用を疎かにしてきたっていうか、それほど重要に思ってこなかったっていうことも要因の一つであると思われまます。

先ほど出ましたように、駅の無人化についてはですね、山川駅で市の委託を受けまして市民の女性の方々が頑張っただいただいております。非常に評判は良くてですね、観光客の皆さんも非常に喜んでいただいていると。それから、地元のタクシーの会社とかですね、そういう所もすぐ連絡をしてもらって非常に助かってますというようなことを聞いております。そういういった小さなことでありますが、存続に向けた動きはそれぞれがやっているところであり

ますが、今後一層のまた市としてのですね、動きもやっていただきたいなと思うところがあります。

次の質問に移ります。クルーズ港整備についてであります。今回のターミナル新設の優遇措置っていうのは、先ほちょっと答弁にもありましたが、国交省が指定する国際旅客船拠点形成港湾で新たに整備される施設で、横浜とか清水、佐世保など現時点では6の港が対象であります。ですから、私が申し上げてるその山川港が対象になるということはないということはお承知していただいておりますが、ただ先ほども県に問合せたら今回はそういうのには当たらないっていう、我々も地元の漁協関係者の皆さんとかで県とかにも伺うわけですが、山川港はあくまでも漁港ですからねというようなことで片付けられてしまうというようなこともあります。先ほどから申し上げているようにですね、海外、国内問わずクルーズ船による旅行を国として推進しているという方針を打ち出していることを思えばですね、これからも県・国に対して声を上げていく必要があると、そのように思われます。この件についてはですね、何回か一般質問等で私は申し上げてきたこととありますが、地元の関係者の皆さんとですね、懇談会的なことからも良いので、そういった場を設けることはできないか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（上田薫）** 今回のクルーズ船の関係での護岸の港の整備ということですが、確かに先般の山川の語る会でもその漁協の方からの質問でクルーズ船のということであったわけですが、今のところはですね、この山川漁港の関係で県の長期計画に基づいて整備を行っているところがございますので、その大型海まき船が安心して入港できるように岸壁の延伸等の整備を行っているということもございますので、まずはそちらの方を先に整備してからということもありますので、その後必要に応じてですね、また県の方へもですね、また声掛けをしていきたいというふうには思います。その関係で、ここでははっきり申し上げられませんが、ときが来たら語る会とか、そういう話をする場をですね、もっていただけたらなというふうには考えております。

**○8番議員（東伸行）** 基本的にはそういう方向でもっていただけたらというふうなふうに受け取りましたが、私どもとしてはですね、今のことが一段落してからということでは、また今の例えば衛生型管理型市場ができるのは3年後、4年後、先です。5年ぐらい先になりますかね。そこからまたこの始めるとなると、そこからまた5年、10年かかっていきます。ですから、今の時点からですね、このことについては、また別についていうのはおかしいですが、こういうことも随時っていうようなことをですね、やっていただかないと、全部終わってからまた一からっていうことではなかなか進まないだろうな、スムーズにはいかないだろうなという思いで、こうやって私も何回もお願いをしているわけですが、私が一般質問等でやってる山川の外港グランド前の岸壁を多目的岸壁にすることで、漁協としてもですね、海外まき網船の停泊地、泊地として利用でき、入港数の増加にもつながると思われま。現

在は無線開港ですが、担当部署、市長等も御存じのようになかなか船籍数が上がらないという状況の中です。我々地元としては本開港が最終目標でやっております。ですから、そのためにもですね、何らかのやっぱり入港数を増やしていくということが条件になってきますので、できるだけ早い時期にですね、今現在テトラポッドを造ったりしている場所が300mちょっとありますが、あの岸壁をですね、多目的岸壁にもっていきたいという思いがあります。

先日、海外巻き網船がですね、十何隻入って来たことがありました。そのときも、停める場所がなくてですね、今のこの多目的岸壁についてお願いしているここにも船を、荷を揚げた後は喫水が上がりますので、そこに止めたり、それからまだ積んでいるものはですね、山川造船場の浮きドッグの両脇に抱えさせてもらって、停泊をしたというような状況もあります。そういう意味でですね、そのときはそういう状況でも入ってもらいましたけれども、普段はそういうことを言うともう大体入港はしてくれません。1回出て行くと、なかなか次、その同じ船籍が入って来るっていうことはほぼないです。だから、やっぱりそういうのをですね、できるだけきちっと停めておける場所がありますよと、岸壁がありますよということを早い時期にですね、造っていただきたいということがあります。

再度、しつこいようではありますが、本市の施策としてその岸壁整備をですね、施策の一つに挙げて随時やっていくということは考えられないか、これは市長にお願いしたいと思えます。

**○市長（豊留悦男）** 山川港につきましては、結論から申し上げますとこのままではいけないというのは率直な気持ちであります。先日、九州港湾大会にまいりました。様々な中央からの方々もおいででして、種子屋久・奄美大島、つまり世界遺産が二つあります。そこで、いわゆる指宿はトライアングル構想という、そういう説明もしました。鹿児島本港より山川か川尻港を拠点にしていくと1時間以上早く結べる。ということは、指宿は黒潮の流れ着く最初の港として山川港、川尻港を考えていると。その話もいたしました。重要港湾として鹿児島県その港湾の中に山川は入っておりません。志布志・川内・鹿児島・名瀬という。重要港湾でないとしても、やはり今後のクルーズ船の誘致においては、漁港だからというようなその範疇で判断をするのじゃなくて、今後南に開かれた港として、インバウンド、これから多くなるであろう、そのために何とかできないかという話はいたしました。

あと、長崎税関に行かれたときにもそのような話でした。このままでは、無線検疫港開港の免許、それを取り消すというそういう予定でありましたので、漁協関係者とともに行って、いろいろお願いをしました。本当に総務省を含めて、財務省を含めて認めていただいて、本当にありがたかったと思っておりますけれども、やはり年間定められた入港数は達するような、その数を達することができるような港にしたいというのが漁協関係者、水産加工組合の関係者、地元の思いだろうと思っておりますので、今後も様々な形でこの山川港について、

どういう形で港としてもっともっと栄えることができるかっていうことについては、努力を  
してまいりたいと思います。

ただ、先ほど申しあげましたように、漁港としての指定がありますので、今のままではで  
きません。ですから、その障害になるものは何なのか、それをクリアするためにはどういう  
施策を打つべきなのか、様々なことを考えていかなければならないと思っております。

**○8番議員（東伸行）** 先ほどの港の件については、今市長の力強い言葉をいただきました。  
我々地元としても何とかせつかく無線開港ということ勝ち得た、これはもう旧山川町時代  
から15年、20年前からの悲願であったものがやっと一歩進んだという状況であったわけ  
ですが、それがなかなか危機って言いますか、それすらも取り消されるんじゃないかって  
いう状況がきているところです。ですから、是非市も一緒になってですね、何とかこれを乗り  
越えて行っていただきたいなと思うところであります。

次に移ります。学力テストについてであります。本市の状況を先ほど伺いましたが、小学  
校、中学校ともに多少平均程度っていうところもありましたが、ほぼ全てにおいて下である  
と、中には8ポイント差があるというふうなところもありました。平均で8ポイントというの  
は相当な開きかなっていう思いもするわけですが、この結果を受けてですね、教育委員会と  
してこれをどういうふうに分析をされたのか、例えばどのような要因があるかとか、その辺  
のところをテストの状況から推察される所をですね、伺います。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど、本市の状況等を報告させていただきましたが、学力向上につ  
いては大変厳しいものがあり、指宿市の教育行政の中の大きな課題であろうと思っていま  
す。学力テストの分析等については市の教育委員会として分析を行い、学校にその傾向等を  
指導したり、又は市のホームページに掲載して市民の皆様方に御理解をいただくとともに、  
特に家庭においては家庭での家庭学習、宿題とか宅習、そういうものに協力をお願いしたい  
というようなこともお願いしているところでございます。

今朝の南日本新聞の両面開きに学校での学力検査調査等についての談話の記事がございま  
した。見られたと思いますが、この先生は丹波小学校の教員でございます。丹波小学校で  
は、先生方が子供たちと同じ問題を解いて、そしてその正解、誤答、そういう傾向を分析し  
て指導に役立っている。学校ぐるみでそういう取組をしているというような紹介がありまし  
た。このように、各学校においては主体的に校内研修を行い、学校の先生方の授業力の向上  
を図ろうとしておりますので、教育委員会としましては、指導主事を派遣して先生方の指導  
力向上を支援しているところであり、そして子供たちの学習意欲を高めるための工夫とし  
て、主体的に学ぶ、分かる喜びを実感できる、アクティブラーニングって言葉がよく出  
てくると思いますが、そういうような授業改善も取り組んでいくように支援をしておりま  
す。

学校で身に付けた力をどこかで生かしていく喜び、体験というのも大事ではなからうかと

いうことで、本年度から英語力を身に付けたその力を、中学校2年生でございますが、全部の中学校から市民会館に集まって英語の暗唱大会をしたり、又は人の前で堂々と自分の考えを述べる弁論大会を同じ日に実施するなど、新規事業を立ち上げて、本当に身に付いた力を付けるように取り組んでいるところでございます。

**○8番議員（東伸行）** 後もって、今日の朝の新聞の件についてはちょっと触れようと思ったんですが、まずですね、ちょっと先にお伺いしますが、中学校の部活動の時間調査っていうようなことをされたことがありますか。いろんな所です、学力の低下は、その長時間の部活動が原因だというようなことも言われておりますが、本市としてその辺のところを調査したことがありますか、お聞きします。

**○教育長（西森廣幸）** マスコミ等でも学力調査結果と部活動の在り方等については、分析の結果が紹介されておりました。本市でもそれぞれの中学校の部活動の状況等は調査し、把握したところでございます。その中で、やはり部活動は生徒の心身の成長に大きな教育効果がある一方、過度な取組、活動は生徒の疲労の蓄積や学習意欲の低下につながるなどの課題も指摘されております。そういうことで、これは本市だけでなく全県的に取り組んでいるところでございますが、全ての中学校に週1回のノー部活動デー、週1回は部活動を休んでゆっくり体を休める、そういうようなことも呼び掛けて徹底をしているところでございます。部活動が学力低下にならないように、今後も学校と連携を取りながら継続して指導してまいりたいと思っております。

**○8番議員（東伸行）** ノー部活動デーを設けたりとかっていうお話が今出ましたが、反面ですね、文武両道っていうことでよく学校等の標語のところに書いてある文もでございます。ですから、そういうところですね、部活動も勉強も俺は一生懸命やりたいんだというような子供たちですね、意欲を削ぐっていうようなことがないように、しっかりとその辺は組んで指導していただきたいなと思います。

それと、もう一つお聞きしますけれども、活用力不足が今回のテストでもよく言われたんですが、調査をしてればですが、してなければ教育長の感じるところでもよろしいですが、本市の児童・生徒の中でですね、新聞をよく読んでもというようなことは、どういうふうに感じていらっしゃいますか。調査をされたことがあれば、それもお聞きします。

**○教育長（西森廣幸）** 直接、新聞を読んでいるかどうかというのは、調査としては新聞を購読しているかどうか、家庭の事情等ともつながりがありますので、詳細にそういう調査はしていないところですが、この学力検査の中でその活用状況等を問う中に、新聞購読と学力の傾向についての関連性に触れた部分がございます。言えば、新聞をよく読んでいる子供は学力が身に付いている、そういうような傾向にあるっていうことは、私の経験でもそうですし、この調査でも言われていると思っております。

**○8番議員（東伸行）** 子供たちを学力だけで判断することは絶対に避けなければならないこと

だと思えます。しかし、それ相応の学力を付けさせることも教育行政に携わる者としての務めであると考えます。

最後に、教育の専門家でもある市長に今回の学力テストの結果から思うところがあれば、お聞かせ願います。

**○市長（豊留悦男）** 学校は楽しい所であります。新しい発見のあるのが学校であります。知らなかったことを知るようになる、それがすなわち子供にとっては学校が楽しい所でありませう。子供たちの学力向上、それは教育委員会だけの責任ではありません。設置者である市もそうでしょう。家庭もそうでしょう。全てが子供たちの学力向上のために何をすべきか、ということで今本気に考えて、全国平均を上回るようなそういう子供たち、生徒であってほしいと願っておりますので、今後いただいた質問等について、どのような形で学力向上を図るのか、このことについては教育委員会とともに解決のその方法を探っていきたいと思えます。

**○8番議員（東伸行）** 終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時49分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

**○6番議員（西森三義）** 皆さん、お疲れ様です。6番、西森三義です。私は指宿市をいけんかせんならんとこの思いから、議員へ立候補し、早7年と6か月が過ぎました。これまで多くの市民から意見をいただき、その都度執行部へ進言してまいりましたが、今後においても市民の声を市政へ届け、住みやすい指宿市になれるよう議員活動に邁進してまいります。

それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。7月21日に発生した台風5号はのろのろ台風で、指宿市においても長時間にわたり強い風が吹き荒れたが、農業への被害額はどれだけだったのか、お伺いいたします。

次は、市民1人当たりの所得についてであります。ある市民から指宿市の所得は県内でも低い方ではないのか。原因として農業所得が向上しないせいではないのか。温暖な気候に恵まれ、畑かんも整備され、いつでも散水できるのになぜ所得が向上しないのか。行政並びに議員は所得向上の取組をされていないのではないかと、厳しいお叱りを受けました。私の知る限り、担当部署の職員は関係機関と連携を図りながら農業所得向上に向け、農家の指導をされていると思っておりますが、農業所得を上げる取組をどのようにされているかお伺いいたします。

昨日の同僚議員の答弁の中で、気力、体力、健康面において問題ないと思っているので次

期市長選には出馬すると力強く言われました。そこで、市長にお尋ねいたしますが、今年の施政方針の中でいぶすき農業支援センターを拠点に関係機関、団体等と連携を図り、本市の有利性を生かした営農体系を更に推進し、安心・安全な農畜産物の生産、恵まれた自然環境と土地、自然を生かした生産性の高い経営の展開を進めると言われており、常日頃から東京、名古屋、大阪等トップセールスで農畜産物の売り込みを実施していることや、昨年の寒害被害では葉面散布剤を農家に配布するなど、農業支援には力を入れてもらっていると理解していますが、更に農業経営を安定させるために、市長の3期目の施策として、農業振興をどのように取り組まれるお考えか、お伺いいたします。

二つ目は農村公園管理についてであります。指宿市農村公園条例で17か所の農村公園を設置されていますが、管理状況はどうなっているかお伺いいたします。私の住んでいる地区にも農村公園があり、地区民が利用するため、年に数回草払い作業を実施していますが、高齢化が進み年々参加者が少なくなり、1人当たりの負担も大きくなっている現状ですので、貸出用の乗用芝刈り機を導入できないかお伺いいたします。

三つ目は、唐船峡事業の効率化についてですが、4月21日から22日、始良にて監査研修会に参加した折、龍門滝を視察したとき、そうめん流しの施設はあったけど営業してなかった。聞いたところ、冬場は営業していないということでしたが、唐船峡においても冬場の営業休止は検討されていないかお伺いいたします。

それから、私の知人が繁忙期にそうめん流しで食事を取り、エレベーターを利用するため乗り場へ行ったところ多くの人が待っており、その中の県外客の老夫婦がせっかく美味しいそうめんを食べたのに汗をかいたと話していたとのことでしたが、エレベーター乗り場に大型扇風機を設置できないか、お伺いいたします。

また、そうめんを食べてから階段を上るのは高齢者にとってきついと思われるが、エスカレーターの設置について検討されたことはないか、お伺いいたします。

8月3日、そうめん流しを利用したときに感じたことですが、せっかくおしぼりを準備しているのであれば、サービスの一つとして飲み物と同時におしぼりも配布できないかお伺いいたします。

四つ目は、安心・安全対策についてであります。人口減少が進む中で、多くの空き家や空き地が目立つようになってきましたが、管理がされず草木が生い茂っている空き地や危険家屋の持ち主に安全対策指導をされているか、お伺いいたします。

今、毎日のようにテレビや新聞で報道されている近隣国のミサイル発射に対して、県内で避難マニュアルを策定してるのは6市町であると6月5日の新聞に掲載されていましたが、指宿市においては近隣国のミサイルに対する避難対応策を検討されているかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 台風5号の被害等についてでございます。8月4日から6日にかけて襲来した

台風5号の農業関係の被害額については、この台風、指宿市においては6日の午前3時32分に最大瞬間風速22.8mを観測しました。非常にゆっくりとした速度で進んだこともあり、長時間にわたって強風の影響を受け、収穫中盤に差し掛かっていたオクラに大きな被害を与えたところであります。県全体の農業被害額は約11億7,400万円に上り、そのうち農作物が8,700haの約6億9,400万円となっております。本市におきましては、農作物の被害面積は210ha、被害額は約1億1,000万円となっております。

農業所得を上げる取組についてでございます。本市におきましては、いぶすき農業支援センターを拠点に各関係機関と連携しながら、オクラやソラマメなど収益性の高い農作物の推進に努めながら、国や県の各種補助事業等を積極的に導入し、施設化や規模拡大による収益性向上を進めるとともに、IPM技術等の新たな農業技術の導入等により、環境に配慮した安心・安全な農作物の生産に取り組んでおり、他産地との差別化によるブランド力の向上を進めているところでございます。また、6次産業化の取組として、もうかる指宿クラスター事業により販売戦略や市場研究に関するセミナーの開催、個別商品指導と販路開拓のサポートを積極的に行うとともに、商品開発や商談会参加等における各種事業を実施することにより、特産品開発や農産物の付加価値向上に努め、農業所得の向上を図っているところでございます。

次に、3期目の施策として農業振興、どのように取り組まれるか等の質問でございます。先日、千葉県のエオン津田沼店にまいりました。日本で一番売れるイオンの店だそうであります。そこで、オクラ等を持ってまいりましたけれども、大変な人気でございました。なんと、開店前から列を作り、そしてそこにおいでくださった方々のオクラやソラマメ等のプレゼント、それが足りなくなるぐらいの盛況でありました。イオンの方の話によりますと、指宿の農産物というのは安心であり安全である。しかし、それに加えて安定的に供給してくれる、そのことがいわゆる量販店にとってはとても力強いというような言葉をいただきました。私はそのときに、トップセールスとして舞台の上で指宿のオクラ、夏を乗り切るためのオクラ、これは指宿からのプレゼントでありますというような話をしましたら、その中に指宿出身の方がいらっしゃいまして、その人も一緒になって指宿のオクラを宣伝してくださいました。ありがたいなと、やはりそう思いながら、農業の振興、一層努めなければならない、意を強くしたところであります。

御案内のように、温暖な気候と豊富な水資源や泉熱、基盤整備された農地などの地域の有利性をもっともっと生かし、日本一の生産量を誇るオクラ、ソラマメ、スナップエンドウの栽培をはじめ、肉用牛の畜産や花き類など、様々な農業経営が行われておりますが、これらの支援に一層努めなければならないと思っております。しかしながら、農業を取り巻く環境は、消費の伸び悩みや市場価格の低迷、過疎化や高齢化の影響による担い手農家の減少、基盤整備事業により設置された農業水利施設の経年劣化など課題がございます。

このような中で、農業を本市の重要な基幹産業と位置付け、更に魅力ある農業に育成するために、3期も2期目に引き続き様々な施策を展開していきたいと考えております。高収益性品目と施設化の推進もその一つでありましょう。担い手農家の育成、これも喫緊の課題でございます。子供から高齢者まで、切れ目のない支援のための包括、地域包括システムの構築、そしていろんな場で子供から大人まで自慢できる指宿の産地づくりを目指してまいりたいと思います。指宿の魅力ある豊かな資源という強みを生かした農業政策を更に展開していく覚悟でございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 農村公園に関しまして、管理状況はどうなっているのかという御質問をいただきました。農村公園は農村環境の改善を図るために、地域住民の健康増進と憩いの場として議員御指摘のとおり、市内に17か所公園が設置をされております。公園の草刈り等の管理についてでございますが、農村公園は地域住民の要望により設置された公園でありますので、公園が所在するそれぞれの地域で管理を行っていただいております。同様に、施設の軽微な維持補修につきましても、各地域で行っていただいておりますが、大きな費用を伴う修繕等につきましては、長期的な計画に基づいて市が改修等を行ってきているところでございます。

続きまして、乗用式芝刈り機を導入ができないのかという御質問です。農村地域の住民の高齢化や混住化等により、地域住民総出の作業に支障を来していることは認識をしているところでございます。多くの地域で住民の方々が草刈り機を持ち寄り管理していただいているところですが、中には地域の方で芝刈り機等を購入して管理を行っている農村公園もあるところでございます。地域の共同作業で使用する自走式の芝刈り機は助成の対象となる事業も現在あるところでございますが、御指摘の貸出用を対象とした乗用式の芝刈り機については導入できる方策がないか、検討をしてみたいと考えているところでございます。

**○産業振興部長（上田薫）** 唐船峡についてです。冬場の営業休止を検討されたことはないかとお尋ねでございます。人件費等の削減のため、閑散期の営業時間の短縮等を実施してまいりましたが、営業休止については検討をしたことはないところでございます。味の長寿庵が正月過ぎから2月末まで休業する中で、増加しております外国人旅行者への対応のためにも、年中無休で営業を続けることは必要であると感じております。閑散期の11月から3月までの期間に3万人を超える方に利用いただいている現状を見ますと、短期間でも休業することは指宿観光の魅力の一つが失われることにつながると考えられますし、従業員の雇用や原材料の調達面からも地元商品の消費に貢献できていると思っております。しかしながら、年中無休で営業を続けることにより、営業利益率が落ちることが続くようであれば、閑散期に定休日を設けることや更なる営業時間の見直しをすることなど検討してみたいと考えております。

2番目の、エレベーター乗り場に大型扇風機を設置できないかとの質問でございます。当施設は溪谷になっており、夏場は涼を感じていただいておりますが、御指摘のとおりエレベーター棟やエレベーターに空調設備が設置されていないところでございます。エレベーターに乗車すると2階部分は高い位置に窓があり風が通りにくいことや、建物が鉄筋コンクリートであるためと思われまます。当施設を満足して利用していただくためにも、暑さ対策は必要であると認識しておりますので、扇風機設置や施設改修等も含めて適切な方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、エスカレーターの設置について検討されたことはないかとお尋ねですけれども、現在のエレベーター棟は昭和47年にエスカレーター棟として設置され、平成元年にエレベーターとして改修されております。利用者の多い5月のゴールデンウィーク時や7月・8月の夏休みの期間はエレベーターの使用頻度が多く、大変混雑する状況となっておりますので、高齢者や歩行に支障のある方以外はできるだけ階段を利用していただきたいと考えております。それから、なお歩行に支障がある方につきましては、隣接するグラウンドから川上神社のある遊水池まで車で直接乗り入れることができますので、これからもそのように案内していきたいと考えているところでございます。

それから、4番目のサービスの一つとしまして、飲み物と同時におしぼりも配布できないかとお尋ねでございます。利用者の多い季節、特にゴールデンウィークや夏休み期間中はお茶とお水、おしぼりはセルフサービスでの利用をお願いしているところでございます。おしぼりは100番台家屋の中、それから金券売り場の前、飲み物コーナーのカウンターの3か所に配置しておりますので、これからもセルフサービスの利用を続けてまいりたいと考えております。

**○総務部長（有留茂人）** 危険家屋の持ち主に対しての安全対策指導についてでございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法にのっとり、安全対策について危機管理課の方で助言、指導、それから勧告等を行っていくこととしております。また、空き地において草木等が繁茂しており、伐採等の相談があった場合につきましては、環境政策課から土地の所有者に対して適正管理のお願いを行っているところでございます。

それから、近隣国のミサイルに対する避難対応策についてでございますが、弾道ミサイル落下時の行動等に関しましては、国が武力攻撃やテロから身を守るというマニュアルを作成をしております。弾道ミサイルが鹿児島県に落下する可能性があるとして政府が判断した場合には、Jアラートにより屋内の避難が呼び掛けられるというふうなことでございます。市では市民の皆様へ注意喚起を促すため、広報誌によるマニュアル等の周知や毎年9月に実施をしております市の防災訓練等にて、弾道ミサイル落下時の避難訓練等の実施についても今後は検討していかなければならないと考えているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** それでは、これから2回目以降の質問に入ります。

先ほど、市長の答弁の中で、台風5号の被害では施設の大きな被害はなかった、施設については報告はなかったようで、特に本市ではオクラに大きな被害があり、先ほど市長の答弁でありましたように、被害額も1億1,000万円と言われましたが、私の方で農家の方々に聞いたところ、今回の台風は長時間にわたり強い風が吹いたため、オクラの花芽が被害に遭ったこと等で、収穫量が極端に減少し、それに伴って手取り額も大きく減少したとのことですが、オクラの樹勢が回復する方策について農家への周知、指導はどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 台風によるオクラの被害は葉や茎の損傷や倒伏、果実の擦れ、落下を確認しております。台風通過後に農業関係機関で構成する指宿市農林技術協会会員による畑の巡回やいぶすき農協の各支所への事後対策の張り紙などにより、倒伏した株の立て直しを行うとともに、葉面散布剤と殺菌剤を散布することにより、病気の発生予防と樹勢の回復を図るよう周知を行ってきたところでございます。

**○6番議員（西森三義）** それぞれ、関係機関と協力しながら農家には樹勢回復についての周知を行ったということで、今後もそのようにやっていただきたいというふうに思っております。今回の台風18号ではですね、多くの農家の方々が植え付けされた秋冬野菜をですね、寒冷紗で保護しており、また風もあまり強くなかったので被害はなかったと思いますが、担当部署の方でこの台風18号による被害をもし把握されていたらお聞かせください。

**○農政部長（宮崎英世）** 台風18号、17日の11時半頃に南九州の方に上陸して、本市にも被害をもたらしました。その後すぐ、先ほど申しました農業関係機関で調査に当たりまして、農作物の被害、オクラですが、擦れ果の被害があったと。しかし、被害はこの擦れ果の被害だけに留まっております、関係機関で被害額の算定を行っております。被害額の確定はまだ後日となるんですが、今日現在で概算ではあります1,000万円を超えるほどの被害を算定しているということでございます。

**○6番議員（西森三義）** 私もですね、少しながらオクラを植えておりましたが、前の台風5号でもう駄目になりましたので、今はもう出荷しておりません。このオクラは擦れがあったらですね、なかなか農家の方はちょっと収穫のときには分からないんですよ。あとで黒ずんでくるものですから、これで商品価値を落とすと思うんですけど、そこ辺りについての指導はどのようにされていらっしゃるんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 先ほど、被害額の方は現在のところ概算でということでお話をいたしました。今、議員がおっしゃる今後出てくるような被害、そこら辺りも含めて最終的には確定をしていくものと思っております。この被害を軽減するためということで、先ほども答弁をさせていただきましたが、葉面散布剤や殺菌剤を散布をして樹勢回復をしていただきたいということを農家の皆様方には周知をしているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** 9月14日の夕方ですね、台風18号対策についての広報車が巡回して

いるのを聞きました。このように、市民へ広く周知することで台風に対する事前準備も、また心構えの意識も高まると思われまますので、今後においても広報車による周知を徹底していただくよう依頼して、次の質問を行います。

農業所得を上げるためにはですね、各品目のブランド化に取り組むことが大事だと思われまますけど、先ほど市長も高品質のブランド化を目指すということでございましたが、私としてはこのブランド化の成果がですね、どうなっているのか。特に高い単価で販売されているマンゴーの糖度検査は適正にされているのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 本市におきましては、この温暖な気候や豊富な水資源、泉熱等も活用いたしまして、収益性の高い農業が営まれているということは御承知のとおりかと思いまます。ブランドに関しましては、今現在指宿市ではソラマメと実エンドウ、それとマンゴーが県のブランド産地として指定を受けているところでございます。マンゴーの糖度検査に関しましては、いぶすき農協がブランド品の中でも特に優良品である夏姫という品目で出荷をしておりますが、その夏姫に関しましては糖度が15度以上というのが夏姫のネーミングを付けられる基準となっておりますので、全てこの糖度計でこの夏姫の糖度の検査を行っているというふうに聞いております。

**○6番議員（西森三義）** マンゴーにはですね、JAいぶすきの熱帯果物部会の中でもマンゴー競い合いという、マンゴーのグランプリという形で実施しているようでございますが、私ですね、長年農協に勤務した関係で多くの農家の方々から質問をされ、分かる範囲で答弁はしておりますけど、中にはですね、ベテランの農家から指導を受けたり情報を聞いたり、ありがたく思っているところです。その一つに農家からの情報ですが、大崎町においてはですね、マンゴーの糖度検査は1個ずつその検査をされてるということで、指宿産のマンゴーもブランド確立に取り組むためにはですね、まだまだ不足していると思われまますけど、目に付きやすい、先ほど部長が言われた夏姫だよというようなですね、すばらしいネーミングのシールとか、そういうふうなのを作成して貼るなり、そういうことについて検討されていないかお尋ねをいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 大崎町のマンゴーの件を今議員がおっしゃいました。大崎町の方にも私どもちょっと確認をさせていただいたところでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、この夏姫とネーミングをされている大崎町のマンゴーというのは、いぶすき農協と同様に1個1個糖度の検査をしているということでございます。こういうのをしっかりシールでも貼って宣伝をしていければというお話でございますが、このJAの共販分に関しましては、しっかり出荷の箱にJAいぶすき産という、指宿のネーミングを施しまして、またマンゴーの方にもしっかり鹿児島産ということでシールを貼付して有利販売を行っているというところでございます。今後もですね、生産者の方々、農協と十分連携をいたしまして、有利販売の方法は検討していきたいと考えております。

**○6 番議員（西森三義）** 実際ですね、私もマンゴーが好きなものですから、道の駅で買って食べたことがあります。高いお金でしたよ、980円です。これはわっぜうまかろだいと、おいしくなかったです、本当に。こいじゃいかんないねということで、やっぱりこれがたまたま私は買って、もうその後から2度買いません、道の駅では。そういうふうになるんですよ。だから、やっぱり聞き取りのときは部会の方がそうしてますって、こうですよ。部会だけじゃ駄目なんです。こういう高いマンゴーをこれからも高くで売るつもりなら、部会に入っていない人も是非糖度は守ってくださいよと、そう指導するのが私は行政だと思ってるんです。そこ辺りについて、部長、もう1回答弁をお願いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** いぶすき農協を通じて共販されるものに関しましては、しっかり共同選果の出荷要領というのがございますので、品質は管理をされてしっかりした製品ができていっているものと思います。しかしながら、一方で個人販売の部分ですね、直売所に個人が個人の責任で出されている分に関しましては、なかなか選果基準というのが守られていないというか、糖度の検査も恐らく行っていないものもある可能性があると思います。今後でもすね、このしっかりした選果体制のある農協の部会等へ加入を促進してまいりながら、全体のこのマンゴーならマンゴーの品質を上げていくことの努力は続けていきたいと思います。

**○6 番議員（西森三義）** 是非ですね、ブランドの品目であるそのマンゴーについては、今部長が言われたように全体の品質を上げていくということで取組方をお願いしたいと思います。

それから、オクラ、スナップエンドウ、ソラマメを活用してですね、ジュースとか、今オクラパウダーとかあるんですが、これじゃなくてジュースとか、今よくテレビの宣伝であります青汁とかですね、開発できないものか。指宿市では6次産業化へ支援されていることは先ほど市長の答弁でもありましたように、私の方でも理解はしていると思いますが、理解してるんだけど、あまりこの6次産業化がですね、成果が上がっているとは感じないんですが、そこ辺りについてどうなっているかお尋ねをいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 議員御指摘のこのジュースとか青汁、これももう加工品の品物としては有望なものであるというふうに考えてはおります。本市におきましては、この農家の方々が加工品に取り組むということに関しましては、様々な事業を展開をさせていただいているところでございます。例えば、もうかる指宿クラスター事業もそうでございます。そのほかに、農畜産物を活用した特産品開発事業補助金、またがんばる農業者起業支援事業補助金などということを展開をしているところでございます。こういう事業を使いまして、具体的に申しますとオクラ、ソラマメ、バジル、タンカン、これらの農作物を活用した新しい商品が開発されてきております。今後でもすね、この地域の活性化につながるような、もちろん日本一の生産量を誇るオクラ、ソラマメなどを積極的に支援をしまして、農家の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

**○6 番議員（西森三義）** 今、部長が新しいそういう商品も開発されてきているということでは

ので、更にですね、PRをして多くの方が購入してもらって、そして所得が上がるような努力をお願いしたいと思います。

市長に再度お尋ねをいたしますが、基幹産業の一つである農業を将来にわたって守っていくためには、どうしてもですね、後継者の育成が必要と考えますが、生活ができる農業経営をどのように指導されるお考えかお尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** やはり、農業を自らの職業として選ぶ、その一番の条件は収入の安定だろうと思っております。農業は大変だと、自然災害を含めて非常に気を遣う大変な職業だというような、そういうイメージがあるのも事実でございます。ですから、まずは所得の安定を目指すために、そして若者が喜んで就農できるような環境をどう作るのか、というのが一番だろうと思っております。つまり、担い手をどう育成するのか。そのためには、やはり本市には山川高校等、農業を専門とする学校がありますので、その学校の卒業生が指宿の農業を支えるのだと言えるような体制を作るのが一つであろうかと思えます。担い手の確保、支援というものは、農業を盛んにするための喫緊の課題であろうかと思えます。それと、地方創生事業の一環として農業をどのように魅力あるものにしていくのか、というのも一つの農業を盛んにする、この一つの要点でもあろうかと思えます。そして、基盤整備、様々な事業でございますけれども、これら消費者ニーズに対応した、安心・安全な農産畜産物の生産拡大というのも一つでありましょう。様々な農業に関する、つまり農業が地域経済に与える影響等を含めて、その大切さを高校生、子供たちにも教える必要がありますし、又はその子供たち、生徒を農業に従事するような環境の整備というのも進めなくてはならないと思えます。そのために、やはり農家の所得向上というのは必要不可欠でありますので、本市の農業振興にこの所得向上、そのための施策というのは、どのような施策を取り組んでいくか、ということが極めて重要だろうと思えますので、農協を含めて各団体との意見を聴きながら農業振興の方策というのは作っていかなくてはならないと思っております。

**○6番議員（西森三義）** 今、市長が言われたようにですね、農業をするためにはまず収入が安定することなんです。是非、収入が安定するようなですね、支援をお願いしたいと。

9月号のですね、農協の広報誌だったんですが、JA青年部から指宿市へ新規就農者への長期的支援を要請したというのが掲載されており、そのとき市長は指宿の農業は先ほども言われましたようにですね、気象災害や人手不足など農業生産の拡大を阻む多くの問題を抱えていると。これからはJAと一体となったバックアップが不可欠だと考えると言われていたので、就農した農家が離農しないよう、是非強力な支援をお願いいたしまして、次の質問に入ります。

農村公園をですね、地域で管理していくには高齢者が多くなり、草払い機使用の危険度も増してる状況です。そういうことからですね、まちづくり公社等へ依頼することは検討されていないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** まちづくり公社に委託できないかということでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、農村公園は地域住民の要望により設置をしたものであるということでございますので、今までどおり各地域で管理をしていただきたいと思いますと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 先ほどは自走式の草払い機については何とかなるんじゃないかなという答弁をいただきましたので、また地区の区長さん辺りにもですね、その旨を伝えて市の方に相談していきなさいというふうに指導したいと思います。

次は、唐船峡についてですが、先ほどですね、部長の方でる、営業休止は検討したことがないと。これは観光指宿であるから休むわけにいかないって、強い言葉で言われました。これについてはですね、私も本当に思ってるんですよ。ただ、夏場に一生懸命みんなが頑張ってるのにですよ、冬場にどンドンどンドン吐き出してるんですよ、儲けを。我が家は儲けるための施設じゃなかよと、そうかもしれない。でも、やっぱり幾らかは儲けんと、建物、古いですよ。もう、大変ですよ、これから。だから、やっぱりそこ辺りについて、先ほど最後辺りにですね、いろいろ予約制にするとか、検討したいっていうのがちょっとあったから、そこ辺りについて、今後については前向きに検討してもらいたいと思うんですが。

それではですね、営業は無休で休止する考えがないのであれば、これまで民間へ委託することは検討されたことはないか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（上田薫）** 今までに、民間委託を検討したことはないかということでございますけれども、検討したことはないというのが実態でございます。今までも経費節減等をやってるんですけども、今後ともこういう節減、それからサービスの向上に取り組んで、指宿の宝である市営唐船峡そうめん流しというブランドや味を守り続けていながら、指定管理者制度も視野に入れて当面は直営で年間を通じて安定的な経営が図れるように、経営努力をしていきたいというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** 民間へ委託することは、まだ今のところは考えてないということで、経営努力をするということですから、それの方には期待したいと思います。ただですね、先ほども言いましたように、これからも市で直営していくには建物も古くなって、床は一部補修をしましたよね。これからは修繕費も多額になると思われるんですが、どう対応されていられるお考えかお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（上田薫）** 現在の施設は事務所、売店、調理場所は39年に新築をし、100番台家屋を昭和55年に、それからもくもく館を平成3年度に整備をしております。建築から長年経っておりまして、また途中改修工事を実施してるところでもございますが、経年劣化が進み更なる改修、修繕が必要となる箇所が増えてきてる現状でもあります。そのような中で、100番台家屋につきましては、本年10月から翌年2月にかけて改修工事をする計画でございます。また、その他の施設についても営業を継続しながら必要な改修、修繕を年次的に実施し

てまいりたいというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** 計画的にですね、やっぱり修繕するべきは修繕する。そして、お客様に被害がないようにやっぱり対応はしていただきたいというふうに考えております。

エレベーターのメンテナンスはですね、定期的実施されていると思われませんが、あのエレベーターに行く渡り橋を含めて問題はないのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（上田薫）** エレベーター棟のメンテナンスにつきましては、メンテナンスビルの企業と契約しており、24時間管理システムの導入や毎月1回の点検報告等、安全を確認しているところでございます。エレベーター棟への渡り橋につきましては、昭和47年にエスカレーター棟とともに整備をして、平成21年度に改修を行っているところでもございます。それから8年が経過しておりますが、始業時と終業時に職員が橋を渡って安全を確認しているところでもございます。今後も利用者の安全・安心のため施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 是非ですね、ああいいうエレベーターについてのメンテナンスについては大事だと思いますし、橋についてもちょっとゆらゆらするなと感じましたので、そこ辺りについては常日頃から点検は十分にやっていただきたいというふうに思っております。

私はですね、先日唐船峡に出向いたとき、支配人の方で十分案内もしていただきました。そして、トイレ回りもですね、先日行ったときはきれいになっていました。本当にきれいに掃除されて、ああいいなと思いましたんですが、梅雨時期はですね、海苔などが発生して滑りやすい状況であったこともあるんですね。こういう、海苔が発生したときの改善はどのように考えているか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（上田薫）** 清掃等の環境整備だと思いますけれども、毎朝8時30分から9時45分頃まで出勤している全職員で環境整備はもとより、施設管理上の安全確認も兼ねまして、清掃作業を実施しております。当施設は湿気が多く、海苔が生えやすい環境にありますので、滑りやすい箇所があればその都度デッキたわし等を使って、海苔の除去作業を行っているところでもございます。

**○6番議員（西森三義）** いつも従業員できれいに作業をしてるということで、安堵いたしました。是非、やっぱりトイレはですね、いつもきれいにやっぱり保っていただきたいなど。まず、お客様が見るのはトイレからと言われますので、そこ辺りについては古い建物であってもトイレだけはきれいにしていくという心構えは持っていただきたいなというふうに思っております。

先日ですね、そうめんを食べてから、私自身もなんですが、階段を上るのは年々きついつと感じましたが、階段の横かですね、民間事業者との間にですね、ちょっと急なんですけど、上り専用のエスカレーターを設置する前向きな考えはないか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（上田薫）** 確かに、食事後帰るときの階段を上るのはきついついところでもございま

すけれども、今議員がおっしゃった場所にですね、エスカレーターを設置するとなると、まずは溪谷であり、また崖地であることから、施設の構造や地盤との安全性があるのか、それから法的にですね、建築確認が必要であるのか、そういうところもありまして、県の方に尋ねたところ、エスカレーターということであればですね、その屋根等造るようであれば、やはり確認が必要だと。ただ、そのほかの部類であると、ベルトコンベヤー等もありますけれども、そういうところであると要らないんですが、ただ不特定多数が、観光客として来られて使うということであれば、行政の施設として安全かということが大事ということもありますので、その安全性も必要だということから申請が必要だろうというふうに考えております。ただ、隣にですね、エレベーター棟もございます。先ほど47年に整備をしたということとで答弁させていただきましたけれども、それらも古いということもあって、その更新等もですね、併せて検討していかないといけないというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** どっちにせよ、まず唐船峡をこれからも大いに利用してもらうためにはですね、多くの高齢者の方にも是非利用していただきたい。先ほど、部長の方は広場の方から車で入れますよというふうなのもありますけど、一般の人は知らないですね、あそこについては。だから、そういうのであれば、高齢者については向こうの広場から入って来れますよという具合のやっぱり周知も必要だと思うんですよ。だから、エスカレーターが設置できない、そういう状況であれば、高齢者に限ってでもいいですから、向こうの方から車の乗り入れもできるんですよ。この前、支配人が案内したときに、一部広場はありましたけど、あそこまで車を止めるなりですね、何とか方策を考えればまだいいんじゃないかな。障害者の方については車でできるということですから、高齢者についてもその辺ができるような対応をですね、いろいろ検討しながら、そしてやっぱり唐船峡に多くの人に来てもらう、そういうふうな方策はやっぱり考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

安心・安全対策について、2回目以降の質問に入ります。危険空き家等の飛散防護用として大きな網を準備できないか、以前質問したことがあります、そのときの答弁は前向きに検討すると言われましたが、準備はされているのかお尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家については、所有者にて適正管理を行っていただくのが基本であります。空き家の中には所有者死亡による管理者等が特定できないこと、それから所有者の所在が不明などの案件も存在をしております。このような所有者が特定できないこと等により放置され、危険な状態である空き家等で周辺自治会等から飛散防止用のネットを張りたいとの要望があった場合には、危機管理課においてネットを準備し、配布をしているところでもあります。また、その実績もあるところですよ。なお、屋根にネットをかける等の実作業については、その周辺自治会等市民の皆さんによって行っていただきたいと考えているところですよ。

**○6番議員（西森三義）** さっそく、網は準備して、そして実際にそれを活用された例もあるということで、今答弁をいただきましたが、ただ所有者が確かに不明だったり、あるいは都会において管理がされていない、瓦は補修してないという空き家があるんですね。それを、やっぱり建物が2階建て等になればですね、地区民がするにしても非常に危険を伴うわけですが、これは、そこ辺りについて何らかの方策は、地区民でしてくださいじゃ、怪我をしたときはどうなっとけっていうのもあるんですが、そこ辺りについては検討はされていないですか。

**○総務部長（有留茂人）** その所有者等の了解というふうなものも大事になろうかと思えます。個人の財産ですので、そこに行政の方で了解なしにということは、非常に問題があろうと考えております。今、指宿市では各地区に自主防災組織というふうなものを説明をし、その組織を作っていただいて、活動を今後活発に行っていただきたいということでやっております。そのような、自主防災組織等、地区住民の皆さんからですね、そういう相談もあつたりとかしておりますので、そういう組織を通じてその飛散防止の対策を取っていただければなと、今考えているところです。

**○6番議員（西森三義）** 自主防災組織とですね、また連携を取りながらそこ辺りの方も地区の方でできるのかどうか、また私の方でも各地区の方には相談があつたときには、そういうふうに指導していきたいと思えます。

9月3日ですね、サンシティホール近辺において南海トラフ地震が発生したとの想定で、災害応急対策訓練が多くの方の参加を得て実施されました。災害はいつ起こるか分からないため、訓練することで意識付けができると思っております。台風18号についても、何回も防災無線で事前準備や避難場所を放送され、また地区の消防分団も消防車で台風対策などを放送しながら巡回、パトロールをされていることについては感謝するばかりですが、近隣国のミサイルについての対応には気をもむばかりで、頭の痛いことで、どうすればいいのか悩みの種ですが、昔は至る所にですね、防空壕があり、一時避難には使用できたと考えられますが、現在でも使用できる防空壕が市内にどれくらいあるのか、把握されていたら教えていただきたい。

**○総務部長（有留茂人）** 特殊地下壕についての御質問でございますが、現在国の指導により危険度を判定し、危険な特殊地下壕については入り口を封鎖、又は埋め戻しの指導があるところです。市内の特殊地下壕につきましては、市内に93か所存在しますが、そのうち81か所については入り口等の封鎖を行っており、使用できない状態であります。まだ残る12か所についても、所有者が利用をしているところであり、非常時の際の利用については困難であるのではないかと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 81か所についてはもう入り口を封鎖ということは、そこを取り除けば万一のときには利用は可能なんですか。

○総務部長（有留茂人） 危険な特殊地下壕ということですので、その入り口の封鎖を取り除いての利用というのは危険だという判断をしております、利用はできないものと考えております。

○6番議員（西森三義） この頃、ミサイルについての報道が頻繁にされており、指宿においても万一に備えるべきと考える時期と思われまます。そこで、多くの子供たちだけでもですね、助かる方法として、小・中・高校の体育館の舞台の下を避難用に改修できないか、お尋ねをいたします。

○教育長（西森廣幸） 近隣国のミサイル発射に対する学校の対策についてであろうかと思いますが、まず北朝鮮がミサイル発射を繰り返す中で、これまで児童・生徒の安全確保に向けた訓練等を行ってこなかったということを見直しているところでございます。議員提案の体育館の舞台下の空間等は避難場所の一つではあるかと思いますが、工事をしてってところは今考えていないところです。

○6番議員（西森三義） 今ですね、なかなかこっちの鹿児島方面にはミサイルは飛んで来ないもんだから、みんな安心しきってるんですね。でも、これがいつどうなるか分からないんですよ。ただ、この指宿についてはですね、近くに喜入基地があるんですよ。あそこをやられたら、やっぱり相当数の被害も及んでくるかもしれないんです。だから、そこ辺りも考えてですね、やっぱり今、考える時期に来てるというふうに思ってるんですね。いろいろ、体育館を簡単には修繕も、改修もできないでしょうけど、こういうふうな非常時についてはここに避難するんだよというのはやっぱり必要だと思うんですね。そういうことも考えてですね、また今後はその、なぜ体育館かというところとあそこはちょうど窓もあんまりないし、ちょうど頑丈にできてるかなって私自身は感じたもんだから、今後体育館の所については検討していただきたいなというふうに思っております。

いつでしたかね、文科省がですね、学校の安全計画見直し要請の見出しで、9月9日の新聞に自治体と連携した避難訓練の推進を求める文書を全国の教育委員会や大学に送ったと掲載されていたことを踏まえてですね、安全対策の一環として各教室にですね、窓がある関係でカーテンを取り付けることで最低限、窓ガラスの飛散防止になると考えられますが、検討する考えはないか、お尋ねをいたします。

○教育長（西森廣幸） 先ほど、体育館の地下の工事等についてはという答弁をいたしました。既に池田小学校においては、この10月に避難訓練を計画しております、体育館の地下の方に避難をし、窓に対しては長机等で防御すると、そういうような計画も既に始まっています。そういうことから、学校においては今回のミサイルの飛来に対する特異な災害への安全指導等の計画、又は危機管理マニュアル等が実際にどうなっているかということをお早急チェックし、見直し作業が必要であれば進めるように指導してまいりたいと思っております。議員が先ほど御指摘がございましたカーテンの設置については、新たにということでは

ないわけですが、現在それぞれの教室には窓ガラスにカーテンが設置されておりますので、そのカーテン等を有効に使って、ガラスの飛散を防ぐ、そういうような取組も呼び掛けていきたいと思っておりますし、この弾道ミサイル等が飛来したときの対応につきましては、議員がおっしゃいましたように国や県の方から通知の文書もまいっております。その内容等について管理職研修会等で周知を徹底し、その具体化に取り組むように指導をしてみたいと思っております。

**○6番議員（西森三義）** 私もですね、学校にはスクールゾーン委員会で何回も行くんですけど、カーテンがあったのかな、ちょっと気付きませんでした。カーテンがあったのであれば、そのカーテンは誰が閉めるのか、またそこについてですね、子供たちに閉めろというわけにはいきませんかから、是非万が一があったときはすぐ教師が閉めるんだよという指導はやっぱりやっていていただきたいなというふうに思っております。

この頃のテレビ報道については少し異常のような気もいたしますが、日本国民がミサイルに対して身を防ぐための意識を持ってもらうためには必要なのかなと思うところです。何にせよ、平和が一番。一刻も早く近隣国の挑発が収まってもらいたいものです。

それから、指宿市においては執行部と議会がいい意味で前向きな意見を出し合い、すばらしい指宿市になれるよう頑張ろうと申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（松下喜久雄）** お知らせいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 4時57分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第74号上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第3、議案第74号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提案いたしました案件は、補正予算に関する案件1件でございます。議案第74号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、小雁渡浄水場に浄水施設を追加整備するための実施設計業務委託と、それに伴い

浄水方法が変更となることから、県への上水道事業変更認可の業務委託について、債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては水道課長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（黒岩道広）** それでは、命によりまして追加して御説明申し上げます。追加提案、提出議案の1ページをお開きください。

議案第74号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。別冊の平成29年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。現在、山川地域で水道水にかび臭が発生していることから、小雁渡浄水場に浄水施設を追加整備するための実施設業務委託と、それに伴い浄水方法が変更となることから、事業認可の変更を県へ行うものであります。なお、設計業務委託については設計期間に6か月を要し、年度をまたがることから債務負担行為を設定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 5時00分 |
| 再開 | 午後 | 5時00分 |

#### △ 議案第74号（質疑、委員会付託）

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第74号については、総務水道委員会に付託いたしますので、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 延 会

**○議長（松下喜久雄）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 5時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 田 チヨ子

議 員 森 時 徳

# 第 3 回 定 例 会

平成 29 年 9 月 21 日

(第 4 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成29年9月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外 蘭 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 ちよ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
14番議員	前之園 正 和	15番議員	木 原 繁 昭
16番議員	中 村 洋 幸	17番議員	新川床 金 春
18番議員	下川床 泉	19番議員	新宮領 進
21番議員	松 下 喜久雄		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	下 吉 一 宏	健康福祉部長	前 蘭 千 秋
産業振興部長	上 田 薫	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	黒 木 六 海	教 育 部 長	長 山 君 代
山川支所長	中 村 俊 治	開 聞 支 所 長	川 畑 徳 廣

総務部参与	廣 森 敏 幸	総務部参与	中 村 孝
市長公室長	鶴 本 八 郎	総務課長	川 路 潔
危機管理課長	園 田 猛 志	長寿介護課長	鶴 窪 誠 作
健康増進課長	西 浩 孝	商工水産課長	山 元 成 之
観光課長	大 迫 格 史	唐船映そうめん流し支配人	井 手 久 成
建設監理課長	東 恵 一	土木課長	西 田 栄 一
社会教育課長	中 摩 浩 太 郎	水道課長	黒 岩 道 広

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
調査管理係長	嶺 元 和 仁	議事係主査	上 玉 利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） おはようございます。議席番号4番、井元でございます。

通告してございます4項目について、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目に新川の河川改修整備についてをお尋ねをいたします。これは、梅雨時期、台風時期になりますと、池田湖が水位66mを超えると、池田湖湖畔周辺の住宅が浸水することから、65.5mぐらいになりますと指宿市土地改良区、県の河川課と相談をしながら新川への放流をしている状況でございます。一昨年の台風時期には想定外の雨量が多く、相当な放流をしたために、河川の多くの場所で崩落がありました。この改修整備状況をどれぐらいと指宿市は把握しているのか、お伺いをいたします。

2点目は、指宿市民会館建替えについてでございますが、当初計画ではなのはな館の北側を取り壊し、その跡地に建設する予定でございましたが、28年、昨年2月の15日、設計者の高崎氏がなのはな館北側建物の解体について反対を表明をしてから、建替え計画がストップしている状況でございます。この状況の中、突然、北側建物の解体が進んでいない状況で、C案の南側芝生広場に建設が決定したと説明を受けましたが、県との交渉状況と今後の建設予定についてお伺いをいたします。

3点目は、サッカー場建設についてでございます。今回、提案しようとしている大型公共施設を整備するとき、行政として市民の要望に応えるには、財政面も考えざるを得ないのでございますが、民間と違って営利目的以外でやらざるを得ない事業もございまして。私はこのサッカー場の問題をいろいろと検討してまいりましたが、今回の建設内容は、市民の要望に応える部分と、営利目的の部分があると思っております。いつでも市民が手軽にサッカーやグラウンドゴルフ等ができるグラウンドというのは造るべきだと言っておりますが、それ以外の施設、メインスタンド、クラブハウスなど、これこそ財政上検討すべきであると思いま

す。もし、可能性があるとするならば、民間企業が考えるべきものであると思います。民間でもやろうとする可能性があるならば検討に値するが、今の執行部の維持管理費の説明内容では利益の出ない事業として民間企業もやろうとはしないはずでございます。こういうことから、今計画は前回の計画内容と比較してほとんど変更なく、財政負担等に配慮されてない今計画は見直すべきだと思いますが、このお考えに変更はないのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 平成27年度、新川の改修の現状でございますけれども、3か所、28年度は2か所で被災をし、河床洗堀や護岸の破損等が生じました。補修の状況につきましては、現在では全て復旧工事も完了しております。工事費の概算等については担当部長がお答えをいたします。

サッカー場についてでございます。サッカーの枠を超えて、様々な活用ができる施設作り、そして市民生活の充実の視点から、グラウンド以外の部分を健幸広場、イベント広場、スポーツ広場の三つのエリアに区分し、屋根付きベンチ、3on3のコート、健康遊具等の設置を計画をいたしました。正しく、市民の目線に立った、今回設計をしたところでもございます。利益の出ない施設というようなお言葉をいただきました。活用・運用の仕方によっては、議員の御指摘のとおりだろうと思います。地域の振興、そして総合産業であります観光の振興という点からは、すなわちこの利益が出るような活用・運用に努めようと考えているところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

○教育部長（長山君代） 市民会館の建設についてでございますが、平成27年度の市民会館整備基本構想、基本計画の策定作業は、市民会館運営協議会の御意見をいただき、行ったところでございます。建設予定地の選定におきましては、全員一致でなのはな館敷地が支持され、配置案に関しましては、なのはな館北側建物が解体されるのであれば、A案を基本構想の配置案とする御意見をいただいたところでございます。しかしながら、なのはな館北側建物の解体に関しまして、見通しが立たない状況でございましたので、市民会館は老朽化が著しい状況にあることも合わせまして、教育委員会といたしましては配置案の変更を検討いたしまして、南側芝生広場への変更案を議員懇談会においてお示しをしたところでございます。また、今後の予定でございますが、市民会館運営協議会でいただいた御意見、議員懇談会でいただいた御意見を踏まえまして、教育委員会で検討してまいりたいと考えているところでございます。市民会館につきましては様々な修繕が出てきており、できるだけ早い対応が必要となっているところですので、建設計画が進むよう課題を一つ一つ丁寧に解決してまいりたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） まず、最初ですね、新川の河川改修について、今では全て整っている、終わっている状況という報告をいただきましたけれども、これについてはですね、河川

改修を行ったにしてもですね、この水位の66mってのは非常にやっばし重要な部分がございます、農用地ですね、貯水池とすれば限りなく66mをですね、保ちたいというのが枕崎、南九州市を含めてですね、6千町歩ほどの畑かんを有する地域の方々についてはですね、そのようなことを日々願っているわけでございますけれども、池田湖を抱える、今周辺ですね、指宿市の住民の方が住んでいますこの土地はですね、何と言いますか、以前指宿市が分譲した土地でもあります。そういう土地でですね、全て何十年前の責任を取ってほしいということは言いませんけれどもですね、限りなくそれに近いですね、住民の生活に安心・安全であるような方向でいくためには、この河川放流をしながらですね、今年度も逆流しないようにフラップというか、池田湖から逆流してですね、水位が上がらないように方策はしていただいて、それに加え、今まで浸水をしていた場所についてはですね、舗装のかさ上げ工事も既に終わっておりますけれども、これが果たしてどれぐらいの効果があるのかっていうのも疑問視はしている方もいらっしゃいますけれどもですね、こういう状況もですね、踏まえながらですね、一番はこの放流をした方がいいだろうということが一番前提にあるだろうと思います。この65.5m、50cm下げてですね、協議しながら少しずつ流している間はいろんな影響っていうのは、あまり出ないようでございますけど、これが一気にですね、一昨年みたいな大雨が降る、流しても流しても水位は上がってくるという状況の場合にはですね、一昨年の場合は集川、潁娃の川の方に逆送というのも土地改良区の方でははいておりますけど、こうした場合にはですね、土地改良区のやっばり大きなモーターを動かして逆送となりますと相当な電気料も掛かると。そういう電気料の負担の問題もあましてですね、できれば徐々に分かっている範囲内で放流するのがいいだろうというのが一番の最善の方法であろうかと思っておりますので、こういうことをお願いしてるわけでございますけれども、今、土木課の方でですね、水中ポンプも準備していただいて、ある程度浸水になる前にですね、幾らか池田湖側に放流するようなポンプも設置していただくような設備も今準備をしておりますが、これもまだ1回も使ったこともありませんので、これがどういう効果があるのかですね、ないよりあることには越したことはないと思いますけれども、含めて、やっばりいろんな経済的にいいのは放流を徐々にしていくっていうのが一番だろうと思っておりますので、放流に耐えられるようなですね、この新川っていうのも開闢の仙田地区の間ですね、赤崎病院のある、道路のあるあの辺から下の国道の踏切の辺りまではですね、3面側溝というか、きれいに整備をされておりますけど、去年、一昨年、崩落っていうか、大分傷んだ場所はですね、この3面側溝も荒れるぐらいですね、床を、コンクリートの下を水が洗って穴を開けるとかですね、そういう状況にもあってですね、非常にやっばしいつでもそういう放流に耐えられる状況ではないっていうのは事実のようでございますので、ましてや川尻地区に至ってはですね、まだ全然3面側溝どころかそのまんまの河川という形でもありませんので、やっばし年次的な、計画的なですね、改修というか、それも必要だろうと思っております

ので、指宿市としては年次的にですね、やっぱりこういうことも確認をしていただきながら、これは県の河川ではありますけれども、そこ辺りの要請・要望もしていただきながらですね、市民が安心・安全に生活できるような体制、維持できるようなですね、体制を組んでいただくようお願いしたいと思うんですが、それについて最後、お願いいたします。

○建設部長（黒木六海） 今、議員の方から現状についての御説明がございましたけれども、県では増水による河川の損傷部分の改修につきましては、現在では全て完了しており、放流については特に問題はないとの見解でございました。ただ、今ありましたように、新川の河川延長の5.5kmのうち、約2.5kmが自然護岸となっております。市としましては、これまで土木事業連絡会等で新川の改修については、それなりの護岸の整備をということでお願いはしてきておりますので、今後また県の方でも検討していただけたと思います。ただし、延長がとても長いので、一気に整備というのはなかなか難しいと思われま。今後、県によりますと大雨や台風等による増水などで護岸が新たに壊れた場合などにおいては、県単事業や災害復旧事業でその都度対応していきたいというような回答をいただいているところでございます。

○4番議員（井元伸明） そのようにですね、河川の延長も非常に長いということと、また周辺住民のですね、生活排水も一緒に流れていく河川でもありますので、併せていろんな形で注視していただきたいと思います。

次に、市民会館の建替えについてでございますが、このなのはな館の北側についてはですね、今説明していただいたようにですね、検討委員会では今の北側の部分を取り壊して、それが一番ベターであろうということですね、当時の第6回検討委員会、28年の3月18日にですね、基本計画の策定完了という形で、このときに検討委員会では決定というかですね、北側がもう最善であろうということ決定したにも関わらずですね、今回のC案というのが急に浮上して、これも検討委員会も開かれずにですね、部局でそういう判断をされたという今説明をいただきましたけれどもね、このなのはな館北側の部分についてはですね、県において解体の約束がなされておったわけでございます。設計者の反対で解体ができないとの県の見解ではありましたが、この著作権のですね、どのような部分に触れてですね、解体できないようになっているのか。もし、法的な部分ですね、法律のどういう部分に触れて、何条の何項に当たるのか、明確に一つ答弁をいただければと思います。

○総務部参与（中村孝） 著作権法の第20条第1項では、著作権者はその著作権及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してのこれらの変更、切除、その他の改変を受けられないものとするとしておられて、なのはな館の部分につきましても著作権者の意に反して著作物の変更、切除、その他の改変を受けない権利が保障されているところでございます。顧問弁護士からも、なのはな館が世界的にも建築物として高い評価を受けているため、著作物に当たる可能性があり、その場合は設計者の意に反して一部解体を行うことは著作権

法第20条第1項に規定する著作権者の権利の侵害に当たる可能性が高いという見解をいただいているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） 今、言われましたですね、設計者の権利、著作権ということがあるようであれば、これが未来永劫保障されているようであれば、今後一切解体はできないということになりますけれども、こうなればですね、全て県に責任を取ってもらってですね、元の状況というのに戻してもらうのが一番最善であろうかと思うんですけど、この辺については県との交渉というかですね、協議っていうのはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○総務部参与（中村孝） 設計者の権利ということで、未来永劫保障されているのかということにつきましては、なのはな館につきましては世界的にも建築物として高い評価を受けているため、設計者の思想又は感情が創造的に表現された建築物として著作権に当たる可能性があるところでございます。県の方には覚書と譲与契約に基づき、県の方で責任を持って対応するということでありますので、市としましても県有施設の取扱いでございますので、責任ある対応をお願いしております、県に高崎さんとの交渉についても、鋭意努力していただくように強く要請をしているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） 今、県とそういう状況であればですね、これは県と、このなのはな館はですね、平成10年ですよ、10年の7月1日に土地の使用貸借契約を結んでおられますけれども、このときにはですね、この著作権の権利とかこういう部分の約束事というか、そういうことはあったのかなかったのか、御確認をお願いいたします。

○総務部参与（中村孝） なのはな館につきましては、平成7年に設計をやっておりますけれども、その設計の中では著作権法の部分については、特に明記がございません。ですから、平成10年にオープンしたときに、土地の賃貸借契約を結んでおりますけれども、その中には著作権の部分については、特に明記がなかったところでございます。

○4 番議員（井元伸明） そういうことであればですね、これは法律的な問題も大分大きな要素を含んでおりますのでお伺いいたしますが、先ほど市の顧問弁護士にも御相談をされたということでありましたけれども、当初聞いたときにはですね、何か法律のそこら辺りに触れる恐れがあるということをお伺いしておりましたけどですね、触れる恐れじゃなくしてですね、本当に市の顧問弁護士の方からはですね、法律のどの部分に触れるから絶対にこれは解体、手を付けられない状態であるというのが示されているのであれば、教えていただきたいと思えます。

○総務部参与（中村孝） なのはな館の県有施設の取扱いについて、著作権の部分について顧問弁護士とも相談をしたんですけれども、顧問弁護士からは、なのはな館が世界的にも建築物として高い評価を受けているため、著作権に当たる可能性があり、その場合は設計者の意に反して解体を行うことはできないということでございます。この顧問弁護士からも世界的に

も建築物として高い評価を受けているという部分につきましては、設計者の思想又は感情が独創的に表現され、芸術性の高い建築物と認められれば、設計者には著作権法第20条第1項に基づき、著作権の権利が保障されるということでございます。なお、なのはな館につきましては、これまで松井源吾賞であるとか王立英国建築協会作品賞、韓国国際環境デザインアワード特別賞、それとオーストラリア最優秀建築賞を受賞しております、どのような賞を受賞すれば建築物の著作物となるかどうかについては、裁判とかで判断をされることになると思います。

○4番議員（井元伸明） もし、裁判をするにしてもですね、指宿市が当事者となって設計者と争っていくことはまずないと思いますけれども、これは県と設計者の裁判の抗争になるだろうと思いますけれどもですね、高崎氏もですね、市の出身者でもありますし、あえてどうこうとあまり言いたくないんですけれどもですね、片や市民会館はもう本当極限の状態、老朽化して、早急の建直しが必要であるという状況の中にですね、あまりにも何かこう、何かを焦ってやっていると、とんでもない状況が生まれると思いますんであえてお伺いするんですけれども、もしですね、このような著作権に類するですね、事例があるとするならばですね、どのような設計者に同じような権利が与えられてですね、また公共の施設などにですね、この解体ができないという状況がですね、もし例示的にあるのならばですね、一つお示しをいただきたいと思うんですが。今までこういうですね、あんまり著作権というのが建物について聞いたことがあまりなかったような気もいたしますんで、このような事例があつて、こういう事例の下でこれにもこうこうですよというのが、今さっきいろんな賞をですね、世界的な賞とか韓国の何とか賞とかいただいているっていうのは、全部状況も分かっているお状況なんですけれども、あえてお聞きしますけど、こういう状況が世間的に一般にいつでもどこでも起きている状況なのかですね、分かればお尋ねをいたします。

○市長（豊留悦男） 大変、なのはな館、御心配をお掛けをしております。著作権があるから壊せない、県も判断したのではないだろうと思います。著作権もですけれども、建物の価値というのを認めたからこそ、やはりこの建物は残した方がいいと判断したんだろうと思います。もちろん、市もそうですけれども、県もそれぞれの顧問弁護士を通して、その在り方については検討しただろうと。市はやっておりますけれども、県も恐らくやっているだろうと思っております。建物の価値という点について、ここを建設しましたゼネコンの方々に直接お会いをしました。どこにその価値が見出せるのか。一言でした。今後、この建物を造れと言っても、あの型枠を含めて、もうできないだろうと。当時の所長さんが私に言いました。そのことが、著作権又は壊すことができないということにつながるかもしれないけれども、当時のいわゆる建設関係の方々としては、いわゆる職人があの型枠を造れと言ってももうできないと、はっきり申しました。そういう人がいない、あの曲線を出す、そしてそういう建物はいわゆる日本的な職人というのはもういないのだと。そういう意

味では貴重な建物の遺産となる可能性もあるだろうと。しかし、それが負の遺産とならないように活用の方法は考えた方がいいだろうという、その助言でもありました。つまり、壊すことができないとなれば、利用の方法というのを知恵を出して市民の理解、議員の方々の理解を得て探るべきだろうというのが私の今の気持ちでもあります。つまり、あそこに市民会館を建てることによって、相乗効果が生まれて、市民会館をあの地に建ててよかったと言えるような、そういう考えはできないものかというのが一つであります。あと一つは、高崎先生は、先生とあえて言わせてもらいますけれども、大学の先生等もしていらっしゃいます。私の市長室にも大きな本、すばらしい本が、世界的に評価されているなのはな館がたくさん載った本もあります。それを、壊した場合にはどういう問題が生じるかっていうのも考えなくてはならないと思います。指宿市民はこういうのを壊したのかという文化的なレベルという形も言われましたけれども、もしそういう建物だったらもっと早く、なぜ私たちが知ることができなかったのかということについては、反省もしているところでもあります。やはり今回、あの一辺は文化的な、そしてスポーツ的な総合的な指宿を売る場として活用できないか、というのが一つにはあります。県があ施設を有効に活用する一つの方策を出していただき、そして指宿市がそれを納得して、そしてあの地域の活性化、強いては地域の経済の振興、活性化に役立つような利用の仕方が提示されれば、私としては喜んで受けたいと考えているところでもあります。というのも、高崎さんは指宿の観光大使でもありますし、いろいろな所で私は指宿出身者だと、指宿に貢献をしたいということも言っておられるのも事実でございます。なのはな館を壊すことで彼のこれまでのキャリアを潰すことだけは、私は避けたい。それは偽らざる私の本意であります。

○4番議員（井元伸明） 市長の思いを聞かせていただきましたけども、本当にですね、高崎さんにすれば世界的に有名な設計者でもありですね、いろんな、全国各地、世界でもいろんなお仕事をされていらっしゃるということでございます。そういう方の作品がですね、我が指宿市にはございますけれども、この建物そのものがですね、平成10年に県が69億円投資して造って、約12年でですね、閉館となっております。理由はですね、維持管理費が高く付くという理由でございました。その多くが人件費でもあろうかと思えますけども、併せて雨漏りがして、いろんな方が補修箇所が多過ぎるということも、建物が奇抜と言っているのか、いろんなすばらしい建物であるがゆえにですね、雨漏りを1回止めてもなかなか今の技術じゃ止められない状況があったりしてですね、維持管理費が掛かるということで、県では、県議会の方でこれ以上維持管理費を出せられないと、あとは指宿市の方で差上げますのでどうぞ使ってくださいということでありましたけれども、県が管理できない建物をですね、指宿市自体が管理するってのは非常に無理があらうかと思うんですよ。維持管理費についてですね。そこら辺りはですね、今後、もしあれを残したいという今、市長の思いでありましたけれども、であれば県とですね、限りなく折衝しながら、維持管理費をどこぐらいまで県が負

担をしていただけるのか、そしてあの建物をできるならばですね、敷地も全部県が買い取っていただいて、そのまま残す方法もあろうかと思うんですよ、考え方とすればですね。そして、新たに市民会館を早急にそのものが解決したならばですね、進めるべきであって、また今回あえてですね、7月の11日ですかね、高崎氏と設計の中の、何か選定委員になっていたってということで覚書があるようでございますけれども、これはどういう理由でされたのか、まずその理由をお聞かせをいただければと思います。

○市長（豊留悦男） 私も2回ほどお会いをいたしました。あのなのはな館、敷地を含めて全てが、言葉で言い換えますと高崎さんの絵であると。あの中には哲学的な物語が描かれるように造ったものだ。南十字星を目指した建物もある、北極星もある、そしてあの回廊はどういう意味だという、正しく物語でできている建物だということを初めてお聞きをいたしました。その絵の中に、例えば青で統一したそういう絵の中に赤という建物を造っていただくと、全てが壊れてしまう。私をその設計うんぬんというのではありません。ただ、私の思いを壊さないような建物を造っていただきたい。形状とかそれを言っているのでもないと確信をいたしました。やはり、あれは錦江湾を含めて、母体の子宮を表した、いわゆる何かを生み出そうという、そういうアイディアもあったと聞いております。ですから、そういう場合に赤で造るところは、例えば緑系でしていただけないかとか、絵全体のイメージというのを壊さないでほしいというような言葉でしたので、そういう思いがありましたら設計の段階でいろいろ意見として言っていただければありがたいという、そういうことで覚書を結んだところであります。あと一つ、長くなりますけど是非これだけは皆さんに御理解をいただきたいと思えます。日本の建築士学会と、確か名前はそうだったと思えますけれども、その方々がこの建物について高い評価をしていると、これは複数の方からもいただきました。これは、恐らく後世に残すことによって、指宿にとっては財産になるだろうという、その価値というのは私は素人でありますので分かりませんが、ですから前知事は高崎氏に会ったときに、壊すという前提で会ったのだけれども、行ったときにこれは壊せるような建物ではないという判断をしたということで、直接東京から私に電話がありました。なぜ、そこまで、今までその建物の価値とか高崎さんの思いというのをくんでいなかったのかという思いはありましたけれども、私もそのあと事務所にまいりました。やはり、これは県が判断したように、壊すことによるいろいろなリスクというのは大きいなという判断をいたしましたので、その後、高崎氏とお会いし、またこれを造った関係者とお会いし、様々な場でいろいろ助言をいただいて、今回のようなことになったわけでありまして。市民会館はそこに造るというのも、経費削減の一つであります。総合的に、機能的に活用することによって、市民会館の建設費というのは大きく減るだろう。駐車場もあります。そして、市民会館を造ったときに、恐らく5・600台の車が来たときであったとしても、サッカー場の隣にできたとすれば500台からの駐車場がある。そういう意味で有機的な結合を図った施設としてこれはどうし

てもやりたいというのが私の思いでもございます。

○4番議員（井元伸明）　そういう思いをよく今ですね、聞いておりますと分からないわけでは
ないんですけども、この手順というのがですね、非常に曖昧と言うかですね、先日の9月14
日、議会の懇談会の中ですね、検討委員会はどうか、されたんですかと。いや早急に
うんぬんということで、急に9月14日に開催をされですね、その中でもですね、委員の中か
らも今まで1年何か月間か全然検討委員会はなかったわけですけども、この間の状況がな
いのに、急にC案で持ってくるのは非常にみんな混乱してですね、言われた今高崎さんので
すね、また設計選定委員会の委員に就任したという話を聞いたとき、委員の中からはです
ね、このまま高崎さんが選定委員になればまた同じような建物になり、今市長の思いとはち
よっとずれておりますけど、そういう説明がないからそういう状況の判断しかできなかった
だろうと思いますけれどもですね、やっぱりこういう大きな事業をするに当たってはです
ね、いつも私は市長にも申し上げますけど、全庁的にいろんな意味で検討されたらどうす
かと。先の山川の地熱にしてもですね、1人、2・3人で協議するんじゃなくして、あのとき
も農業にも資するものを造りたいって言っても、農政課には全然相談されてない、観光にも
生かしたいっていうけど、観光課にも全然、あの時点では相談もされていない状況をです
ね、どんどんどんどん大きな事業、30億の幾らの事業をこうしたい、ああしたいと大きく語
られてもですね、我々が質問してもなかなか我々が理解できるような回答っていうのはなか
なか返ってこない。今回にしても、市民会館にしても造ろうとする担当課としては教育委員
会が担当してる。そしてまた、いろんな県との交渉は市長公室がやっているということで、
うまくやっているように見えてですね、何か幾らか誤差が生じてるのかなと思うんですけ
ど、こういう中で一つお尋ねをしたいんですけども、今回提案をされていますC案ですよ
ね。このC案、28年の3月18日、第6回の検討委員会が開催されてですね、その間開催をされ
ずにですね、昨日9月14日に検討委員会が開催されておりますけど、この間ですね、29年の7
月の11日には高崎氏とはですね、芝の広場に建設することで覚書を締結されたり、どんど
ん進んでいく中ですね、我々議会に対してもですね、9月の4日、議員懇談会でC案で建設を
するということの突然説明があつてですね、非常に我々も戸惑った状況でもあるんですよ。
こういう中でもですね、検討委員会もこの中でも何回かしながら丁寧に説明をしていきなが
らですね、やっぱりこの芝生広場っていうのは今、グラウンドゴルフとかいろんな形で市民
が広く健康に資する運動をされたりして、利用もされておりますので、広く市民からもです
ね、こういう所に市民会館を持てきたいと、最終的にはこの案をしていきたいのでどうで
すかっていうのを、そのようなですね、やっぱりパブリックコメントというかですね、そう
いうのは是非やるべきだろうと思うんですけど、そういうのを今まで実施した状況は見当た
りませんけれども、今後ですね、そういう意思があるのか、本当にどういう形で市民に賛同
を求めていかれるのかですね、そこら辺りについても何か見解があれば、お示しをいただ

きたいと思います。

○市長（豊留悦男） 様々な形で疑念を持たれ、そしてこの事業の推進に非常に忠告と申しますか、そういうことがないようにという、そういうことだろうと思います。行政として、やはりそういうことがあるとすれば、事業の進め方については今後、慎重に検討したいと思いません。市民の意見につきましても、その意見は大切にしながら事業として進めるのは、行政としては当然でもございます。ただ、この市民会館に対する思いというのは教育委員会も私どもも一緒でございますので、最終的には教育委員会が考えたそのことを首長部局としてどう扱うか、それはあそこが一番いいだろうと言いましたけれども、教育委員会との合議、連携を図り、他部局との連携を図り、そして各種団体、つまりグラウンドゴルフ協会の方々も非常に心配をしておりましたので、その方々との協議を進めながら納得してもらい、事業として進めてはまいりたいと思っております。

○4番議員（井元伸明） ここで回答を求めるのはどうかと思いますけれども、一昨日、19日のですね、一般質問が終わった後に、議員懇談会の中でこのなのはな館問題についてですね、再度説明と意見交換会をさせていただきましたけれども、その中でもですね、県との間でですね、いろんな覚書とか契約とか譲渡の契約、いろんな形で結んでおりますけど、それらを一切我々にも途中の経過も説明せずに、C案と出てくるのはですね、県としっかりですね、県の担当者呼んでもう1回我々も説明をいただいた方がいいんじゃないかという意見やらですね、県に、これは県と高崎さんの問題であるから、そこで一生懸命やっていただいて、何なら更地に、最初に戻してほしいという意見までまた、当初は出たような状況も出ておりますけれども、そういうのを執行部はですね、持ち帰って検討しますということでありましたけど、まだ2日しか経っておりませんが、大事な問題でもあるし、もし今までに検討された事項があればですね、一つお答えをいただければありがたいと思いますが、できますかね。

○総務部参与（中村孝） なのはな館の問題につきましては、本市としましては県の方に、市としては県有施設がこのまま市有地に残されることは、市有地の有効活用に支障を来すということで、県の方には利活用を検討していくという形で強く要請をしているところでございます。また、この間の議員懇談会の中のことでありましたけれども、この議会が終わった後にはですね、この直後にですね、県の方には直接出向いてですね、こういう議会の意見であるとか市の考え方等をですね、県の方にはしっかりと伝えてですね、対応を検討してまいりたいという形で考えております。

○教育部長（長山君代） 教育委員会といたしましても、議員懇談会でいただいた御意見等もございまして、また今後、県と市長公室の方の動きも参考にしながら、運営協議会を開催をしながら、また検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） この市民会館の建替えについてはですね、もう市民の皆さん方が、大

方の方が理解というか、老朽化している問題とかですね、いろんな問題を含めて早急に建て替えるべき、一番目にあるのが市民会館だろうと思うんですよ。これをやっぱしこのままの状態にしておいてはですね、非常に市民も本当に不安であろうかと思えます。ですから、これを解決するためにはですね、もうちょっと丁寧な説明をしながら、早くですね、いろんな方やっていかないと、同時にいろんな問題も進めて解決していかないとですね、なかなか難しいだろうと思うんですよ。そのときにも出ましたけどですね、今のなのはな館の状態の中では、なのはな館の敷地内に市民会館を造るのはどうかと、ほかに検討すべきじゃないかという意見も多数出ておりましたけど、これらについてはどのようにお考えというかですね、を持っていらっしゃるか、あれば一つお願いしたいと思えます。

○市長（豊留悦男） 市民会館を急ぐ一つの理由は、いわさきホテルのJ-BOXが使えなくなるということも一つの原因であります。大きなイベントができない、フラフェスティバル等を含めて。としますと、市民会館の役割というのがもっと大きくなるだろうという、そういう意味で早い段階で造った方がいいだろうというのが一つ。あと一つ、市民会館を利用する方々の利便性、快適性を考えたときに、トイレを含めて、音響を含めて、空調を含めて、大きく変えないと改修費がどんどん掛かるからということであります。しかし、改修費を見たときに、建て替えた方がいいという根拠の下で建替えという決断をいたしました。しかし、建て替えるに当たっても事務棟、いわゆる市民会館の向かって右側でございますけれども、全てを一体として造ると多額の経費が要ると。となれば、あの事務棟に代わる役割をいわゆるなのはな館が一部担うことによって、建設費はかなり少なくなるだろうと。そういう意味で、あの場所、A・B・C、したわけです。もちろん、解体ができればAの場所が一番いいというのは、皆、担当部局もそうでありました。しかし、できないとなったらどうするか。非常に教育委員会には紆余曲折あり、その判断には迷ったと思えますけれども、現状ではあの場所という結論に達したところであります。今後、今日議員からいただいたそのことについては、重く受け止め、検討させたいと思っているところであります。教育委員会もそういう方向でやりたいという、そういう私の方に報告がありましたので、教育委員会の取組、やり方を尊重して見守ってまいりたいと思えます。

○4番議員（井元伸明） 今、言われましたようにですね、この市民会館の大事さ、早急に建替えが必要なことは分かりましたけども、これもですね、急ぐからどこでもいいってわけじゃなくしてですね、早急にいろんな案を提示をしていただきながら、なのはな館の一部を使用できればですね、それに越したことはないと思えます。経費も安く上がるだろうし。一部に、市民会館の今の広場、あの利用している会場もですね、西日が入ると非常に使いにくいという状況も聞いておりますので、あんまりここを、あるのを使えばだみたくに使えるという状況じゃなくしてですね、新たに造り替えるのも考慮しながらですね、斬新な気持ちで本当に取り組んでいただいて、早急な建替えができるような案を提示していただくように

ですね、お願いをいたしたいと思いますが、最後どうでしょうか。

○教育部長（長山君代） 教育委員会の方といたしましても、運営協議会の御意見とともに議員懇談会での御意見についても大切に、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 早急なですね、市民会館の建替え、できるように望んでおきたいと思っております。

続いて、サッカー場についてでございますが、今のサッカー場の施設計画案についてはですね、1回目の計画案とほぼ同様な内容というかですね、ましてただ子供たちの遊具とか、それは結構だろうと思えますけど、そういうのばかりやたらいろんなのを付帯設備なんかを付けるような形ですね、さもこれがなければ駄目だというような計画案にはなっておりますけれども、そういうものじゃなくしてですね、現在の建設の計画地としては、これまで長年開発公社が保有し、塩漬けと申しますかですね、毎年500万円ほどのですね、利息も払い続けていた場所でもございます。こういうことを考えますとですね、この際市が買い取りですね、更地にして、市民が利活用できるですね、多目的グラウンドですね。馬鹿でかいメイングラウンドとか、そういうのだけじゃなくしてですね、広々とした所に、本当、芝は維持管理費が高く掛かりますのでですね、維持管理費の安い人工芝をですね、全面に張りながら、必要な部分だけ人工芝というような形も考えられないことはないと思っておりますけれども、このようなことについてのお考えはないのかどうか、一つお尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） ただいま、芝の方については管理の掛からない人工芝というようなお話がありましたけれども、まず天然芝のすばらしさについてでございますけれども、今年2月ですね、日本サッカー協会の最高顧問である川淵三郎氏の出席の下にですね、多くの市民や関係者が参加された池田小学校においてですね、校庭芝生化の発祥の地という石碑の建立セレモニーが開催をされました。池田小の校庭につきましては、日本サッカー協会が提唱する校庭の芝生化の原型となり、その取組が日本サッカー協会のグリーンプロジェクトとして現在も続けられ、毎年全国の学校や公共施設で芝生化が進められてることについてはですね、本市としてはとっても誇らしいことであると考えております。また、天然芝につきましては、自然の芝生の上で走り回ったり寝転んだりすることで、子供たちの精神を安定させ、落ち着きを与える効果があると言われております。また、人工芝に比べて体への負担が少なく、怪我もしにくいことから思い切ったプレーができると言われております。選手や関係者からも天然芝のグラウンドが好まれていることから、その需要は多く、スポーツ合宿の聖地を目指す上でも天然芝の整備は、大会や合宿誘致等の際に大きなセールスポイントとなります。また、天然芝のグラウンドにつきましては、サッカーの枠を超えてスポーツ療育であるとか、リハビリ等の福祉面等での活用、イベント等でも活用を目指しているところでございます。維持費のみを考えると人工芝のグラウンドは安価ではありますけれども、市としまし

ては整備の目的やグラウンドの活用方法を考慮し、子供から高齢者まで障害がある方もそうでない方も、全ての方に優しく快適に利用していただけるよう、天然芝のメイングラウンド1面と、それを補完する人工芝のサブグラウンド1面、そして多目的グラウンド1面の整備を計画したところでございます。

それと、先ほど現地を更地にしたらというようなことでもありました。一応、これにつきましては必要な部分のみをサッカー場に整備すればとのことでありますけれども、土地の購入でありますけれども、一定の目的を達成するための事業用地であることが起債の条件となっております。施設整備を伴わない部分についての土地購入については、合併特例債の対象とならないことから一般財源で買い戻すことになり、かえって市の負担が増えるということになるところでございます。

なお、昨日の一般質問の答弁の中で、この事業について過疎債の活用も可能であるとの答弁をいたしてるところでありますけれども、その部分についてちょっと時間をいただきまして、詳しく説明をしたいと思っております。本市としましては今回のサッカー・多目的グラウンド整備事業については、平成32年度までの活用が可能であり、財源的にも有利な合併特例債の活用が最善であると判断をしているところであります。制度的には合併特例債でなく、過疎債の活用という考え方もありますが、現実的には国の予算の関係で県に起債申請ができる限度額の設定があります。平成28年度におきましても約18億円の借入申請額に対して、約14億円しか許可が受けられなかったことや、これまで市の道路整備事業等につきましては、過疎債を財源として実施してきており、今後もこの過疎債を財源に計画的に整備していく予定としているところでございます。そのため、仮にサッカー・多目的グラウンドの事業に過疎債を充当するとなると、今後予定をしている道路整備事業等の計画的な実施が極めて困難となり、市民生活に及ぼす影響が大変懸念をされるところでございます。また、過疎債につきましては、平成32年度までの時限立法ということで、過疎法に基づく制度でございます。平成33年度以降もこの制度が継続されるのか、継続になってもこのまま有利な条件で起債できるのかは何も保障されていないところでございます。このように活用が厳しい過疎債の現状と今後の将来負担等を踏まえると、活用期限が平成32年度までで、財源的にも有利な合併特例債を活用することが最善の選択肢であると考えております。いずれは市が買い戻す必要がある土地開発公社の土地も購入ができるなどの理由から、今回の時期を逃してしまいますとこの事業を実施することは難しくなり、今後においても財源的に更に厳しくなることが想定されているところでございます。今回がタイムリミットという形で考えているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） 今、財源についてる述べていただきましたけど、財源でっていう話であればですね、昨日、一昨日の懇談会でもちょっと話が出ましたけれども、日本サッカー協会がですね、各自治体が土地・場所を提供してくれれば、施設については全て日本サッカー

一協会が造ってくれるという事業があるっていうことを知っているかということであれば、総務部長は、はいということを確認をしましたがけれども、こういうの利用すればいろんな制約があったにせよ、土地を提供すれば、後の制約はいろいろ難しいんでしょうけど、日本サッカー協会ですから、日本プロのサッカー協会が常に管理をしながらでも、後の利用についてもほとんどが日本サッカー協会が利用するような形になるのかなと想像はするんですが、こういうのがあるのに、何でその財源財源と言われるのであれば、そういうのを使用しなかったんですか。

○総務部長（有留茂人） 今、井元議員の発言の中で、私が発言をしたというふうなことでございましたけれども、私、その懇談会には出席をしておりませんので、訂正をお願いいたします。

○4番議員（井元伸明） 私の勘違いでしたかね。名前の部分は伏せて、お詫びします。もし、間違いであればですね。であれば、執行部のどなたかがですね、その書類は見たことがあるということをはっきりおっしゃっておられましたけど。

○市長（豊留悦男） この事業でございます。2009年8月3日、これはフットボールセンター整備事業推進事業、JFAグリーンプロジェクト推進という、実はこれはもう終わりました。このときに、指宿市として造ろうということで、いろいろな方々と協議をし、その基本図案を作って提案をいたしました。これは、関係団体にでございます。やはり、このときには様々な問題があるというのは十分認識した上で、もしそういう事業ができればいいなという思いがありました。それは、もちろん競技力向上もありますけれども、世界に誇れる日本のサッカー強化という、ワールドカップ、オリンピックを含めてこれを強くしていこうという事業でございました。こういう事業がありましたので、私は市長になってからJFAの日本サッカー首長会議というのに加入させていただき、様々なところを視察し、又は研修をさせていただきました。どんどんどんどん事業というのは縮小してまいりました。恐らく、鹿児島県のサッカー協会の事業も、JFA、いわゆる日本サッカー協会の事業も、totoの事業も、恐らく徐々に縮小してくるだろうと思っております。ですから、いつやるのか、誰がやるのか、そういうことを見極めながらやらないとなかなかこの事業はできないなど。しかも、多額の経費を要しますので、議員の皆様理解をいただくためには、相当な努力が必要だろうと思ったのも事実でございます。様々な事業の変遷がありましたけれども、現在で可得る最大限の補助事業を活用しながらやらないと、またこれがなくなる、またこれがなくなる。どんどんどんどん事業というのは、パイロット的な事業のときには多くの補助事業として活用できますけれども、今議員がおっしゃったその事業ができたならよかったのになあと、100%ではございませんでした、その事業も。有利ではありましたけれども。そういうことで、これまでの経緯を議員に説明し、回答とさせていただきますところであります。

○4番議員（井元伸明） いろんな事業があるということではありますが、そういうのを活用しな

がらですね、今指宿市もですね、今回予定しているサッカー場を含め、多目的グラウンド、建設費が約23億7,500万円ということでございます。併せて、市民会館の建設費が20数億円という多額の費用が掛かる事業のある中でですね、サッカー場建設もですね、今、他市においてもですね、現在県内にも30数か所サッカー場があるということでございます。加えて、本年も6か所ぐらい新たに建設をするという発表に合わせてですね、鹿児島市もユナイテッドの専用球場と申しますか、ホームグラウンドをですね、整備をするということで前に進んでいるようでございます。こういう状況の中でですね、今後幾ら指宿市がすばらしいサッカー場を造ったにしてもですね、サッカー人口がこのままどんどんどんどん続けばいいんでしょうけれども、人口減少はもちろん進んでいきます。そういう中でですね、すばらしいのは、欲しいのは分かりますけども、今、世の中はですね、ハイブリッドの世の中でございます。車にしても、車の経費が要らないですね、みんな1,000ccクラスの150万円台もすればですね、すばらしい車も皆さん乗っている方が多いんじゃないかと思うんですけども、今サッカー場を造ろうとしているのはですね、昔アメリカで流行った本当にキャデラックの7・8,000ccぐらいのですね、油をまき散らかして走るようなですね、それに等しいようなグラウンドを造ろうとしてるんじゃないかなと、私は個人的に思えて、非常に心配をしている1人でもありますけれどもですね、こういう状況の中でですね、多分サッカー場の建設をする中ではですね、費用の一番掛かる部分かなと思うのは、メインスタンドとか、クラブハウスとかというのが予定に入っておりますけど、このメイングラウンド、クラブハウスの建設費っていうのは幾らでしたかね。ちょっと分かれば教えていただきたいんですが。

○市長公室長（鶴本八郎） メイングラウンドのスタンドとクラブハウスの工事費の概算の見込みとしましては、メイングラウンドの屋根付きスタンド部分が2億2,300万円、それとクラブハウスにつきましては1億8,700万円と見込んでいるところでございます。

○4番議員（井元伸明） このような多額の掛かるですね、場所については、最初からあればよろしいんでしょうけど、指宿にも今言った市民会館も含め、昨日ですかね、ありましたように、学校施設のですね、整備・統合を考えていくと、学校整備にも多額の費用も今後どんどん掛かっていく状況もあり、そういう状況の中でですね、最低限というか、こういう言い方はサッカーをされる方には大変失礼な話だろうと言われるかも知れませんが、最初はそういう形でスタートしながらですね、やっていくべきだろうと思うんですけども、そういうお考えはないんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 今朝の新聞であります。私が目指したのは、2019年度のワールドカップラグビーのキャンプに間に合わせたいと、それが最初のスタートでありました。上田市はこのラグビーキャンプが来たら2,000万円の宿泊費の補助を払ってまでも誘致をしたいと。知名度向上、スポーツキャンプの実績づくりとなり、地域活性化につながるだけだ。ファンが訪れるなど経済波及効果も大きい。それで、先日の地方紙に載りましたように、キャンプの実

際経済効果というのを出力していただきました。指宿は、県内で残念ながら10番に入らなかったわけでございます。ところが、そういう地域であっても宿泊が足りないのです、宿泊場所、断念する地域が出てきたと書いてあります。やはり、造る以上はカメルーンの大分の中津江村、ここはいい例であろうと、国際的な知名度が高まった。今でも観光客が絶えないと。私が目指したのはここにあります。造った以上はそういうPRをしたいと。そして、いつか紹介をいたしました、これが外国のオリンピック委員会に鹿児島県と持って行って、外国に行ってオリンピック委員会を訪問したときの資料であります。指宿はそういう施設ができたならば、事前キャンプをやりたいと手を挙げるところもあるのは事実であります。ですから、これに対しては私のマニフェストとしてどうしてもやりたいのだと。この中に、鹿児島、鹿屋、薩摩川内、霧島、指宿がございます。しかも、食べ物、農産物もここに置いてあります。これが指宿市の写真ですけども、先日、サッカー場そういうのはできたのかという、そういうあれもありましたけれども、まだ計画中だと言ったら、いつできるのだと。つまり、最終的にはまだ予定がないのだしたら、ほかの所にといいものもあるのも事実であります。先日、福岡の領事館にもまいりました。本当に造ったならばどうするか。これは全身全霊をもってその活用方法というのは頑張りたいというのが、私の今の偽らざる気持ちなわけです。ですから、これにはマニフェストに掲げ、是非造りたいと。造るのだったら外国のチームが来て、また来たいというような施設を造りたい。いわゆる、議員と逆方向の考え方なのかもしれませんけれども、議員の思いも分かります。しかし、今後どうするのか、あのときこうすればよかったという、もしあのときという、ifという字がないように私は頑張りたいと思って、提案をさせていただきました。どうか、議員の皆さんにもそのところを御理解いただき、皆さんの意見を取り入れますので、つまり少ない経費になるように努力をいたしますので、是非協力をして、御理解していただければありがたいなと思っております。

○総務部参与（中村孝） 先ほど、サッカーのグラウンドについて土地購入から全てグラウンドまで造ってくれるという事業はないのかということでございましたけれども、日本サッカー協会の方に確認をしておりますけれども、千葉県の方ではそういう事例があるようでございますけれども、特異なケースとして、サッカー協会の方では都道府県フットボールセンターの整備として一部、助成金を出してくれる事業はあるとのことでございます。本市もこの事業については、申請をしたいという形で考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） あらゆる経費が安くなるような方向ですね、頑張ってくださいのは当然でありますけど、もし今市長が熱く語られるようにですね、そういう本当にこれから指宿は夢がある、造ればこういう制度がありますよってということがあればですね、当然、民間の方々もですね、当初で申し上げましたようにおいしい事業、いい目指す事業があればですね、当然民間の事業も、参入が当然だろうと思うんですけど、こういうのに、市長としてで

すね、民間事業の活用というか、相談したり、今後相談をしたりということは考えていないのか、お尋ねをさせていただきます。

○市長（豊留悦男） いわゆる民間的な経営手法を用いた運営というのは考えていきたいと思えます。一例として、ネーミングライツであったり、そして運営の仕方であったり、それはこれまでのスポーツ施設の経営の参考例、成功の参考例を基に、できるだけ経費が掛からないように、そして最終的には市民が造ってよかったという施設だろうと思えますので、そういう意味で今後研究をし、また出来たあかつきにはその運営方法というのも納得できるような方法を考えたいと思えます。

あと一つ、これだけは是非言わせてください。サッカー場というのが、単なるサッカー場と考えているではありません。これは、老人ホームの隣でサッカー場を造っている例があります。つまり、高齢者福祉、高齢者を元気にするために、今サッカー場というのは活用されている。是非、機会がありましたら行ってみてください。すばらしい取組であります。寝た切りのお年寄りが、子供たちが一生懸命サッカーをし、ボールを追いかける姿を見て、手足を動かさなかった人が、子供の頃に返って手を動かした、足を動かした。グリーンホームという、これは私の所にあります、千葉県市原市北893の1。ここはお年寄りのためにもサッカー場を造って、子供たち、大会を開いてそれを見せることによって、機能が活性化するという、これも一つに考えております。やはり、私たちは高齢社会に向かって、どういう課題解決の方法があるのかということで、このサッカー場も一つの方法として取り入れられないか、あの界限は生きがいつくりの場であり、子供たちが夢をつくる場であり、そして市民触れ合いの場である、そういうことを考えながら企画をいたしました。やはり、これについては十分、市民や議員の皆さんにも説明が足りなかった、そういう意見をいただければ、正しくこれは私の行政手法のまずさだろうと思えます。ここで、その件については申し訳ないと謝りますけれども、この意図というのにつきましても、議員の皆様方に本当に分かっていたいて、よしそれだったら造ろうという、そういうことにならないとなかなかうまくいかないだろうと、今でも危惧をしております。ですから、今日の井元議員の質問に関しては、いよいよ私も2期で終わりでございますので、どうなるか分かりませんが、マニフェストに描かれたこの夢だけは実現をしたいという私の思いで、担当部長じゃなくて私が主に答えさせていただいた、その主な理由でございます。

○4番議員（井元伸明） 今、こういうのを含めてですね、先ほどいろんな経費の掛からないということで、有留部長に私が書類をあるということで答弁をしたら、そういう私は行ってないということでありましたけど、今これ、有留部長はそういうことの、書類を見たことがあるということで答えておりますので、もう1回確認して訂正をしてください。行ってないとか、見てないとかいうことを言うておりましたけれども。

○総務部長（有留茂人） 議員がおっしゃったのは昨日、一昨日の議員懇談会ということでおつ

しゃったので、そこには私出席をしてないので、出席をしてません、発言してませんと言ったところ。その前の懇談会の中でそういう話を聞いたことがあるかということで、問われたときに、そういう話を聞いたことはありますということでお答えさせていただいております。

○4番議員（井元伸明） あんまり正確性がなかったかも分かりませんが、そういうのは正確に答えていただきたいと思います。

それとですね、今耐震補強の問題について、県が一定の基準というか公表をされておりますけど、その中で指宿市のホテルがですね、幾つかあるというふうに聞いておりますけど、国もいろいろな補助はあるやには聞いておりますけれども、これを補助をするためにもですね、地元の自治体、指宿市もですね、それなりの負担があるということで、昨日はなかなか難しいという話でしたけど、宿泊の確保を含めてですね、経済効果を上げるためにはですね。

○議長（松下喜久雄） 井元議員、時間まいりました。

○4番議員（井元伸明） 市もそれなりの。終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 皆様、こんにちは。3番、恒吉太吾です。9月に入り、朝晩涼しくなり過ごしやすくなってきましたが、日中はまだまだ暑い日が続いています。今年の夏も暑い日が続きました。そんなときには、やはりそうめん流しが恋しくなって、私も家族や友人と幾度となく出掛けました。また、先日は外国から来た友人と一緒に行ってまいりました。近隣の観光地を巡り、その後に食事のために訪れましたが、数10台が並ぶ圧巻のそうめん流し機の迫力に感激した様子で、とても喜び楽しんでいました。日本だけでなく、海外のサイトでも有名な唐船峡。友人もサイトを見てどうしても行きたいと一緒に訪れました。指宿が誇るすばらしい観光地の一つです。今回は魅力ある観光地づくりという観点から一般質問を行いたいと思います。

まず、市営唐船峡そうめん流しについてお聞きいたします。過去3年間、平成26年から28年の年間利用者数、営業状況について。職員人件費も含めた中での営業利益、営業利益率についてお聞きし、1回目の質問といたします。

なお、体育施設等の活用については、2回目以降質問いたします。

○市長（豊留悦男） 唐船峡の経営状況等についてお尋ねをいただきました。今年の夏も多くの方々においでをいただきました。そして、今年特に目立ったのはインバウンド、つまり海外

からの観光客でございました。この地は指宿の観光の核として、目玉として、国内外に有名な施設でもございます。運営状況等につきましては、やはりこの地が市にとってもプラスになるような観光地であってほしいと願っております。平成29年1月は、利用人数等まず申し上げますけれども、7,665人、2月が5,224人、3月が9,762人となっているところでございます。過去3年間の利用者数は平成26年度16万5,755人。翌年、27年度17万202人。28年度が17万8,974人となっております。この数字からも、この唐船峡というのは指宿観光の核となる施設として、運営を含めて努力をしまっている所存でございます。以上でございます。

○産業振興部長（上田薫） ただいまの質問は営業利益率ということであったかというふうに思っております。3年間の実績としまして、平成26年度は1.9%。それから、平成27年度はマイナスの2.6%。それから、平成28年度は2.7%となっているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。順番を変えて質問したいと思います。

まず、体育施設等の活用について質問させていただきます。市の広報誌にもですね、掲載されておりましたが、サッカー・多目的グラウンドの基本計画についてお聞きしたいと思います。その中で、まず多目的グラウンドに健幸広場、まだこれは仮称だと思いますが、それを造り、子供から高齢者まで利用できる健康遊具を設置とありました。子供たちが心置きなく楽しめる芝生広場や遊具の設置についてお聞きしたいと思います。現在も本市においては多くの公園があり、またたくさんの遊具があります。しかし、それぞれが老朽化が進み、一番遊びたい盛りの子供や幼児がその遊具が大きすぎたり、難易度が高いために遊びにくい、使いにくい、危険度が高いものが多数見受けられます。そこで、今回この広場に小さな子供が遊びやすく、わくわくするような楽しい大型の遊具を設置し、併せて安全面を考慮して芝生広場を造ることができないでしょうか。答弁をお願いします。

○総務部参与（中村孝） 今回、策定いたしました指宿市サッカー・多目的グラウンド基本計画の中で、多目的グラウンドにつきましては子供から高齢者まで、障害がある方もそうでない方も誰もが車を駐車してすぐにどこからでも芝生の広場に入れることを第一に考え、駐車もできる5m程度の幅を持った一方通行の周回道路を設けたところでございます。また、市民利用の促進といった視点から、健幸広場を設け、健康遊具等を設置する計画としております。本計画における施設整備の目的を三つ掲げておりますが、その中の一つが次世代を担う子供たちの育成でございます。また、基本計画概要案について、パブリックコメントを実施したところ、広場内の子供用の遊具に関する4件の意見をいただいたところでございます。今後も意見を参考にしながら、実施設計の中で子供用の遊具等の設置やエリアの確保も含め検討してまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） はい、是非ですね、遊具もですね、細かいのじゃなくて、しっかりたくさんの子供たちが遊べるような大型の遊具を設置してほしいと思います。あと、この健幸広場というネーミングじゃなくてですね、子供たちが気兼ねなく遊べるように、保護者も含

めてですね、そのようなために健幸広場っていう名前じゃなくてですね、もう分かりやすく子供広場と付けた方がいいんじゃないかというふうに思っております。指宿の宝である子供たちの未来のためにですね、しっかりとこの子供広場と名付けて整備してもらいたいと思います。

今、周回道路を造るということでありましたので、そうなるそうですね、子供たちの飛び出しの問題、出てきます。そういったところで柵を設けたりフェンスを設けて、思いっきり遊べるようなですね、広い広いスペースをこの子供たちのために確保すべきというふうに思っています。またですね、せっかくそういうフェンスを造るのであれば、ペットとして犬や猫の入場もですね、あるかもしれないんですが、糞であったりとか、中にはそういったペット、犬や猫に対してアレルギーがある子たちもいると思いますので、そういった動物に対しても入場制限ができないかなというふうに思っております。併せて、子供たちが使う広場です。全面禁煙にできないものか。ネーミング、まず子供広場って付けられないものか。そして、広いスペースの確保、そして子供広場に限ってですが、ペットなどの入場制限、全面禁煙、これができるか答弁をお願いします。

○総務部参与（中村孝） ただいま、子供広場についても広いスペースをとということでございます。子供広場の遊具設置等の検討も併せまして、子供が安心して遊べるエリアをですね、どのように確保できるのか、今後、実施設計の中でですね、検討してまいりたいと思います。また、グラウンドの駐車場の部分につきましてもですね、子供の安全面とかっていうのも十分検討してまいりたいと思います。それと、あと犬・猫等のペットの部分についてもですね、今後先進事例等も参考にですね、施設の管理基準であるとか、使用条件等についてもですね、今後検討をしてまいりたいと考えております。

あと、禁煙の部分と子供広場のですね、ネーミングでありますけれども、この多目的グラウンドの中にもですね、子供エリアとか健幸広場エリアとか、イベントエリアという形で様々な機能を備えるようにしておりますので、そのネーミング等についてもですね、今後検討してまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 一体型にすると、どんだん子供たちのスペース、浸食されていく事案が指宿市の公園でも見られてるのかなと思っておりますので、しっかりとですね、スペースについては確保していただきたいと思います。

次はですね、開聞総合グラウンドについてお聞きします。まず、改修計画についてお聞きしたいと思います。2020年の鹿児島国体では、開聞の総合グラウンド、成年女子ソフトボールが開催されます。視察などにおいてもですね、グラウンドコンディションについて相当厳しい条件を課されていると思っております。これから、国体に向けて、まずグラウンド、そしてフェンス、それから駐車場の改修などの計画はどうなっているのか、スケジュールについてお聞きしたいと思います。

○教育部長（長山君代） 開聞総合グラウンドの改修につきましては、平成30年度に表層土の入替と防球ネットの設置を計画しているところでございます。また、駐車場につきましては草スキー場跡地に300台程度が確保できる駐車場を計画しているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、計画に沿ってすばらしいものを、グラウンドであり、フェンスであり、造っていただきたいと思います。

次にですね、今あるトイレについてお聞きしたいと思います。現在でもたくさんの試合がああグラウンドで行われておりまして、特に少年団のソフトの試合、20数チーム来たりということがありますが、トイレがとても混雑しております。さらに、ほとんどが和式で、男子トイレには洋式もないように思っております。和式に慣れていない子供も多く、我慢したりわざわざ階段を上ってアリーナの方まで行かなければなりません。これから、2020年、国体もあります。その後には障害者スポーツ大会もグラウンドソフトボールですが、予定されていると思っております。私もですね、この障害者スポーツ大会、グラウンドソフトボールを岩手県の方まで視察に、昨年行かせていただきました。行ったからこそ、このトイレの重要性ってのがよく分かっているつもりであります。今ですね、グラウンドには2か所しかトイレがありません。障害者スポーツ大会、これ視覚障害者の方が行う大会であります。ソフトボールは、こういった方が使う多目的トイレの設置というのも喫緊の課題ではないかというふうに思っています。仮設でですね、対応するのではなくて、多目的トイレの設置、また洋式化はですね、絶対に必要だと思っておりますが、今後新たにですね、改築する考えはないのか、お聞きします。

○教育部長（長山君代） 開聞総合グラウンド内には今、議員がおっしゃいましたようにトイレが2か所ございます。障害者用トイレも1か所あるところでございます。トイレの洋式化につきましては市内公共施設全体の課題でもありますので、今後検討する必要はあると考えているところでございます。なお、国体開催時には洋式を備えた仮設トイレも設置する必要があると考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 国体は仮設でいいと思うんですが、その前半には国体前のプレ大会、リハーサル大会、本番の国体、そして障害者スポーツ大会。さらにはですね、このすばらしいグラウンドができると大きな大会、全国大会も既に内定されていると聞いております。そういったのがどんだんどんだん来る状態、そして合宿などもですね、多く来るような状態になると思いますので、とてもじゃないけど仮設では対応できません。再度になります、もう一度になります、改築する考えはないのか。せめてですね、皆さんが使いやすい多目的トイレの開設ができないものか、お聞きしたいと思います。

○教育部長（長山君代） 現在のところ、多目的トイレの新設というものは計画の中には入っているところではございません。今後、必要があればまた、そちらも含めて調査、研究しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 検討，その前に調査，しっかりしていただいて，必要なものでありますので，是非お願いしたいと思います。

もろもろ，改修計画についてお聞きしておりますが，次はですね，改修後のあのグラウンドの運用ルールについてお聞きしたいと思います。私もソフトボール協会におったりとか，よく少年団のソフトボールの試合も見学させていただいております。そこでですね，よく私が目にする，気になるのが煙草の問題がございます。吸い殻がですね，グラウンド内のいたるところに落ちていたり，それだけではなく，子供たちが見ている前で側溝に吸殻を捨てる，そういった大人もおります。注意しても注意しても，見えないところで行っているの，相当な量が側溝の中に入っているのではないかというふうに思っています。そのような行為というのはですね，青少年健全育成の面からもあまり好ましいものではありませんし，これから国体をはじめ大きな大会が来る，とてもとても大切な，神聖なグラウンドになっていきます。そういった中で，これからグラウンド内はもちろんですが，観客席も含めて開聞の総合グラウンド，全面禁煙できないものか，お聞きしたいと思います。また，併せてですね，これからすばらしいグラウンドができるんですが，現在はイベントがあつたりお祭り，そうめん祭ですかね，あると，あそこが臨時駐車場として使われております。今後はですね，グラウンドコンディションをしっかりと守るっていう観点からも車が乗り入れるような使われ方は絶対してほしくないと思うんですが，せっかくすばらしいグラウンドができます。総合グラウンドのまず全面禁煙化，そして災害などの緊急時は例外としますが，それ以外の車の乗り入れを禁止できないか。改修後です，ルールができないか，お答えください。

○教育部長（長山君代） 全面禁煙化の件についてでございますが，確かに煙草やごみのぼい捨てなど一部のマナーを守らない方がいるようでございます。今後もより一層ごみの持ち帰り等の注意喚起を促しながら，競技場内での全面禁煙化についても検討してまいりたいと考えているところであります。

開聞総合グラウンド改修後は，国体開催を契機に駐車場を新たに整備をいたしますので，駐車場としては開放しない方針で考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非，全面禁煙化と車の乗り入れ禁止，この二つは徹底して行っていただきたいというふうに切に願っております。

次はですね，ふれあいプラザなのはな館の活用についてお聞きします。先ほどもですね，広場であつたり遊具の話，多目的グラウンドでしたが，今回このなのはな館に関しましては屋内，部屋の中ですね，そういったところの観点から広場，遊具が設置できないかという点で御質問させていただきます。やはり，先ほども申しましたが，老朽化したり，使いにくい公園であつたり遊具が多い中で，それとは別にですね，雨の日であつたり夏の暑い日っていうのはなかなか，ちっちゃな子供がいると外で遊ぶことができません。私も同年代の保護者に聞くと，そういった日，どこで遊んでるんだろうと思うと，私も子供が小さいときは

そうでしたが、鹿児島市のショッピングセンターに出掛けるんですよね。そこが、空調も効いてる、雨が降っても関係ない、楽しいってところがですね。そういったところがあって、指宿はもう雨の日に遊ぶ所、出掛ける所がないよねっていうような声をよく聞くことがあります。またですね、先ほど暑い日も言いましたが、雨の日、また熱中症の危険のある暑い日、風の冷たい冬の日もあります。もし、屋内にですね、子供たちが遊べる広場、また先ほどからしてますが大型遊具がですね、あればわざわざ鹿児島市内まで出掛けなくてもいいし、年間を通じてですね、思いっきり子供たちが遊ぶことができます。なのはな館の利活用の一つとしてもですね、屋内広場や屋内の大型遊具の設置ができないのか、お聞きしたいと思います。

○総務部参与（中村孝） ふれあいプラザなのはな館の利活用につきましては、平成26年度になのはな館利活用構想検討委員会を設置をしております。そして、利活用についてのアイデアとかその実現に向けた検討を重ね、利活用プランを市に提出していただきました。それを受けまして、市では平成27年3月にふれあいプラザなのはな館利活用構想を策定いたしました。利活用構想では諸施設を活用して子育て広場的な活用や子供を対象とした各種教室などの支援なども実施事業案として挙げているところでございます。現在、来年4月から県から受けました譲与施設の再開、市の部分になりますけれども、再開に向けて、現在健康福祉部であるとか市民生活部、教育部をはじめとして全庁的に各部局で検討されたなのはな館での様々な実施事業案を取りまとめているところでございます。屋内の施設についてもいろいろ諸室がありますので、その中で子育てサロンのような活用案についても検討を始めております。なのはな館につきましては、利活用構想でもみんなの集う健幸交流広場として位置付けておりますので、子供たちが集い、楽しめる場づくりについても今後目指して、来年の4月のフルオープンに向けて、いろいろ場づくりについても目指してまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） とても前向きな答弁というふうに受けましたが、子育てサロンであったり、いろんな保護者の相談ができるという意味、もし仮にです、なのはな館にそういった施設ができるのであれば、今離れにあります、離れなのかな、センターがありますが、ああいった機能をですね、なのはな館の方に持っていくことができないものか。保健センターですね、すいません。どうしても一体型にした方がですね、子育て支援の観点からも一緒にあった方がより良い相談ができたり、スムーズな関わりができると思いますが、その点はどうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 子育て世代包括支援センターにつきましてはですけども、妊娠、出産。

（「保健センター」と呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（前園千秋） 妊娠、出産、育児期の多様な支援のニーズにワンストップで対応するものであります。平成32年度を目安に、市町村は設置に向けて取り組むこととされてい

るところでございます。また、県内におきましては現在19市のうち8市が設置をしているよう
でございます。保健センターにつきましてですけれども、本市の現状としましては、母子
保健と子育て支援の部署が連携を図りながら、妊娠期から子育て期における支援を行って
いるところでございます。これらの支援を一元的に行うワンストップ拠点、子育て世代包括支
援センターの設置につきましては、今後他市の状況等を調査、研究しながら、併せてなの
はな館の利活用につきましても関係部署等を交えて検討してまいりたいと考えているところ
でございます。

○市長（豊留悦男） ただいま、担当部長も答弁をいたしました。現在、なのはな館に足を運び
ますと、スケボーをしている子供たちとか、あの雨の降らない、いわゆる北側と南側の通路
は雨は降りませんので、あそこで遊んでいる子供たちがたくさんおります。今、議員から提
案がありましたように、あそこが雨が降っても遊べるような、例えばコンビネーションジム
みたいなのを造ると、恐らく多くの親子で賑わうだろうと思っております。あと一つは、視
聴覚室、いわゆる映画が鑑賞できる部屋があります。250名程度でしょうか。雨が降ったと
ときにはドラえもんの映画を流すとか、例えばお年寄りについては、毎週水曜日には寅さん
の映画を流すとか、そういう交流の場としても活用ができるのではないかと。今、貴重な御意見
をいただきましたので、子供が楽しめる場としても活用できるのかなと、新たな構想に感謝
をいたします。やはり、今後この施設をどうするのかっていうのは広く市民の考えを取り入
れながら、私が先ほど申しましたなのはな館も、それからいわゆる市民会館もでしょうけ
れども、よかったと言えるような場になるように、一緒になって考えて、その構想を練って
いけたらと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 市長の方からも前向きな答弁、ありがとうございます。

やはりですね、子供たちは指宿の宝でありますので、この子供たちがこの町を好きになる
ような、この町を忘れられないような施設を造っていただきたい、改修していただきたいと
思い、次の質問に入ります。

次は、魅力ある観光地づくりについてお聞きしたいと思います。26年、営業利益率
1.9%、27年がマイナス2.6、28年が2.7%と。改めてになります。職員人件費も含ま
れておりますでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） はい、入っております。

○3番議員（恒吉太吾） ちなみに、この、今パーセンテージはいただいておりますが、これ
金額で表すとどういったふうになるか、お答えください。

○産業振興部長（上田薫） 営業利益率に関わるこの数字ということでしょうか。26年度が439
万2,065円の黒ということで、1.9%の利益率が出ております。それから、27年度、これは
563万7,622円のマイナスということで、2.6%のマイナスということでございます。それか
ら、28年度が611万4千円のプラスということで、2.7%の利益率が出てるということござ

います。

○3番議員（恒吉太吾） 今の数字を見ますと、かろうじてって言いますか、しっかりと頑張っ
てらっしゃるんだなというふうに思いますが、市としてですね、これまでもう少し売り上げ
を上げたりとか利用者を増やすためにどのような取組をされてこられたのかについて、お聞
きしたいと思います。

○産業振興部長（上田薫） これまで、唐船峡といたしましては、指宿市の観光ビジョンという
ことも5年前に制定されておりますけれども、観光全般におきましてそのビジョンを推進し
ているところですが、唐船峡といたしましてもこの推進を同様に踏襲するということ
から、お客様に合わせたサービスの提供、それから広域観光の推進、それと観光情報の一元
化、それとアジア圏域に係るインバウンド関係を意識した戦略的なPRを行っているところ
でもございます。

○3番議員（恒吉太吾） 観光ビジョンに照らし合わせて推進ということですが、あそこは市
営、営業、経営している観点という、商売をしてるわけですね。そういった観点からし
て、当然KGI、設定されてると思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。ま
たですね、KPIとして目標売上金額、客単価も設定しているはずですので、併せて答弁を
お願いします。

○産業振興部長（上田薫） 当然、サービス業ということでその利益率を上げるようにしている
ところでもございますけれども、あくまでも指宿市の特別会計の中でのそのサービス業であ
りますので、多くの利益というのは想定、そうするとその単価についても下げないといけな
いということもありますけれども、これまでその冬場の関係で時間を短縮しての営業をし
たりとか、それと人件費をですね、少しでも下げるような努力をしたりとか、そういうこと
で営業利益というのを向上するにはしているところでもございます。

KPIですけれども、これまで唐船峡といたしましては、先ほども言いましたようにその
特別会計ということでもありまして、独立採算制ということもございます。また、その目標
につきましても、先ほど言った観光ビジョンに照らし合わせて誘客、利益率が、利益が向上
するように努めているところでもございます。その中でですね、平成26年度の利用客といた
しましては16万5千人。それと平成27年度が17万人と。平成28年度が17万8千人というこ
とで、少しずつ利用客も増えてきてございます。その意味からも、2020年度には東京オリ
ンピック等もございますので、それを国としても目標に数値を設定してるところでもござ
いますので、この平成28年度のこの17万8千人が少しでも多く、来客するように努めてい
きたいと思っております。ただ、この数字につきましてはですね、私個人の考えといたしましては、
20万人をですね、できるだけこの2020年度までに達成するようには、その方が目標として
いいのかなというふうには、ちょっと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 全然KGIとKPIについてはお答えしていただけてないんですけど

も、目標売上金額、人数はありましたけど、目標売上金額だったり客単価設定ってしてないんですか。質問に答えてもらいたいです。

○産業振興部長（上田薫） 売上金額につきましては、実績としてはここに手元に数字は持っておりますけれども、あくまでもその次年度以降の数字につきましては当初予算のときにですね、その利用人数とそれに合った原材料費、それとその収入等を勘案しまして、当初予算の中でその毎年の推移をというか、設定をしてるところでございます。先ほどのKPIということで、目標達成をしてるかという質問もございました。これまでもいろんなその事業をしてるところでございますけれども、例えばその多言語で作ったパンフレットとかですね、それとか、その観光課とそれと観光連盟と何かと連携しての香港、台湾などの旅行エージェントの周知、そういうプロモーションですね、それから誘客につけた周知、それからホームページ等での情報提供ということで、いろんな情報、そのPRを行った結果、年々その利用客等も増えておりますので、目標は達成してるんじゃないかなというふうにはちょっと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 全然、訳分らないんですけども、私が言い方が悪いのかな。また、そうめん流しをして何を最終目標として、何を成果として考えているのか、お答えください。それがKGIとKPIということになると思うんですけども。分かりやすくお願いします。

まず、数値を言ってくれないわけでしょう。

○産業振興部長（上田薫） ちょっと反問権を使っていただいて、今の内容ですけども、その事業の推進、若しくは数字ということでの問い合わせでしょうか。

（発言する者あり）

（「反問権を許可したの」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの産業振興部長の発言につきましては、許可を与えてありませんので、取消しという事で処理させていただきます。

改めて答弁願いたいと思いますが、休憩が要るようでしたら、要求してください。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時58分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（上田薫） それでは、先ほどのK P Iというか、達成指標というか、それについて答弁をさせていただきます。唐船峡につきましては、事業収入につきまして過去3年間のですね、収入平均値を基に当初予算を編成してるというところでございます、平成28年度を申し上げますと、その平均値の、28年度実績がですね、2億1,872万3千円であったことから、実績としまして、2億2,769万4千円ということで、4%増ということで、目標を達成しているところでございます。それから、客単価につきましては公設民営ということもありまして、A定食、B定食をメインに。

○議長（松下喜久雄） 公設民営おかしい。

（発言する者あり）

○産業振興部長（上田薫） すいません、公設公営でございますので、隣接する民間事業者の単価に並んだ形での単価設定をしているところがございますけれども、市営そうめん流しということでは、A定食、B定食をメインにお客様に提供をしております。定価の価格はほかの2店舗と変わりませんが、ほかに単品でマスの唐揚げやマスのたたきなどを提供して、客単価をですね、上げるような努力をしているところがございます。よろしいですか。

○3番議員（恒吉太吾） 単価は設定されてないんですか。

○産業振興部長（上田薫） A定食はですね、1,650円。B定食は1,340円でございます。

（発言する者あり）

○産業振興部長（上田薫） 1,300円で設定しているところがございます。

○3番議員（恒吉太吾） 客単価1,300円、今マスを何か切り売りするっていう話をすると、B定食で1,340円するんですけど、安くなってますけど、大丈夫ですか。客単価の設定が間違ってるんじゃないですかね。

○唐船峡支配人（井手久成） A定食、B定食は先ほど申し上げたとおりですけれども、単品で頼まれるお客さま等もおられまして、全体として1,300円程度を目標に営業をしております。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。時間はかかりましたが答弁いただきまして。実は、私はですね、今日は誕生日でございます、心穏やかにしたかったんですがそういうわけにもいかず、ここからは普通にいきたいと思います。

今、K G I, K P I, 長きにわたって回答をいただきましたが、今後ですね、しっかりと設定をすることはできないのか。これ、公設公営であろうが何だろうが、必ず必要なものと思いますが、その認識があって今後設定するお考えがあるかないか、お答えください。

○産業振興部長（上田薫） 公設公営ということでございますけれども、日本の人口がだんだん減ってくる中で、それに合わせてそのいろいろ、外食産業も発展をしてきております。その中で、唐船峡につきましても努力をしているところですが、年々その利用客が今まで少なかったわけですが、その少なかったことを上昇させるために、最近もこの近年、

利用者、それと営業収益等を努力して上げているところをごさいます、その上げてること
に對しまして、3か年平均で次年度というか、当初予算を編成しておりますので、その上げ
ることが目標ということで設定をしていきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） あんまりここはですね、深くはしたくはないんですけども、聞けば聞
くほど、その何でしたっけ、今、ちょっと上げるっていう話じゃないですけど、そのK G I
としてかなり不明瞭な感じがするんですが、その点、どうでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） K P I といったら目標数値ということで、例えば2%増、3%増とい
うことで、通常使われるわけですけども、先ほども言ったようにこの年々、外食産業が普
及する中で、このそうめんということで一生懸命頑張っているところをごさいます、その
下がらないようにするのが最低でも必要だろうということで、その下がらないことが逆を言
えば増えているというふうに置き換えるとですね、それに合わせて、人数、金額等、売上等
伸びてるということはそれだけ努力してるということで、そのことに対して目標を達成して
いつてるんじゃないかというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） これからですね、しっかりと目標設定をして取り組んでいただきたい
と思います。いろいろな、今聞きますと、売上向上のためにたくさんの取組をされてるって
いうふうにお伺いしましたが、先ほど冬季メニューに関してもちよっとお話出たと思いま
すが、あまりですね、これ売上げに寄与してない、冬場の営業自体がですね、経営を圧迫して
るっていうふうに思ってるんですが、まず閑散期、11月からですね、2月の全体に占める売
上比率はどうなってるのか、過去3年分で構いませんので、お示しいただきたいと思いま
す。後ですね、これはいいですね、先ほど数字はいただきましたので、この1点、答弁をお
願いします。

○産業振興部長（上田薫） 営業時間が午後3時となる11月から比較的用户の少ない3月までの
5か月間を閑散期として申し上げますと、平成28年度の利用者は3万3,178人で、年間利用者
に対する割合は19%となっているところをごさいます。事業収入につきましても4,002万円
で、年間事業収入に対する割合は18%となっております。

○3番議員（恒吉太吾） 今の話、3月までって、3月は閑散期になりますかね。もう一度答弁を
お願いします。

○産業振興部長（上田薫） 春の行楽シーズンということで、3月の下旬から4月にかけて段々増
えてきておりますけども、その3月の中旬辺りまでまだ少ないということで、営業時間がそ
の少ない、期間が短いということでこの時期を閑散期として位置付けているところをごさ
います。

○3番議員（恒吉太吾） 私が見た書類、唐船峡の周辺整備事業計画などでは2月までになっ
てるんですが、もう一度答弁をお願いします。

○唐船峡支配人（井手久成） 先ほど言いましたように、3月の中旬ぐらいまででデータを取っ

ております。春分の日を過ぎましたら、春休みになりましてお客様が増える関係で、私どものデータといたしましては本日は3月までで作成しているところです。御了承いただきたいと思えます。

○3番議員（恒吉太吾） 私は閑散期、2月までと思ってましたので、3月のそのちょっと売上げが上がったところは抜いていただいでですね、純粹に11月から2月までのデータをください。

○唐船峡支配人（井手久成） 後もつての資料提出になりますが、御了承いただきたいと思えます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時12分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○唐船峡支配人（井手久成） 後もつての資料というふうに申し上げましたけど、平成28年度の11月から2月までの数字で申し上げます。利用者数は2万3,416人で、年間に占める割合が13%。それから、事業収入に対しましては2,799万9千円で、全体の収入に占める割合は12%となっております。

○3番議員（恒吉太吾） ようやく数字出てきましたが、今ですね、年間、この本当の今私思っている閑散期、11月から2月ですが、利用者が月間で4千人、1月が7千人、2月が5千人ですが、今おっしゃった1,300円っていう客単価設定しても500万から600万の売上げなのかなというふうに、それぐらいしかないのかなと思っておりますが、冬の営業を止めればですね、すぐにでも黒字になります。なぜ、閑散期も営業を続けなければならないのか。年間通じてですね、先ほど利益率出てましたが、ちょっと利益が1%出たり、2%出たりっていうことありましたが、年間を通じてペイできるからいいっていう話じゃないと思うんですよ。閑散期の営業を止めたらそれだけ利益が残る。とつても分かりやすい話なんですけど、その点、どうでしょうか。営業を休止できない何か特別な事情があるのであれば、分かりやすく答弁をお願いします。

○産業振興部長（上田薫） 唐船峡そうめん流しは昭和37年6月に開設以来、55年の間、回転式そうめん流し発祥の地として市民をはじめ、国内外の多くの皆様に愛され、親しまれてまいりました。平成になりましてから、平成28年度末までの利用者は累計で630万人を超えているところがございます。これほどまで長く親しまれている施設はほかになく、その知名度、情報の発信力には大きなものがあります。コンビニエンスストアやファーストフード店などの外食産業の発展により、厳しい経営環境にはありますけれども、冬場の時期でも月に1千人を超える外国人観光客にお越しいただいておりますので、経費節減やサービス向上に取り組み、市営唐船峡そうめん流しというブランドの味を守りながら、指定管理者制度も視野に

入れて、当面は直営で年間を通じて安定経営が図れるよう、経営努力してまいりたいと考えております。

○3 番議員（恒吉太吾） 部長の覚悟はよく分かりました。では、そこらに付随してたくさん質問させていただきます。

まずですね、冬季の売上げアップのためにどのようなことをしているのか、お聞きしたいと思います。たまにですね、広報にも冬季メニューが載っていますが、あれが載ったぐらいですね、わざわざあの、昨日同僚議員からもありましたが上り下りたいへんな階段を使って行くでしょうかね。あの階段上り下りしてまで食べに行こうとは、冬場にですね、思わないと思うんですよね。まずは、知ってもらうためにそういったメニューがあるということ、そうして実際に食べてもらうことが必要になってきますが、これまでにですね、市内外のイベントへの出店はしたことがありますでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） 市内外、料理の出店というのはしたことはございません。

○3 番議員（恒吉太吾） 何でしないんですか。営業努力しましょうよ。なぜしないんでしょうか、理由があれば。特殊な何か事情があるんでしょうかね、教えてください。

○産業振興部長（上田薫） 今までも、ホームページ、それから先ほど言った各ホテル関係を回って営業をしております。それと、いろんな雑誌等にも掲載をして、この料理については掲載をして、皆さんに来ていただくようにしております。また、一方でまたその取材等も受けまして、いろんな分野で唐船峡の周知をしているところでございまして、これまでもその料理の出店というのをしてこなかった経緯もございまして、そのPRだけをしていたということでございます。

○3 番議員（恒吉太吾） そのやり方が間違ってたってことじゃないんですかね。営業努力していないのと一緒ですよ。

この冬季メニューを食べるにはやはり冬ですよ。指宿、大きなイベントがたくさんあります。1月、菜の花マラソン、菜の花マーチ、12月には産業まつり。今、データを見るとですね、去年は受付だけで1万5千人、菜の花マラソン。菜の花マーチも6,300人ですよ。民間の方はたくさん出店されてますよ。産業まつりは県のホームページから見ますと3万人の来場ってなってます。これ、すごい多いんですけど、皆さん民間の方、出しているのに、一番売上げなくて、いけんしようもなくなっている状態のそうめん流しが、なぜそういう所に出店するっていうことを考えなかったのか、今まで。もう一度、答弁ください。これから、する気ないのか、併せてお願いします。

○産業振興部長（上田薫） 確かに、菜の花マラソン、それから菜の花マーチ、いろんなイベントを指宿で開催をしております。そのイベントにつきましては、当事者だけじゃなくて、家族とか友人、その他もろもろが来られますので、そういう方々のその受入先じゃございませんが、昼間唐船峡で昼食を取ったりとか、そういうことで今のところ、そういう状況で受入

態勢としてやっております。また、今後につきましてはですね、出店も含めてまた検討をしていきたいというふうに考えております。

○唐船峡支配人（井手久成） 冬メニューにつきましては、各家庭にカラー刷りのチラシを昨年度、配布したり、また入り口の所や指宿駅構内に冬メニューという形でポスターを掲示したりしております。御指摘のとおり、今後イベント等でもということでもありますけど、現在は菜の花マラソンの次の日に来たお客様に走られましたかということをお聞きして、走ったという方がおられましたらぜんざいを無料で差し上げて、今年は50人程度の方に提供できております。今後は菜の花マラソンにおいても唐船峡のチラシを冊子の中に入れてですね、その中で何か提供できるものはないか、例えばそうめんを割り引いたりとか、ぜんざいを配ったりとか、そういったことも今検討しておりますので、今後検討しながらですね、またホテル関係や先ほど指摘がありました菜の花マーチでのPR、そして菜の花マラソンに冬メニューの提供ができないかということも含めて、調査、研究をしてまいりたいと思います。

○3番議員（恒吉太吾） 基本、根本が違うのかな、私の考えとは。ぜんざいじゃないですよ、売りたいのは。冬季メニューでしょ。違うんですかね。ぜんざいを売る、食べてもらうために来てもらってるんですかね。そういったイベントへ出店しないと、人の目に付きませんよ。そのいろんなマスコミ使って周知、周知って言いますけど、それができてないから今の現状じゃないんですか。だったら根本を見直して、まず食べてもらう、見てもらうことが先だと思えば、調査、研究じゃないですよ。早急にちゃんと人員体制整えて、出店したらどうですか。やる気があるのか、する気があるのか、ないのか、もう1回答えてください。

○産業振興部長（上田薫） その閑散期のメニューといたしましては、11月1日から暖かい麵を出したりとかですね、マス釜を出したり、黒豚丼を出したりとか、そういうことでメニューの開発とその冬季、閑散期のその周知にも、メニューの周知にも努めているところでございますけれども、先ほど議員が言ったようにいろんな所で唐船峡をPRする上で、こういう温かいものとかですね、閑散期におきまして温たまらん丼がございますけれども、そういうのにちなんで唐船峡としても頑張っ、その出店をする時期等を見計らいながらですね、していきたいというふうには考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 先ほどから、営業率とか数字をもらってるんですが、多分市民の方びっくりすると思いますよ。夏のイメージしかないのも、ものすごく唐船峡儲けてるんでしょうって、それでそうめん祭りの花火上げるんでしょうって、それは私はちょっと分かりませんが、実際今売上げが、利益が何百万しかないんですが、一番最高、利益があったときはどれぐらいあったんですかね。町営のときが分かればそのときの利益あったんでしょうけど、市営に代わってからでも構いません。その何百万って、何千万、何億の利益があった時代があるんでしょうか。分からなければ、合併後で構いませんのでお答えください。一番利益のあった年度を教えてください。

○唐船峡支配人（井手久成） 平成で申し上げますと、平成4年度に33万8,100人がお見えになって、事業収入といたしましては4億1,358万3千円を売り上げているところです。

○3番議員（恒吉太吾） また、その当時から比べれば、売上げも約半分ということになっていると思います。多分徐々に徐々に減っていったらと思います。なんとなくですね、漠然と市がその3年比で見て、いろんなものを決めていくという、ある意味放置プレイみたいなですね、唐船峡なんですけど、このような危機的状況をですね、今回まず市民に是非知ってもらいたいという思いから一般質問をしております。このそうめん流しに関してですね、行政の覚悟と本気度、そして責任というのをですね、市民からこの質問によって問われるということをしつかりとですね、皆さんは覚悟してから、次の質問以降に答えていただきたいと思っています。

先ほどから部長は答弁でですね、特別会計だから儲けなくていいんだみたいなちょっと発言があったんですが、先日の同僚議員の一般質問の答弁の中でも、行財政改革や財政の健全化、これがしっかりと図られているっていう答弁があったように思っております。大きな赤字ではないにしろですね、このような状況のそうめん流し、これは行財政改革の対象ではないという認識でよろしかったでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 本市の実施するあらゆる事業について、その事業の内容の見直しを行うということでの対象の事業になります。

○3番議員（恒吉太吾） 今の答弁を聞いて、よかったです。今、対象であるとして、もう一安心しました。まず、その気持ちがあればですね、この一般質問自体が何だったんだろうって、不毛なものに終わるところだったので、今の部長の答弁が聞いてよかったです。

ではですね、どのような点がこのそうめん流し事業の健全化に向けて重要と考えているか、答弁をお願いします。

○産業振興部長（上田薫） 先ほども話をさせていただきましたけれども、そのいろんな外食産業が発展する中で、利用者数も年々減っているところがございます。その中で、その閑散期のその営業時間の短縮、それと閑散期のメニューの開発、そういうことを今までしてきたわけですけれども、何せそのゴールデンウィーク期間中とかですね、盆とかですね、そういう期間中、集中的にお客さんが来られて、それに対応するためにその従業員なり職員なり、頑張っただけで回しているところがございます。その中で、やはり公設公営ということでのそうめん流しですけれども、雇用についてもですね、地域に貢献をしているところでもございますし、材料についても地元からその購入をしているということも、一方でありますし、その中でその赤字が出ないように、独立採算制を取ってしているところではございますけれども、やはり今度また公営企業という側面もございますので、利益を出さないとやはりその公営企業として本質ではないだろうということから、今後でもですね、その人件費の抑制、それとその原材料費の適正化、それと一般管理費の適正化に努めて、今後利益が出るように少しでも出るよう

にですね、頑張っていきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 総務部長にお答えいただきたいんですが、今の答弁を聞いて、指宿市の事業の健全化であったりとか行財政改革って、こういう緩いもの、全部が緩いんですかね。

○総務部長（有留茂人） 今後もその事業の見直しを図っていかないといけないと思っております。唐船峡そうめん流し、担当部署とも今後総務部としてもその歳入の確保、それから歳入の抑制というふうなところに具体的に切り込んで、見直しをしていかなければならないのかなと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 特別会計だから、特別なわけじゃないので、是非市としてですね、メスを入れていただきたいと思います。

今、利用者がとても減っているという現状をお伺いしましたが、やはりこれからはですね、その減った分をインバウンド対策で補っていかねばいけないんじゃないかと思っております。市として、もう一度、どのようなインバウンド対策、現在行っているか、答弁をお願いします。

○産業振興部長（上田薫） インバウンド対策についての質問でございますけれども、市営唐船峡そうめん流しを利用する外国人のために、英語、中国語、韓国語の多言語で作成したパンフレットをエレベーターホールに、それと売店横、長寿庵の入り口に備えております。そのほか、鹿児島空港の観光総合案内にも今年の5月から配置しているところでございます。また、当施設のメニューが一目で分かるように、4種類のA定食、B定食、いなり定食、ハーブ焼き定食等の定食をポスターにして、駐車場から入り口と長寿庵側入り口、それから指宿駅構内に掲載しております。そのほか、外国人が利用しやすい施設であることを示すトリップアドバイザーステッカーを2か所の入り口に貼って、外国語表記のメニューがあること、それからクレジットが使えることなどを情報提供しているところでございます。さらに、外国人のために食券購入から食事までの流れを多言語で食券売り場に表示し、市のホームページにも指宿観光ネット上で動画を掲載するなど、安心して利用できるように工夫しているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、このインバウンド対策、しっかりしていただきたいと思えます。

先ほどの答弁の中でもありましたが、市長のトップセールスをはじめとしてですね、その香港であったりとか台湾、出掛けて行き、営業することもあると思えます。また、県の、先ほどありました観光連盟の海外セールス等も一つの手段ということですが、先ほどありました、エージェントを回ることもあるというふうにあったんですが、どのような営業やセールスをエージェントに対して行って、今現在、一番力を入れているエージェント、このそうめん流しのためにですね、エージェント名が分かれば教えてください。

○唐船峡支配人（井手久成） 海外の方々のエージェントにつきましては、市の観光課と連携を取りまして、特に観光課の方で対応していただき、私どもの施設に見えた際に名刺交換であったりとか施設の案内をしているのが、外国人に対しては現状です。国内におかれましては、先日城山観光ホテルにおきまして関西、それから名古屋方面のエージェントの方、17社が見えまして、唐船峡をPRしてきたところですけども、17社のうち、唐船峡の存在を知っているのが2社だけでした。そういった観点から、まだ関西、名古屋方面については今後掘り起こしをして、もっと来ていただくように努力が必要だというふうに痛感しているところで、それに向けて努力していきたいと思います。

○3番議員（恒吉太吾） 今、2社しか、大観協ですかね、大阪の方知らないっていうことでしたが、今まで何回行ってらっしゃるか、このセールスに。

○唐船峡支配人（井手久成） 私、1年半になりますけれども、今回は初めてでございました。

○3番議員（恒吉太吾） でしょうね。だから知らないはずですよ。

海外のエージェント、どのような対応してるか、その今、日本は分かったんですけども、もう少し詳しく、海外のエージェントに対して行っていることと、エージェント名が分かれば教えてください。

○観光課長（大迫格史） 観光課の方で海外についてはセールスに行っております。香港につきましては、日本に対する誘客実績が一番大きいEGLツアーズというところがございます。そこに直接お伺いしまして、指宿の観光、南薩も含めてですけども、そういった御案内をしております。また、台湾につきましては秋にセールスに行っております、5社ほど回っているところです。

○3番議員（恒吉太吾） 確認をさせてもらっていいですか。今、EGLの名前が出たんですが、これそうめん流しにお客さんを送っている実績ってありましたっけ。僕はちょっと把握してないので、その実績、本当にあるのか、確認をお願いします。

○唐船峡支配人（井手久成） 唐船峡に来られる団体名で来ておりますので、その会社かどうかは確認しておりませんが、香港の方は日々見えている状況です。

○3番議員（恒吉太吾） 今、出されたEGLは関係ないかもしれないという認識でいいですかね。

○観光課長（大迫格史） EGLツアーズにつきましては、団体のツアーの部門と個人旅行のツアーの部門とございます。団体旅行につきましては、観光課としては唐船峡に来てるかどうかっていうのはちょっと把握できていないところです。ただ、個人ツアーの分もございまして、そちらについては御案内しております。その方々が唐船峡に来られているかというのは、観光課の方では集計は採っていないところです。

○3番議員（恒吉太吾） 今、言ってるそのセールスの根底がちょっと違うのかな。僕は今そうめん流しに対しての誘客を聞いているので、EGL、EGLって大きいところ行ってるから

大丈夫だよみたいな、それでもセールスとして成立してるんですかね。

○観光課長（大迫格史） 観光課のセールスの場合は、今の御質問は唐船峡についての御質問でしたけれども、唐船峡一つだけを取り上げてセールスをするということではなくて、指宿市の観光の砂むしであったり、唐船峡であったり、開聞岳であったり、そういったものを全体的にセールスをしているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今回、私はそうめん流しについて聞いたので、その、その答弁がほしかったわけですよ。

次はですね、利用者の満足度向上のための取組についてお聞きします。今、香港の話出しましたが、SNSに関して質問します。女性、女子を中心に人気のSNSのアプリ、インスタグラム。インスタ映えとかですね、フォトジェニックという言葉が皆さんもよく耳にすることが多いと思います。最近ではですね、インスタ上で注目を集めたスポットを多くの方が訪れ、投稿する現象も起こっています。ハッシュタグを付けて投稿すれば、同じタグが付いた写真も簡単に検索できます。トレンドとしてですね、看過できませんが、まず最近のこの傾向について、どうお考えでしょうか。

○唐船峡支配人（井手久成） 特に、外国の方が唐船峡に見えた際に、SNS等で写真を撮って、みんなで自撮りをされたりとかいうことで、インスタとかラインとかっていうことで送っているというふうに、日本語が分かる方に聞いたら言うておりました。インターネット等を見ますと、ほかの民間も含めて唐船峡の写真が結構アップされているというのは把握しているところです。

○3番議員（恒吉太吾） すいません、先に前もって許可をいただいておりますので、2枚の写真。議員の皆さんにはタブレットに送っています。この写真ですね。民間と市営の分です。

今、インスタの話されたんですけど、これどっちがどっちか分かりますか。市営がどっちか。一目瞭然ですよ。こっちだと思います。市営が。違いますかね、はい。インスタではですね、カメラやアプリで色彩や明るさを調整してから投稿します。私なんかもそうなんですけど。だから、より色が鮮やかになったりするわけなんですけれども、しかしですね、こっちです。この市営の方。大体のものは加工できて、よく見せられるんですけど、この加工できないのがですね、このプラスチックのざると、マスの塩焼きもすいません、半分消えてしまってますけど、この二つはですね、どんなアプリを使ってもできない、できなかったです、私はきれいには。インスタ映えしたり、フォトジェニックな写真の投稿は何度も言いますが人気が出ます。食べるより先にですね、皆さんもう写真を撮るわけです、今は。そして、すぐアップしております。またですね、インスタ映えという観点からではなく、皆さんも食事はまず目で楽しむんじゃないですか。何でも食べればいいんですか。まず、目からですね、器で楽しむという点もあるわけです。その点から言って、どちらが食欲をそそる

か、個人の差があるのでどちらとは言えないかもしれませんが、私なら、一目瞭然ですね、こちらとは思いません。どちらがインスタ映えするかも一目瞭然。なぜですね、隣にある民間ができることを市営ができないのか、そもそもやる気がないのか。魚の焼き方一つにしてもですが、面倒くさいからやらないのか。例えばこのざるを竹ざるに換える、今プラスチックなのを竹ざるに換えるとか、それぐらいすぐできることじゃないんですかね。べちゃべちゃの魚を焼くんじゃなくて、串に焼いておいしく見せる、こういった努力、焼き方を変えてダイナミックに見せることもですね、できますが、こういったことってちょっとした工夫とか努力で改善できると思いますが、できませんか。

○唐船峡支配人（井手久成） 民間の支配人が来られた際に、竹ざるの関係、それから焼き方の関係は相当研究されたようです。結果として竹ざるを諦めたのは、量的な問題もありますし、かびが生えやすいということで、どうしても今の形になったというふうに聞いております。マスの塩焼きにつきましては、アユのように竹串を刺してやる方法がありますけれども、私どもと長寿庵様の方では焼くグリルは同じだそうなんですけれども、竹串を5本差して、5匹ずつこう焼くんだそうですけれども、そうしたときにどうしても数の量的なものがあって、お客様が夏に2千人を超える場合とかにはとても対応できないし、串で曲げることによって焼きむらができるてくるというようなことがあって、現在の形になっているというふうに聞いております。

○3番議員（恒吉太吾） 聞けば聞くほど営業努力してないって言っているようなもんじゃないんですかね。皆さん、そんな何回も来れるわけじゃないですよ、県外の方。この1回を楽しみに来てて、その1回がこの状態だったら2度と来ませんよ。さっきからSNSの話もしてまです。すぐ拡散されて、みんな隣に流れますよ。それどころか、もっともっとお客さんが減っていく現状。サービスの向上で言えば、少しぐらい時間がかかっても待ってくれるわけなんですけど、今、そのたくさんお客さんが来るっていうことがありましたので、次の質問。

唐船峡のですね、基本計画の中で利便性のアンケート、その中で不満、やや不満の理由に待ち時間が長いというのがありますが、大体今どれぐらいの最大待ち時間、後ですね、年間何日ぐらい待ち行列ができるか教えてください。

○産業振興部長（上田薫） 現在の待ち時間ということでの御質問ですけれども、唐船峡そうめん流し事業の基本計画の中では行列調査とピーク時の推計を行っております。それと、利用するグループ等の人数で行列の長さは変化しますけれども、ゴールデンウィークや夏休み期間中のお昼前後の待ち時間のピークはおおむね1時間から1時間半程度となっているところでございます。大体、一番多く並ぶのはもうゴールデンウィークというところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） すいません、砂楽のところでもなりましたが、もう一度、順番待ちアプリ、この導入についてお聞きしたいと思います。単なるですね、時間解消だけではなくて、業務の効率化、インバウンドの多言語対応、現地の回遊性を促すことで活性化にもつな

がります。整理券を発行し順番を可視化することで、順番が明確になるためにお客さんの不満も軽減できるわけですが、前はですね、100万円掛かり、1社しか調べてないのに100万円掛かるからって、部長がしょんぼりしながら言って、導入を諦めたみたいなことを言いましたが、私が見ました、視察に行きました高千穂町のボート乗り場も月々経費は5千円、発券1枚が30円。また、この前新聞に載った外食企業では初期費用10万円で行っておいりました。本当にですね、やろうと思えばすぐできることであると思いますが、サービス向上に向けて導入の考えはないか、お答えください。

○産業振興部長（上田薫） 6月議会のときに、砂楽の待ち時間の質問をしていただいたわけですが、現在、砂楽につきましてはですね、100万円程度の、程度ってというか、100万円の経費を掛けて導入することはいかがかということで、またそのほかの対策を考えたところでございます。ホームページ上におきまして、待ち時間情報を新設いたしまして、待ち時間が発生した場合、現在呼び出している番号と当日の整理券発行枚数を表示し、随時更新しているところでございます。待ち時間が発生した場合、お客様に整理券と一緒にQRコードが記載されたカードを手渡しし、手持ちの携帯端末等でアクセスしていただくことにより、現在呼び出している番号が確認できると、そういう流れを構築してるところでございます。お盆ですね、混雑が予想された今年の8月13日から14日の間、この方法を運用してみました。そうしたときに、最大で30分程度の待ち時間しか発生しなかったところですけど、外が暑かったということもございまして、皆様方施設内にお待ちになられたということもございまして、唐船峡についてもですね、この方法がよいのか分かりませんが、その待ち時間についてはまた検討していきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） この方法がよいと思いますよ。一応ですね、順番待ち、是非検討していただきたくて、最後、ちょっと時間がないですが、元湯について聞きたいと思っております。現在ですね、ホームページに85度の源泉とありますが、認識してますか。

○産業振興部長（上田薫） はい、認識しております。

○3番議員（恒吉太吾） 適温にどうやって下げているか、教えてください。

○産業振興部長（上田薫） 元湯の下に、敷地内に源泉がございまして、それを、摺ヶ浜児童公園ですかね、あそこに4号湯がございまして、そこにポンプアップして、そこから各ホテル、それと元湯の方に流れる仕組みになっておりますので、実際元湯のところに来るときは50度前後というふうに認識しております。

○3番議員（恒吉太吾） それでも50度ありますので、ここに熱交換機を入れる考えはないか、教えてください。

○産業振興部長（上田薫） 熱交換機の導入でございますけれども、元湯に温泉を配給している源泉が高いということでございまして、お湯を張る際に水で薄めているところでございます。熱交換機の導入になりますと、熱交換機の設置に伴う温泉配管と上水道配管の新設

はもとより、ストレージタンクの新設も必要となりまして、設置場所の問題も出てくると考えられるところでございます。併せて、そのための設計や設置に関わる費用も多大なものになることが予想されますので、まずは設計に向けた調査を行い、設置が可能かどうか検討していきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） であるならば、ホームページに加温、加水なしで書いてますので、偽装になりますので、そこは削除、お願いします。

あとですね、元湯は今、洗い場、カランしかないの、シャワーの設置ができないか、あと利便性向上のためにトイレの洋式化、あと鍵式のロッカーがありませんので、この鍵付きのロッカーも整備するべきと考えますが、3点、同時をお願いします。

○産業振興部長（上田薫） その混合栓のシャワーの設置でございますけれども、平成27年度におきましてかかり湯用の湯沸を利用した混合栓のシャワーを女性風呂に1個設置をしておりますので、管理人と相談の上、了承が得られれば男性用風呂にも1か所、設置したいと考えております。それから、洋式トイレでございますけれども、元湯温泉の木造部分の外装及び内装の改修につきまして、設計業務委託を行っているところでございます。その中で、和式トイレの洋式化も含まれておりますので、来年度改修を行いたいと考えております。それから、鍵付きロッカーは設置できないかというところでございますけれども、同じように設計委託をしている中で脱衣棚に鍵を付けるということも含まれてございますので、こちらも来年度、改修を行いたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。

○産業振興部長（上田薫） 先ほど、クレジットカードも使えるということで答弁させていただきましたけど、実際は使えないというところでございますので、お詫びして訂正させていただきます。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時55分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

○7番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。7番、浜田藤幸です。平成29年度第3回定例会におきまして、議長の許可を得ましたので、順次一般質問を各項目ごとに質問させていただきます。

まず、産業振興についてお尋ねをします。国民宿舎かいもん荘跡地利用についてのうち、①の公募後の現況についてお伺いをします。募集要項に応募事業者は何社あったのか、また本年度2月1日に開催された選定委員会の審査結果の得点は各々何点だったのか、お尋ねしま

す。

次に、教育行政についてのうち、学校規模の適正化についてお伺いします。学校規模適正化については、国は昭和31年に中央教育審議会の答申を踏まえ、通達が出された後、昭和32年に学校統合の手引きを作成。昭和33年に小・中学校の学校規模の標準を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきております。しかしながら、一部に学校規模を重視するあまり、無理な学校統合が見られたことから、昭和48年に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること、そして小規模の学校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合、そのまま残すことが好ましい場合もあることを通達しています。本年度3月に示された指宿市の望ましい学校づくりに向けての中間報告から現在に至るまでの、①経緯をお尋ねします。

2回目以降は場所を変えて質問させていただきます。

○市長（豊留悦男） 長年、懸案事項でございましたかいもん荘跡地利用についての御質問でございます。この利用につきましては、2社ほどが応募してまいりました。そこで、優先権者となったのが岩崎産業でございます。岩崎産業とはこれまでも数回協議を重ねてきております。協議の内容等につきましては、一番大きなことはかいもん荘跡地の建設、利用と開闢一周道路について、同時に協議をし、そして開闢地域の観光の魅力度をアップしていきたいという、そういう観点で話し合いを進めてきております。

以下、学校関係につきましては、教育委員会担当者が回答をいたします。

○教育長（西森廣幸） 学校規模の適正化について、平成29年に報告書を出しました、中間報告書以降の経緯について御質問をいただきました。平成29年度は市役所内関係部署の係長級職員で構成するワーキンググループによる調査・研究会議を4回開催するとともに、関係部署の課長級職員で構成する望ましい学校づくり調査研究チームによる会議を2回開催しております。教育委員会が望ましいと考える学校づくりの素案づくりを、この会等で進めてきているところでございます。この間、地域住民の代表や学校長、PTA代表、保護者、幼児保護者などで組織する市望ましい学校づくり推進委員会をこれまで3回開催して、事務局の案に対しての御意見をいただきました。そして、今回市望ましい学校づくり基本方針の素案としてまとめたところでございます。

○産業振興部長（上田薫） 先ほど、点数の方も聞かれたと思いますけれども、1位が72.2、それと2位が71.9でございます。

○7番議員（浜田藤幸） その当該施設の内容、規模等、公開できる範囲で構いませんので、お尋ねします。

○産業振興部長（上田薫） 優先交渉権者となった岩崎産業の提案につきましては、レストハウスとそれから入浴施設を備えた、比較的リーズナブルな宿泊施設を建設し、その宿泊施設の入浴施設については宿泊者以外の方も入浴でき、レストランについても宿泊客のほか、一般

客や地元の方々の食事や宴会も積極的に受入れをするという計画となっております。施設の規模につきましては協議中のため、若干の変更はあるかもしれませんが、3階建てで20部屋、宿泊人数は80人の提案でございました。

○7番議員（浜田藤幸） 今、その部分につきまして、本館は3階建て、それ以外に何かキャンプができるものも含まれてますか、その中に。

○産業振興部長（上田薫） 宿泊客のほかには、先ほども言いましたようにレストハウスと入浴施設を備えた宿泊を建設して、そのほかにつきましてはまだ具体的に、まだ内容等示されておりませんので、一応提案の内容といたしましてはこの内容でございます。

○7番議員（浜田藤幸） ②の、事業計画の予定について。これ、いつまでに開示する予定なのか、お尋ねをします。

○産業振興部長（上田薫） 事業計画の予定につきましては、今回の岩崎産業の提案の内容を説明いたしますと、先ほど言ったその施設、レストハウスと入浴施設を備えました比較的リーズナブルな宿泊施設を建設し、その宿泊施設の入浴施設については宿泊者以外の方も入浴できまして、レストランについても宿泊客のほか、一般客や地元の方々の食事も、宴会も積極的に受け入れるということとなっております。また、岩崎産業といたしましては、かいもん荘跡地に計画している施設は、長崎鼻から開聞山麓一帯を面として捉えまして、指宿再生戦略のキーとして位置付けておりまして、かいもん荘跡地の活用に併せまして、開聞岳一周道路や開聞岳登山道の整備なども計画しており、かいもん山麓自然公園及び市のふれあい公園の一体的な再活用も考えているという提案でございます。現在、協議を進めているところであり、平成31年5月の日本プロゴルフ選手権大会の開催までには施設を開業するというところで提案があったところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 本年度、平成29年度なんですけれども、今年の予定はどういうふうになってますか。

○産業振興部長（上田薫） 今年の予定ですけれども、これから土地の売買、もちろん協議を進めていく中で、両者協議をして、その土地の売買契約という運びになります。その後、岩崎の方でマスタープランを提出いたしまして、その後、着工という運びになる予定でございます。

○7番議員（浜田藤幸） 宿泊施設だけではなくて、ほかに何か事業を考えていらっしゃいますか。

○産業振興部長（上田薫） 今のところ、提案の中でございますので、実際正式な内容等について契約を交わしてない、提案、提示を受けてないところですが、岩崎のその組織として5社の連帯で来ております。その中で、その農事法人ということも入っておりますので、その岩崎産業の土地の中でされるのか分かりませんが、そういうことで観光農園をしたいという話はその中であるところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） (2) のですね、開聞岳一周道路についてのうち、接続について。平成31年度のこのJPGAですかね、日本プロトーナメント開催までに、5月に合わせて開通できるのか、お尋ねします。

○建設部長（黒木六海） 開聞岳一周線の接続についての御質問ですが、開聞岳一周線につきましては、かいもん山麓自然公園内の道路に接続する計画で、地権者との合意に向け、これまで鋭意努力してまいりました。この件に関しましては、間もなく協議が整うことになる予定でございます。整備の時期の計画につきましては、これまで日本プロゴルフオープンの開催をめどに検討してまいりましたが、今後、測量設計や自然公園法に係る手続きなど、諸手続きや工事の期間に時間を要することから、現在のところ平成31年度末完成を予定しているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） このかいもん荘跡地利用地について、あとまた一周道路につきまして、本当、旧開聞時代から長年の、本当難しい問題でした。本当、私が14年前に、当時の町長、上笠さんに訴えたことがあります。あれから14年経ってるんだなああと、本当に長い間、やっとゼロベースのスタートラインに立ったと思っております。今後、どうなるかも分かりません。ただ、光が見えてきた感じがしております。私が市議会議員になりまして、第1回目の質問だったと思うんですけども、14年前に私は岩崎ホテルの方に直接乗り込みました、1人で。説得するまで帰って来んぐらいの気持ちで行きました。約5時間、そこの当時の森脇さんだったですかね、本部長の、あと大山課長。マスタープランも提示してほしいという、最終的になりまして、岩崎との土地交換の問題も含めまして、このそういった思いが、強い思いがありました。そして豊留市政になりまして、1議員のですね、力っていうのはもう本当、限界を感じ、それを今の市長に訴え、即行動をしていただきました。当時、市長は根占フェリーの問題も抱えていらっしゃいました。これもですね、大変難しい問題だっただろうと思います。それを、短期間のうちに解決されました。市長の行動力に私は敬服、感謝しております。

次の質問に入らせていただきます。教育行政につきまして、質問の都合上ですね、③の望ましい学校づくり基本方針の素案につきまして、概要を説明していただきたい。

○教育長（西森廣幸） 今回、まとめた基本方針の素案の概要についてでございますが、まず最初に学校規模の現状と課題についてまとめてございます。その次に、小中一貫教育の導入について。そして、学校規模の適正化についてということで、柱としてはそのような素案を今まとめているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 市長でもよろしいんですけども、教育長、これは平成27年度に指宿市の学校のあり方について考える会、このものが報告を、市議会全員にこれ配布されました。私はこのときにですね、私は必ず反対が出るだろうというふうに認識をしておりました。これが出来上がって、報告書を聞いて、一切反対等も聞いておりませんでしたね。その

後、陳情が上がってきました。それでですね、昨日、私の方に電話、1本ありまして、昨日です。夜10時頃だったですかね、電話がありまして、9月の15日に保護者事前説明会、これはもう御存じですよ。議員の方には配布されていませんから分からないと思うんですけど、これ持って来られました。これをですね、ちょっと一通り目を通したんですけども、その中で気になったところをちょっとお尋ねをしたいんです。お尋ねをすることは、文科省が発行している、これ公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引き、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてという手引書ですね、持っていらっしゃると思うんですけど、これを基に、ちょっと気になったので質問させていただきます。この1ページにですね、過少規模の解消が大きな課題って載ってるんですね。これ、大きな課題。解消が大きな課題です。問題点として捉えていらっしゃるだろうと思うんですけど、過少規模校、小規模校も含め、いいところっていうのはどういうところがあるんですか。

○教育長（西森廣幸） 過少規模校を複式学級のある学校として捉えているところでございます。少人数でありますので、お互いの人間関係が、コミュニケーションが取りやすいという面もありますし、また学校の先生方が一人ひとりに目が届く、そういうようなメリットもあると理解しております。

○7番議員（浜田藤幸） 私、細かいこと言いませんけど、小規模校のですね、利点っていうのはいっぱいあるんですね。だから、決して過少規模校、小規模校が悪いっていうんじゃないですね。それはもう、教育長の見識でしたら十分お分かりだと思います。ただ、それをですね、ちょっと問題、ぱっと見たときにですね、えらいデメリットみたいな感じで、ちょっとネガティブ表現だなとちょっと私はちょっと一瞬思ったものですから、過少規模校、要は小規模校は絶対悪いっていうのは私は思っていないですよ。教育長もその辺、同じだろうと思うんです。メリットがかなりあるっていうことも認識していただいていると思います。

あとですね、この下の方に市が考える適正な学校規模っていうことで、1学年当たり2学級以上、あと中学校の場合は1学年当たり3学級以上となっております。中学校が9クラス、小学校が12クラス以上ですね。学校教育法の施行規則第41条の中で、これはうたわれているんですよ。教育長も御存じだと思うんですけど、この後、但し書きっていうのがあるんですね。もし、御理解していただければ御説明願えますか。

○教育長（西森廣幸） 学校教育法施行規則第41条のただし書です。小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態、その他により特別の事情のあるときはこの限りでないというただし書が中学校にも書かれていると思います。

○7番議員（浜田藤幸） この手引書って、これは文科省が発行している分ですよ、にはですね、弾力的なものになっていることに留意が必要ですよと載ってるんですよ。これに留意しなさいっていうことですよ。これは指摘しておきます。

この地域の実態、その他特別の事情があるときは、教育長、どういうふうに認識してい

らっしゃいますか。

○教育長（西森廣幸） 一律に複式学級を解消するという考え方ではなく、例えば離島等においては隣の学校と交通の手段がないと、離れていて通学に困難を来すとか、離島等においては島と島の間を渡って通学しなきゃいけない、そういうような特殊事情もあろうかと思いません。そのほか、本土と言いますか、そういう地理的条件の中では、先ほども申し上げましたが地理的に遠くて通学が大変であるとか、そういうことがその事情に入るのではないかと理解しております。

○7番議員（浜田藤幸） さすがですね、即答していただきました。これは通告しておりませんが、教育長、それ以外にもですね、こう書かれてるんですよ。過疎地の学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている場合ですね。もう1点、小規模校を存続させることが必要であるとする地域、この文言も入ってるんです。後で御確認をお願いします。さらにですね、行政が一方的に進めるものではないとも書かれております。これも、御指摘しておきます。

あと、次にですね、②の小中一貫教育のメリット、デメリットについて見解を伺います。

○教育長（西森廣幸） はじめに、小中一貫教育のメリット、デメリットについてでございますが、平成29年度の文部科学省小中一貫教育の導入状況調査や先進校の実践報告等によりますと、主な成果として学習規律、生活規律の定着が進んだ。これは、小学校から継続して中学校まで続ける、その成果だろうと思えます。中学校生活への不安を覚える児童が減少した。6年生から中学校に進学する際に、進学指導を、又はつなぐ活動を実施した成果であろうと思えます。それから、小・中学校の教職員間で協力して指導に当たる意識が高まった。小・中学校の先生方が一堂に会して、子供の生活や学習指導の在り方等について、共同研究をすることによって、そういう意識が高まったということであろうと思えます。また、主な課題としては9年間の系統性に配慮した指導計画の作成、教材の開発、また交流を図る際の移動手段、時間の確保、教職員間の打合せ時間の確保、教職員の負担感、多忙感の解消などが課題として挙げられているようでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 私はですね、何でも言葉には裏表あるんですよ。メリット、デメリットっていうのは、私は相反するぐらい、同量には私はあるという考え方を信念として持っております。それでですね、この保護者説明会の、私ちょっと気になったのがですね、この課題解決の取組として実態調査を文部科学省、初等・中等教育局調査ってなってるんですね。これは、何年度の調査になりますか。この小中一貫教育っていうのは大きな成果が認められる、23%。成果が認められる、76%となっているんです。これは、調査日はいつのものか。

○教育長（西森廣幸） 答弁整理のために、時間をいただきたいと思えます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育長（西森廣幸） 申し訳ございませんでした。29年3月に調査した結果でございます。

○7番議員（浜田藤幸） 文部科学省がですね、毎年これやってるんですね。ここ数年、やってきてますね。私が気になったのがですね、すごい評価をしてる部分だけなんですよ。これしか載ってないんですよ。文科省の公表してるこの今の資料の後に必ずですね、課題を出して、大きな課題が何%って次のページにちゃんと載ってるんですよ。だから、あまりにもいいところだけを強調された資料を作ると、私は誘導してるんじゃないかっていうふうに思われても仕方ないと思うんですよ。だから、この評価がされている分、同じ数字ぐらい課題があるっていうことは、ちゃんと文部科学省は示してるんですよ。だから、この29年度のときの、結局課題、これ何%になってますか。いっぱい項目があるんですよ。今、ここで簡単に見れますけど、32項目あるんです、課題が。

○教育長（西森廣幸） 私ども基本方針を市民の皆様方、保護者の皆さん方に説明をしていく中で、メリット、デメリット、公平に説明をしていかなきゃいけないという心づもりはしているところでございます。そういうことで、先ほど議員の方から課題についてもたくさんあるのではないかと御指摘がございました。今後はそういう御指摘ももう一回確認しながら、説明はさせていただきたいと思っております。

○7番議員（浜田藤幸） 各年度ですね、文科省はちゃんと公表してるんですよ。これ、御覧になったことあると思うんですけど。評価の数字だけ大きな課題があるんですよ。これ、御指摘しておきますんで、今後やっぱり公正、公平の点からですね、やっぱり保護者、地域住民の方にはしっかりした情報提供っていうのは、やっぱりしなきゃいけないと思いますけど、よろしく願います。認識されたと思いますので。

あと、次にですね、望ましい学校づくり推進委員会のこの役割につきまして、お尋ねをします。この主意と目的はどういった設立主意があるのかお尋ねをします。

○教育長（西森廣幸） 市望ましい学校づくり推進委員会の要綱で定めておりますが、まず役割として魅力ある教育課程に関する事、望ましい学校施設整備に関する事、その他望ましい学校づくりに関することについて検討をし、教育長に報告すると定めてあります。

○7番議員（浜田藤幸） 今回の一般質問で同僚議員が同じ質問をしていただきました。その中で、意見を聴くんだと、その推進委員の方々からですね、そういった目的もあつただろうと思います。全部で4回開催される予定で、今3回が終わったと。その中で、構成メンバー、どういった方々がまずいらっしゃるのか、まずその点。57名いらっしゃるとは聞いてるんですけども、構成されているメンバーの方々、名前は当然伏せても、個人情報関係で構いません。その方々が主だった意見、賛成、どういった意見があつたのか、反対、もしあれば、それも含めて第3回までのですね、主だったものだけでも構いませんので。

○教育長（西森廣幸） 望ましい学校づくり推進委員会の委員構成でございますが、各小学校区の地域代表者として12名、各小・中学校の校長17名、各小・中学校のPTA代表17名、各地域幼児保護者3名、各地域青年世代代表3名、各地域高齢者団体3名、市スポーツ少年団本部代表者1名、市子ども会連絡協議会代表者1名の57名ということでございます。これまで、3回会議を開いておりますが、教育委員会の学校整備室で作成した原案をお示しし、それぞれ四つのグループに分けて話し合いをしていただきました。そのことについては、賛成、反対という正面からの御意見はなかったと聞いております。直近の会では説明会でどのような方法で説明をしたらいいのかとか、又は教科担任制の問題、小規模校ではこういうことがあるのではないか、又は小中一貫教育については目指すのならそのメリットをもっと示すべきだ。再編が中心になっており、何のために小中一貫教育をするのかははっきりしない。過少規模校の問題については、過少規模校の解消を課題としているが、なぜ課題解消しないといけないのか、具体的な説明が必要ではないか。加配を配置して、複式を解消しないのはなぜか。そのような意見が出されているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 立場上、意見も言いづらい方も入ってたんじゃなかろうかと思うんですけど、いろんな本当、意見をですね、今後は特に吸い上げていただきたいことを要望しておきます。答弁、結構です。

あと、私が気になったのがですね、中間報告の中で書かれていた文言、これ2015年の7月の部分なんですけども、開聞・山川地域は再編が必要と考えており、小中一貫校の設置を望んでいることが伺える。こういうふうな中間報告の文言が載っておりました。これに、私はケチをつけるつもりは100%ありません。ただ、ちょっと気になったんでお尋ねをしたいんです。このときにですね、多分アンケートを採ってらっしゃるんですよ。2015年7月と2015年6月に2回採っていらっしゃいますよね。多分、これが根拠じゃなかろうかと思うんですよ。このときですね、数字がですね、まず2015年の7月の数値が小中一貫校に賛成の方ですね、これが38.5%、住民の人数にすると58名なんですよ。当時の山川・開聞の人口が1万4,338名です、平成27年度の人口です。これパーセンテージにすると0.00何%なんですよ。2015年6月に行われたアンケートの結果、小中一貫校に再編に賛成の方70名、14.8%。当時の参加者が開聞地域3会場、3回で参加者91名。山川地域が5会場5回で参加者187名ですね。これ、総人数の総数が691名となっております。その中で、小中一貫校に再編の賛成の方が70名。これ、人口で割るとですね、0.005%。私はですね、これ文科省のこの適正規模、適正配置等に関する手引書、これ見たときに、小学校はですね、地域コミュニティの核っていう、ちゃんと定義っていうか、されてるんですよ。だから、私はやっぱり地域住民の理解、私は当然この対象に、その地域に住んでいる方、皆さんも同じだと思うんですけど、小学校っていうのは母校ですよ。母校がなくなると本当寂しくなります。先進的に、全国でですね、もう1,000を超える学校が実際、先進地的に、今1,700ぐらいあるんですかね。

その中で、1,100を超えていますね、今。数字的に、ちょっとはっきりした数字、お示してください。小中一貫高校をやっている。

○教育長（西森廣幸） 全国で見ますと、全国で小中一貫校の実施について、本年度文部科学省が調査をしておりますが、義務教育学校もございます。新しい学校のシステムとして。その義務教育学校も含めて、施設一体型、小学校、中学校が一緒になっている学校が107校。施設分離型、小学校と中学校は別々の校舎になっている、そういう施設分離型が194校、併せて301校あるようでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 私はですね、今回もうこの教育行政に関しては一般質問しなくてもいいという判断もしてたんです。静観をしていました。ところが、地元ですね、有志の方が小学校を存続させる会をもう作りました。明確に反対していきたいという、強い意志を感じました。私もですね、そういったお話を聞くとですね、やっぱりそういった立場の意見もしっかり聞かないといけない立場にあります。また、教育行政に携わる方、一生懸命考えてやっていたらと思うんです。ただ、ちょっと今日は、私がここちょっとおかしいよねって思うところを聞かせていただいたところなんです。巷ではですね、財務省が結局、経費削減の観点、先ほど教育長がおっしゃった義務教育学校になりますと、山川は校長が1人いいんですよね。開聞も校長が1人で済みます。ということは、6校長のうち2人の校長の経費で済むわけですよ。だから、教職員の人件費の削減は相当の削減になるはずですよ。あと、この校舎が利活用するのは別にしまして、要は相当の経費が浮くわけですよ。それをですね、表に出さなくて、小中一貫教育を表に出して、これはいい部分と悪い部分がありますから、みんな分からないわけですよ。私なんか、そういった教育を受けてません。前はありましたよ、私立で。これは受験対策でやった小中一貫教育ですから。元々はこれ、ドイツのものになりますからね、基本的には。だから、そういったものを、その辺ですね、もし小中一貫校をですね、これを指宿市が導入した場合に、かなりの経費削減になると思うんですよ。休憩中に私はちょっと分かれば答弁お願いしますねって言ってましたけれども、すぐ答弁が返ってきませんでした。私は安心したんです。すぐ答弁が返ってくるようであれば、そこまで計算していたんだなというふうに私は判断をしました。調べてみないと分からないと。私は取材のときもですね、本当、子供を中心にこの教育の行政に関しましては、やっぱり子供が中心なんですよ。ただ、小学校に関しましては、この地域、地域コミュニティの核です。そこが、小学校がなくなると、ほかの先進地のところ、本当に寂れてます。不動産の売買でもですね、学校の近く、病院の近く、やっぱりそういった要素のいい所は値段も高くなっているんですよ。どうしてもそういう所に集まっていきます。ですから、小学校っていうのは、保護者も大事です、当人の子供たちも大切なんですけれども、地域住民も深く関わっていることだけは認識していただきたい。ただ、一貫校をですね、進めてもいい場所も当然あると思います。必要な所はどんどん進めていただきたい。ですから、西森教育長になりまして、

今まで私はこの教育関係はですね、私は専門であります。私は16年間教育産業に携わっておりました。ですから、中曽根さんがゆとり教育を始めた頃から、これは大変なことになるぞと言った。案の定、あれは改悪でしたね。ですから、ただ、今まで教育長が代わってきまして、特に問題は全くありませんでした。ただ、私が気になっているのが学力の問題です。これは、昨日ですね、同僚議員が質問をしていただきました。その点と、いじめの問題がちょっと気になっているところがあるんですけども、いじめはですね、今回の小中一貫教育の方ですね、こちらの方で中1ギャップも含めて、これはリセットという専門家もいるみたいなんです。ギャップじゃない、リセットするんだよっていう認識を持っていらっしゃる方もいらっしゃるんですけど、特に教育長のその思い、今方針として決めていらっしゃるんですよね。今朝も新聞に載っておりました。山川地域は4校を1校にするんだと、小中一貫教育をするんだと。開聞は川尻小と開聞小を一つにして、1校にするんだと、そういうふうな新聞記事が載っておりました。昨日の同僚議員の一般質問に答えてのことだろうと、新聞記者が書いたんだろうと思います。特にこの一貫教育について、ここがいいんだよっていうところを教育長の経験と知識との中で、訴えたいことがあればお伝えください。

○教育長（西森廣幸） ありがとうございます。私も指宿で育って、指宿の後輩たちを何とか立派にと言えば大げさになりますが、育てていきたいという強い思いを持っております。教育委員会にまいりまして、学校児童・生徒の実態を分析していく中で、学力向上は第一に解決していかなくちゃいけないことだ。次には、不登校対策を解消をする取組をしていかなくちゃいけない。学力検査は全国的な発表があったわけですが、体力、運動能力の調査についても、本市の実態としては芳しくない状況がございます。そういう、学校の課題、子供たちの課題を解決して、学力向上や体力、運動能力の向上を図っていくためには、やはり小学校から中学校につなぐ、またぐ、この9年間で子供たちを育てていくことが本当に力になっていくのではないかな、そういう強い思いを持っています。これまでは、私は小学校の教員でありましたが、小学校を卒業すると小学校の教員ももうそれで終わり。中学校の生活まで関心を持つという、濃淡はあるでしょうけども、そういうものもございました。中学校の先生方は小学校から中学校に上がって来たときに、小学校でどういう授業を受けて、どんな力を持って、学力検査の実態はどうだったのか、そういうことを知る機会、そういうことが中学校ではなかったのではないかと思います。そういうことを考えたときに、小・中学校の先生方が一緒に集まり、学力の分析をしたり、授業の方法を工夫し合ったり、そういうことを通して、実になる学習指導や生徒指導ができるのではないかな、そういうことを考えたときに9年間を見通した小中一貫教育は是非やるべきではないかなと、そういう思いでこの学校づくり等は取り組んでいるところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 利点も説明をしていただきました。利点の裏には必ず欠点もあります。デメリットがあるんですね。教員、小学校の先生ですね。中学校の免許も取らないとい

けない。いろんな課題がですね、あるわけです。開聞に関しては当然、人数の少ない川尻が廃校ですよ、これは。山川の場合は、大成が一番多いでしょうから、それ以外は全部廃校です。昨日の新聞にも廃校という文字は載ってませんでしたけど、実際は統廃合なんですよね。ただ、その小中一貫教育を表に出していくと、住民の反対運動があまり起こらなかったと、そういうことで表に出していった自治体もかなりあったと聞いております。それが問題だとも指摘されておりました。ですから、指宿市の場合はそれはないと信じております。教育長はそのデメリット、特にこの辺が大きなデメリットじゃなからうかというところはどいう点がありますか。

○教育長（西森廣幸） 過少規模校、小規模校においては同級生の人数が少ないわけです。子供たちにとってはある一定集団の中で、様々な考えや知恵を出し合い、切磋琢磨しながら人格形成を図っていくことが必要であろうと思います。そういうことと、子供にとってはそういう機会が少ないと。先生方にとっては複式学級の先生であれば2学年を持つわけですので、2学年分の教材研究をしたり、学習の準備をしたり、また事務的なものも2学年分しなきゃいけない。そういう面では大変先生方にも負担があるのではないかなと思っております。実情から申しますと、私もへき地の完全複式の校長をしましたけれども、本当に先生方が一生懸命やって取り組んでくださる、しかしそれでも先生方が大変だな、これが複式が解消されて十分、一つの学年に向かい合うことができれば子供たちももっと良くなるだろうな、そういうような経験もしてきましたので、そこ辺りは解消していきたいなと思っているところで

○7番議員（浜田藤幸） 次のですね、小・中、今連携教育の現況と今後の方針について、お尋ねします。

○教育長（西森廣幸） 先ほどから、幾つか課題等も出てきましたが、本市の教育課題としてやはり中学校に入学して中学校の生活に適応できない、不安がありながら中学校に進学していくと、そういうようなこと、又は学校の生活が安定しないために学習意欲や学力の低下などが一部で見られる、そういうようなことが本市でもあるわけでございます。そういうことから、何とかこれを解消していくために、小・中連携教育を昨年度辺りから取り組んで、小・中学校の連携部会ということで定期的に先生方が取り組んできております。本年度はこれができるだけ連携だけじゃなくて、実際に行う、そういうことで、小中一貫教育につなぐ取組をしていただきたいということをお願いしているところでございます。そういうことで、それぞれの中学校区で一緒に夏休み辺り、関係のある小・中学校の先生方が集まって話し合いをしたりとか、そういうことが進んでいます。小学校、中学校の学習指導要領の改訂が行われて、小学校は平成32年に全面実施、中学校は33年に全面実施、その全面実施に向けて、学校は教育計画を今立てている段階ですので、更にそれを進めていただきたいと学校にはお願いしております。大事なことは、その間に小中一貫教育はこういう成果があるんだと目に

見える形で保護者や地域の人たちに示していかないと、言葉だけの説明だけではなかなか理解は得られないだろう、そういうことを今、学校教育課と話して学校に指導していく、そういうようなこと等、取り組んでいるところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 先生方から、現職の先生、不満の声は聞いていらっしゃいませんか。私は、現実ですね、やはり小学校と中学校が先生方も共有する時間も、これは文科省が指摘してるんですよ。だから、いい部分があるところは必ずそういった部分もあるんだっていうこと、教育長、分かっていると思うんですけど、不満の声等は上がっていませんか。

○教育長（西森廣幸） 直接、先生方からということではないわけですが、これまでの取り組んだ先進校辺りでは、打合せをする時間が増えて忙しくなったとか、そういうのは確かにあると思います。半面、現在でも学校現場の多忙化っていうのは指摘されていることでございますので、その多忙化を解消するために業務改善、これは鹿児島県、また国も挙げて先生方の業務改善等は取り組んでいるところでございます。しかし、大事なことは子供たちを、目の前の自分の学校の子供たちにどう力を付けていくか、そういうことが一番目になろうかと思えます。子供たちを中心に捉えて、どんな取組ができるか。無理な取組をしてください、そういう考えは持っていないところでございます。それぞれの学校で実情に合わせて、できることから、子供たちのためになる取組をやっていただきたい、そういう思いでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 私自身はですね、小中一貫教育には反対はしません。ただですね、現時点の先進地等のやっぱり検証もしっかりとすべきだろうと私は思ってるんですよ。ですから、まだ時期尚早、鹿児島県でも今、小中一貫教育を導入している所は、全体で何校あり、今実施してるのは何校なのか、お尋ねをします。

○教育長（西森廣幸） 県内の小中一貫教育の実施状況についてでございますが、各県の教育委員会に問合せしましたところ、把握ができていないという状況でございました。各教育委員会に電話で問合せた結果でございますが、義務教育学校も含めて施設一体型が4中学校区、施設分離型の中学校区が36、合計で40校となっているようでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 文科省がですね、評価をかなり高い数字でしている分ですね、かなり高い数字で課題もあるんですよ。だから、実際私はやっぱり検証も、もうちょっと時間をかけて、急がずにですね、やるべきだと私は思います。この3回の推進委員会の中で、推進委員に配られた数字の中にはですね、これはもう33年でも導入するんだというふうな資料ですよ。これを、第3回の推進委員の方に配られてますよね。あまりにもちょっと急ぎすぎてるんじゃないかというふうな感はどうしても否めません。仮にですね、川尻の子供が小学校通って、低学年がですよ、放課後に開聞の子と遊べないんですよ。バスもない、だから、バスに遅れたらもう親が送っていかないと、結局その日休まないといけないとか、もう課題はですね、いっぱいあるんですよ。これ、表に、これ文科省のやつ、資料いっぱい載

ってますよ。公平に載ってますよ、いい部分とですね、これはもう御指摘しておきます。ですから、小中一貫教育反対はしませんけれども、今の時点では在り方については問題があると思ってます。それ、もうちょっとですね、検証するべきじゃなかろうかと思っています。お尋ねしたいんですけども、これから住民説明会をですね、順次やっていって、反対がなければもうこの方針どおり進んでいく予定だろうと判断をしていますが、特にこの地域で反対が出たと、明確に、であればこの見直す考え、同僚議員も聞いてましたけど、再度確認してお尋ねをします。

○市長（豊留悦男） 私も答弁する責任があります。正しく、この問題については議員の発言の言葉にあったことは結論であります。行政が一方的に行うものではないという発言をされました。正しく、そのとおりです。一言で申せばそれにつきます。そして、教育論とか学校論で解決できる問題ではありません。今、教育論、それが飛び交っております、学校論。それで解決できるような問題ではございません。ただ、教育委員会としての方向性、方針を示すときに、首長部局として不法な介入はできません。それは、教育の独自性というのを尊重しなければならないからでございます。私は今朝の地方紙、新聞を見ました。議会報告は南さつま、龍郷とありましたけれども、本市がないわけでありまして。どうしたんだろう、社会面の26面に大きく取り上げておりました。正しく、これが書いてあるとおりであります。地域と保護者の理解が再編の大前提であります。これは、真、偽らざる正しい言葉であります。そして、教育委員会としてという言葉で書いてありますけれども、2021年度の開校を目指す。これは目指すじゃなくて望ましいという表現だろうと思います。そして、この素案というのはあくまでも素案であって、本年度末までに基本方針を示すと。この基本方針を示すためのあくまでも素案であり、そのための住民説明会をしているということと、捉えております。そして、最も大切なことは先ほど申し上げましたように、地域がおらが学校をどうしていくのかという方向性を明確にすること。これは、議員の質問の中にもあったとおりであります。あと一つ、首長としてという立場で答えなければならない。この首長として、学校の統廃合と庁舎問題、これは非常に重いものがあります。できれば避けて通りたい。しかも、今の時期にこういうのを議会で紛糾するような問題として、何がメリットがあるか、私にとってであります。つまり、何を言いたかったかと言いますと、教育委員会の方向性、素案というのは素案として受け止めていただき、学校の設置者である首長が判断することでありまして、最終的には。そのために、この素案というのを出していただいた後には、様々な問題が噴出するだろうということは予想しております。ですけれども、私はこの問題、様々な庁舎問題を含めて、2期目の終わりとしてその方向性、担当課、担当部局、教育委員会からのものはいただきたい。そして、それを基にどうするという方針を決定するのは、すなわち私です。決断は厳しいです。苦しいものがあります。しかし、だからといってこのとおりになる、やらない、ということはここでは言えないわけでありまして。先ほど言いましたように、

行政が一方的に決断するなよ、行くなよ、これは重く受け止めております。語る会等でもそのような話をしました。教育委員会の考えは正しいですよと、教育論、学校論では。しかし、すなわちそれが統廃合という、その問題になったときに、来年、再来年できる問題ではありませんよと。十分地域と話し合い、膝を付き合わせて話合った上で、首長としての結論は出しますよ。そういう話をしておりますので、教育委員会の学校、教育論、地域論、それはもちろん大切にしますが、一番大切なことは今、議員がおっしゃいました、行政が一方的にすることがあってはならないよという、これは私として一方的、重く受け止めております。この新聞記事、幾つかありますけれども大切にしてほしいのは、本年度末までに基本方針を示す、そのための素案であり地域の声を聴くと、そして慎重な対応を求める陳情があると。最後に前提は地域と保護者の理解、これが大前提であると、多くの市民の意見を聴き、反映しなければならない。この記事とともに、このように大きな記事で書いていただきましたので、このことについては市民も関心がありますし、市民だけではありません。県民、いわゆる統廃合を考えている基礎自治体にとっても大きな影響がありますので、このことについては教育関係の答弁を求めておりましたけれども、首長部局として、市長としての考えを述べさせていただきました。以上であります。

○教育長（西森廣幸） いろいろ答弁をさせていただく機会をいただきまして、ありがたいことでもございました。ただ、申し上げておきたいことは、教育委員会の教育行政は、将来の子供たちを育てるためにどうするかという責任もございまして。今、目の前に学校に通学、在籍している子供たちをどう育てるかということも、教育委員会の大きな仕事でございまして。今、目の前にいる子供たちの健全育成、学力向上、そういうものは今やらないと時期を逸するわけでもございまして。そういうことを考えたときに、今できることは実践していくと、先送りをするわけにいかないこともあるのではないかなど、そういう気持ちで進めさせていただきたいと、お願いではございますが考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○7番議員（浜田藤幸） 教育長、私はですね、まだ時期尚早という言葉は先ほど出しました。私はもうちょっと検証してもいいのかなど、私はそう思ってますよ。33年度は早すぎます。私の要望です。教育長の要望も聞きました、はい。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時11分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○11番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。9月14日、山川海洋センターで薩摩鯨節産地

入札即売会がありました。品薄を受けまして、kg平均単価、前年より123円高くなり、2,220円になったとありました。良かったなと思っております。本節の本枯れ節、指宿鯉節、自分は鯉節が大好きで、毎朝味噌汁にたくさん入れております。

先日の台風18号接近で9月16日、岩本宮ヶ浜吹越線、あの海岸線です、通行止めにしてありました。これは、正しい判断だったと思っております。今年、7月11日、午前11時56分頃、鹿児島湾の喜入沖を震源とするマグニチュード5.3の地震が発生し、指宿市は震度5弱を観測しております。ちょうど、本庁舎3階のトイレにいまして、ドンという突き上げるような衝撃を受けました。初めての経験でした。庁舎は窓ガラスは数枚割れた程度と聞いております。

それでは、通告してありました、1、防災対策について。防災備蓄について申し上げます。5・6年ほど前、東京の墨田区役所を訪問し、防災備蓄倉庫を見せてもらったことがあります。膨大な量でした。日常生活に最低限必要なものを備蓄しており、主な品目、食料としてアルファ米、クラッカー、おかゆ、粉ミルクなど。毛布、紙おむつ、トイレトーパー、応急医療用品、ビニールシート、発電機、仮設トイレなどです。これらは区内の各小学校、中学校に設置してある備蓄倉庫に保管しているほか、21か所の備蓄倉庫を設け保管している。この中には、スカイツリーウエストヤードロータリー防災備蓄倉庫同ビル2階、両国国技館1階、国際ファッションセンタービル内防災備蓄倉庫、NTTドコモ墨田ビル内防災備蓄倉庫、同ビル地下1階などなどです。人口も多いし、財力もある、置かれている立場などいろいろあります。墨田区と同じようなことはできませんし、望んでいません。指宿市に合ったやり方でよろしいのですが、防災備蓄について、まず指宿庁舎の非常用電源装置の状況はどうなっていますか。大災害が発生した場合、対策本部になると思われれます。まず、非常用電源装置、どうなっているかを伺います。

次は、2、空き家対策について。空き家の選別による対策についてですが、空き家にもいろいろ種類がありまして、管理されている空き家、管理されていない空き家、草ぼうぼうだったり、外壁が壊れていたり、いかにも崩れそうな空き家だったり、住み慣れた家を取り壊すのは忍びない、心が痛い場合もあるかもしれませんが、台風や地震などで他人に怪我を負わせることのないようにしてほしいものです。適正管理についての助言や勧告など、どうしているかを伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 私の方から、空き家の問題について、市の現状等について答弁をさせていただきます。本市では平成22年11月、25年10月、28年の12月の3回、指宿市消防団の協力をいただき空き家等の調査を行ったところでございます。平成28年12月の調査においては、市内の空き家の数は1,994棟となっております。空き家については適正に管理されている空き家、管理されていないが十分に使用に耐え得る空き家、すぐに何らかの対処しなければ周辺に危害を及ぼすと想定される、いわゆる危険な空き家などに選別されると思っております。

市としても空き家の状況に応じた対処を行うことが重要であると考えております。なお、報告されている1,994棟の空き家のうち、危険な空き家と思われる空き家の数は165棟であります。これら、危険な空き家の所有者に対しましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適正管理について助言、指導、勧告等を行っているところでございます。

以下、いただきました質問等については、関係部長が答弁をいたします。

○総務部長（有留茂人） 指宿庁舎の停電時の非常電源についてでございますが、軽油による非常電源設備及び屋上太陽光発電による蓄電池への充電システムを設置をしております。非常電源用の備蓄につきましては、軽油300ℓを備蓄をしております。また、太陽光発電による蓄電池への充電については、49.6kwの蓄電が可能であり、晴天時ならば2時間の発電によりほぼ100%の蓄電が可能であるところであります。

○11番議員（高橋三樹） 非常用電源装置は分かりました。先ほど、東京墨田区の例を取り上げましたが、庁舎の備蓄状況はどうなっていますか。何かあるのでしょうか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 本市の備蓄状況であります。食料、飲料水等につきましてはアルファ米を2千食、ハンバーグ等を500食、それから500mlの飲料水を2千本等の備蓄があるところです。また、本年度はさらに危機管理課におきまして予算計上をいたしまして、備蓄食料品を購入することとしており、今後も備蓄を継続してまいりたいと思っております。

○11番議員（高橋三樹） 備蓄をしてるという答弁でした。

次は、避難所の備蓄状況はどうなってますかということです。やっとな避難所まで辿り着いたとき、避難所の必要最小限の準備はできているのですか、どうですか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 備蓄状況については、山川庁舎、それから開聞の老人福祉センターに備蓄をしております。災害時に開設する78か所の避難所には、現在備蓄はしていない状況です。災害時の避難の際には山川庁舎、開聞老人福祉センターに保管している備蓄食料を各避難所へ配布することとしております。市内のホテル、旅館等との災害時の協定の締結に向けても、今後協議を進めていきたいと思っております。適正な備蓄数量の確保を図ってまいりたいと思っております。

○11番議員（高橋三樹） 地震、津波のとき、今和泉小学校は机の下に身を隠した後、校庭に集合し、海を見たりテレビ、ラジオ等で情報を集めてどうするかを判断する。津波のときは道の駅いぶすきへ避難し、場合によってはその後、西指宿中学校へ行く場合もあるということでした。つちはしこども学園は100名近い子供たちを津波のとき、車に乗せて西指宿中学校を目指すということでした。指宿商業高校は湾内の発生ときは校舎の4階に、南海トラフのような津波のときは、まず道の駅いぶすきへということで、西指宿中学校を目指していますので、西指宿中学校体育館横の駐車場、若しくは校舎の空き部屋を活用するかして、備蓄倉庫を建設する考えはありませんか。ミネラルウォーターとか毛布、非常食など、どうお

考えですか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 備蓄品の保管については、指宿市全域を捉えた検討が必要であろうと思っております。保管場所間の距離、それから保管すべき適正数量と市全域の状況を勘案をして、今後もその備蓄場所についての検討を継続してまいりたいと思います。今、議員の提案のありましたこと等も含めて、今後市全域を含めての検討をしていきたいと思っております。

○11番議員（高橋三樹） いろいろ申しましたけれども、何もかも行政に頼ったのでは限界があります。災害への備えとして非常食を各自、各家で準備しておく必要があります。飲料水、乾パンなどなどですね、備蓄へ対する市民への啓発はどのようになっていますか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 災害を未然に防止、又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、自らの身の安全は自らが守るという自覚の下、市民一人ひとりが災害から自らを守る自助の行動が重要であると考えております。これまでの大規模な災害発生時においては、国・県・他自治会からの支援物資が届くには最低3日程度が必要であることから、自主防災組織の説明会、訓練等の中でも市民の皆様には自助の方策としてそれぞれが3日分程度の食料、飲料水等の備蓄について啓発を図っているところであります。なお、最近の個人備蓄の方法としましては、長期保存食料等を購入する方法と合わせまして、1週間分の食料、飲料水等購入し、その購入したものを消費しながら新たに補充していく方法も推奨をされているところであります。

○11番議員（高橋三樹） 次は、自主防災組織の意義と役割について、どのように考えているか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 災害発生時には自らの命を自ら守る、先ほどの自助、それから自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保共同の精神と連帯感に基づく共助、それから市消防署、消防団等による救助活動、市による避難所開設、救援物資の支給などの公助、この三つの取組が連携して災害の防止、軽減が可能となると考えております。現在、指宿市には90の自主防災組織が結成をされており、共助の中核となっているところでございます。危機管理課においては災害発生初期の情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える自主防災組織の育成、強化を図るために、各地区において防災研修や防災訓練の実施をお願いをしているところであります。また、その研修の際の講師派遣、訓練時の支援についても行っているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） よく分かりました。

9月3日に南海トラフの地震、津波を想定する指宿市の総合防災訓練が実施されましたが、問題点はなかったのですか。この日、各地区ごとに津波避難訓練を防災無線で広報が入り次第、うちの浜西地区ですと漁村センターに集合して避難誘導をしました。後迫組駐車場まで行ったんですが、本当は西指宿中学校でした。元気な人はよろしいのですが、高齢者や障害

のある人，自由によく歩けない人を何とかしたかったのですが，体が大きくてとてもおんぶできません。リアカーもないし，車いすもありませんということで，悔しい思いもしましたが，問題点はなかったのかどうか，その点を伺います。

○総務部長（有留茂人） 9月3日に実施しました指宿市総合防災訓練につきましては，関係機関の参加の下，無事訓練を終えることができたところであります。また，今議員のおっしゃいました午前中には，沿岸地域の多くの市民の皆さんの参加による津波避難訓練を実施したところです。その訓練において，地区の皆さんから高齢者や障害のある方，いわゆる災害時要配慮者の皆さんの移動手段等の対応について問合せがあったところです。基本的には災害時の避難につきましては，徒歩による避難をお願いをしておりますが，要配慮者の皆さんにおいては，自動車での避難についてもお願いをしております。なお，以前は自動車での避難の際には，その自動車を停車したら鍵を付けたまま移動することをお願いをしておりましたけれども，それに加えて最近の手段としては，道路に止めるのではなく，空き地に止めるということが重要であるという考え方もあるところであります。

○11番議員（高橋三樹） はい，よく分かりました。災害はいつ来るか分かりません。南海トラフ地震，津波訓練のほかに必要と思われる訓練はないのですか，どうですか，伺います。

○総務部長（有留茂人） 今回の訓練は地震を想定しての訓練でございましたけれども，本市は開聞岳と火山の中に位置している地形でもあります。今後，火山噴火を想定した訓練及び近年の台風の大型化や短時間の集中豪雨等により発生する可能性がある河川の氾濫，それから土砂災害等の訓練も今後は必要だろうと考えており，この訓練についても検討していきたいと思っております。

○11番議員（高橋三樹） よく分かりました。

今朝，指宿小学校を訪問し，上野美保子校長先生，前田博王教頭先生が対応してもらいました。7月11日の震度5弱の地震のとき，すばやく逃げたと聞きましたので伺ったわけでありませう。直下型で緊急地震速報が出る前に揺れが来たと。防火扉が閉まって，職員が手で押して子供たちを避難させたと言っておりました。防災教育のモデル校になっており，ほかに柳田小学校，丹波小学校の3校ということでした。6月26日の訓練した模様で，訓練では避難所の駐在所の跡地まで7分かかっていたものが，今回は2分40秒から4分20秒だったと聞きました。泣いた生徒はいたが，怪我はなかったということでした。指宿小学校は海拔2.4mで学校の前に国道226信号機があり，最後に信号機を渡り切ったとき，津波のないことを知ったと上野校長先生の話でした。ほかの学校は今回の震度5弱の地震を受けて，マニュアルどおりできたのか。訓練どおりできたのか，改善するところ，問題点はなかったのかどうかを伺います。

○教育長（西森廣幸） 7月11日に発生した地震では，各小・中・高校でこれまでマニュアルどおりに訓練をしておりましたので，大方は訓練どおりの行動ができたと報告を受けておりま

す。一時的には机の下に潜り込むなどして避難をした、その後、揺れの状況を見ながら指宿小学校みたいに高台に避難した学校、又は校庭に集まって様子を見た学校、高い教室、3階に上って様子を見た学校、又はそのまま教室で様子を見た学校、様々な状況があったと聞いております。災害は想定外のことが起こることが多々あるわけですので、今回の地震を通してそのような行動でよかったかどうかを吟味しながら、マニュアルや避難訓練の内容を見直すように、学校に指示をしたところでございます。それぞれ、学校の位置が違います。学年の違いもございますので、一様にといいわけにはいきませんが、問題がなかったということで終わらないように改善すべきは改善するように指示をしたところでございます。

○11番議員（高橋三樹） 次は、空き家対策に入りますが、先ほどの答弁で165棟が危険空き家であるという答弁がありました。空き家を取り壊すと固定資産税が上がると聞いています。あるいは、元に戻ると聞いていますが、この点、どうでしょうか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 宅地に住宅が存在している場合は、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されることにより、土地に掛かる固定資産税が減額されることとなります。住宅を取り壊した場合には、この特例が適用されないこととなることです。

○11番議員（高橋三樹） その家屋の解体を依頼する際は、固定資産税が上がることを説明しているのですか、どうでしょうか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 空き家の取壊しについては、地権者に対しましてあらかじめ税務課にて試算した取壊し後の土地の固定資産税の概算額についても説明を行った上でお願いをしているところであります。

○11番議員（高橋三樹） 具体的な例として、どのくらい上がるのか、何か数字がないかという、お願いしたいんですが、一般的な建物を壊したときに、土地の面積とか場所、それぞれの条件が異なりますが、平均的なところでおおむねどれくらいになるのかを伺います。

○市民生活部長（下吉一宏） まず、住宅用地に対する課税標準の特例について、説明をさせていただきます。この特例は敷地内に住宅がある場合、敷地の固定資産税は200平米までは小規模住宅用地として、課税標準額を評価額の6分の1に、200平米を超えて住宅の面積の10倍までを一般住宅用地として課税標準額を評価額の3分の1に減額するものでございます。この特例がなくなりますと、宅地の課税標準額は評価額の7割でございまして、200平米までの敷地の税額は4.2倍になります。200平米を超える部分につきましては2.1倍となるところであります。具体的には、宅地の1平米の評価額を3万円、住宅の面積を100平米と仮定しますと、宅地面積が300平米の場合、特例がある場合は固定資産税は2万8千円でございますが、この特例がない場合は8万8,200円と3.15倍に。仮に宅地面積が500平米の場合におきましては、特例がある場合は5万6千円、特例がない場合は14万7千円と、2.625倍になるところでございます。

○11番議員（高橋三樹） よく分かりました。

最後になります。空き家バンクについて申し上げます。国土交通省では全国版の空き家、空き地のバンクをスタートさせたようです。伊佐市では空き家などの有効活用をして定住促進を図ろうと、10月にバンクを発足させるようです。始良市ではインターネットで空き家や空き地の情報を一括検索できる仲介サイト、空き家バンクを9月に始めるとありました。人口減少を背景に増え続ける空き家の活用ということですが、内装、外装を整備していても生かせる状態でないと借り手はいません。費用も掛かります。不動産業者などとの連携も必要と思われませんが、空き家バンクについてどうお考えか伺います。

○総務部参与（中村孝） 活用できる空き家の情報発信についてのお尋ねでありますけれども、本市では移住希望者等から空き家物件等の問合せがあった際には市内不動産事業者の住所や電話番号等を集約した一覧表を提供するほか、鹿児島県宅地建物取引業協会のホームページ等を活用した物件の紹介などの対応を行っているところであり、現在空き家バンクの仕組みについては導入をしていないところであります。現在、市内には鹿児島県宅地建物取引協会に加盟している28の不動産業者があり、それぞれの業者により不動産の売買、賃貸、管理等が行われております。空き家物件の情報につきましては、自社のホームページ内で紹介している業者もありますが、鹿児島県宅地建物取引業協会のホームページ内では、自社のホームページの有無に関わらず物件のみの登録が可能であり、また県内にある登録物件を市町村別に検索できる仕組みが構築されているため、希望地域を指宿市と選択することで、市内の空き家物件の情報だけに絞って閲覧ができるようになっております。なお、鹿児島県宅地建物取引業協会のホームページ内には、市内物件の検索画面と市内不動産事業者一覧が掲載されておりますが、その情報については本市のホームページとリンクを張っており、その周知にも努めているところでございます。

○総務部長（有留茂人） 先ほど、議員の質問の中で家屋を取り壊すと固定資産税が上がるという、上がるっていか元の適用になるというふうなことでの回答をさせていただいたところですが、その中で危険家屋、これは法律の中で特定空き家等という位置付けになるかと思っておりますけれども、本年3月に県より空き家対策実務者のための手引書というものが示されております。その中で特定空き家、危険空き家等の判断基準の考え方が県から示されたところです。今後は手引書により、手引書に則って特定空き家等と判断された場合、所有者等に対し除却、それから修繕など生活環境の保全を図るために必要な処置を取るよう、助言、指導を行うこととしており、助言又は指導を行ってもなお改善が図られない場合は勧告を行うこととしております。特定空き家等と判断され、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により、その課税の賦課期日現在において、勧告された土地については住宅用地に対する課税標準特例の適用対象から除外されるということになっているところです。

○11番議員（高橋三樹） はい、ありがとうございます。

先ほど、検索もできる、一覧表で紹介してるという答弁でした。先ほどの防災備蓄については、最小限の備えだけをお願いしたいと申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時45分
再開 午後 3時53分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、中村洋幸議員。

○16番議員（中村洋幸） 16番、中村洋幸でございます。本定例会最後の質問者になりましたが、消防団活動の現状と設備等の整備についてということで、通告に基づき質問をいたします。

まず1点目、消防団員の活動拠点である分団車庫、詰所で耐震構造になっていないものが市内に何棟あるのか、お伺いいたします。

2点目、防火水槽の耐震性のないものはどれぐらいあるのか。また、消火栓についてはどうか。

3点目、水道水は市民の飲料水のほか、生活用水、防火用水として使用されており、水道管の耐震化を図る必要があると思います。耐震化はどれぐらい進んでいるのか、お伺いいたします。

4点目、定員割れの分団もあると思うが、活動に支障はないのか。また、定員の基準というものがあるのかどうか、お伺いいたします。

5点目、各分団員は定期的に機材の手入れ、そして防火水槽、消火栓、自然水利の点検を行っていると思うが、その実態についてどのように把握しているのか、お伺いいたします。

6点目、広報活動や防火水槽、消火栓の点検、小型ポンプの運搬車両として使用できる軽車両の配備を検討すべきでないか、お伺いいたします。

7点目、災害は昼夜を問わず発生しています。各分団に発電機、投光器等は配備されているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） いただきました質問のうち、私は6番目、7番目について回答をさせていただきます。

まず、6番目でございます。現在、消防団の各分団に消防ポンプ自動車を配備しており、広報、防火水槽や消火栓の点検時も消防ポンプ自動車を利用しているところでございます。また、開聞方面隊におきましては、それぞれの分団において、2か所、又は3か所の分団車庫を管理していることから、軽車両等を配備しており、各消防活動及び小型動力ポンプの運搬に利用しております。このような軽車両は広報、防火水槽や消火栓の点検、小型動力ポンプ

などの運搬車両として有用であることから、今後の軽車両配備につきましては指宿市消防団充実強化検討委員会において協議をしてみたいと思います。なお、消防団員においては非常勤の地方公務員であることから、市の公用車を利用することができることとなっておりますので、公用車も有効に活用しながら、今後検討をしてみたいと思います。

7番目の質問でございます。発電機、投光器においては合併以前から指宿方面隊には配置されていますが、山川方面隊及び開聞方面隊では合併後以降に消防ポンプ自動車を更新する際に、付属品で発電機及び投光器もセットで購入し、配備しているところであります。また、消防ポンプ自動車の更新のない分団においては、まだ配備に至っていないところでありますが、今後配備をしてみたいと思います。

以下、いただきました質問は、担当部長がお答えをいたします。

○総務部長（有留茂人） 消防分団車庫、詰所で耐震構造でないものが何棟あるかという御質問でございます。本市において、消防分団数は23分団ありますが、分団車庫及び詰所は28か所となっております。うち、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築された建物が21か所で、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の建物が7か所となっております。

次に、防火水槽の耐震性のないものはどれぐらいあって、消火栓についてはどうかという御質問でございます。耐震性防火水槽は耐震性能を保持する構造、素材で構成された防火水槽設備であります。特に大規模な地震では水道管が寸断されるケースも多く、また道路などの陥没などにより消防車が駆け付けることができないようなケースも想定され、消火活動に支障を来す可能性が懸念をされます。本市においてもこのような非常事態に備え、大震災クラスの大規模な地震に耐え得る耐震性を備えた耐震性防火水槽をここ数年、設置をしてきているところであります。本市の防火水槽の数は市内全域で471基ありますが、うち耐震性の防火水槽は59基となっております。最近では指宿地域の犬伏地区、小牧地区、池田地区。山川地域では成川地区、小川地区、それから浜児ケ水地区。開聞地域では入野地区、上野地区に設置をしてきているところであります。また、消火栓について、製造業者に問合せを行いましたところ、消火栓自体で耐震性がある製品はないとの回答をいただいたところです。消火栓については、水道排水管の新設及び敷設替え工事に合わせて随時設置、取替えを行っている状況であります。基幹管路における水道配水管については、地震に強いと言われる管としてダクタイル鋳鉄管に更新を行っており、この配水管に設置された消火栓については地震による被害を受けにくいと言われているところであります。

次に、4番目の定員割れがある団員もあると思うが、活動に支障はないのか、定員の基準があるのかという御質問でございます。9月1日現在の消防団員数につきましては、常数定数564人に対しまして、516人で、48人の欠員となっております。各方面隊の団員数につきましては、指宿方面隊が条例定数247人に対しまして227人で20人の欠員、山川方面隊が条例定数172人に対しまして、157人で15人の欠員。開聞方面隊は条例定数127人に対しまして118人で

9人の欠員であります。また、本部付け女性消防団員数は条例定数13人に対しまして、9人で、4人の欠員となっております。消防団の定員数につきましては、指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条において、団員の定員が定められており、また各分団の定員数については、指宿市消防団規則第2条の別表で定められております。現在の定員数は合併以前から各市町で定められた定員数をそのまま引き継いでいるところであります。

それと、次に、5番目の各分団員は定期的に機材の手入れ、それから防火水槽、消火栓の点検を行っていると思うが、その実態をどのように把握しているかということでございます。各分団においては機材の手入れ及び消防水利の点検については、随時実施をさせていただいているところであります。このような活動内容については、2か月に1度、出動の明細表として危機管理課、市に提出をさせていただいております。その明細表には団員がどのような活動を行ったか、細かく内容を記載する項目がございますので、それをもって分団員の活動内容を把握しているところであります。また、消防水利等に異常があった場合は、指宿市水利調査規定により、随時分団長より団長を通じて報告を受けているところであります。なお、指宿市消防団規則第7条において、分団においては消防日誌を備えることとなっていることから、団員が活動した際は消防日誌の記載もお願いをしているところであります。さらに、全分団、2年に1度、消防団正副団長及び危機管理課職員により、消防資機材の維持管理や消防車庫の整理整頓がなされているか等の確認を行うため、自主監査も実施をしているところであります。

○水道課長（黒岩道広） 3番目の水道管の耐震化はどのぐらい図られているのかという質問でありますが、水道管につきましては管の耐用年数であります40年を経過したものから順次更新している状況でございます。特に、山川地域におきましては、昭和40年代に布設された水道管が鋳鉄管ということで、例えばこれについては消火栓を開けるなど急激な水の流れによって、管内の錆が落ち、水道水に混入するということから優先的に更新を行っている状況でございます。平成25年度に見直ししました指宿市水道ビジョンでは、平成26年から平成35年の10年間において、基幹となる管路2万3,243mを更新する計画になっており、平成28年度末における更新済み延長は5,545.4m、進捗率にしますと23.86%となっております。そのうち、山川地域における更新計画延長は1万3,493mで、平成28年度末における更新済み延長は4,920m、進捗率にしますと36.46%となっております。これまでの更新により、市全体の基幹管路17万8,369.78mのうち、7万8,512.52mが耐震管となっており、進捗率にしますと44.02%となっている状況でございます。

○16番議員（中村洋幸） まず、1点目のですね、分団車庫、詰所の耐震構造についてということで、7か所あるということですね、私はそういうつもりでなかったんですが、指宿も大分あるだろうなと思ってたんですけど、ほとんど山川地域だと。開聞が入野分団が1か

所入ってますけれども、山川の団員の方々って言ったらあれですけども、全団員、一生懸命やってると思うんですけども、山川は私の目に映ったところでは、大分努力が見られるんじゃないのかなと、一生懸命やってくれております。本当ですね、世のため人のためと、我が事はおいてですね、一生懸命やってくれています。そういう中で、一言もですね、我々も気付かなかったんですが、分団員からもこの車庫は大丈夫かなというような話もございませんでした。成川についてはですね、ちょうど消防自動車の更新のときに、更新して1年目やったかな、その頃に雨漏りがすると。新しい自動車が来たけど雨漏りがするがよってということで、そのときの担当課長に見てもらいました。すぐ、修理をしますということだったんですけども、多分東日本大震災の頃じゃなかったかなと思うんです。ブロック造りでこの建物で耐震的には大丈夫かよということになりましたですね、検討させていただきますということで、検討の結果、建替えってということになりました。それだったら、山川町内全域、やはりこういう建物だからっていうか、私は耐震的なそういうのは分からなかったんですけども、敷地がですね、各区の敷地に建ってるということで、この際、何とかみんな検討せにやいかんなどということでも話をしましてですね、取りあえず成川については建替えをやろうと、その後についてはまた検討しながらやっていきたいと思いますってことで話は終わったんですが、年次、建替えをしていただくということであるみたいです。浜児ケ水分団も昨年でしたかね、完成してますね。確かにですね、我々の成川分団の車庫を造るときもだったんですが、あの敷地、十分にですね、やっぱり団員の人数に応じてですね、何かあったら全員来るわけですから、だから車庫ですね、車止めるには駐車場、駐車場は広々っていうか、団員の台数分止められるような敷地の確保と、それともう一つ、お願いをしとったんですが、やはり土砂災害とかですね、台風時なんかも団員の方々、家はほったらかしで母ちゃん任せでですね、詰所に詰めてるわけですよ。外を警戒しながら雨もびっしょりなったりとか、土砂災害の場合は泥まみれになったりとかっていうのがありますんで、シャワー室ぐらいは完備できないのかという話をしましたところですね、そのときは成川だけそういうことをすれば、あとあと全車庫、詰所に全部そういうの、せにやいかんからというような返事がありましたけど、やはりですね、それぐらいのところはもうほとんど無報酬の団員ですがね。何かあったら即出ないといけないというようなことですね、地域のために一生懸命やってくれてるんですから、それぐらいのところは今後のこの7か所についてもですね、やはり検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、そこらについてはどのような考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） 貴重な御意見をいただきました。全く、議員のおっしゃるとおりであります。身を粉にして地域の安心・安全を守る消防団員には心から感謝をしております。それに加えて、やはり特に山川地域のこの分団車庫等においては、今議員が御指摘のとおり、分団の分団員が活動、それが自信を持って、誇りを持ってできるような車庫の整備はしなければ

ならないと思っております。ここ7・8年、指宿市においては消防庁舎、南九州市とも一緒にすけれども、この整備、そして消防分団車庫、備品等の取替え、いわゆるこの充実においては努力をしてまいったつもりでおります。シャワー室も必要だろうな、全く私も同感でありますので、今後消防団車庫の建替えにおいて、又は備品の取替えにおいては、今いただいたその思いが実現できるようにやっていききたいと思っております。

○16番議員（中村洋幸） 今、市長も答弁していただきましたけどもですね、私も地域におつてですね、消防団の誘いもあったんですよ。昭和53年の10月に帰って来ましたんで、昭和54年の2月ぐらいだったと思います。だけど、その頃はですね、消防の法被は前もって消防団に入らんかということで法被はいただいたんですよ。だけど、その後に靴と制服の何か寸法を聞きに来て、お前は走り方はどげんかって言うので、もう1番、2番っていうのじゃないけど、尻から3番ぐらい、小学校、中学校、高校、尻から3番ぐらいやったどなって話をしたら、もうよかと、こっちから断るっていうことですね、そのとき団長から断れました。だから、やはり1分1秒を災害の場合は言うわけですから、そこ辺りがあって入れないのかって自分は落ち込んだんですけども、そうじゃなかったみたいです。町民大会ですね、なんか消防団対抗のリレーがあると。それで成川はずっと1番の伝統があるんだっていうことで、足の遅いやつは要らなくて。そういうこともありましてですね、消防団にはなんか自分も入りたかったけども入れんかったっていう思いもあるし、消防団員の活動を見てたらですね、本当に頭が下がるんですよ。高齢者の方なんかはこうしてますよ、消防団員に。手入れのその関係も、また後で質問をさせていただきますけども、やはりですね、忙しい、ほとんど自営業者の方が多いと思います。それと、親子2代目、3代目っていう方が多いです。大変な仕事だと思ふのに、2代目、3代目、何にも文句を言わないですね、忙しい中を何かあったら走っていかないかんし、大変な本当に仕事だと思ふます。指揮監督者の市長からですね、詰所の関係のそういう話も何とか善処できるように考えてみますっていうような感じですから、できることはですね、私はどんどん支援してやっていいんじゃないのかなと思ふます。内助の功労賞の関係にしても、去年からですね、規約とはこれは別個の形でお願いをしましてですね、それについても実施をしてもらってますけれども、本当に喜んでもらってます。気持ちだと思ふんですよ。御苦労さんの、本当、我々からしたら考えられないのが台風が風がびゅーびゅー吹いているときにですよ、奥さん、子供はそのまま家において、家はほったらかしでって言ったら語弊がありますがけれども、母ちゃん、子供に任せて自分は詰所に、人のためについていうかですね、何かあったらやっぱり手助けをしたいという思いが、使命があるんだと思ふます。本当に大変だと思ふますんで、消防団の関係についてはまだまだ改善をしていただきたいっていうところはたくさんあると思ふますんで、担当課の方々もですね、よくそこらは目を光らせて、何とかできるところは加勢をしてやっていただきたいなというふうに思ふます。

2点目のですね、防火水槽の耐震性のないものはどれぐらいあるのか、また消火栓についてはどうなのかということで、防火水槽については471基のうち59基と、大体12.5%ほどですね。消火栓については735基のうち、113基ですか。15.3%と、まだまだですね、ここらについては努力していただきたいなど。じゃないと、結局なんかあったときにですね、水道の方もなんですけど、なんかダクタイル鋳鉄管っていうやつですかね、これがどういうものか私も知らないんですけども、水道の方については耐震化の進捗率44.02%と、進んでいるみたいですが、まだこれでもどっかやられれば水道は使えないと。また、災害があれば、火災でもあればですね、その防火水槽、消火栓の関係も使えないということになりますんで、やはり水道、まず水道のこのダクタイル鋳鉄管ですか、これが地震には強いということで、今これに交換をしてるっていうことですが、やはりこれと併せて、この防火水槽、消火栓についてもですね、整備をしていっていただきたいと思うんですけど、防火水槽は、この耐震化の防火水槽っていうのは、大体震度で言ったらどれぐらいまでもつんですか。

○総務部長（有留茂人） どれぐらいの震度に耐えられるかということですが、2011年に発生した東日本大震災以来、災害対策の重要項目として国がこの耐震性の防火水槽に力を入れております。ですので、この東日本大震災クラスのものについては、耐え得る可能性があると判断を私どもはしているところです。

○16番議員（中村洋幸） なんせ、耐震性のあるものっていうことで、入替えをやっているわけですから、そこらについてもちゃんと調べて、できるだけ早めに耐震性のあるやつに、これは交換するべきだと思いますんで、そのつもりで計画を作っていただきたいなと思います。

それと、3点目の水道管ですね、進捗率44.02%ということで、何とか水道の何とかビジョンの計画に沿って、入替えをやっていくということですが、やはりですね、前倒しができるのであれば早めにやってほしいなという気がするんですけど、これについてはやはり無理があるんですかね。

○水道課長（黒岩道広） 今、先ほど議員が言いましたように、水道ビジョンに基づいて更新をしているわけですが、一応水道料金の値上げもしないで済むような形ですね、毎年度更新をさせていただいております。併せまして、昨今ですかね、このビジョン策定の段階で想定していなかった事態、例えば29年度で言いますと西郷どんの関係で、観光的な部分での管の入替え、また昨日は追加補正をさせていただきました小雁渡浄水場での施設の改修というものも出てきております。そういうのも併せてやっていくとなると、なかなかビジョンどおりですね、更新がいかないのが現状でございます。ただ、水道管の耐震化というのはやっぱり重要なインフラ整備でございますので、今後もですね、計画に基づいて耐震化を図っていければいいかなというふうに思ってる次第でございますので、なかなかこの場でそういうふうにしたというの、なかなか言えないのが現状でございます。

○16番議員（中村洋幸） もう一つ、水道課の方で確認をしようと思いますが、送水管、配水管って言うかですね、これが破裂した場合は、小雁渡なんかもここ何年か前に配水池を造っていただきましたよね。あそこの水は全部出てしまうんですか。何か、異常があればストップ、自動的にストップするとか、そういう装置が付いてるんですかね。そこらについて、ちょっとお伺いいたします。

○水道課長（黒岩道広） 小雁渡浄水場におきましては、震度5以上の揺れと過大流量の二つの条件が重なったときには遮断弁が作動をし、自動的に止まるというシステムが導入されております。

○16番議員（中村洋幸） 5番目のですね、各分団員、定期的に機材の手入れ、そして防火水槽、消火栓の点検を行っていると思うが、その実態をどう把握しているかということで、先ほど答弁をいただいたんですが、各分団ですね、この機材の手入れ、防火水槽、消火栓の点検って言うのは同じようにって言うか、私は成川しか知りませんので、成川、月2回やってるわけですが、ほかの分団についてはどのような取組って言うか、点検なんかをやってるんですかね。どれぐらいの頻度でやっているのか、月に1回やっているのか、そこらについてちょっと御答弁をお願いいたします。

○危機管理課長（園田猛志） 消火栓等の水利の点検につきましては、指宿市水利調査規程に基づきまして、年2回以上実施することといたしております。春、秋の火災予防運動を中心に実施していただいているところでございます。また、先ほど来、議員おっしゃるとおり、それぞれの分団、成川は毎月2回ほどということで、それぞれの分団ごとにおきましては必要に応じて水利点検をしていただいているような状況でございます。また、通常の活動といたしまして、その火災とか災害出動以外にも毎月19日の市民防火の日におきましては、防火広報をしていただいております。また、それぞれの分団で防火の集まりの日も設けまして、いろいろと御活動いただいているところでございます。

○16番議員（中村洋幸） 水利調査規程では年に2回以上ですね、って言うことが決まっているみたいですが、成川なんかはもう、昔からって言うかですね、もう先輩方からずっと月2回はやってるということで、何で月2回もやらないかんのかということもあろうかと思うんですけども、やはりですね、成川地区の場合は特に湖沼の跡って言うことで、下が粘土層であると、消火栓の中に、消火栓ボックスですね、ボックスの中に水が溜まると、泥が溜まるということで、その先輩方からもうずっと月2回やってみたいです。それも、だからほら、自分の軽トラックなりで、自分の車で3班に分かれてやってるって言ってましたけど、3班に分かれて、大体1班が3・40分時間はかかるみたいですけども、それぐらいの頻度で月に2回やってる、身銭で走らない車をですよ、自分の車を使ってやってる、もし事故でもあったらどうするんだろうかと我々心配するわけですよ。ガソリンにしても50円の時代からすると、2倍ちょっとになってるわけですからね。だから、そこらについてもやはり何かの手

当を出してやるべきじゃないのかなと。1回、防火水槽とか消火栓の手入れにもう回ったらガソリン代の千円なら千円でもですね、出してやるべきじゃないのかなということを使うんですけども、そこらについてはどうなのでしょう。

○総務部長（有留茂人） 指宿市消防団員の定員、任免、それから給与、服務等に関する条例の中で、団員が公務のためその職務に従事したときは、その費用弁償というようなものは支給をするというようなことで規定をしているところであります。その活動の頻度によっては、非常にその御苦勞を掛けている面もございますので、先ほど言いましたその公用車の利用というふうなものも考えながら、またそのそれぞれの分団の状況等も点検、その報告が上がってきてますので、そこらを含めて、その団長、副団長を含めて協議をしてみたいと思います。

○16番議員（中村洋幸） 公用車の利用も含めてという話もございますけれども、やはりですね、仕事を持った方々に誰が取りに行つて、誰がまた役所まで持って来るのかということもありますんでですね、やはりできることを考えていくという方がいいんじゃないかなと思います。成川で、ちなみに今やってる点検箇所がですね、防火水槽が39か所、消火栓54か所、自然水利が11か所みたいです。これを3班に分けて、大体月2回点検をやってるということでございます。

それとですね、6番目にいきます。広報活動関係のですね、軽車両の関係なんですが、これにしても今言ったように、その防火水槽、消火栓の点検等の関係も自分の車を使つてると。それと、広報ですね、広報なんかはですね、消防自動車が入つて行かない道路が、山川だけじゃないと思います、成川だけじゃないと思いますけども、指宿市内には結構あると思うんですよ。大きな車でつていうか、通れる道路はあつても、やはりその大きい車が入らん、軽じゃないと入らんつていうような所はあると思います。どの分団においても。だから、そういうことを考えればですね、やはり小型車の方がいいのかなと。それと、小型ポンプの土嚢運搬車両ですね。これについても、何かあれば団員の車に積まないといけないんですがね。だから、そこらについてもちゃんとやはり、軽のそういう車両を揃えておくべきだと。団員の数から言つたら、もう当然車の、乗車の人数は足りないわけですからね。消防車で今10人ですか。定員10人と。成川なんかは今27の定員で26人ですけども、16人については当然もう自家用車で行けと、もし何かあつたら現場まで自家用車で行けということだと思えます。それじゃですね、あまりにもちょっとかわいそうじゃないのかなと。農家の方々、ほとんどの方々がだれやめつていうのはすると思うんですよ。夜に何かあつたらですね、アルコール、ちょっと飲んだのにつていうのもあると思います。そこらについても、やはり公務災害の関係もどの範囲まで行くのか。そこらも、団員の方々にはそういう説明はするんですか。新入団員も含めて、結局こういうところまでは公務災害でいけるけど、これは駄目ですよというところは、団員に話があるんですかね。

○**危機管理課長（園田猛志）** 消防団に入団いただいた際には、毎年4月に辞令交付式を行っております。その際に、新入団員の皆様につきましては、救命救急講座並びに基本的な公務員の、非常勤の公務員としての在り方等について説明してございます。その中におきましても、飲酒運転等につきましては絶対これは公務である以上、認められないと。公務災害には認められない部分になっているということの説明と、団の幹部の皆さんより厳しい指導をいただいているところでございます。

○**16番議員（中村洋幸）** さっき、ちょっと途中で切れてしまったけど、軽車両のこの配備の検討っていうのについては、何とか委員会についていうのがありましたけど、やはりですね、各分団、私は成川だけ言ってるんじゃないんですよ。各分団、必要な所にはですね、やはり配備をすべきじゃないのかなと。土砂災害、もうどこを見てもですね、指宿の場合は土砂災害にしても、豪雨災害にしてもですね、起き得る場所だと思います。だから、小回りの利く車っていうのは、もう当然やはり分団に配備しとくべきじゃないかなと思いますんで、そこらについてもう一遍、答弁をお願いします。

○**総務部長（有留茂人）** 指宿市消防団充実強化検討委員会というのを設置しております。メンバーにはそれぞれ正副団長、それから消防署の職員、市の職員等で構成をしております。この検討委員会の中において、今後その軽車両の配備については、計画的に配備ができないか検討をして、できればその計画的に今後配置をしていければなと思っております。

○**16番議員（中村洋幸）** 小型車についてはですね、やはり成川区は鰻区まで見るようになってるんですね。今、成川分団の管轄が大体1,200所帯ぐらい、約2,600名の居住者がいるということですね、そこらについてもよく検討をしていただきたいなと思います。

次に、災害が昼夜問わずやって来るわけですが、各分団にですね、指宿市はもう配備されてるということですが、山川・開聞については消防ポンプ車の更新がされてないところはまだ配備がされてないというところだろうと思うんですけど、やはりですね、仕事を持ちながらも各分団、2年に1回ですかね、操法大会っていうのもありますよね。それについても、仕事の疲れの中ですね、やはり練習もやってるわけですよ。明かりがある所だけならですけども、そういう所でホースを伸ばしてできないというのがあってですね、広い所に行けばやはり発電機が必要だと。暗い所じゃなんじゃでけんというようなこともありますんで、やはり必要な物は早急に配備してやるべきだと思いますが、そこらについて再度答弁をお願いします。

○**総務部長（有留茂人）** 今後、その発電機、投光器の配備につきましては、まだ消防ポンプの自動車のその計画的に配備をしていく計画でもございますので、それに併せて配備をしていきますし、それと同時にその発電機、投光器の今配備をされてない所についても、その計画的にできるだけ早く配備ができるように検討していきたいと思っております。

○**16番議員（中村洋幸）** 一応、もうこれで私の質問は終わります。ありがとうございます

た。

○議長（松下喜久雄） これにて、一般質問を終結いたします。

△ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

議 員 福 永 徳 郎

第 3 回 定 例 会

平成 29 年 9 月 29 日

(第 5 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成29年9月29日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第65号 指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第66号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について
- 日程第4 議案第67号 指宿市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第5 議案第68号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第6 議案第69号 平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第70号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第71号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第72号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第73号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第74号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 審査を終了した陳情（陳情第6号及び陳情第10号～陳情第15号）
- 日程第13 閉会中の継続審査について（議案第57号～議案第64号，平成28年陳情第4号及び陳情第5号）
- 日程第14 報告第4号 指宿市の平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第15 報告第5号 指宿市の平成28年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第75号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第17 意見書案第3号 池田湖水利権確保に伴う放流区域の整備を求める意見書（案）

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |            |       |             |
|-------|------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 外  菌  幸  吉 | 2 番議員 | 臼  山  正  志  |
| 3 番議員 | 恒  吉  太  吾 | 4 番議員 | 井  元  伸  明  |
| 5 番議員 | 吉  村  重  則 | 6 番議員 | 西  森  三  義  |
| 7 番議員 | 浜  田  藤  幸 | 8 番議員 | 東      伸  行 |
| 9 番議員 | 高  田  ちヨ子  | 10番議員 | 森      時  徳 |
| 11番議員 | 高  橋  三  樹 | 12番議員 | 福  永  徳  郎  |
| 14番議員 | 前之園  正  和  | 15番議員 | 木  原  繁  昭  |
| 16番議員 | 中  村  洋  幸 | 17番議員 | 新川床  金  春   |
| 18番議員 | 下川床      泉 | 19番議員 | 新宮領      進  |
| 21番議員 | 松  下  喜久雄  |       |             |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |             |           |             |
|---------|-------------|-----------|-------------|
| 市 長     | 豊  留  悦  男  | 副 市 長     | 佐  藤      寛 |
| 教 育 長   | 西  森  廣  幸  | 総 務 部 長   | 有  留  茂  人  |
| 市民生活部長  | 下  吉  一  宏  | 健康福祉部長    | 前  菌  千  秋  |
| 産業振興部長  | 上  田      薫 | 農 政 部 長   | 宮  崎  英  世  |
| 建 設 部 長 | 黒  木  六  海  | 教 育 部 長   | 長  山  君  代  |
| 山川支所長   | 中  村  俊  治  | 開 聞 支 所 長 | 川  畑  徳  廣  |
| 総務部参与   | 廣  森  敏  幸  | 総 務 部 参 与 | 中  村      孝 |
| 総 務 課 長 | 川  路      潔 | 財 政 課 長   | 坂  元  一  博  |
| 長寿介護課長  | 鶴  窪  誠  作  | 商工水産課長    | 山  元  成  之  |
| 建設監理課長  | 東      恵  一 |           |             |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |            |           |                |
|---------|------------|-----------|----------------|
| 事 務 局 長 | 岩  下  勝  美 | 次長兼議事係長   | 鮎  川  富  男     |
| 調査管理係長  | 嶺  元  和  仁 | 議 事 係 主 査 | 上  玉  利      享 |

## △ 開 議

午前10時04分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

## △ 議案第65号及び議案第66号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第65号、指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、日程第3、議案第66号、指宿市図書購入基金条例の一部改正について、を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第65号、指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、議案第66号、指宿市図書購入基金条例の一部改正について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第65号についてですが、質疑、意見ともにありませんでした。

次に、議案第66号について申し上げます。

松下さんが500万円、三光機械さんが1,000万円ということで、今後もこういう図書購入基金として寄附をされる方もいらっしゃるのではないかと思います。そういうことになったときには幾らぐらいからと考えているのですかとこの質疑に対し、今回、1,000万円という大きな金額の寄附をいただきましたが、新たに条例を制定しますと寄附があるたびに条例を作るということになってまいります。ある程度の大口の寄附があった場合は、図書購入基金条例の中で受け入れることを考えていますが、幾らからという具体的な検討はしておりません。ただ、従来、指宿市立図書館図書購入基金条例で、50万円という少額の基金があります。従来、寄附をいただいた内容で、例えば8万円とか、そういった場合はこちらの基金に

繰り入れ、繰り出して図書購入費に充てるという経緯がありました。そういったことも勘案しながら、大きな寄附金があった場合、検討することになると考えているところですのでの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号及び議案第66号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号及び議案第66号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第67号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第4、議案第67号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第67号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略をさせていただきます。

本委員会は、去る9月11日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

全国的にも認知症患者が増えている傾向があり、今回の条項を改正するののかとの質疑に対し、収入報告義務の緩和ということで、収入報告をすることができないという申告があれ

ば、市の方で収入等を調べ、それを家賃に反映させるということであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第68号（委員長報告）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第5、議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** おはようございます。総務水道委員会へ分割付託されました議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、サッカー場建設について、サッカー場自体の必要性は認めるところです。しかし、どの程度の規模で、どの程度のお金を掛けて造るのかという点については、まだまだ市民合意ができていないのではないかとという下で、今の計画のままでどんどん進んで行くのかなという懸念を持っていることが一つ、また、市民会館とサッカー場を見た場合に、市民会館は正にもう緊急の課題になっている下で、どこに造るのかということを考えた

場合に、なのはな館ばかりにこだわってはいらちが明かないのではないか。平成32年度までが合併特例債の期限だということで、サッカー場も市民会館も合併特例債を使うということのようですが、どちらが優先かという点では市民会館だと思います。その場所の一角として、サッカー場の予定地を検討するという点もあり得るんじゃないかという点で、サッカー場建設を今のまま進めるということについては、ちょっと懸念があるという理由から反対いたしますというものと、賛成討論として、交流人口を増やすためには、サッカー場の整備事業などが必要だと思っております。一企業が観光客を呼ぶとなると、なかなか難しい状況にあると思います。やはり市が積極的に手を打てる場所は打っていきべきだということで、サッカー場建設については賛成します。それから、市民会館が先じゃないか。確かにそういう話が出ています。あそこを壊して市民会館を造りたいということは、並行して出てきたような気がします。やはりその部分について当局の説明が足りないんじゃないかと思えます。サッカー場の方は建物がないということで話がスムーズに進みましたけれども、市民会館については、この前、議員懇談会で説明していただいた、なのはな館の芝生広場に造るといふ、ああいうやり方は執行部としては、まずかったのではないかと思います。そこら辺を含めて、ちょっと異論もありますが、本案については賛成の討論をいたしますというものがあつて、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について。サッカー・多目的グラウンドは、基本設計から実施設計の段階で今後の検討によって変わり得る部分があるのか。それとも一切変わらないのか。その辺はどうですかとの質疑に対し、実施設計においてもボーリング調査の結果によって土壌改良など変更になる場合や、事業費を見極めながらの設計となります。基本的には今回お示ししている事業費を重要視しながら調整をしていきたいと考えておりますとの答弁でした。

サッカー場建設について、私は議会全体の認識として必要性は認めるが、どの程度の規模のものを造るのか、広さや内容、掛ける費用がどうなのかという疑問があると思います。例えば、屋根付きスタンドの規模など、基本設計より増やしたらいいだろうかとか、もう少し減らしたらいいだろうかとか、その辺について今後の調査によって変わる可能性があるのか。それとももう基本設計が示されたので、大体ああいうスタイルだということになるのですかとの質疑に対し、実施設計においては基本的に基本計画を基に設計しますので、基本的な部分は議会の皆様にも説明しました案を尊重しながら調整していきたいと考えておりますとの答弁でした。

市民への合意形成という点では、並行して何か考えているのですかとの質疑に対し、市民の皆様、そして各種団体等には基本構想の段階から、これまで延べ18回の説明会等を開催しています。今回、パブリックコメントも実施して、19人の方から68件の貴重な御意見も賜りました。また、9月の広報誌にも概要案ということで本計画をお示しし、基本計画について

もホームページで御覧いただけるような形をとっており、今、我々が聞いている内容からは市民の御理解をいただけていると考えているとの答弁でした。

パブリックコメントでは、大体どういった意見があったのか、2、3特徴的なものがあれば示していただきたいとの質疑に対し、主な意見、内容としては、サッカー・多目的グラウンドの建設に是非取り組んでほしいとする中で、その際の施設の考え方や施設に対する要望、提案といった意見がほとんどでした。また、大金を使った施設整備は、ランニングコスト的にも無理があるような気がするというような反対意見が1件ありましたとの答弁でした。

指宿は台風の襲来が多いので台風対策が気になりますが、デザインをしたのはどこの業者ですかとの質疑に対し、デザイン関係は基本計画で発注しました梓設計の九州支店との答弁でした。

建設予定地は風が強い所ですので、台風が来たら恐らく屋根はもたないのではとも心配しますが、屋根の材質は何ですかとの質疑に対し、屋根はテント地で計画しております。これについては正しく台風対策ということも考え、金属製とかテント地とかを考えたところで。大体風速60mぐらいはどちらも耐え得るだろうということと、付近が海から近く、潮風ということも考え、テント地の方がいいだろうと判断して設計したところですよとの答弁でした。

周辺の道路網の整備計画はどのようになっていますかとの質疑に対し、現状は突き当たりの所でぐるっと回るような形で、魚見岳に平行するように道路があります。実質的には都市計画の方で陸上競技場の方から魚見の五郎ヶ岡の方に抜ける道路が計画をされていますが、現段階でいつまでに整備をすとか、具体的な計画はないところですよとの答弁でした。

排水問題はどのような計画ですかとの質疑に対し、今回のサッカー場については、周囲の道路よりも高い路盤での整備を考えています。基本的に自然排水ができるよう路盤高を高く持って行きたいという形で実施設計に盛り込みたいと思いますとの答弁でした。

サッカー場について、例えば山川外港の浚渫の関係で、土壌を谷山かどこかに運んでいるという話があった。その土砂が合うか合わないかは分からないが、開発公社の段階でもそういう土があればあの場所にストックしておくという発想はないのですかとの質疑に対し、現在も市の工事や県の工事の土砂をある程度積んである部分があります。今後、県の工事が出る海砂をこの事業で使わせていただきたいということで、現段階で打合せをしているところですよとの答弁でした。

地域おこし協力隊2名を募集して72万8千円を予定しており、空き家関係ということですが、仕事内容を詳しく説明していただきたいとの質疑に対し、来年度からの採用ということで、今回募集しますが、貸す方の信頼関係、そして地域の方々の信頼関係をどのように構築していくかということが非常に重要であるということが分かってきました。したがって、地域おこし協力隊の方々には、今の市民協働課の集落支援員やパートナーシップ推進係等とも

連携しながら、空き家の問題に対して、まずはその地域の方々にもいろいろと知っていただきながら、機運の醸成を図り、活用可能なものが出てきたら一番いい活用の手法はどういったものかを検討しながら、空き家の活用につなげて行きたいと考えており、いろんな成功事例を参考にしながら取り組んでいきたいとの答弁でした。

2名ということですが、2名で十分ですかとの質疑に対し、今、山川地域と開聞地域を特に集中的にと想定しており、集落支援員等とも連携を取りながら、まずは進めていきたいというふうに考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。ふるさと納税はマイナス面があると思います。今年の4月から8月までの5か月間、去年1年間、どちらでもいいですけど、指宿市民で指宿市のふるさと納税制度を利用して、かつ返礼品をもらった人は何人で、幾らになりますかとの質疑に対し、今年4月1日に総務省からふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は送付しないようすることとの通知がありました。この通知を受けて、5月11日から指宿市在住者は返礼品なしということで、ホームページ等を通じて案内をしているところですよとの答弁でした。

昨年度1年間ではどれだけでしたかとの質疑に対し、平成28年度ふるさと納税の市内在住寄附者については、1月31日時点のデータですが、21件の10名で合計で44万円ですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

また、総務課所管分、危機管理課所管分、議会事務局所管分、選挙管理委員会事務局所管分、監査委員事務局所管分、山川地域振興課所管分及び開聞地域振興課所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。いぶすき西郷どん館の開館に伴う臨時駐車場整備について、臨時ということで土地を借りるのか、それとも今後も使うので買取りをするのかとの質疑に対し、土地は国指定史跡橋牟礼川遺跡の指定を受けて市で購入している市有地で

すとの答弁でした。

市有地なので土地代は発生しないということですが、この194万4千円については、それを駐車場としてきれいに整備をするための費用で、1年間経った後はどのようになるのですかととの質疑に対し、現在のところ臨時駐車場として大型バス等に入ってもらような砂利敷きの駐車場にする予定です。ただ国指定遺跡橋牟礼川遺跡の敷地内ですので、それが終わりましたら砂利を撤去して、現況に復することを考えているところですよとの答弁でした。

西郷どん館の入場料とかも検討されていますかととの質疑に対し、西郷どん館については、1階に設置されるドラマ館と2階の特別企画展を合わせて一つの料金となっています。平成30年1月12日からですが、高校生、大学生を含む大人料金が500円、小・中学生の子供料金が300円、また、団体、家族連れの場合の割引料金も設定されており、その料金の中には特別企画展の料金も含まれていますとの答弁でした。

西郷どん館に外国人の方が来た場合、日本語対応だけなのか、それとも外国語も対応できる方を採用するのですかととの質疑に対し、実行委員会にも外国語対応も併せて検討するように働き掛けるとともに、従来COCOはしむれでは、外国人来館の場合はタブレットを使って説明をするようにしているところですが、学芸員も語学の練習をちゃんと行い、対応できるよう努力してまいりたいと思いますとの答弁でした。

翻訳してくれるアプリを活用することで、来館者をうまくフォローできるような体制ができないものか伺いますとの質疑に対し、非常にありがたい御指摘です。対応について検討したいと思いますとの答弁でした。

意見として、西郷どん館に関することですが、やはりいろいろな国の方が来館されると思います。一人ひとりがそのような外国語を何か国語も対応できるようなスキルのある方がいれば当然いいと思いますが、なかなか難しいだろうと思います。先ほどありましたタブレットの中に、そういうような翻訳の機能を持ったアプリも今ありますので、もっとそういう便利な機能を積極的に調査・研究していただいて、利活用していただければと思いますというものがありません。

長寿介護課所管分についてですが、質疑、意見ともにありませんでした。

また、市民協働課所管分、税務課所管分、健康増進課所管分、山川市民福祉課及び開聞市民福祉課所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）についての審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月11日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について。元湯温泉の脱衣棚への鍵付け等は含まれていないのかとの質疑に対し、今年度の予算において木造部分の外壁等の改修設計委託を行う予定である。その中に脱衣棚への鍵付け等も含まれており、今年度に設計をして来年度に改修できればと思っているとの答弁でした。

レジャーセンターのプール監視員を雇用するということが、何名でどのくらいの期間の雇用になるのかとの質疑に対し、2名を雇用したい。今年度分の経費を計上しているが、引き続き雇用をしていきたいとの答弁でした。

高齢者の利用が多いということだが、監視員の資格等はどのように考えているのかとの質疑に対し、健康な方というのが当然第一であり、雇用するに当たって救急救命の講習を受けていただくことが条件になるとの答弁でした。

プールの利用者はどのくらいいるのかとの質疑に対し、平成29年度の4月から8月までの実績として2万8,052名の利用があるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。平成34年に第12回全国和牛能力共進会が本県で行われるということだが、何年かに1回、農業県を回るような形で行われているのかとの質疑に対し、和牛のオリンピックということで、5年に1回、持ち回りで行う競技であるとの答弁でした。

鹿児島県で2回目の開催ということだが、別な県で開催されるときも補助金を出しているのかとの質疑に対し、今回の宮城県開催については把握していない。今、2回連続で宮城県が最優秀賞を取っている。鹿児島県は畜産県でもあるため、次回の鹿児島県開催では総合優勝を取りたいという意気込みで補助金が設定されているとの答弁でした。

60万円の補正を組んでいるが、全国の共進会における鹿児島県のレベルは、今どのくらいであるのかとの質疑に対し、今回は宮城県で開催されているが、9部門と特別に設けられた高校の部のうち、4部門で鹿児島県がトップを取ったという情報が入っている。鹿児島県としては上位に来る成績であると思うとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。児ケ水漁港線の災害防除工事の場所はどこかとの質疑に対し、フラワーパークから児ケ水漁港へ行く道路があり、フラワーパーク入口から200m行った所にある。フラワーパークの展望回廊の下付近に位置する場所である。1か所は左側の市道の法面が崩落し、保護路肩が脱落している状況である。それから、児ケ水漁港へ下って行

く所のフラワーパーク側の法面が崩落している箇所が2か所あり、合計3か所分の工事となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について。湊地区と十町地区の土地区画整理事業の進捗率はどの質疑に対し、湊土地区画整理事業については、平成28年度末で約90%の進捗率となっており、補正予算で残り4戸のうち3戸が完了する予定である。十町土地区画整理事業については、平成28年度末約58%の進捗率となっており、補正予算で残り20戸のうち10戸が完了する予定であるとの答弁でした。

両土地区画整理事業は、後何年ぐらいで終わる見込みなのかとの質疑に対し、十町土地区画整理事業の現在の事業計画施工計画では、平成32年度となっているが、盛り土工事、道路築造及び秋元川の改修工事等を含めたときに、平成32年度で終わるのは難しいだろうということで、来年度資金計画等施工期間を含めた検討をして、計画の見直しを考えている。また、湊土地区画整理事業の残る1件については、国の補助金が平成30年度となっているので、少なくとも繰越年度である平成31年度までに終わらせるよう交渉を進めたいとの答弁でした。

意見として、湊土地区画整理事業の今回出された3件の移転補償工事が全て終わるまでに残されている後1件についても決着を付けてもらいたい。1件だけ残ってしまうと、いつどちらの方に倒れるのかも分からない。危険な状態になるので、是非よろしくお願ひしたいというものがありました。

次に、農業委員会所管分について。荒廃農地等利活用促進交付金は、掛かった金額に対して2分の1といった補助率があるのか。また、肥料、堆肥等への補助などはあるのかとの質疑に対し、農地を再生するために重機を使ってするものと、重機を使わなくて済むような比較的荒れ方の少ないものと2種類がある。重機を使って行う事業については、事業費全体の上限が200万円と決められており、200万円に対し2分の1以内の補助をするということになっている。しかし、全国で中山間地という地域が決められており、本市は特別に55%の助成をもらえるようになっている。一方、重機を使わないで再生をする事業については、10a当たり5万円という定額の助成がされることになっているとの答弁でした。

予算の増額はできるのかとの質疑に対し、今後、要望が続く場合には、議案を上程させていただく予定であるとの答弁でした。

荒廃地と言われる農地と、使えない農地は何筆で、面積はどれぐらいかとの質疑に対し、筆数については把握していない。市内の荒廃農地で再生が可能な分として50ha、再生が不可能な分として90haを把握しているとの答弁でした。

農地が荒れていく状況は、毎年このような状況なのかとの質疑に対し、再生できる見込みのある農地は平成24年度時点で78haを把握していた。順次減少はさせてきているが、新たに

発生している所もあり、増えるのを防いでいるような状況であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

また、商工水産課所管分、耕地林務課所管分及び建設監理課所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 本案に対しては、新川床金春議員ほか1名から修正案が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第68号（修正案説明）

**○17番議員（新川床金春）** 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の修正案とします。

議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の一部を次のように修正する。

第2条中第2表、債務負担行為補正を次のように改める。第2表、債務負担行為補正、1追加、事項、指宿市サッカー・多目的グラウンド実施設計業務委託、期間、30年度、限度額、8,720万円を0円に修正します。指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業に、約24億円掛けて整備することで、費用対効果が約2億5,000万円と見込んでいるとの説明を受けています。この件については、大いに議論してきましたが、財政問題など、多くの問題を含んでいるのも事実だと思います。指宿市土地開発公社の土地活用の問題もある中で、指宿市民が健康増進、生きがいづくりなどで利活用するサッカー・多目的グラウンド整備については、推進するべきだと思います。ただし、Jリーグの試合の誘致とか、大会誘致部分については、建設費用、維持管理等、多額の財政支出が見込まれています。このことに対して執行部の費用対効果の説明も受けているところではありますが、建設後の維持管理費や経済効果についても十分納得できるものではありませんでした。このような大型公共箱物施設の建設については、将来を見据え、慎重にも慎重を重ねて取り組むべきであり、10年後20年後に老朽化が進み、Jリーグの試合はおろか、キャンプ、大会等、ほとんど使われない状況が想像できないわけではなく、将来に負担を残さないためにも慎重な検討が必要だと思います。

このようなことから、いろいろと指摘したところですが、平成27年度決算の総括でも、これは広報いぶすき28年12月号のお知らせ版です。社会保障関係費になる扶助費の増加や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの特別会計への繰出金の増加、老朽化した公共施

設の耐震対策，国体開催に向けた体育館整備や指宿港海岸整備など，避けては通れない大規模事業には多額の財源が必要とされています。このように本市の財政状況を取り巻く環境は，厳しさを増すと想定されており，今後も行財政改革を更に進め，より安定した財政基盤を確立するように努めるとなっております。そして，29年3月24日，タブレットにアップしていただいた指宿市公共施設等総合管理計画書を見ますと，もうびっくりする数字がありました。皆さん，タブレットを持っていますよね。タブレットを開けていただければ助かるんですが，タブレットのホーム画面から本会議に行き，次に共有フォルダーの議員懇談会，そして平成29年度第1回定例会，そして平成29年3月24日，資料①aを開けていただければ分かると思います。

66ページにですね，人口減少が続くと。市の将来人口推計として，2015年度は4万1,757人が，2060年には2万5,312人と減少することが推計されています。国立社会保障人口問題研究所の推計は，2万1,379人です。市の試算では約45年間で市の人口は1万6,445人減少します。国の推計は45年間で2万510人減少するとなっております。これは，地方創生の作業をしたときに，約4,802名の押し上げをしようという思いの中で，この指宿の推計が出ております。

次に68ページにですね，中ほどですけど，今後，40年間でインフラ系施設も含め，公共施設の更新費として，今後40年間に総額1,613億円が必要と推定されている。施設整備に充てることができる投資的費用である普通建設費の過去5年間の平均額は約29.3億円であり，現状の予算が今後も維持できると仮定したとしても，インフラ系施設も含め公共施設の維持，更新は極めて困難であると予想されています，というふうになっております。

次に，69ページですが，現状の予算規模が将来的にもそのまま維持できたと仮定した場合となっております。先ほど言いました人口が1万6千人減る。国の人口問題研究所では2万510人減るんです。今の半分になるんですよ。その中で，今の予算が将来的にそのまま維持できると仮定できますか。公共施設の更新費用として，今後毎年平均40.3億円が必要となっております。それに対して年間11億円の不足が生じると推定されていることから，今後40年間で30%削減をすることを目標にしていると記載されています。ですから，現在29億円しかない普通建設費が，既存の施設を改修するために40億円必要なんですよ。新しい事業はできないと思います。にも関わらず，このような財政状況下で市民会館建替え，山川庁舎建替え，開闢庁舎耐震改修，学校の再編，池田湖周辺観光施設整備，唐船峡周辺整備，指宿港海岸整備の背後地整備など，喫緊の課題はもう既に山積みされております。

そのことから，今後40年間の財政状況を考えたときに，執行部提案のサッカー場建設の計画が，今の指宿の財政体力に見合うものなのか懸念するところであります。市長は私の一般質問で市役所の役割について，市民に役に立つ所と言いましたが，私が師事している木村先生の話では，市役所は市民に傾聴し，課題解決のために耳を傾け，傾聴ですね，耳を傾け聴く，そして対話をしながら，市民の満足度を確認しながら，役に立つ所が市役所ですと教え

ていただきました。現状のサッカー・多目的グラウンドの内容はですね、市民不在や手順を間違えた行政運営では市民が不幸になる危険があります。4か月後に市長選挙があります。サッカー・多目的グラウンド整備、山川地域の地熱発電事業、恵み事業、そして県が運営管理を放棄したなのはな館の活用問題等は、次の市長選挙の公約として、市民の判断を委ねるべきと思っております。

最後に、市議会議員選挙も同時に行われます。市民から負託を受けた議員として、間違いのない判断をしていただきたいと思いますし、これで修正案の説明を終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第68号（質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、総務水道委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、産業建設委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 議案第68号、一般会計補正予算（第7号）に対する修正案に賛成し、原案に反対する立場から討論を行います。

修正案は、指宿市サッカー・多目的グラウンド実施設計業務委託に係る債務負担行為を認めないという内容のものであります。提案説明にもあったように、指宿市民が利活用するサッカー・多目的グラウンドの整備そのものについては、私も含め市議会において誰も反対していないと思います。しかし、問題なのは、誰のための施設なのか、どのような規模のものなのか、後年度も含めて財政的負担が過重なのではないかといったことであります。基本構想では次世代を担う子供たちの育成、健幸のまちづくりの推進、サッカーによる観光・経済の活性化と地域振興の三つを掲げていますが、サッカー場の整備を求める子供たちの願いはあまり話されず、むしろ立派なもの、一定の施設のものでないとキャンプを呼べないとか、交流人口が増えないとか、そういった話ばかりが強調されているとしか思えません。どのような内容の、どの程度の規模のものを造るかにおいて、議会として問題提起をし、再考を促しているにも関わらず、基本的には当初の考えどおりに事を進めようとしています。その表れの一つが今回の債務負担行為補正であります。

以上のようなことから修正案に賛成し、原案に反対します。

付け加えるならば、なのはな館が解体できない状況の下で、市民会館建設の場所の選定が、なのはな館内でいいのかどうかという議論がある中で、計画中のサッカー・多目的グラウンド場予定地内も含めて、広く再考、再検討する必要性が生まれていることも新たな問題であることを指摘しておきたいと思います。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、西森三義議員。

**○6番議員（西森三義）** 議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の修正案に反対の立場から討論を行います。

これまで何回も協議を重ねてきた指宿市サッカー・多目的グラウンドの整備については、子供から高齢者まで利用できる健康遊具などを設置し、また、マルシェやフリーマーケットなどのイベントが開催できる広場などを設置する、すばらしい基本計画ができています。次の世代を担う子供たちを育成する、子供から高齢者まで、障害がある方もそうでない方も、全ての人々がスポーツ、レクリエーション、教育、福祉イベントなど、様々な場面で施設を利用し、健幸のまちづくりを更に推進する。プレーをする人、応援をする人、大会を運営する人、全ての方々に配慮した施設整備を行うことで、交流人口の拡大が図られ、地域経済・観光の活性化を図る。これが基本構想に掲げられた目的、理念となっており、今回も指宿商工会議所、指宿市観光協会、菜の花商工会、指宿市建設業組合、指宿市サッカー協会、それぞれの代表者が連名で7,942名の署名を添付し、陳情書が再提出されてきました。9月15日に

は文教厚生委員会の席上で代表者5名の方々から2時間にわたり、今回の整備事業に対する熱い思いを聴くことができました。それはみんなで知恵を出し合い、プロを含めた合宿誘致、アマチュアの大会誘致を積極的に行い、交流人口の拡大で観光・経済の活性化に努めたいとの熱い思いでした。このように多くのチームが指宿市に来てくれれば、本市が合宿の聖地となり、多くの選手やサポーターが訪れることで交流人口が増え、観光振興はもちろん、地元の特産品や農産物の販売促進や消費拡大にもつながり、大きな経済波及効果も期待できますし、更に土地開発公社が所有している土地を活用することで、土地開発公社の負担軽減と健全化も図ることができると思われます。そして、この一帯、陸上競技場を含め、総合スポーツエリアにすべきと考えます。先ほど修正案を提案された議員が説明されたJリーグが試合をする施設ではないと思います。

よって、この事業は本市にとって是非推進すべき事業ですので、議案第68号の修正案に反対いたします。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、臼山正志議員。

**○2番議員（臼山正志）** 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）修正案に賛成の立場から討論いたします。

なお、現執行体制における本事業に対する取組の姿勢及び気構えはどうかという観点から、修正案提案理由に追加して、2点において述べさせていただきます。

まず1点目、維持管理費についてであります。維持管理費1,850万円のうち700万円が人件費ということでした。その内訳が新しく採用する職員1人分の400万円、残りが作業員として1人当たり150万円の2人分という説明でした。今回のサッカー・多目的グラウンドにおいて一番重要である芝管理が、この金額で果たして本当にできるのか。ましてや、市民の福祉の向上を基本目標としている立場の行政が、市民に対して150万円で働いてもらおうと計画すること自体、問題があるのではないかと。しかも、150万円の何倍もの給料をもらっている方々が、平然と言っていることに、非常に違和感を覚えます。本当に市民の生活を良くしようと思っているのでしょうか。

2点目として、今定例会において市民会館建替え問題に端を発する形で、なのはな館について驚くべきことが明らかになりました。それは、なのはな館北側部分の県有施設において、県が解体するという覚書及び譲与契約を結んで無償譲渡を受けたにも関わらず、著作権を主張している設計者、高崎氏との折り合いがつかず、解体が難しいとの認識を持ちながら、なのはな館敷地内に市民会館建設を計画しようとしていること。また、譲渡を受けた施設において、補修工事が始まろうとしていること。さらに、市民会館建設において設計者、高崎氏の関与を保証する覚書まで交わしています。高崎氏の問題は県で解決すべきことであり、本市には全くもって関係のないことであるにも関わらずです。至極当たり前のことだと思いますが、契約が達成されないのであれば、すなわち契約不履行、若しくは契約に瑕

疵があったということになり、契約の解除となるはずであります。しかし、本市の執行部の対応はどうでしょうか。議会はもとより、市民との約束である契約の履行を第一義的なものとせず、なおかつ執行部全体としての問題、課題の共有も図られず、今後、なのはな館がどうなるのか分からない中、それぞれの部署でそれぞれの事業を進めようとしております。

このような執行部の事業に対する姿勢をサッカー・多目的グラウンド整備事業に置き替えた場合、果たしてサッカー・多目的グラウンドが後年度負担とならず、市民の公共の利益につながるか、大いに不安が残るところであります。

以上のことより、現執行部における政治姿勢及び執行体制は、極めて不十分であり、このような中ではサッカー・多目的グラウンド整備事業はすべきではないという立場から、本修正案に賛成いたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

浜田議員。

**○7番議員（浜田藤幸）** 修正案に反対、原案に賛成の立場で討論します。

討論の内容としては、要望に替える。まず、一般会計財政調整基金の残高、これがまず29年度24億2,381万4千円、平成34年度年度末残高24億6,432万1千円、平成40年度28億6,360万4千円。財政としては安定しているといっていると判断をしております。

まず、維持管理の方なんですけれども、1,850万円の内容の説明を受けました。これを聞いて、特別委員会等でも他の県外等に調査に行きました。まず判断したのは、この管理費では、まずできないだろう、まず最低2倍、またオーバーシード、ティフトンを使ったときの維持管理をしっかりとプロが、またはそれなりのサッカー管理者が利用するには、芝の管理は相当力を入れないといけません。ですから、今後、この事業を進めていくに当たっては、芝の管理をですね、徹底してやるには、やはり1mm単位の管理が必要、求められると判断をしております。そのためには費用も掛かる。これも見込んで事業を進めていただきたい。

それと今現在、事業が計画されている土地は、土地開発公社が買収し、又は塩漬けになっている土地もあったらうと思っております。また、その金利もですね、大分膨れ上がっている、億単位になっております。これを契機にですね、土地開発公社の整理の検討をしていただきたい。

それと今回の設計の内容なんですけれども、まず、梓設計、これは九州支店と言いますけど、本社は東京だろうと思えます。これは契約が今年の5月26日から8月の24日、約3か月間でこの計画がなされております。いわゆる、これからはもうちょっと協議をしていただいて、必要があれば内容の見直し、以上3点を要望し、原案に賛成の討論といたします。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第68号、平成29年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、を採決いたします。

まず、本案に対する新川床金春議員ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第69号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第6、議案第69号、平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(恒吉太吾) 文教厚生委員会へ付託されました議案第69号、平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)についての審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

介護認定審査会費の増ということですが、昨年見積もったものとどのくらいの差があって、この補正が上がったのですかとの質疑に対し、平成28年度の訪問調査委託料の実績は175件で、平成29年6月末時点において昨年より1.25倍に増えているということが分かり、39万4千円不足する見込みとなりましたので、今回補正予算を計上しました。平成29年度の実績見込みは219件と予測しておりますとの答弁でした。

増えた要因というのはどういうふうに捉えていますかとの質疑に対し、鹿児島市内の施設を利用する方が増えており、その方の訪問調査費については鹿児島市の方に委託していますので、その件数が増えているところですのでの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第70号～議案第72号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第7、議案第70号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第9、議案第72号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第70号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号、平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第72号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、の3議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月11日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第72号についてですが、質疑、意見ともにありませんでした。

また、議案第70号及び議案第71号の2議案につきましては、いずれも人件費のみの補正でありますので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第70号から議案第72号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第72号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第73号及び議案第74号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第10、議案第73号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び日程第11、議案第74号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、を一括議題といたします。

2議案は総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会へ付託されました議案第73号、平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）について、から審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席の下、審査いたしました結果、全員一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第73号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

また、議案第74号、指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月20日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め、現地調査も行い審査いたしました結果、賛成討論として、現場でも説明いただきましたし、皆さんも大事な水のことですから異論はなかろうとは思いますが、私は賛成いたしますというものがあり、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

かび臭が出てその対策を講じるということですが、仮の対策じゃなくて根本的な対策という理解でよろしいのですかとの質疑に対し、先ほど現地で見てもらいましたのは、あくまでも暫定的な措置であり、やはり今後、鰻池の水質については変化する可能性が大いにあります。そのため、恒久的なものを設置したいと思っております。そうすることによって山川地域全域に安心して安全なおいしい水を供給できると考えておりますとの答弁でした。

一番大事な飲み水のことですので、早急に事業化していただきたいと思いますが、本体工事について大体どの程度と積算されているのですかとの質疑に対し、今回の設計業務委託を積算するに当たり、コンサルタント会社に見積りをしていただいたわけですが、少なくとも今の混和槽の大きさの4倍から5倍ほどないと、活性炭と水がうまく混じらない。そうしないと異臭等は除去できないということになりますので、少なくとも200 t以上の貯留槽を設けて、20分以上は滞留できるような施設にしていきたいと考えております。工事費につきましては2億円から2億5,000万円ほどは必要になるのではないかと考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第73号及び議案第74号までの2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号及び議案第74号までの2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を修了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第12、審査を修了した陳情を議題といたします。

陳情第6号、陳情第12号、陳情第14号及び陳情第15号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会付託になりました陳情第12号、指宿市山川伏目地区における温泉モニタリングについての情報開示を求める陳情、陳情第14号、2017年8月の関東地方の地震は、2010年10月の東北地方と似ていて、東北地方太平洋沖地震と同種の海溝型大地震の発生がかなり切迫している可能性があるため、地熱の開発を急ぐことを要請する陳情、陳情第15号、鹿児島県の温泉井戸掘削許可についての行政指導に問題があるため、指宿市として把握している井戸掘削許可についての規制の現状を明らかにし、鹿児島県の行政の問題を早急に是正することを求める陳情、及び継続審査となっております陳情第6号、指宿市議会議員の定数削減及び報酬の増額改定に関する陳情書の陳情4件について、去る9月7日に本委員会を開催し、全委員の出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について、順次御報告申し上げます。

なお、要旨につきましては、いずれも陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

まず、陳情第6号について申し上げます。

本陳情の審査に当たっては、陳情者5人を参考人として本委員会に出席を求め意見を聴取し、審査いたしました。

その結果、合併前3市町で約50人の議員が在籍していましたが、合併時の選挙で約半分になりました。合併により市の面積は拡大し、議会の常任委員会の数も4年前までは4委員会でしたが、現在は3委員会です。議員は議案審議や調査・研究に全員一生懸命取り組んでいますが、議員の仕事が非常に増えており、議案審議の状況を見ても、議員数が少なくなれば活動の低下を招くのではないかという気がします。先般、南大隅町では3名の女性議員が誕生しましたが、本市は女性議員が一人です。私としては女性議員が増えることを望む一人ですが、定数削減は女性議員の増加の道を狭くする案だと思っております。また、今回は報酬改

定もセットで出していただいたわけですが、議員報酬については全国の基準がなく、市民も議会も納得できるような形は見えていないと思います。やはり定数削減と報酬改定は別々に議論すべきだと思っております。以上のような理由で今回の陳情については、採択すべきでないと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第12号について申し上げます。

情報開示は、開示を求める個人が開示請求をして、その開示を求めた人に公開するという関係だと思えます。しかし、山川伏目地区における温泉モニタリングについての情報開示を求めるという本陳情については、言ってみれば開示を求めるのは一個人ですが、公開を求めるのは、その申請をした人ではなく、全市民に知らせろというようなものに等しく、そういう意味ではちょっとそぐわないと思いますので、不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第14号について申し上げます。

本陳情については、大地震が来るんじゃないか、大地震の可能性があるので、地熱の開発を急げというのは、何を言っているのか、ちょっと違うのではないかと思います。よって、本陳情は不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

最後に、陳情第15号について申し上げます。

本陳情については、議会で問題にするというより、本人が直接市や県に適切な処置について申入れをすべきではないかと思えます。議会がどうのこうのという問題ではないので、不採択とすべきと思っておりますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第14号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第11号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会に付託になりました陳情第11号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備の実現を求める陳情書について、去る9月8日及び15日の両日、本委員会を開催し、全委員出席の下、参考人の出席を求め審査いたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本陳情については、前回の陳情と内容がどの程度変わったのかという点が非常に大事になってくると思いますが、今回は財政的にも勘案した内容になっていると思います。陳情の趣旨はサッカー場についての要望、それから今後の活用についても、整備といろいろな施設等も含めて最低限のものであるということだと思っておりますので、今回の陳情は採択すべきと考えますという意見と、今回の陳情書も前回とほとんど変わらないということで、私は不採択にすべきだと考えております。今回新しい計画の中でも、芝管理を直営ですということと言われていますが、本当に真剣に考えているような状況ではないと感じました。芝管理

がちやんとできるんだったら、そこまで投資せずに、多目的広場、サッカー場を建設しても、アマチュアの大会やイベントなど、いろいろな利用がされると思いますという意見と、今日は陳情者である5団体の代表者の意見を聴いて、こういう最低限のサッカー場を造ることによる交流人口の増と経済波及効果が期待できること、そしてまた誘致に対する意気込みを感じ取ることができました。よって、この陳情については採択して、こういう構想に沿ったような施設整備が必要だと考えておりますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 陳情第11号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備を求める陳情について、委員長報告に賛成、不採択の立場から討論をいたします。

この陳情については、今年の第1回定例会においてサッカー・多目的グラウンド整備事業基本構想に基づいた陳情は不採択、市民が利用する市民のためのサッカー場の陳情は採択しております。今回の陳情は市が提案している設計内容計画が、先のサッカー・多目的グラウンド整備事業基本構想に基づく内容を少し変更したものに沿った陳情であります。今年の第1回定例会において議決した内容に沿って設計内容も提案すべきであり、議会軽視であります。サッカー・多目的グラウンド整備事業基本構想の概要では、サッカー合宿の聖地を目指すとか、既存グラウンドとの相乗効果がうたわれておりますが、サッカーにおいて芝の管理は命であります。既存グラウンドへの芝の管理への投資がなされてないこと、また今回の計画でも維持管理が年間1,850万円で、芝の管理の人件費が3名で700万円の計画であります。良好な芝の管理を考えてないと思われまます。県内には40からのグラウンドの整備がされたり、計画がされているようであります。他のグラウンドとの優位性をうたうためにも、芝の管理こそ投資すべきであります。市民が利用する市民のためのサッカー場の整備をしても、良好な芝の管理がなされれば、小・中学生、高校、大学、社会人やシニア、女子チームなど、九州大会、全国大会の開催や合同合宿なども可能になると思われまます。

サッカー・多目的グラウンド整備事業基本構想に基づく整備より、まだほかにやることがあるのではないかという市民からの声が多数寄せられております。例えば、さつき園の給食の問題であります。何もなかった指宿の地に障害者の療育の場、働く場、暮らしの場が形

成されて、大きな成果を上げてきたのは、行政の支援があったからこそです。食育の大切さについて理解しているわけであり、認めているわけであります。給食を導入することは多くの課題があることも理解しますが、設立されて17年にもなります。療育において非常に大事であり、環境整備こそ早急に行うべきであることを付け加え、討論といたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立少数であります。

よって、陳情第11号を採択することを採決いたします。

本件は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、陳情第11号は、採択と決定いたしました。

次に、陳情第10号及び陳情第13号は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会に付託されました陳情第10号、池田湖水利権確保に伴う放流区域の整備を求める陳情書、及び陳情13号、地熱の恵み活用プロジェクト策定の前段階であったアイスランド視察について、その成果報告書を市報に掲載するよう市当局へ市議会が要請することを求める陳情、の審査の経過と結果について、去る9月11日に本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

なお、要旨につきましては、いずれも陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

まず、陳情第10号について申し上げます。

本陳情の審査に当たっては、陳情者を参考人として本委員会に出席を求め意見を聴取し、審査いたしました結果、池田湖の水利権を確保しながら放流をするための新川の河川整備を

しっかりと県にしていだきたいという陳情である。近年、集中豪雨を含めて池田湖で毎秒8tを放流すると、下流の新川においては非常に危険な状態が続いている。是非、県において取り組んでいただきたい。よって、本陳情は採択すべきと思うとの意見が出され、全員一致をもって採択と決しました。

次に、陳情第13号について申し上げます。

地熱の問題については、現在凍結されている。現段階で委員会においてこの問題を取り上げるのはいかがなものか。よって、本陳情は不採択とすべきと思うという意見と、市報などに載せなくても個人的に情報公開を求めることができると思う。よって、本陳情は不採択とすべきと思うという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は、委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。

次に、陳情第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第13、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

まず、決算特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第57号から議案第64号まで

の8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務水道委員長から、目下委員会において審査中の平成28年陳情第4号及び陳情第5号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### **△ 報告第4号、報告第5号及び議案第75号一括上程**

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第14、報告第4号、指宿市の平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、から、日程第16、議案第75号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

まず、報告第4号、指宿市の平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第5号、指宿市の平成28年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定

により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

次は、議案第75号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,009万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億421万3千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、それぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と合わせて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本報告の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標について御説明申し上げます。

一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため、数値なしとなりました。三つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で8.3%となりました。四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか債務負担行為に基づく支出予定額公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、36.1%となりました。早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき、財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を議会の議決を得て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

報告第5号、指宿市の平成28年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についてであります。

本案は、報告第4号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と合わせて経営健全化基準についてもお知らせしておりますが、これは報告第4号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成28年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、御説明申し上げます。資金不足比率は公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第75号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,009万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億421万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので13ページをお開きください。

款2総務費、項4選挙費、目5衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費2,320万7千円の補正につきましては、衆議院議員の解散に伴う総選挙が10月22日に執行されることから、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上するものであります。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費140万5千円の補正につきましては、台風18号の接近により住民の自主避難施設として一次避難施設12か所を開設し、職員を配置したこと等に伴う時間外勤務手当140万5千円を増額するものであります。

14ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費404万円の補正につきましては、林道5か所、保安林3か所、その他1か所の法面崩壊や倒木等の災害が発生

し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額するものであります。同じく項3その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費19万円の補正につきましては、花瀬望比公園トイレが被害を受け、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額するものであります。同じく項4教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費125万円の補正につきましては、指宿小学校、柳田小学校、山川小学校、西指宿中学校が被害を受け、現計予算で不足することから災害復旧費を増額するものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風18号被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページをお開きください。

款15県支出金2,320万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、選挙費委託金であります。

款18繰入金688万5千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款20諸収入2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時08分 |
| 再開 | 午後 | 0時08分 |

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### **△ 報告第4号及び報告第5号（質疑）**

**○議長（松下喜久雄）** これより、質疑に入ります。

まず、報告第4号及び報告第5号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号及び報告第5号は終了いたしました。

#### **△ 議案第75号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

**○議長（松下喜久雄）** 次に、議案第75号について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第3号上程(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)

**○議長(松下喜久雄)** 次は、日程第17, 意見書案第3号, 池田湖水利権確保に伴う放流区域の整備を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明, 質疑, 委員会付託等を省略し, 直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し, 直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉議及び閉会

○議長（松下喜久雄） 以上で本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて平成29年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前之園 正 和

議 員 中 村 洋 幸

# 第 3 回 定 例 会

参 考 資 料

### 意見書第3号

#### 池田湖水利権確保に伴う放流区域の整備を求める意見書

南薩土地改良区は、国営南薩農業水利事業及び県営畑地帯総合土地改良事業で造成された畑かん施設を管理・運営している法人団体であり、池田湖を調整池として利用して指宿市・南九州市・枕崎市の関係受益農地5,915haの畑地かんがいを実施しています。

施設の一部は、事業導入に伴い本市をはじめとする関係市へ管理が移管され、当該移管施設の管理は、市から同改良区へ委託し運用されています。

その中心である池田湖は、昭和56年に農林水産大臣と河川管理者である鹿児島県知事との間で河川協議が行われ、翌昭和57年に水利使用の同意書が締結されました。

その際、水収支を計算した結果、周囲の県道等河川区域外の標高は69.0m以上であり、また、新川の放流の能力を1.0m<sup>3</sup>/sから8.0m<sup>3</sup>/sに増強を行うこと等から「周辺部に影響がないと考えられる」とされ、畑かんので使える水利権は標高62.0mから66.0mまでと設定されました。そのため、池田湖水位が66.0mを超えると、河川管理者である鹿児島県管轄の本市開聞地域の新川への放流を行うことになっています。

近年では、平成27年6月の大雨、平成28年の降雨及び平成29年8月の大型台風に伴い、3年連続して新川への放流を行っている状況です。

平成28年の降雨では、65.5mで鹿児島県と協議を行い、治水の観点から安全対策として新川への放流を行いました。護岸洗掘等の恐れもあり、放流量8.0m<sup>3</sup>/sを確保できず、池田湖周辺の安全を脅かしている状況です。

よって、池田湖周辺の安全と池田湖水利権を確保するため、放流区域である新川への放流量8.0m<sup>3</sup>/sを確保できるよう整備を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月29日

指宿市議会議長 松下 喜久雄

鹿児島県知事 殿